博士論文

韓国政府による在日コリアンの包摂と排除 -李承晩政権期を中心に-

(Inclusion and Exclusion of ZAINICHI Koreans by the Government of South Korea: Focusing on the Era of Lee Seung-man Regime)

2018年3月

立命館大学大学院政策科学研究科政策科学専攻博士課程後期課程

MIN Jihoon

立命館大学審査博士論文

韓国政府による在日コリアンの包摂と排除 -李承晩政権期を中心に-

(Inclusion and Exclusion of ZAINICHI Koreans by the Government of South Korea: Focusing on the Era of Lee Seung-man Regime)

> 2018年3月 March 2018

立命館大学大学院政策科学研究科 政策科学専攻博士課程後期課程 Doctoral Program in Policy Science Graduate School of Policy Science Ritsumeikan University

MIN Jihoon

研究指導教員:勝村 誠 教授 Supervisor: Professor KATSUMURA Makoto

博士論文要旨

論文題名:韓国政府による在日コリアンの包摂と排除

-李承晩政権期を中心に-

立命館大学大学院政策科学研究科 政策科学専攻博士課程後期課程 ミン ジフン MIN Jihoon

本研究では、李承晩政権の在日コリアン政策の分析を通じて、当時の韓国政府の「国民認識」を解釈してみた。ここで言う在日コリアンとは、植民地支配下に生活のために渡航して来た者、戦時期に徴用や徴兵によって渡日した者、分断体制の下で韓国への定着が困難で密入国した者など、歴史的諸事情により日本に定着するようになった朝鮮半島の人々の総称である。日本国内でも朝鮮半島の分断体制による影響を受けて、在日コリアン社会が分裂している状態の下で、韓国政府が在日コリアンに対してどのような管理政策をとったのかを検討することを通して、脱植民地問題や冷戦研究など関連研究に新たな視点を提供することが本稿の目的である。

まず、解放直後の在日コリアン問題を扱った研究を整理しておく。ロバート・リケット、小林玲子、金太基、鄭栄桓らが日本や GHQ が行った在日コリアン政策の問題を取り上げてきた。しかし、韓国政府の政策については、まだ研究が不十分である。これに加えて、在日コリアンだけではなく、李承晩に関連する研究も、内国民との関係、対北朝鮮政策、外交政策などが中心であり、在日コリアンとの関係の検討は不充分である。李承晩と在日コリアンとの関係については、金太基をはじめとして、崔徳孝、金奉燮、盧琦霙、田甲生などが取り上げてきたが、本研究の検討を通じて、次の点を指摘できる。

第1に、李承晩政権の様々な政策(国民登録、強制韓国送還、民族教育問題への関与など)の分析が不十分である。第2に、韓国政府の官僚がどのような背景を持ちながら在日コリアンの処遇に関与したかを見る視点が欠けていた。第3に、韓国政府との協力団体である在日大韓民国居留民団(以下、民団)との関係の理解が不足している。特に民団の韓国支持にはどのような意味があったかについての分析が欠けていた。第4に、韓国政府が在日コリアンを国民としてどのように扱ったのかについて分析が不足している。本稿では、各種在日団体が残した資料と、日韓会談外交文書、日韓両国の国会議事録などを中心に検討を加え、李承晩政権の在日コリアン政策について総括的には次のような内容を確認した。

当時、李承晩政権の在日コリアン政策は、主に国民としての管理体制の導入と、可能な

限り多くの在日コリアンを韓国支持に引きつける政策に集中していた。これが包摂の側面である。しかし、李承晩政権の在日コリアン政策には、彼らの生活実態と接続できる要素が欠けていた。その理由は、韓国政府の政策の基準が分断体制の下で北朝鮮との競争に勝利することにあったからである。また、韓国政府を担うエリートの視点から政策が立案されたが、彼らには在日コリアンの処遇を考慮するべきだという意識がなかった。

一方、李承晩政権と在日コリアンとの関係はどうであったか。当時、韓国政府が行った 国民管理体制が暴力的であることが、次第に在日コリアン社会に伝わった。済州島 4・3 事件による虐殺行為をはじめ、朝鮮戦争下の厳しい国民識別の様相が、日本に密航した者らを通じて在日コリアン社会に伝わったのである。また、李承晩は在日コリアンのほとんどが「パルゲンイ(共産主義者)」か、または「親日」的感情を持っていると認知し、反感を抱いていた。これが排除の側面である。

それに対して、北朝鮮を支持していた在日朝鮮人総連合会(総連)は、李承晩政権を単に 日朝関係の障害になる存在であり、米国に支配されている政権であると認知していた。ま た、北朝鮮政府は在日コリアンの諸問題に積極的に関与する政策をとっていた。そのため、 当時、日本で貧困と民族差別に苦しんでいた在日コリアンにとっては、北朝鮮を支持する 者が多くなるのも当然であった。

一方、植民地問題を解決するために開かれた日韓会談では、在日コリアンの処遇についても、分断体制に立脚して、北朝鮮との対抗に重点を置いて取り扱われた。代表的な事例としては、在日コリアンの法的地位を韓国籍者のみを有利にしようとした。ところで、当初は在日コリアンを韓国に受け入れることに消極的であった李承晩政権も、北朝鮮への「帰国」を防ぐために、韓国で受け入れていく方針に切り替えた。しかし、韓国にとっては日韓会談を通じて在日コリアンを統制することが非常に難しかったので、李承晩政権は韓国送還に応じない者に対して韓国政府は韓国民としての責任を取らないと宣言した。包摂と排除のジレンマが選別へと導かれたのである。これについて、多数の研究者は李承晩政権の在日コリアン政策が「棄民政策」であったと評価している。

以上を整理すると、当時の韓国政府の在日コリアン政策は次のように理解できる。まず、韓国政府に解決が求められた在日コリアンの処遇問題は、そもそも日本植民地支配の遺産であったが、朝鮮半島分断の下で、選別の課題へと集中された。これによって、韓国政府は在日コリアンの処遇への問題認識が鈍感になった。これに加えて、韓国政府だけでなく在日コリアン社会にも、日本の植民地問題に対する感覚を鈍感にする傾向があった。もう一つの側面では、日本の植民地体制を経験したエリートたちが李承晩政権の在日コリアン政策を担当したことも問題であった。当時、彼らが在日コリアンの処遇にうまくアクセスできなかったのは、韓国のエリートの視点から在日コリアンの処遇を模索したためである。当時の韓国政府にとっては、在日コリアンに対する処遇よりも分断体制における北朝鮮との対抗に重点が置かれており、当時のエリートたちには在日コリアンに対する認識にも限界があったことが確認できる。これは李承晩政権の在日コリアン政策の限界でもあった。

Doctoral Dissertation

Title: Inclusion and Exclusion of ZAINICHI Koreans

by the Government of South Korea:

Focusing on the Era of Lee Seung-man Regime

Doctoral Program in Policy Science Graduate School of Policy Science Ritsumeikan University

ミン ジフン

MIN Jihoon

This research is a study of the policy towards ZAINICHI Koreans of Lee Seung-man regime. ZAINICHI Koreans are Korean resident in Japan who arrived During the Japanese colonial period. Currently, a lot of researches of ZAINICHI Koreans have been focused on the stance of Japanese government, and that of GHQ. But, this research on ZAINICHI Koreans overlooks the policy regarding ZAINICHI Koreans of South Korea. Lee Seung-man regime and ZAINICHI Koreans shared the same problematic background related to the Japanese colonial legacy, so this research provides an important perspective.

The purpose of the South Korean government was to control and manage Korean residents in Japan under the South Korean government. But policy of the Korean government for ZAINICHI Koreans did not focus on life problems of them. The cause for that had a lot to do with the divided nationan system in Korean Peninsula. And South Korean elites did not think about the life problems of Korean residents in Japan. On the other hand, North Korean government recognized the life problems of ZAINICHI Koreans.

Consequently, there were many people who supported North Korea in the Korean community in Japan.

On the other hand, Japan-South Korea conferences aimed at solving the colonial problem focused on the issue of competition with North Korea, which was based on the system of division rather than the treatment of ZAINICHI Koreans. For example, Lee Seung-man regime had made the legal status favorable only to Koreans who were South Korean nationals. At first South Korea was not accepting ZAINICHI Koreans, but it turned to accepting them to prevent those who wanted to "return" to North Korea. It was difficult to control Koreans in Japan through Japan-South Korea conferences, so Lee Seung-man regime did not recognize the nationality of ZAINICHI Koreans who did not conform to the idea of South Korea as the single Korean nation. For this reason, many researchers criticized Lee Seung-man regime's attitude toward Korea as 'the starved people policy'.

Eventually, the interpretation of policies of South Korea for ZAINICHI Korean at the time was as follows. Because the Japanese colonial issues were to be solved by South Korean government, the treatment of ZAINICHI Koreans became a task related to the division of the Korean peninsula. As a result, South Korea became less sensitive to the treatment of ZAINICHI Koreans. Also, it is related to the problem of elites who had experienced the Japanese colonial system and then dealt with the ZAINICHI Korean policy. At that time, the problem of not properly approaching the problems of ZAINICHI Koreans was because the South Korean government could not relate to treatment of Koreans in Japan from the perspective of South Korean elites. So policies of Lee Seung-man regime for ZAINICHI Korean showed us limits of abilities of South Lorean elites at that time.

目次

序論		1
第1章 単	後在日コリアンの処遇をめぐる李承晩政権と民団との関係	20
_	- 1945 年~1948 年を中心に-	
第1節	東アジア冷戦体制による在日コリアンの処遇	20
第1項	米軍政庁による南朝鮮占領の背景	20
第2項	戦後の在日コリアンの処遇	23
第3項	在日コリアンの日本への定着と密航	27
第2節	分断された在日コリアンの団体	30
第1項	朝連の結成	30
第2項	建青・民団の結成	33
第3項	李承晩政権と民団との関係形成	40
小結		47
第2章 南	前北分断体制下での韓国政府の在日コリアン政策	48
_	- 1948 年~1950 年を中心に-	
第1節	韓国外国民登録令による韓国民識別	48
第1項	駐日本韓国代表部の設置と外国民登録実施の準備過程	48
第2項	韓国政府と民団との外国民登録協力	53
第3項	民団としての韓国籍	56
第2節	朝連解散と朝鮮学校閉鎖に対する韓国政府の関与	59
第1項	朝連解散と朝鮮学校閉鎖	59
第2項	韓国国会での在日コリアンの民族教育に関する議論	63
第3節	韓国からの密航者問題と在日コリアンの強制送還	67
第1項	在日コリアンと密航者の管理体制	67
第2項	日本政府と韓国政府の強制送還協力	71
第3項	韓国政府の国家暴力から逃がれて密航した在日コリアン	77
第4節	朝鮮戦争期の韓国政府と在日コリアン	84
第1項	韓青の韓国志向イデオロギー	84
笛り面	民団の差角軍レーズの参離し韓国の離然に対する支援運動	96

第3項	朝鮮戦争期の金龍周公使と在日コリアンとの関係	89
小結		92
第3章 初	切期日韓会談における李承晩政権の在日コリアン政策	95
_	- 1951 年~1953 年を中心に-	
第1節	在日コリアン国籍・退去問題をめぐる韓国政府の対応	95
	: 予備・第1次日韓会談	
第1項	日韓会談以前の両国の在日コリアンの国籍の扱い	95
第2項	民戦結成への韓国政府の対応	98
第3項	日韓会談における韓国政府の在日コリアン送還権要求	100
第4項	韓国政府の在日コリアン国民登録をめぐる法的地位の問題認識	102
第2節	在日コリアンの国籍・退去問題をめぐる韓国政府の対応	105
:	第2·3次日韓会談	
第1項	日韓会談からみる韓国側の共産主義者識別の動き	105
第2項	日韓の韓国国民登録をめぐる居住権申請の意見	
第3項	韓国側の強制送還拒否問題	111
第4項	李承晩政権の強制送還中止をめぐる大村収容所の問題	115
第3節	日韓会談に対する各在日コリアン団体の反応	116
第1項	日韓会談に対する民団の動態	116
第2項	民団の国会参加	120
第3項	日韓会談に対する民戦の対応	122
第4項	李ラインに対する民戦の対応	127
小結		129
第4章 日	南北関係における韓国政府と在日コリアン	131
-	−1954 年~1958 年を中心に−	
第1節	日朝関係をめぐる韓国政府の在日コリアン政策	131
第1項	李承晩の不安定な対日外交と在日コリアンの韓国訪問禁止	131
第2項	李ラインをめぐる人質外交	133
第2節	日南北の関係をめぐる各在日コリアン団体の動態	135
第1項	民戦の反米・李承晩活動	135
第2項	総連結成と初期帰国事業運動	137
第3項	日韓会談・抑留者問題をめぐる民団の動態	142
第4項	民団と韓国政府との摩擦	146
第3節	最初の在日コリアンの北朝鮮帰国への韓国政府の対応	148
第1項	旅行証明書問題における ICRC と韓国政府との摩擦	148

第2項	韓国政府の在日コリアン北朝鮮帰国阻止対応	153
第4節	第4次日韓予備会談における李承晩政権の在日コリアン政策	156
第1項	非公式日韓会談をめぐる韓国政府の人質外交	156
第2項	非公式日韓会談をめぐる韓国政府の大村収容所と在日コリアン	159
	処遇取扱	
第3項	日韓予備会談をめぐる在日コリアン・日漁民釈放	160
小結		165
第5章 帰		168
_	- 1958 年~1960 年を中心に-	
第1節	韓国政府の帰国事業対応政策	168
第1項	第4次日韓会談における韓国政府の在日コリアン処遇関与	168
第2項	帰国事業実行前の韓国政府の対応	173
第3項	帰国事業をめぐる韓国政府の外交的対応の限界	176
第2節	帰国事業への反対	180
第1項	韓国内の帰国事業反対運動の展開	180
第2項	帰国事業実行前の民団の動態	183
第3節	帰国事業妥結に対する韓国政府の在日コリアン政策	184
第1項	帰国事業問題による在日コリアンの韓国への送還	184
第2項	帰国事業締結後の韓国政府の対応	189
第3項	ICRC に対する韓国政府の反発	193
第4節	帰国事業実行をめぐる韓国政府と在日コリアン社会の対応	195
第1項	総連の帰国運動活動	195
第2項	帰国事業決定後の民団の対応	196
第3項	帰国事業実行後の韓国政府	198
小結		202
結論		204
参考文献		212

序論

研究目的

大韓民国(以下、韓国)は在外国民を多く有する国であるが、なかでも在日コリアン¹はその歴史的背景から独自の立ち位置を占めている。その理由としては、日本の植民地支配を背景として1920年代から増え始めた出稼ぎ朝鮮人労働者や朝鮮人留学生のなかには、日本に生活基盤を持っている者らが多かったからである。

その後、日本の敗戦と戦後の混乱のなかで、敗戦前に日本国籍保有者であった朝鮮人は 段階的に国籍を喪失していった。そして、植民地時期から根強かった日本社会の民族差別 は、戦後にも存在していたので、在日コリアンは非常に厳しい状況であった。これに対し ては、在日コリアンの共産主義者を中心に在日本朝鮮人連盟(以下、朝連)が結成され、日 本社会にある朝鮮人差別の撤廃、民族学校設立活動など、在日コリアン社会に重要な役割 を果たした。

一方、朝鮮半島では、日本敗戦後、アメリカ合衆国(以下、アメリカ)とソビエト社会主義共和国連邦(以下、ソ連)による分割占領を経て、1948年に韓国と朝鮮民主主義人民共和国(以下、北朝鮮)の2つの主権国家が樹立された。これによって朝鮮半島に生まれた分断体制による摩擦は、南北住民にも分裂を招いたが、日本に残留している在日コリアン社会

[「]ここで言う在日コリアンとは、朝鮮植民地支配の下で生計のために渡日した出稼ぎ者、留学を契機としてそのまま日本で暮らした者、戦時期に徴用・徴兵された者、ならびに解放直後に分断国家体制の下で韓国における定着が困難なため日本に密入国した者などのうち、その後も日本に定着した者とその家族を指している。敗戦直後には在日コリアンを指す用語としては、一般的に「在日朝鮮人」が用いられることが多かった。しかし、当時はナショナリズムと政治イデオロギーの交錯によって、「在日朝鮮人」や「在日韓国人」などの名称が指す意味がそれぞれ異なって用いられる時期であった。したがって「在日朝鮮人」という用語を用いる者もいるが、韓国政府を支持する者は朝鮮ではなく、自分自身を「韓国人」、あるいは「在日韓国人」であると主張している。現在では、このような政治的な交錯を避けて、彼らを統合する「在日コリアン」という用語が使用されることも多い。これは、朝鮮半島の分断体制によって作られた用語といえる。したがって、朝鮮半島の分断体制が終わっていない状況では、この用語は現在だけではなく、分断体制直後にも使うことができると筆者は考える。

にも厳しい分裂をもたらした。

朝連の構成員には共産主義者が多数存在し、分断国家体制になった直後には北朝鮮への支持をする立場を表明するようになった。これに対して日本を占領した GHQ(Supreme Commander for the Allied Powers/General Headquarters=連合国軍最高司令官総司令部)は在日コリアンの民族教育活動を阻止しようとする日本政府の方針を支持し、朝連の解散を命じた。しかし、彼らは在日朝鮮統一民主戦線(以下、民戦)を組織して活動を続けた。民戦を経て、1955 年に在日朝鮮人総連合会(以下、総連)が結成されると、総連は北朝鮮と密接な関係を持って活動してきた。

一方、韓国政府を支持するようになった在日本大韓民国居留民団(以下、民団)とその他の協力団体は、反共活動を重んじ李承晩²政権の在日コリアン政策に協力していた。このような協力関係によって、今日に至るまで、民団は韓国政府を支持する代表的な団体である。では、韓国政府は上述のような在日コリアン社会において、在日コリアンを韓国の国民に登録すべき者と排除すべき者とをどのよう識別していたのだろうか。韓国政府は樹立後、在外国民登録制を導入し、民団の協力を得て在日コリアンらを韓国籍に登録させた。それ

^{*}李承晩は 1875 年 3 月 26 日に生まれ、黄海道の平山郡馬山面大慶里に生まれた。1904 年、YMCA の活動を経て、同年 11 月 4 日にアメリカに渡った。李承晩は培材学堂出身の学歴が認められ、アメリカのキリスト教系宣教師の支援により 1905 年 2 月ジョージ・ワシントン大学(The university of George Washington)に編入し2年後に卒業した。以後、1910 年 3 月にハーバード大学(The university of Harvard)修士を卒業、同年 7 月プリンストン大学(The university of Princeton)博士を卒業した。1913 年に李承晩はアメリカ留学とハワイ生活が要因になって、親米的な感情が強くなり、アメリカの力がなければ、朝鮮の植民地解放ができないと考えるようになった。1919 年 3 月 1 日の三・一運動が日本により鎮圧されると、独立を求める朝鮮人らは 3 月 21 日に上海で大韓共和国臨時政府(臨時政府)を結成し、李承晩は 4 月に国務総理に選出された。6 月には臨時政府の大統領になり、朝鮮の独立のために対米外交活動(外交的な宣伝、在米コリアンとの独立活動など)を行なった。1920 年代には、李承晩はソ連型の社会主義は朝鮮を「奴隷化」すると批判しながら、アメリカの「誠意がある援助」に期待すると朝鮮人らに述べていた。解放後、1948年にアメリカの支持を受けて韓国の初代大統領になる。以上は、以下の文献を参考にした。鶴本幸子「所謂『寺内総督暗殺未遂事件』について」『朝鮮史研究会論文集』10 集、1973 年、pp. 2~33。長田彰文『日本の朝鮮統治と国際関係:朝鮮独立運動とアメリカ 1910~1922』平凡社、2005 年、pp. 45~66。鄭秉峻『우甘이令만연구』[零南李承晩研究] 역사비평사[歴史批評社]、2013 年。

以後、韓国政府はこの措置により在日コリアンの日本の戸籍表記を韓国とするものと「朝鮮(国際法では、サンフランシスコ講和条約が結ばれた後、無国籍となっている)」のままの者を区別し、在日コリアンの処遇に関与していた。そして、韓国政府は在日コリアンのなかで戸籍表記が朝鮮になっている者らに対して、韓国への出入国を厳しく制限している。このような韓国政府の差別的な対応による在日コリアン社会の分断体制は今でも続いている。

また、アメリカの主導により、日本と韓国が国交を結ぶために日韓会談を行っていたが、 そこで韓国政府は在日コリアンの法的地位に関与するようになった。韓国政府は、在日コリアンらが臨時政府の時期からわが国家の構成員であるので、彼らが韓国国籍を持つことは当然であると主張した。これは、李承晩政権が在日コリアンを日本との外交関係を通じて、政治的な包摂を行った側面である。

当時、在日コリアンの中には日韓会談に反対する者が多かったが、民団内部には、両国が会談を行うことに賛同し、自分たちも日韓会談に出席し直接発言することを求めた者もいた。しかし、日韓会談において、当事者である彼らは在日コリアンの法的地位問題に関与することができず、日本政府と韓国政府だけで議論が進められていた。そして、日韓会談によって日本と韓国が国交正常化されても、在日コリアン自身は今だに彼ら自身の日本内または韓国内の法的地位問題に関与することは難しい。結局、在日コリアンの民意が入らずに、韓国政府が在日コリアンの法的地位を取り扱っことからみると、排除という側面が確認できる。こうして、韓国政治の中で在日コリアンに対する諸政策は包摂と排除の両面をはらんでおり、そのジレンマが選別へと導かれたのである。

それでは、韓国政府は在日コリアンを国家の構成員として認知しながら、彼らの法的地位問題にどのように関与したのだろうか。韓国政府と在日コリアンとの関係を、どのように論じればいいのだろうか。そして、李承晩政権期の韓国政治の中で、在日コリアンという対象が、どのように包摂され、排除されきたか。それを確認するためには、韓国政府が

在日コリアンの処遇に関与した過程を具体的に検討しなければならない。したがって、本 論文では李承晩政権期を対象に、当時の韓国政府と在日コリアンとの関係を確認したうえ で、韓国政府による在日コリアンに対する政策を検討する。

先行研究

①韓国政府と在日コリアンとの関係に関する研究

ここで、本研究で注目する李承晩政権期の韓国政府の在日コリアンに対する政策を対象とする研究がどのように進んできたかを確認しておく。まず、韓国政府と民団との関係に注目した金太基³は GHQ の文書と民団活動を記録した資料などを基に、民団団員ならびに韓国国民として登録された者を当局がいかに管理したのかについて分析した。これを踏まえた研究として、崔徳孝⁴は韓国政府の朝鮮戦争に参戦した在日義勇軍への取り扱いに注目した。

一方、金奉燮⁶は韓国政府の民団育成の具体的な政策について、北朝鮮から支援を受けていた総連の育成との比較を通じて、韓国政府が北朝鮮と総連の動きを牽制するために行った支援の状況とともに詳細に論じた。盧琦霙⁶は韓国政府の在日コリアン政策が日韓関係と深く連関していることを確認した。盧琦霙は日韓関係が韓国政府の在日コリアンに対する関心に大きく影響を与えていたと論じた。

³金太基「한국정부와 민단의 협력과 갈등관계」[韓国政府と民団の協力と葛藤関係]『아시아태평양지역 연구』[アジア太平洋地域研究]3巻1号、全南大学アジア太平洋地域研究会、2000年。同「韓国政府 수립 직후 駐日韓国外交代表部와 在日韓人」[韓国政府樹立直後の駐日韓国外交代表部と在日韓人]『韓日民族問題研究』25号、韓日民族問題学会、2013年。

⁴崔徳孝「朝鮮戦争と在日朝鮮人―義勇兵派遣の問題を中心に―」『朝鮮半島と日本の同時代史―東アジア 地域共生を展望して―』評論社、2005年。

⁵金奉燮「이승만정부시기의 재외동포정책」[李承晩政府の時期における在外同胞政策]博士学位論文、韓国学中央研究院、2010年。

⁶盧琦霙「민단의 본국지향과 한일교섭」[民団の本国志向と韓日交渉] 국민대학교일본학연구소편[国民 大学校日本学研究所編]『의제로 본 한일회담』[議題からみる韓日会談]、先人、2010年。

違う観点として、田甲生⁷は『対馬新聞』や李承晩大統領が金龍周駐日公使に送った指令文書の分析と密航者出身である在日コリアンを対象とするオーラル・ヒストリー研究を通じて、李承晩が持っていた在日コリアンや密航者への認識を分析した。

②在日コリアンの活動に関する研究

次に、李承晩政権と各在日コリアン団体との関係に注目した研究を押さえておくため、植民地解放後の在日コリアン社会における政治的な活動、生活実態、経済活動などに関する問題を在日コリアンの立場から取り扱った研究も確認しておく。 朴 慶 植 8 は在日コリアンの各団体が作成した資料と本人の活動経験に基づいて、朝連が在日コリアンの民族統一運動を踏まえ、生活権・人権を確保する運動を展開する過程を説明した。 崔永鎬9は、当時の国際関係の中で各在日コリアン団体がどのような政治志向を持つようになってきたかを検討した後、政治路線が異なることによって在日コリアン社会が持つ「葛藤的なコミュニティ(Community of conflict)」の存在を確認した。 小林玲子10は、解放後から朝鮮戦争期まで、各在日コリアン団体が抱く祖国志向を取り扱った。 小林は、各在日コリアン団体の祖国志向は、それぞれの新国家建国運動と連結しているところに注目している。

在日コリアンの具体的な人口変動や在日コリアン社会の仕組みについては外村大¹¹が詳細に論じている。外村は、これまで参照されてこなかった当時の雑誌記事をはじめとする

⁷田甲生『한국전쟁과 분단의 트라우마: 새로운 자료、다른시각』[韓国戦争と分断のトラウマ:新しい 資料、違う視角]先人、2011年。

⁸朴慶植『解放後 在日朝鮮人運動史』三一書房、1989年。

⁹崔永鎬「戦後の在日朝鮮人コミュニティにおける民族主義運動研究:終戦直後南朝鮮の建国運動との運動を中心に」東京大学大学院博士学位論文、東京大学大学院総合文化研究科国際関係論専攻、1992年。同『재일한국인과 조국광복』[在日韓国人と祖国光復] 글모인[グルモイン]、1995年。

¹⁰小林玲子「戦後における在日朝鮮人と『祖国』: 朝鮮戦争期を中心に」『朝鮮史研究会論文集』34集、1996 年

¹¹外村大「戦後における在日朝鮮人と日本社会」『アジアの激変と戦後日本:日本現代史』4号、現代史料出版社、1998年。同『在日朝鮮人社会の歴史学的研究』緑蔭書房、2007年。

一次資料を読み込んで、在日コリアン社会が植民地支配を受けていた時期から解放までの 過程を綿密に検討した後、「在日朝鮮人」という概念に考察を加えた。そして、朝鮮植民 地体制が戦後の在日コリアン社会にも連結している問題があることを歴史的な視点で論じ ている。一方、呂聖九¹²は、当時の在日コリアンが韓国に帰還しなかった要因を経済的、政 治的、環境的な面から確認して、在日コリアンの処遇の実態を論じた。

上記の研究が日本政府にとっての植民地問題としての観点であるとすれば、文京深いは戦前戦後の在日コリアン社会が内包している問題も取り扱った。文京洙は地方自治やインターナショナリズムなどの観点を通じて、在日コリアン社会がはらむ「民族」と「国民」への批判的に論じた。

一方、解放直後の各在日コリアン団体の活動に新たに注目する研究が出てきた。朝連に対して、金仁徳¹⁴は日本政府と GHQ が行った在日コリアンの差別政策に抵抗する朝連の運動を韓国研究者として本格的に描写した。この研究が注目したのは、朝連の全体大会を通じて、日本内の在日コリアン差別に対する抵抗が、日本の植民地に対する抵抗と連結していた点である。続いて、在日コリアンらがどのように活動してきたかに注目した「鄭・栄・桓¹⁵は、各在日コリアン団体の成立過程で、当事者である在日コリアンが自らの法的地位の確定に対してどのように活動していたかを詳細に論じた。また、朝連の活動内容や民族教育の過程を通じて、当時の在日コリアンの民族差別を受ける側にとっての民衆の感覚を論じた。

在日コリアン団体の活動だけではなく、新しい側面から在日コリアンの実態を確認する研究も生まれている。鄭煕鐥¹⁶は在日コリアン団体らがどのような民族教育を行い、それがどのように組織化されてきたかを確認している。特に、朝連系の民族教育の実態だけでは

¹²呂聖九「해방 후 재일 한인의 미귀환 사례와 성격」[解放後在日韓人の未帰還の事例と性格]『한국근 현대사연구』[韓国近現代史研究]38 号、韓国近現代史学会、2006 年。

¹³文京洙『在日朝鮮人問題の起源』クレイン、2007年。

¹⁴金仁徳『재일본조선인연맹 전체대회 연구』[在日本朝鮮人連盟全体大会研究]先人、2009年。

¹⁵鄭栄桓『朝鮮人独立への 隘路:在日朝鮮人の解放五年史』法政大学出版局、2013年。

¹⁶鄭熙鐥『재일조선인의 민족교육운동』[在日朝鮮人の民族教育運動]先人、2014年。

なく、民団系なども含めて研究している点に特徴がある。一方、金太基¹⁷、崔永鎬¹⁸は、民団団長としての朴烈の政治思想が、民団の政治イデオロギーに大きく影響を与えたと論じた。

戦後、多くの在日コリアンらは貧困な生活を余儀なくされたが、そのことを理解したうえで朴美娥¹⁹は彼らの経済活動を研究した。この研究は、闇市場における在日コリアンの経済活動を確認したうえで、貧困問題を呼び起こした原因が日本社会だけではなく、在日コリアンの内部葛藤にもあったことに注目した。

新健次²⁰は、自分自身を含めた在日コリアンの思想が構築される背景を包括的におさえた うえで、日本社会における民族差別を朝鮮半島の分断問題と結び付け、在日コリアンの視 点から説明した。

③日本政府と GHQ の在日コリアン政策に関する研究

本研究では、GHQ と日本政府の在日コリアンに対する政策も確認しておく必要があった。GHQ と在日コリアンの関係に関する第1世代研究者であるエドワード・W. ワグナー(Edward W. Wagner)²¹は GHQ の対在日コリアン政策が民族差別的であったことを批判してきた。宮崎章²²は GHQ による在日コリアンの帰国統制や法的処遇の取り扱いを確認した。解放後の日本政

¹⁷金太基「아나키스트 박열과 해방 후 재일한인 보수단체」[アナキスト朴烈と解放後在日韓人補修団体] 『韓日民族問題研究』27巻0号、韓日民族問題学会、2014年。

¹⁸崔永鎬「해방직후 한일관계와 박열의 정치적 위상」[解放直後韓日関係と朴烈の政治的な位相]『광복이후 박열의 사상과 활동』[光復以後朴烈の思想と活動]朴烈義士紀念館開館2周年記念学術会議、2014年。

¹⁹朴美娥「해방 직후 재일조선인의 경제활동: 1945~1950년 암시장을 중심으로」[解放直後の在日朝鮮人の経済活動 1945年~1950年の闇市場を中心に]西江大学校大学院、史学科韓国史専攻、2015年。 20尹健次『「在日」の 精神史』(1~3)岩波書店、2015年。

²¹エドワード・W. ワグナー『日本における朝鮮少数民族-1904 年~1950 年』湖北社、1975 年。

²²宮崎章「占領初期における米国の在日朝鮮人政策」『思想』734号、岩波書店、1985年。

府の在日コリアンに対する責任論としては、古庄正²³が敗戦直後に日本政府と企業による在 日コリアンの未払い労働賃金の清算を日本政府が見逃したことに注目した。

一方、ロバート・リケット(Robert Ricketts)²⁴は、日本敗戦後の在日コリアンが日本政府とGHQによる「2重の占領」状態にあったという視角から、在日コリアンに対するGHQと日本政府の対応と、それに対応する在日コリアンの運動の意味に注目した。小林玲子²⁵は、GHQがマッカーシズムの観点から朝連の民族運動に否定的な認識を持っていたことを明らかにした。

日本政府が定めた在日コリアンの法的地位及び処遇に関する政策研究としては、金太基²⁶ と洪仁淑²⁷が、占領軍と日本政府によって在日コリアンに対する政策がどのように講じられたかを GHQ の文書を検討することによって論じている。特に金太基は、日本政府内の政策のみに目が向けられがちであった当該研究領域に、当時の占領軍が在日コリアン政策にどのように関与していたのかを具体的に検証した点で高く評価されるべき論考である。

異なるアプローチとして、在日コリアンと密航者の移動管理に注目する研究もある。テッサ・モーリス=スズキ(Tessa Morris=Suzuki)²⁸は GHQ の国境管理と在日コリアンの処遇

²³古庄正「在日朝鮮人労働者の賠償要求と政府および資本家団体の対応」『社会科学討究』31 巻 2 号、早稲田大学社会科学研究所、1986 年。同「朝鮮人戦時労働動員における民族差別」『在日朝鮮人史研究』36 号、緑蔭書房、2006 年。同「供託をめぐる国家責任と企業責任」『在日朝鮮人史研究』37 号、緑蔭書房、2007年。同「足尾銅山・朝鮮人戦時動員の企業責任ー村上安正氏の批判に答える」『在日朝鮮人史研究』41 号、緑蔭書房、2011年。同『足尾銅山・朝鮮人強制連行と戦後処理』東京:八月書館、2013年。

²⁴ロバート・リケット「GHQ の在日朝鮮人政策」『アジア研究』和光大学アジア研究・交流グループ(9)、1994年、「在日朝鮮人の民族自主権の破壊過程」『青丘学術論文集』6号、1995年、同「朝鮮戦争前後における在日朝鮮人政策:戦後単一民族国家の起点」『朝鮮戦争と日本』新幹社、2006年。

²⁵小林玲子「GHQ の在日朝鮮人認識に関する一の考察: G-2 民間諜報局定期報告書を中心に」『朝鮮史研究会論文集』32集、1994年。

²⁶金太基『戦後日本政治と在日朝鮮人問題(SCAPの対在日朝鮮人政策 1945~1952 年)』 勁草書房、1997 年。
²⁷洪仁淑「第2次世界大戦直後、GHQ의 在日朝鮮人政策」[第2次世界大戦直後、GHQの在日朝鮮人政策]
『韓日民族問題研究』創刊号、韓日民族問題学会、2001 年。

²⁸テッサ・モーリス=スズキ(著)、幸島理人(訳)「占領軍への有害な行動: 敗戦後日本における移民管理と 在日朝鮮人」『継続する植民地主義』青弓社、2005年。

に焦点を当て、在日コリアンの日本社会における位置を分析した。テッサの研究を踏まえ、 村上筒子²⁹は済州 4・3 事件によって密入国した者を愛媛で検挙した BCOF (British Commonwealth Occupation Force、イギリス占領軍)と日本警察の認識に注目した。小林聡明 ³⁰は当時の在日コリアンの帰還・密航・送還に対して日本社会が持っていた認識を確認した。 続いて、田甲生³¹は日本政府の在日コリアン管理体制について密航者や逮捕された在日コリアンに焦点をあてて、研究を行った。また、福本拓³²は GHQ における「密航」への対応に着目して、占領軍の在日コリアン政策に現れた「植民地性」を取り扱った。マシュー・オーガスティン (AUGUSTINE Matthew) ³³は「日本と朝鮮をはさんで往来していた朝鮮人の人流を考察」して、それと戦後占領期を通して変動しつつあった出入国管理制度との関係に注目した。 村沙羅³⁴は密航者識別問題について、GHQ と日本政府の観点だけではなく、当事者である在日コリアンらと接触して、彼らを対象とするインタビューから導き出したオーラル・ヒストリーを通じて、当時の在日コリアンの待遇に注目し、新しい視点を提供した。

④在日コリアンの法的地位問題に関する研究

²⁹村上尚子「4・3 당시 일본 에히메(愛媛)에 건너간 사람들에 관한 영연방 일본점령군 자료」[4・3 当時 愛媛へ渡った人々に関する英連邦日本占領軍の資料]『4・3 과 역사』[4・3 と歴史] 7 号、제주 4・3 연구 소[済州 4・3 研究所]、2007 年。

³⁰小林聡明 「帰還・密航・送還:GHQ占領下における在日朝鮮人の移動とメディア」『東アジア近代史』10号、2007年。

³¹田甲生「한국전쟁기 오무라수용소의 재일조선인 강제추방에 관한 연구」[韓国戦争期大村収容所在日朝鮮人強制追放に関する研究]『제노사이드연구』[ジェノサイド研究]5号、 釜慶歴史研究所、2009年。同「오무라수용소와 재일조선인의 강제추방법제화」[大村収容所と在日朝鮮人の強制追放法制化]『주권의 야만: 밀항、수용소、재일조선인』[主権の野蛮:密航、収容所、在日朝鮮人]성공회대학교 동아시아연구소[聖公会大学校東アジア研究所]、한울아카데미[ハンウルアカデミー]、2017年。

³²福本拓「『密航』に見る在日朝鮮人のポスト植民地性」『アジア遊学(145)』勉誠出版、2011年。

³³マシュー・オーガスティン「戦後占領期日朝間における人流と国境管理」『朝鮮史研究会論文集』50 集、 2012年。

³⁴朴沙羅「조선인을 식별하다: 점령기 '조선인'과 '불법 입국'의 정의에 관하여」[朝鮮人を識別する:占領期「朝鮮人」と「不法入国」の定義に関して]前揚『주권의 야만』所収 2017 年。

当時、韓国政府が在日コリアンの法的地位にどのように関与したかを確認するためには、 まず、彼らの法的地位の実態を確認する必要がある。したがって、本研究で取り扱う時期 に注目する研究を検討し、在日コリアンの法的地位がどのように取り扱われてきたかを確 認した。

戦後、GHQと日本政府の在日コリアンらの法的地位をめぐる管理体制を大沼保昭35が検討した。大沼は日本内の不法入国問題を通じて、法的地位により在日コリアンの管理体制が厳しくなっていく過程に注目した。一方、1946年1月ごろから対日講和条約の具体的検討が始まるが、松本邦彦36は日本の外務省文書を通じて、当初、日本政府において在日コリアンの国籍の問題は送還と連結して考えられていたことを確認した。特に、「朝鮮籍」を選択した在日コリアンについては、日本政府が「退去を命ずる権利」を有することを模索してきたが、サンフランシスコ講和条約(以下、講和条約)に在日コリアンの国籍問題が言及されなかったことで、彼らの国籍が日本から離脱していたことを明らかにした。鄭印愛37は、国籍を含めて在日コリアンの法的地位の変遷過程を追いながら、周辺的要因に関して取り扱い、実際の在日コリアンの法的地位の適用について、さまざまな事例を確認した。

在日コリアンの参政権の取り扱いについては永野直樹³⁸に詳しい。水野は在日コリアンの 参政権問題をめぐって、敗戦直後の日本政府が彼らの処遇問題にどう対処しようとしてい たのかについて分析した。特に衆議院議員であった清瀬一郎が果たした役割についての指 摘が注目されるところである。

³⁵大沼保昭『単一民族社会の神話を超えて:在日韓国・朝鮮人と出入国管理体制』東信堂、1986 年。

³⁶松本邦彦「在日朝鮮人の日本国籍剝奪:日本政府による平和条約対策の検討」『東北大学法学部:法学』 52巻4号、東北大学法学会、1988年。

³⁷鄭印燮『재일교포의 법적지위』[在日僑胞の法的地位]서울대학교출판부[ソウル大学出版部]、1995年。 同「재일한인의 국적과 남북한의 국적법 개정」[在日韓人の国籍と南北韓の国籍法改正]『己・현대 한일 관계와 재일동포』[近・現代韓日関係と在日同胞]서울대학교출판부[ソウル大学出版部]1999年。

³⁸水野直樹「在日朝鮮人・台湾人参政権「停止」条項の成立:在日朝鮮人参政権問題の歴史的検討(一)」『研究紀要』(財団法人・世界人権問題研究センター)1号、1996年。同「在日朝鮮人・台湾人参政権「停止」 条項の成立:在日朝鮮人参政権問題の歴史的検討(二)」『研究紀要』2号、1997年。

一方、在日コリアンに集中した研究ではないが、日本の戸籍制度がどのように政治的に機能したかを遠藤正敬³⁹が取り扱った。遠藤の研究で注目すべきところは、近代から戦後までの日本の戸籍制度が、日本人だけではなく、在日コリアンが持っている戸籍を通じて、在日コリアンをも日本政府が統制する面を説明した。

⑤日韓会談をめぐる在日コリアンの問題に関する研究

李承晩政権が在日コリアンの処遇に密接に関与できる通路は日韓会談であった。したがって、日韓会談における韓国政府の対応も確認しなければならない。2005年に韓国で公開された「韓日会談外交文書」を基礎資料とした研究が次々と発表されているが、この資料を取り扱った研究を紹介する。

まず、朴鎭希⁴⁰は李承晩政権の対日政策を検討し、在日コリアンの問題が韓国政府の対日 政策に影響を与えた面があったことを説明した。続いて、張博珍⁴¹は韓国政府が日韓会談 時に大韓民国国籍法の理念を根拠に在日コリアンの国籍問題に対していかなる主張をした のかについて論じている。金鉉洙⁴²は日韓会談の中で行われた在日コリアンの法的地位に関 する両国の議論を通じて、韓国政府側の認識についての分析を行った。また、金鉉洙⁴³の別

³⁹遠藤正敬『戸籍と国籍の近現代史:民族・血統・日本人』明石書店、2013年。

⁴⁰朴鎭希『한일회담: 제1공화국의 대일정책과 한일회담 전개과정』[韓日会談:第1共和国の対日政策と韓日会談の展開過程]先人、2008年。

[&]quot;張博珍「한일회담 개시 전 한국정부의 재일한국인 문제에 대한 대응 분석: 대한민국의 국가정체성과 '재일성'의 기원」[韓日会談開始前、韓国政府の在日韓国人に対する対応分析:大韓民国の国家アイデンティティと「在日性」の起源」『아세아연구』[アシア研究]52 巻 1 号、高麗大學校アジア問題研究所、2009年3月。同「한일회담에서의 재일한국인 법적지위 교섭의 문제점 검토: 한국정부의인식과 대응을 중심으로」[韓日会談での在日韓国人の法的地位交渉の問題点検討:韓国政府の認識と対応を中心に]『한민족연구』[韓民族研究]8号、韓民族研究会、2009年12月。

⁴²金鉱洙「韓日会談에있어 韓國政府의 在日朝鮮人認識」[韓日会談における韓国政府の在日朝鮮人認識] 『韓日民族問題研究』19号、韓日民族問題学会、2010年。

⁴³同上「日本における日韓会談反対運動:在日朝鮮人運動を中心に」明治大学大学院博士学位論文(史学)、 2012年。

の視点として、在日コリアンらが自分らの問題を日韓会談で取り扱ったので、日韓会談に対して各在日コリアン団体が賛成、あるいは反対の運動を行ったことを確認した後、在日コリアンの観点から、日韓会談の問題性を取り扱った。一方、韓敬允44は、韓国政府の在日コリアンの法的地位に対する態度は、在日コリアンの権益よりも国益を優先するものであったと結論づけている。

日本政府と韓国政府の意向を合わせて考察した論考も出てきている。小林玲子⁴⁵は両国の日韓会談における在日コリアンの強制退去問題に注目した。吉澤文寿⁴⁶は日韓双方の共通点と相違点を説明しながら両国の意見の調整過程に関して研究を行った。李誠⁴⁷は日韓会談で在日コリアンの法的地位をめぐる会談過程を確認し、在日コリアンの法的地位の内容の変化を分析した。太田修⁴⁸の場合、植民地清算問題に焦点を当て、第1次日韓会談から、在日コリアンの法的地位をめぐる会談の内容を分析した。

⑥在日コリアンの北朝鮮帰還に関する研究

1959 年から ICRC (International Committee of the Red Cross=国際赤十字委員会)・日本赤十字委員会(以下、日赤)・朝鮮赤十字委員会(以下、朝赤)・日本政府・総連を中心に

^{**}韓敬九「한일법적지위협정과 재일한인 문제」[韓日法的地位協定と在日韓人問題]『의제로 본 한일회 담』先人、2010年。

⁴⁵小林玲子「日韓会談と『在日』の法的地位問題─退去強制を中心に」『歴史としての日韓国交正常化Ⅱ(脱植民地化編)』法政大学出版局、2011年。

⁴⁶吉澤文寿「日韓会談における『在日韓国人』法的地位交渉-国籍・永住許可・退去強制問題を中心に-」『朝鮮史研究会論文集』49 集、2011 年。

⁴⁷李誠「한일회담의 재일조선인의 법적지위 1951~1965 년」[韓日会談の在日朝鮮人の法的地位:1951~1965 年]成均館大学校博士学位論文、2013 年。同「한일회담(1951~65)과 재일조선인의 국적 문제: 국적선택론에서 귀화론으로」[韓日会談(1951~65)と在日朝鮮人の国籍問題-国籍選択論から帰化論まで-]『사림』[サリム]45 号、수선사학회[スソン史学会]、2013 年 6 月。

⁴⁸太田修「第1次日韓国交正常化交渉における在日朝鮮人の法的地位と処遇: 植民地主義、分断、冷戦の交錯」『社会科学』44巻2号、同志社大学人文科学研究所、2014年。

帰国事業⁴⁹が行われるようになったが、李承晩政権期に行われていたので、本研究とも重要な関わりがある。

まず、テッサ・モリス=スズキ⁵⁰は ICRC の資料を分析し、日赤のみならず日本政府も帰 国事業に「北朝鮮より積極的だった」という結論を導いた。続いて、李泳菜⁵¹は総連の活動 に注目して、彼らが帰国事業運動を推進した過程を確認した。

一方、朴 正 鎮52はアメリカ、日本、韓国、北朝鮮など、帰国事業に関わっていた各国の外交関係を踏まえて、日本社会の民間団体と在日コリアン団体の視点から帰国事業の具体的な展開過程を分析した。特に、在日コリアン団体のなかでも、北朝鮮を支持していた総連に焦点を当てた。

上の研究らを踏まえて、松浦正僧⁵³は既存の歴史的な解釈ではなく、政治学の視点として 論拠を提供した。松浦は総連が関与していた帰国事業について、総連の宣伝活動に焦点を 当て、グレゴリ・カスザ(Gregory J. kasza)の政治理論を活用して、総連が行なった帰国 事業の扇動に潜在的な暴力性が存在すると主張した。

⑦李承晩政権と内国民との関係に関する研究

韓国政府は、在日コリアンを反国民とみなした上で、彼らを統制しようとした。したがって、当時の李承晩政権が韓国の内国民54をどのように取り扱ったかも参考しながら、韓国

⁴⁹帰国事業は帰国を求める在日コリアンを北朝鮮に帰国させる事業であるが、違う呼称としては「帰国運動」があり、韓国では「北送事業」と扱う。

⁵⁰テッサ・モリス=スズキ『北朝鮮へのエクソダス:「帰国事業」の影をたどる』朝日新聞社、2007年。

⁵¹李泳采「戦後日朝関係の初期形成過程の分析:在日朝鮮人帰国運動の展開過程を中心に」『立命館法学』5・6号、2010年。

⁵²朴正鎮『日朝冷戦構造の誕生-1945~1965:封印された外交史』平凡社、2012年。

⁵³ 松浦正伸「냉전기 재일한인 북송사업의 규모변용 과정에 관한 분석: 조총련과 북한로비의 역할을 중심으로」[冷戦期在日韓人の北送事業の規模変容過程に関する分析: 朝総連と北韓ロビーとしての役割を中心に] 서울대학교: 외교학박사논문[ソウル大学: 外交学博士論文]、2015年。

⁵⁴本稿では、韓国法によって、韓国民として南側に居住している人々を「内国民」と記す。

政府の在日コリアン管理政策を確認する必要がある。そのために、李承晩政権の内国民統 制を取り扱った先行研究も確認した。

徐仲錫55は、李承晩が韓国政府樹立後、親日派と密接な関係を結ぶことによって、日本の 植民地統制を内国民に生かしたことを検討した。これに加えて、徐仲錫の研究は、李承晩 が内国民に注入した反共イデオロギーがファシズムと同様な性格であることを確認した。

以後、徐仲錫の研究を基盤として、李承晩と内国民との関係に関する研究が進むように なった。 金 東 椿 56 は米軍資料と戦争を経験した者らの証言を通じて、朝鮮戦争勃発後、韓 国軍は恐怖をともなう暴力的な統制を通じて韓国民件確認した。一方、植民地時代の行政 的な統制の継承性を確認した金榮美57は、李承晩政権が南と北の住民を厳しく識別してきた ことを確認した。

一方、文京洙58は済州島の住民と李承晩政権との関係に注目した。文京洙の研究からは、 李承晩政権が恐怖政治を通じて済州島の住民を暴力で統制してきたことが確認できる。 が「パルゲンイ(=共産主義者)」に関わった内国民に与えた暴力によって、共産主義とい う思想が恐怖の象徴になっていく過程を論じた。

引 이데올로기』 [李承晩の政治イデオロギー] 역사비평사[歴史批評史]、2005年。

⁵⁵徐仲錫『현대한국민족운동연구』[現代韓国民族運動研究]역사비평사[歴史批評社]、1991 年。同『비극 의 현대지도자:그들은 민족주의자인가 반민족주의자인가』「悲劇の現代指導者:彼らは民族主義者で あるか、反民族主義者であるか〕성元관대학교출판부[成均館大学校出版部]、2002年。同『이승만의 정

⁵⁶金東椿(日本語訳者:金美恵、崔真碩、崔徳孝、趙慶喜、鄭栄桓)『朝鮮戦争の社会史 避難・占領・虐殺』 平凡社、2008年。

⁵⁷金榮美「해방 이후 주민등록제도의 변천과 그 성격」[解放以後住民登録制度の変遷とその性格]『韓国 史研究』136 号、2007 年。同『동원과 저항:해방 전후 서울의 주민사회사』[動員と抵抗:解放前後ソ ウルの住民社会史] 푸른역사[青い歴史]、2009年。

⁵⁸文京洙『済州島四・三事件:「島のくに」の死と再生の物語』平凡社、2008 年。

[☞]金得中『'빨갱이'의 탄생:여수・순천사건과 반공국가의 탄생』[「パルゲンイ」の誕生:麗水・ 順天事件と反共国家の誕生]先人、2009年。

研究課題

以上のように、戦後の在日コリアン研究は、主に日本政府とGHQ、在日コリアンらの観点から論じられてきたが、韓国政府と在日コリアンとの関係を取り扱った研究は不充分である。そして、内国民だけではなく、外国民として在日コリアンをどのように識別・統制してきたかの研究も不充分である。もちろん、金太基、張博珍、崔徳孝、田甲生などが李承晩政権と在日コリアンとの関係に注目してきた。しかし、李承晩政権が分断体制を意識して内国民を識別したことについては、多くの研究が進んだところが、在日コリアンを対象として取り扱った研究には、以下の点で不充分な面がある。

第 1 は、既存の研究で取り扱った韓国政府の在日コリアン政策には、彼らの韓国民としての登録、朝鮮戦争による徴兵登用、反共による民団員の育成などがあるが、まだ李承晩の在日コリアン政策の多様な部分の検討が不十分である。特に不十分なところは、李承晩政権が日本の大村収容所にいる在日コリアンらの処遇と強制送還問題に対してどのように関与してきたか、北朝鮮を支持する在日コリアンにどのように対応してきたか、日韓会談で在日コリアンの法的地位問題にどのような政治イデオロギーをもって関与したか。帰国事業が始まってから、どのように対応してきたかなどの諸点である。

第 2 に、在日コリアンの処遇については、李承晩だけではなく、他の韓国政府の官僚らが関与していたが、既存の研究では、他の韓国政府の官僚らがどのような人物であり、その人物がどのように在日コリアンに関与していたかには、あまり注目されなかった。当時の韓国側の官僚らは、韓国社会のエリート⁶⁰であった。李承晩政権期のエリートは、主にアメリカと密接な関係を持つ者たちであるが、これに関して第 1 章で具体的な説明する。このようなエリートらが本研究では、当時の韓国政府の中で、韓国のエリートが在日コリアン問題に関与してきたことを確認する。在日コリアン立場からは切実であった処遇問題に

⁶⁰ここで論じるエリートとは、その行使する権限、それが享受する報酬と社会的尊敬においては非エリートと比べて、はるかに優越した立場にある少数者たちである。そして、その少数者が大衆を支配することをエリート支配という(『政治学事典』弘文堂、2000年)。

日韓会談の代表部である韓国側の代表者は零段であったが、彼らがどのような人物らであったかについては今でも検討が不十分である。

第3に、李承晩政権期に、韓国政府の在日コリアン管理に協力した民団の活動に対する 検討がまだ不十分である。先行研究では、民団が韓国政府の在日コリアン政策にどのよう に協力してきたかが確認できた。特に民団の反共イデオロギーによる要因が多い。しかし、 民団が反共だけではなく、違う側面として韓国政府にどのように協力したかに着目する検 討が不十分である。つまり、民団と韓国政府との間には反共活動以外にどのような利益関 係があったのかがいまだ不明である。これに加えて、当時は北朝鮮を支持した在日コリア ンが、その後は韓国政府をどのような国家として認識してきたかもあまり論じられていな い。

第 4 に、当時の韓国政府が在日コリアンを韓国の国家構成員の中でどのような位置に置いたのかについての分析がない。当時、韓国政府は在日コリアンを国民として取り扱ったが、韓国政治体制が在日コリアンの存在をどのように受け入れたかが確認できていない。

以上のような研究課題に基づいて、本研究では、李承晩政権の在日コリアン政策を総括 的に分析してみたうえで、当時の韓国政府が在日コリアンに対して、包摂と排除をどのよ うに行ったかを確認してみる。

研究資料

本研究は前述の通り、先行研究で不十分なところを明確にするために、韓国政府に関連する以下の文献を中心に検討した。

第 1 に、韓国政府と在日コリアンとの関係形成に関する資料を確認した。まず、韓国政府と民団との関係がどのように記録されていたかは、民団系の新聞である『民団新聞』、『民主新聞』などと、民団員らの回顧録、民団が独自的に自分らの歴史を作成した書籍などを検討した。一方、李承晩政権の対外政策を批判していた在日コリアン団体(朝連、民戦、

総連)が韓国政府とどのような関係を結んでいたかを確認するために、『解放新聞』、『公安調査月報』、朴慶植が編集した資料集などを検討した。分断体制によって、南から密航していた在日コリアンらが、韓国政府をどのように記憶していたかについては、藤永壯を中心に行なわれたインタビュー記録も参考にした。

第 2 は、李承晩政権の在日コリアン政策を検討するために、在日コリアンの処遇に関連した文献を中心に検討した。代表的な文献として、日韓会談外交文書と、両国の国会議事録を中心に検討した。特に、日本側の国会議事録からは、韓国側と接触した人物たちの目から、李承晩政権関係者をどのような人物と見ていたかを確認することができた。これに加え、日韓会談で在日コリアン問題に関与した韓国側の代表が作成した回顧録にも注目した。そして、在日コリアンの処遇に関与していた韓国側の官僚らの個人的な経歴を、新聞資料や韓国政府関係者の回顧録などを中心に確認した。

論文構成

ここでは、本論文の構成について説明しておく。

第 1 章では、植民地解放直後から分断国家体制が形成されるまでの韓国内部の政治体制と、在日コリアン社会の動態を確認した。当時、韓国と北朝鮮が国家として樹立されるまで、朝鮮半島は米ソ関係によって不安定な体制になっていた。したがって、植民地体制から解放されても不安定な朝鮮半島の動向に影響されて在日コリアンの動態がどのようになっていたかを確認した。そして、韓国政府樹立を支持した在日コリアンと李承晩政権との関係がどのように結ばれてきたかを確認した。

第 2 章では、朝鮮半島が分断国家体制に構築された後、韓国政府が在日コリアン社会に どのような影響を与えたかを確認した。ここでは、韓国と北朝鮮が国家として樹立された 直後の 1948 年から朝鮮戦争が勃発した 1950 年までを取り扱う。この時期に注目したのは 朝鮮半島の分断国家体制が強く確立した重要な時期であったからである。この時期に李承 晩政権が在日コリアン社会の分断体制にどのような影響を与えたかに注目した。そして、 朝鮮半島の分断体制に影響を受けた在日コリアンらを包摂と排除の両側面の政策を通じて いかに対応してきたかを確認した。

第3章では、初期日韓会談、すなわち 1951 年の予備日韓会談から 1953 年の第3次日韓会談までの時期に李承晩政権が在日コリアンの法的地位にどのように関与したかを確認した。この時期はアメリカによって一時的に日韓関係が密接になった時期であるが、韓国側が日韓会談で在日コリアンの処遇をどのように取り扱ったかを検討した。また、それに対する在日コリアンらの対応も確認した。民団の場合は、日韓会談を通じて日本と韓国との関係を改善することを求めていた。一方、民戦を中心とする日韓会談反対派は、猛烈に韓国政府を批判していた。このような両方の意見を韓国政府が日韓会談でどのように取り扱ったかを確認した後、在日コリアンたちが自分らの問題からどのように排除されてきたかを確認した。

第4章では、1953年から1957年の南北日関係⁶¹をめぐる韓国政府と在日コリアンとの関係を検討した。この時期は日本側の朝鮮植民地認識によって日韓関係が悪化した時期であるが、逆に日本と北朝鮮との関係が密接になった時期でもあった。このような背景を念頭に置くならば、日朝関係改善による韓国政府と在日コリアンとの関係の変化が重要である。この時期には北朝鮮側が日朝関係の改善を求める「南 日 声明」 62 を発表し、両者の接触が

⁶¹南北日関係は、日本、韓国、北朝鮮の3国の外交関係を称する。

⁶²北朝鮮の南日外相は「対日関係に関して一朝鮮民主主義人民共和国外相の声明」(南日声明)を発表し、「日本政府と貿易、文化関係及び日朝関係樹立発展に関する諸問題を具体的に討議する用意がある」ということを明らかにした。南日は同声明の背景や意義について次のように記している。「朝鮮民主主義人民共和国政府は、相異なる社会制度を持つすべての国家が平和的に共存できるという原則から出発して、我が国家と友好的関係を持とうとするいっさいの国家と正常な関係を樹立する意思を持っていたし、まず相互利益に合致する貿易関係と文化的連携を設定することを希望してきた日本が上述したような諸関係を共和国と樹立することは、朝日の両国人民における切実たる利害関係に合致するだけでなく、極東の平和維持と国際緊張状態の緩和にも寄与することになる」。朴正鎮(2012)、p. 109。東亜日報「經濟、文化交流는 歡迎外交關係樹立不可能」1955年2月27日付。

進みはじめた時期である。これをきっかけに、北朝鮮側と日本側は、ICRCの協力を通じて、 植民地時代から朝鮮に渡っていて北側に残された日本人と、北朝鮮への移住を希望する在 日コリアンらの相互帰国事業を行った。これに対して分断体制を意識した韓国政府が在日 コリアンの北行帰国を止めるために、どのような包摂政策を模索していたかを注目した。

第 5 章では、1958 年から李承晩政権の終結時期までの帰国事業をめぐる韓国側の対応に 注目した。1958 年から、ICRC を中心に日本政府と日赤と朝赤の間で、北朝鮮への帰国を求 めていた在日コリアンらの帰国事業の締結に向けた動きが進むようになった。一方、当時 の韓国政府は帰国事業問題を日韓会談でどのように対応してきたかに確認した。

また、各章において在日コリアン問題に関与してきた、韓国側の官僚のプロフィールを 調査した。調査内容には、主に注記で説明し、各韓国側の官僚らが持っている歴史的な背 景を確認して、それが在日コリアンに対する対応のあり方にどのように反映されてきたか を確認する。上記の検討に加えて、李承晩政権の在日コリアン政策に対する総合的検討を 通じて、韓国の外国民がどのように包摂され、排除されてきたかを確認する。

第1章 戦後在日コリアンの処遇をめぐる李承晩政権と民団との関係 -1945 年~1948 年を中心に-

第 1 章では、植民地解放直後から分断国家体制が形成されるまでの在日コリアン社会の 形成過程と、李承晩と韓国政府樹立を支持する在日コリアンとの関係形成過程を以下のよ うに確認した。

第 1 に、当時の韓国政府が国家としての形成過程に、在日コリアンをどのように処遇したかを確認した。韓国政府が在日コリアンに適合した対応をしてきたかどうかを確認するためには、当時の両者の立場も考えなければならない。したがって、解放直後の在日コリアンがどのように処遇されてきたかを確認した。

第 2 に、在日コリアン社会のなかに分断体制がどのように形成されたかを確認した。韓 国政府の樹立前から、在日コリアン社会には、政治的イデオロギーの摩擦が存在してきた。 このような摩擦が発展して、韓国政府と民団との関係が形成された。したがって、ここで は韓国政府と民団との関係の形成要因が具体的にどのようになっていたかにも注目した。

第1節 東アジア冷戦体制による在日コリアンの処遇

第1項 米軍政庁による南朝鮮占領の背景

ここでは、東アジア冷戦体制⁶³によって、南朝鮮⁶⁴側にどのような分断体制が構築された かに注目する。そのためには、朝鮮半島の分断に関与したアメリカが、どのような背景か ら韓国と関わるようになったかを確認しなければならない。

まず、米ソの対立の起源について注目しなければならない。冷戦を研究するストーブァー(Bernd Stoever)によると、1823年にはアメリカのモンロー(James Monroe)大統領政権は

⁶³本稿では、アメリカとソ連との対立が東アジアにも連動していたことを指す。このような対立は、朝鮮半島を焦点としていた。

⁶⁴本稿では、韓国政府が樹立されるまでの朝鮮半島の南側を「南朝鮮」と記す。

ロシアがアメリカ大陸の北海岸の方に拡張することを牽制してきたし、アメリカを含めた西洋国家は1917年にロシア革命を起こした「ボルシェビキ」を否定してきた。第2次世界大戦の時期に、アメリカ大統領であるルーズベルト(Franklin Delano Roosevelt)は、ソ連よりヒトラー(Adolf Hitler)の存在の方が脅威であると認識していたので、ソ連と手を組むようになったが、それでもアメリカでは1945年までスミス法(Smith Act)を通じて、国家反逆罪をナチ主義者よりも「共産主義者」や共産主義運動をする者に厳しく取り扱った65。したがって、ドイツと日本との戦争が終わっても、アメリカとソ連との対立は避けられなかった。

上記のような背景によって、アメリカ側は日本の敗戦後にソ連が朝鮮半島を占領することを憂慮して、南朝鮮の占領後、1945 年 8 月 10 日から 11 日の間に朝鮮半島に「38 度線⁶⁶」を設置した。これによって、アメリカは南北に分けて分割占領することを要求し、ソ連もこれに同意した。こうして、南朝鮮は在朝鮮米国陸軍司令部軍政庁(以下、米軍政庁)が占領し、朝鮮半島の北側はソ連が分割占領した。1945 年 12 月 16 日、アメリカ、イギリス、ソ連などの外相らが集まって、モスクワで戦後問題を討議(以下、モスクワ 3 国外相会議)した。討議の結果、朝鮮半島を 4 国(アメリカ、イギリス、ソ連、中国)が 5 年間信託統治することになった⁶⁷。

一方、朝鮮半島の分断体制は、領土だけではなく行政的にも形成された。1947年1月、 米軍政庁は、南朝鮮の住民らの「人口動態の正確性」を期して、「投票(制度導入-筆者)」 などのために、全住民が居住登録をして、「登録票」を発行するように要求した。「登録票」 制度は、北朝鮮で1946年9月から実施されていた住民証明書制度である「公民証」に対応

⁶⁵Bernd Stoever(著)、최승완(チェ・スンワン、韓国語訳)『냉전이란 무엇인가:1945-1991』[冷戦とはなにか:1945-1991] 역사비평사[歴史批評社]、2008年、pp.25~33。

⁶⁶朝鮮半島を南と北との分断を表する線である。

⁶⁷ブルース・カミングス(著)、鄭敬謨・林哲(訳)『朝鮮戦争の起源 1945 年—1947 年 解放と南北分断体制の出現』 1 巻、影書房、1989 年、pp. 166~182、288~302。

するものである。米軍政が要求した登録票は北朝鮮の公民証のようなものであり、「南朝鮮の合法的居住者であることを証明」するものだった⁶⁸。これで、両方の登録票によって、朝鮮半島の住民らは南と北に区別されるようになった。

それでは、南朝鮮の政治的な機構はどのように構築されてきたか。主に徐仲錫の研究を参考にして要約すると、1945 年 9 月、南朝鮮では、新たな朝鮮国家を構築するために活動してきた朝鮮人は、政治的な左右摩擦を調整しながら、アメリカの信託統治に対する反対活動と、日本の統治機構を脱皮する朝鮮の自主的な国家を形成する準備の動きがあった。しかし、米軍政庁は、日本の植民地化を支持した人物ら(以下、親日派)と上層階級であるエリートが集まった右翼的な朝鮮人らが所属する「韓国民主党(以下、韓民党)」を庇護しながら、日本の統治機構を維持するようになった。特に米軍政庁は韓民党と親日派に公権力を付与して、南朝鮮における朝鮮人の自主的な国家形成の動きと、反信託統治の運動を無力化させた69。ここで確認できるのは、米軍政庁が植民地支配の統治機関を生かしながら、アメリカとの関係が密接な者が南朝鮮の統治権かを掌握するようになったことである。これによって、南朝鮮の政治エリート層はアメリカとの関係が密接な者たちが中心となり、これが韓国政治の基盤になった。

これに加えて、朝鮮半島の反ソ連イデオロギーが形成される動きもあった。当時のアメリカは朝鮮半島の信託統治後、統合行政部を設置することを提案したが、これに対してソ連は反対意見を主張した。しかし、米軍政庁はソ連が朝鮮半島の信託統治を主張していると「東亜日報」などを通じて意図的な歪曲報道を行わせ、これによって信託統治に反感をもっていた南朝鮮の朝鮮人らは反ソ連(=反共産主義-筆者)へと変化した⁷⁰。

植民地時代からの朝鮮半島の上層階級やエリートが所属していた韓民党はアメリカ側を

_

⁶⁸金榮美(2007)、pp. 292~293。

⁶⁹徐仲錫(1991)。

⁷⁰鄭容郁『해방 전후 미국의 대한정책』 [解放前後米国の対韓政策] 서울대학교출판부[ソウル大学校出版部]、2003 年、pp. 146~158。

支持していたので、米軍政庁は彼らに政治的な力を持たせた。韓国政治を専門とする沈之淵は、このような要因によって、当時の南朝鮮の政治体制が「植民地的な経済・社会構造の再現という性格を持っていることは、否認できない」と指摘した⁷¹。韓国政府樹立後の全政策は、上記のような面を持って実行されたと考えられる。

第2項 戦後の在日コリアンの処遇

太平洋戦争中、1945年7月26日にポツダムで行われた連合国首脳会談で「ポツダム宣言」が発表されたことによって、日本政府には降伏が要求された。以後、アメリカによる原子爆弾攻撃、ソ連側の参戦などによって、日本政府はポツダム宣言を受け入れ、1945年8月15日、日本の天皇が無条件降伏をする意思を放送した後、朝鮮人らは36年間の支配から解放された。

1945 年 9 月の GHQ の日本占領後⁷²、日本は朝鮮に対する支配権を喪失し、朝鮮は植民地支配から解放されたわけであるが、皮肉にも、そのことは 36 年にわたり「日本国民」とされてきた朝鮮人の法的地位を非常に不安定なものにする結果を生み出した。とりわけ、日本に在住の朝鮮人は、いまだ朝鮮に主権国家が存在しない状態であったため、国籍法上は日本国籍を維持したが、朝鮮半島出身者には「朝鮮」という戸籍表記をさせ、日本人と区別してきた。韓国併合によって朝鮮人を「日本人」として取り込み、皇国臣民化政策によって積極的に同化を推し進めた日本政府は、手のひらを返したように朝鮮人を外国人として切り捨てようとした⁷³。このような背景を踏まえた上で、在日コリアンの処遇を見ていきたい。

日本政府において、朝鮮人をどう取り扱うべきかという問題が積極的に論じられたのは、

⁷¹沈之淵『한국현대정당론』[韓国現代政党論] 창작과비평사[創作と批評社]、1984年、p. 86。

⁷²荒敬「占領支配の構造とその変容」『継続する植民地主義:ジェンダー/民族/人種/階級』青弓社、2005年。

⁷³遠藤(2013)。

参政権をめぐる議論においてである。1945年9月18日に東久邇宮首相が選挙法の根本的改正が必要であると発言してから、10月9日には本格的に衆議院議員選挙法の改正作業会議が行われた。10月16日に開かれた同委員会では、副議長(議員名不明一筆者)が「今日カラ根本的ノモノヲ論議セラレタイ」と述べたうえで、「沖縄樺太朝鮮ヲドウスルカ」と述べている74。つまり、ここで在日コリアンの参政権の処理についての話がはじめて出たのである。日本政府が11月までに行った会議の結果は、「鮮台人(=在日コリアン・台湾人)の選挙権停止」であった75。水野直樹によると、この結果を招来したのは衆議院議員であった清瀬一郎の「鮮人、湾人ニ対スル選挙権及被選挙権ヲ与ヘル理由如何、九月二日ノ降伏文書ノ調印ニヨリ朝鮮台湾ニ対スル統治権ハ喪失サレタモノト解スル、依ッテ国民デハナイ、依ッテ之〔参政権の賦与〕ニ反対スル(〔〕内は水野による)」という発言に日本の議員らが賛同したためという76。

では、日本を占領していた GHQ は在日コリアンをどのようにとらえていたのだろうか。 1945年10月は、GHQ は「軍事上の安全が許す限り中国人たる台湾人及び朝鮮人を解放人民として処遇すべきである。彼らは、この指令に使用さている『日本人』という用語には含まれない、しかし、かれらは、いまもなおひきつづき日本国民であるから、必要な場合には、敵国人として処遇されてよい」と発表した⁷⁷。1946年2月21日、GHQ は日本国内に居住を選択した在日コリアンを「解放民族」として扱ったため⁷⁸、彼らは法的に依然曖昧な立場にあった。4月8日、GHQ は在日コリアンの国籍について朝鮮半島の政府が樹立されるまで「日本国籍を保持しているとみなされるべきである」⁷⁹と勧告しているが、この勧告の背

⁷⁴水野(1996)、p. 45。

⁷⁵同上、p. 57。

⁷⁶同上、p. 47。

^{77「}日本占領及び管理のための連合国最高司令官に対する降伏後における初期の基本的指令」1945 年 11 月 1 日、『在日朝鮮人管理重要文書集: 1945 年~1950 年』東京: 湖北社、1978 年、 p 10。

⁷⁸金太基(1997)、pp. 228~231。

⁷⁹同上、p. 255。

景には、在日コリアンは法の下で保護されるべき存在であるという見解があったことがみてとれる。しかしながら、この勧告によって在日コリアンは解放民族であるものの、いまだ日本政府にも従う地位にとどまり、参政権がないけれども日本の国民として扱われるという両義的な存在となってしまった。

同年2月19日、日本政府はGHQに在日コリアンの管理を行うための刑事司法権を要求したが、これに対しGHQは「朝鮮人に関しては、まもなく特別な政策が樹立される」⁸⁰と答え、明確に在日コリアンにたいする刑事権限を譲らなかった⁸¹。そして、11月、GHQは「朝鮮人の地位及び取扱に関する総司令部民間情報教育局発表」において、「日本にいる朝鮮人で連合国総司令部の引揚計画に基(づ一筆者)いてその本国に帰還することを拒絶するものは、正当に設立された朝鮮政府が彼らに対して朝鮮国民として承認を与える時まで、その日本国籍を保持しているものとみなされる、と本日総司令部係官が警告」した⁸²。したがって、日本政府に与えられた日本国内の法的権限が曖昧となったので、日本政府も在日コリアンを管理を統制しにくい状況となった。

一方、1945年10月、日本政府は在日コリアンや台湾人らが行っていた闇商売を統制する必要性を感じた。解放以後、それまで在日コリアンの多くが従事していた軍需関連産業が敗戦にともなって解体してしまったことや、日本人引揚者の増加によって職を奪われたことにより、日本国内で朝鮮人の働ける場所はきわめて限られた状態になった83。その結果、生き残るために闇商売を選択する者があらわれたのは当然のなりゆきであった。GHQの日本占領の初期の目的は、経済効率の向上ではなく、日本の武装解除の非軍事化であったが、

80金太基(1997)、p. 229。

⁸¹当時司法省は在日コリアンに対する取締りを行っても、SCAPから明確な指令が出されない状況のなかで、 在日コリアンに対する権限に確信を持つことができずにいた。同上、p.208。

^{82「}朝鮮人の地位及び取扱に関する総指令部民間情報教育局発表」1946 年 11 月 12 日、篠崎平治『在日朝鮮人運動』1955 年、p. 29。

⁸³金太基(1997)、pp. 187、221。朴美娥(2015)、p. 21。エドワード・W. ワグナー(1975)、pp. 88~91。

ソ連に対抗するために日本の経済力を復活させる方向へと変化していった⁸⁴。1947 年、GHQ は在日コリアンの税金問題と闇商売を日本の経済向上に対して障害を与える問題要因として認識したのか、在日コリアンについての報告書の中で「不明確な地位を利用して」在日コリアンが行っている「不法行為を抑制するため、適切な司法権および司法的統制を追加して設ける必要がある」と述べている⁸⁵。その結果、1948 年 8 月に「適切な日本の機関によって日本の法律を執行するにおいて日本帝国政府による刑事裁判権の行使を支持するために、(省略)日本政府機関に連合国民を逮捕する権限を認める」と勧告した⁸⁶。これによって、正確には、連合国民ではないけれども、在日コリアンは日本の法的地位だけではなく、日本政府の統制を受けることとなったのである。

このように日本当局と GHQ の方針のずれによって、在日コリアンは流動的な法的地位にあったが、ここで戦後の日本において在日コリアンが外国人としてみなされるようになった過程についてみよう。1946 年夏、日本に連行された朝鮮人の密入国問題について、当時の吉田茂内閣は「外国人登録に関する法案」をたて、在日コリアンと台湾人を管理しようとした。外国人登録法案は、1946 年 8 月 6 日に設置された内務省調査局を中心に、刑法局や司法省民事局の担当者も協力して進められた。その結果、日本政府の外国人登録法案は、大枠が完成し、GHQ に提出された後、承認を受けた87。

そして、年末ごろ、内務省調査局第 4 課長・秦重徳の指示のもと、居住証明や朝鮮人登録のように、朝鮮人のみを狙い撃ちにする法令では GHQ の承認を得られないと考え、外国人一般の登録法として立案したのである。その後、GHQ とともに、登録の所轄、台湾人の処遇、退去強制条項、登録令の形式について折衝を進め、1947 年 5 月 2 日に「外国人登録令(以

⁸⁴高瀬弘文「東北アジアにおける戦後日本の経済外交の端緒 - 日韓通商協定の締結を手掛かりに - 」『国際政治: 国際政治研究の先端』9号、日本国際政治学会、2012年、pp104~105。原田泰『日米関係の経済史』 ちくま新書、1995年、pp. 100~101。

⁸⁵金太基(1997)、p. 341。

⁸⁶同上、p. 343。

⁸⁷同上、p. 583。

下、外登令)」が制定・公布されることになった⁸⁸。梁永厚によれば、当時、在日コリアンは外国人登録の証明証の携帯が義務化された。もし、携帯しないと、「六ヶ月以下の懲役もしくは禁錮、千円以下の罰金という刑事罰と、内務大臣および地方長官(東京都は警視総監)による退去強制を定めるなど、治安的機能をもった法令」であった。当時の日本政府は、放送・新聞・広告を通じて、外国人登録を即してきた⁸⁹。このように、在日コリアンの登録が行われたことによって、国籍上の扱いは日本であるにもかかわらずが、外国人とみなされることになったのである。

第3項 在日コリアンの日本への定着と密航

一方、日本政府は1945年8月21日に朝鮮人の徴用解除を決定し、30日には山口県の仙崎港より帰還第1船が出港した。結果、9月1日、日本の厚生省、内務省は朝鮮人を優先的に帰還させること、帰還者の手荷物は本人が持てる程度にすること、帰還者の世話は中央興生会が中心となって行うことなどを通達した。帰還の優先順位は第1が朝鮮人軍人・軍属、第2が「集団移入労働者」であった⁹⁰。

しかし、上のような状況にも拘わらず、祖国への自主的な帰国が開始されても、日本への残留を選んだ者もいた。1982年10月に「在日大韓民国青年会」が在日コリアンを対象として実施した調査によると、敗戦後、日本に残留した理由は次のとおりである⁹¹。

- ①帰国後の生活の基盤がない。
- ②韓国(朝鮮半島)の情勢が不安である。
- ③朝鮮戦争が起こったから。

⁸⁸鄭栄桓(2013)、pp.83~84。

⁸⁹梁永厚『戦後・大阪の朝鮮人運動:1945~1965』未来社、1994年、pp. 51、71~72。

⁹⁰鄭栄桓(2013)、pp. 53~55。

⁹¹崔永鎬(1995)、pp. 146~147。

- ④本国の食料事情が悪いから。
- ⑤病が発生したから
- ⑥南北(祖国)の分断

この調査結果から確認すると、在日コリアンの残留の理由の大部分を占めるのは政治的・経済的なものであったことがわかる。とりわけ、在日コリアンの多くが慶尚道や済州島など朝鮮半島南部出身者であったにもかかわらず、大韓民国樹立後の韓国における政治状況が混迷を極め、経済状態も劣悪であったために「故郷」に帰りたくても、帰還を躊躇する在日コリアンが多かった。

このような状況の下で、韓国から日本に密航する朝鮮人らも現れるようになってきた。 当時、朝鮮半島は急激な人口の増加による住宅難・食料難と分断体制による混乱で、日本 から朝鮮への帰還者が減り、また、朝鮮に一旦帰還した者であっても、再び日本に戻って くるケースが目立つようになっていた。このため、南朝鮮の臨時政府(韓国政府の樹立前一 筆者)が GHQ に対応を要請した結果、彼らは日本への再渡航が禁止された⁹²。

植民地支配の下での日本の対朝鮮人密航者政策は、1919年4月19日「警務総監部制3号」、「朝鮮人旅行者取締に関する件」の施行にともなう密航者、不法滞留者などの監視及び取締により開始された。日本の敗戦で1945年8月21日からこの業務をGHQが引き受けることになり、朝鮮人帰還政策が外登令に違反する者の管理する所として活用されていた。1946年2月17日にGHQは「朝鮮人、中国人、琉球人及び台湾人の登録に関する覚書」を定め、1946年3月18日から本国への帰国を希望するものを登録させ、佐世保港を帰還港に指定して、朝鮮人を帰還させた。そして、GHQは大阪府に居住している密航朝鮮人を送還するために、1946年10月に「扇町臨時收容所」を設置した93。

٠

⁹²鄭栄桓(2013)、pp. 63~64。

⁹³田甲生(2009)、pp. 16~26。

一方、1946年の4月から12月の間に1万7千人の朝鮮人が不法密入国で逮捕されたが、密航者の多くは摘発を逃れようとしたため、入国者の実数はおそらくそれ以上になると考えられる⁹⁴。日本残留と密航を促進した要因としては、経済難が大きい影響を与えた。1948年の建国当初の韓国内の経済的問題についての韓国精神文化研究院(現、韓国学中央研究院)における分析から、2つの要因が確認できる。

1つ目は、植民地経済を支配していた日本帝国の権力と資本及び技術が敗戦にともない朝鮮半島から撤収したことで、供給及び生産が激減したという点であり、2つ目は、日本だけではなく、満州や中国をはじめとする海外から帰国する者による南朝鮮の人口増加である⁹⁵。つまり、生産性が低下したにもかかわらず爆発的に人口が増加したために、国民一人当たりの GDP が極端に低下したのである。

それに加えて、1948 年の大韓民国政府樹立後の国家予算は、北朝鮮を牽制するために国防と国内の治安処理を中心に構成されていた⁹⁶。つまり、北朝鮮との対立に起因する予算が中心となって、経済再建政策が後まわしにされるという状況であったので、朝鮮人らが日本への残留と密航を選択するようになったのである。

上のような理由に加えて、在日コリアンが帰国しなかった理由については、1945 年 9 月 21 日付けの『京城日報』に掲載された在日コリアンのインタビュー記事も参考になる。この記事でインタビューを受けている在日コリアンは「14 年間大阪で生活していた朝鮮人」であり、「国民学校から今日まで内地で育ち朝鮮語もはっきり出来ず」生活をしてきたと書かれている⁹⁷。つまり、日本の敗戦時に朝鮮へ戻らなかったのは、朝鮮で生活するうえで必要な言語力が不足しているという自覚とともに、朝鮮での生活に適応できるかという不安が根底にあったことがみてとれる。慣れない土地で苦労するよりも、生活基盤をすでに確

 $^{^{94}}$ テッサ・モリス=スズキ(2005)、p. 66。

⁹⁵兪光浩外 5 名『現代韓国経済史』韓国精神文化研究院 、1987 年、p. 32。

⁹⁶同上、p. 32。

⁹⁷外村(1998)、p. 87。

保している日本国内での生活を持続するということは一部の朝鮮人にとってはきわめて現 実的な選択であった。この記事ひとつだけで、当時の朝鮮人の残留理由を代表させるわけ にはいかないが、ある程度、彼らが残った理由であったと考えられる内容である。

もう1つの要因となったのは、日本円の持ち出し制限であった。1945年10月12日にGHQが出したSCAPIN-127「金、銀、有価証券及び金融上の諸証書の輸出入統制法に対する追加指令に関する覚書」によると、彼らが帰国するとき「1人つき1000円を超過しない範囲内に置いて円通貨の携行を許可する」⁹⁸との規定があった。なぜこのような規定がかけられたのかというと、「GHQ/SCAP Record」によれば「日本から朝鮮に貨幣が輸入されると、インフレの原因になるので、これを止めるためには、持参金を制限しなければならない」⁹⁹との主張があったという。当時、朝鮮人に対して日本の各銀行の通帳と、生命保険証の携帯が許可されていたことであるが、朝鮮に帰還すれば、もはや日本に再入国ができないため、通帳のようなものは現実的に無意味なものであった。

したがって、朝鮮に戻っても親戚もいなかった者や、生活基盤を改めて構築する自信がなかった者にとって、朝鮮への「帰還」にはそれほどの利点が感じられず、動機付けに欠ける側面があったのである。

第2節 分断された在日コリアンの団体

第1項 朝連の結成

朝鮮半島は日本植民地体制から解放されたが、様々な理由で日本に在留することを余儀なくされた朝鮮人たちは、独自に民族団体を結成することになった。そのなかでも特筆すべきは前述に説明した朝連である。朝連は1945年10月15日、日本に生活していた朝鮮人のうち、共産主義者(または社会主義者、マルクス主義者)、民族主義者、親日派を中心に

.

⁹⁸宮崎(1985)、p. 127。

⁹⁹洪仁淑(2001)、p. 160。

「帰国対策、失業対策、民族的な団結の強化、民族意識の高場と道徳の向上、在留同胞の生命財産の保護、生活困難な同胞の救済など」¹⁰⁰を目的として結成された。そのとき中心になったのが、戦時からの現存勢力たる保守的親日系の朝鮮人と、戦後活動を再開し始めた共産主義者たちであった¹⁰¹。

同年 10 月、在日コリアン社会で共産主義者としての中心人物である金天海などが朝連に合流した。彼は共産主義に基づく抗日運動・独立運動をしたために、在日コリアン社会に指導力を持っていた人物であった¹⁰²。金天海の朝連への合流によって、朝連の共産主義者らは「親日派(朝連が指摘する「親日派」とは反民族主義者である)」に批判を加えながら彼らを朝連から追放するようになった¹⁰³。

一方、朝連が持っていた政治イデオロギーはどのようになっていたか。当時の朝連は、朝鮮半島の北側で1945年9月に宣言された「朝鮮人民共和国」を死守することを決議していた。そして、人民共和国の基盤であった朝鮮半島の各地の人民委員会に結集した勢力が、1946年2月にソウルで人民共和国を改編して「民主主義民族戦線」を結成後、朝連はこれの傘下団体として活動するようになった¹⁰⁴。

それでは、朝連に共産主義者がなぜ多かったのか。日本に居住する朝鮮人(以下、在日朝鮮人¹⁰⁵)にも動きがあった。これに対することについては、外村大の研究から確認できる。 1920年代に日本の各地域で朝鮮人たちはコミュニティを作って、相互協力(貧困者救済、職場紹介、知識開発など)をしていた。1920年代後半に朝鮮人労働者の飯場の社会主義系の民族別労働組合である「在日本朝鮮労働総同盟(以下、在日労総)」は、このコミュニティを

¹⁰⁰金太基(1997)、p. 164。

¹⁰¹同上、pp. 164~174。

¹⁰²樋口雄一『金天海:在日朝鮮人社会運動家の生涯』社会評論社、2014年。

¹⁰³金太基(1997)、pp. 171~174。

¹⁰⁴小林(1996)、pp. 23~25。

¹⁰⁵ここで語る「在日朝鮮人」の表記は、植民地期に日本にいる朝鮮人を表す。

通じて、組織を拡大したと外村は論じた¹⁰⁶。加えて、当時のリーダー層の朝鮮人は、彼らの 社会にある様々な問題を解決できるように対応していた中心人物であったが、彼らでは在 日労総と協力し、その中には社会主義運動に影響を受けてきた人物も現れた¹⁰⁷。1930 年代、 コミンテルンとプロフィンテルンの方針転換を受けた在日労総は日本労働組合全国協議会 (以下、全協)への解消後、労働運動・反帝闘争を展開したが、日本政府から弾圧を受けて、 全協は崩壊した。以後、1930 年代半はコミンテルンの反帝国主義民族統一戦線と人民戦線 戦術採用による合法組織に依拠して在日朝鮮人運動の再結集を企図したが、日本政府の弾 圧によって途絶した¹⁰⁸。

それでは、なぜ在日朝鮮人の知識人らやリーダー層の人物が持っていた政治思想すなわち、社会主義を基にした反帝国主義・階級闘争・民族統一運動が、一般の在日朝鮮人らに広く通じたのか。これに関して、外村は当時の在日朝鮮人社会において労働賃金問題、朝鮮人を対象とした住居の確保、消費生活、医療などの様々な問題によって、在日朝鮮人の社会主義運動が活発になったのは、環境が呼び起こした自然発生的な動きであると論じた109。外村の主張によれば、戦後にも朝鮮人に対する日本社会からの抑圧が存在したので、在日コリアン社会にも社会主義運動が通用していたのである。

それでは、当時の朝連は具体的にどのような活動をおこなっていたか。まず、朝連の規模について、内務省調査によれば、1945 年 12 月 10 日の時点で、山形、群馬、埼玉、神奈川、石川、福井、岐阜、三重、大阪、神戸、奈良、岡山、 愛媛に、保安隊、自衛隊、警備隊、治安隊などの組織があった。1946 年 2 月の「朝鮮国際新聞」は、東京の赤坂・麻布で朝連保安隊、青年隊が結成されたことを報じているが、設立の時期や名称は地域ごとにさまざまであったようだ。そして朝連は、日本社会から排除されている在日コリアンには、

¹⁰⁶外村(2007)、pp. 107~109。

¹⁰⁷同上、pp. 217~223。

¹⁰⁸同上、p. 224。

¹⁰⁹同上、pp. 224~244。

解放以前にあった関東大震災朝鮮人虐殺事件による朝鮮人の恐怖心があったので、朝鮮人の生命と財産を守るために、治安活動も行っていた¹¹⁰。これだけではなく、朝連は日本の敗戦前まで、日本の政府機関と企業らが行なった朝鮮人に対する不当な処遇(強制貯金、家族送金、無退職金の未払いなど)に対して、補償を要求もしていた¹¹¹。

一方、1946 年 1 月、朝連の第一回文化部長会議では「日本帝国主義侵略的教育から一日も早く退学させるため完全な児童教育機関を設置すること」と「本国に帰って入学するにあたり、国語が絶対条件である」という趣旨で、各地域に初等学院を設置するようになった。そして、同月には「朝連中央高等学院(最初は「朝連学院」であった)」を各地域に設置して、朝連で活動する人材を育成してきた¹¹²。

第2項 建青・民団の結成

朝連に反する団体としては、1945 年 11 月に結成された朝鮮建国促進青年同盟(以下、建青)と、1946 年 1 月に結成された新朝鮮建設同盟(以下、建同)があった。建青と建同の理念は、反共産主義(以下、反共)が中心でありつつも、分割されている祖国を統一させようとするものであった。建同を結成する際、建同の団員らは日本で朝鮮独立運動家として有名な朴烈を団長に擁立し、建青と共に反共運動を始めた。建青は建同に協力する立場として活動し、同年 10 月に建同が解散をした後、「在日本朝鮮居留民団(以下、民団)」となった¹¹³。以後、朝連と建青・民団は対立するようになった。それでは、民団がどのような政治的な活動を行っていたかを確認するために、中心人物の経歴と活動内容を検討してみよう。

まず、初期団長である朴烈について説明する。当時の朴烈は、戦後の在日コリアン社会で、カリスマ的な存在として評価されていた。1902年に慶尚北道聞慶に生まれ、日本の植

_

¹¹⁰鄭栄桓(2013)、p.21。

¹¹¹古庄(2006)、同(2007)。

¹¹²鄭栄桓(2013)、pp. 136~138。

¹¹³金太基(1997)、pp. 181~182、pp. 209~213、pp. 287~288。

民地支配による国家暴力に反する抗日運動者であった。朴烈は植民地支配下に行なわれている教育制度が朝鮮人を抑圧していることについて問題意識を持って抗日運動を始めた。しかし、朝鮮半島での抗日運動に限界を感じ、新たな教育を求めて、1919年10月、朝鮮半島から日本に渡った。以後、日本で、朴烈はアナーキズムを通じて、日本政府の朝鮮人に対する国家暴力に反感を持っていた朝鮮人・日本人と連帯して抗日運動をした。1924年に結成した「黒友会」で、抗日運動を続けていたが、日本の天皇の暗殺を企ったとされ死刑判決を受けた。1945年8月の日本政府の降伏宣言によって、同年10月朴烈は釈放された¹¹⁴。その後、朝連は朴烈を迎え入れるつもりであったが、朴烈はこれを拒否した。朴烈は朝連を「権力の野心家」として非難し、理念的に一致しないと述べた¹¹⁵。

建同設立後、朴烈は 1946 年 2 月 26 日の記者会見で、自身は過去の日本の軍国主義を嫌悪していたが、朝鮮は独立したので、天皇制に対して「毒を以てする気持ちはない」と主張し、むしろ新生日本のために協力する立場であると語った¹¹⁶。このような朴烈の発言からみると、朴烈は朝連と違う政治路線を構想していたことが明確であろう。民団は、過去は過去として認め、日本と朝鮮の「相互の親善を保全」し、「共存共栄と東洋平和」のために貢献しなければならないということを団体の設立理念として掲げた¹¹⁷。

当時、日本政府は在日コリアンの「外国人登録」を進めるために在日コリアン団体と協力をしなければならなかった影響によるものであったのか、民団は日本政府との協力姿勢を見せたといえる。1947年6月6日に内務省側が民団中央総本部を訪問した時のことである。その日、朴烈は「外国人登録」問題について協力する立場から、次のように述べた¹¹⁸。

114金仁徳『박열: 극일에서 분단을 넘은 박애주의자』[朴烈:克日から分断を超えた博愛主義者]역사의 공간[歴史の空間]、2013年。

116時事新報「獄中廿三年 朴烈氏第一声」1946年2月28日付。

¹¹⁵金太基(2014)、p. 102。

¹¹⁷在日本大韓民国民団『民団 50 年史(以下、50 年史)』在日本大韓民国民団中央本部、1999 年、pp. 45~49。 ¹¹⁸鄭栄桓(2013)、p. 92。

- 1、登録は当方で実施し、日本側に提出諒解を求めるべき性質のものであるのに却って日本側において実施し協力を求められたのは恐縮に堪えない。我々は全面的に協力する。
- 2、自分個人としては、日本の再建に協力し得る者又は産業方面において(労働者として) 日本側に尽力できる者以外は朝鮮に帰したいと思っている。

②、日本と朝鮮は従来の感情をふりすてて相提携しなければ亡びる。日本は敗れたが、 兄であるから我々は弟分として朝鮮を立派に建国して日本の再建に尽力したい¹¹⁹。

朴烈の発言について、鄭栄桓は「慎重に解釈しなければならないが、事実とするならば日本を『兄』と呼び『日本の再建に協力し得る者』以外は『朝鮮に帰したい』とする朴烈団長の意見は、植民地期の支配一被支配の関係性を払拭しきれていない発言といわざるを得ない」と考察している¹²⁰。鄭栄桓の主張する通り、より慎重な解釈が必要であるが、朴烈が日本政府との関係を親密にしようとする立場であったことが確認できる。一方、金太基によると、朴烈は朝連から排除された親日系在日コリアンを包括する態度をとり、彼らと共同で建同を結成したが、朴烈のこうした動きは日本との関係を密接にしようとする態度によるものであると論じられており¹²¹、この点については筆者も同意する。

民団は朴烈を中心として結成されたが、ここでは具体的に構成員の政治理念を確認してみることにする。建同に加担していた者について『権 逸 回顧録』で確認すると「朴烈氏系の無政府主義者たちと中立的な民族主義者、朝連から追い出された反共の人達が集まった」とされている¹²²。当時の建同員の具体的な政治理念や民団に加担する要因について、現在確認ができる範囲で説明してみる。

121金太基(2014)、p. 101。

¹¹⁹鄭栄桓(2013)、pp. 92~93。

¹²⁰同上、p. 93。

¹²²權逸『權逸回顧録』權逸回顧録刊行委員会、育英出版社、1987年、p. 110。

まず、建同設立時から朴烈とともに活動し、副委員長であった李康勳¹²³と²元 心 昌 ¹²⁴について検討する。1933 年、アナーキストである李康勳、元心昌は、当時の駐中公使である 有吉朝が「蒋介石を買収して、朝鮮人革命者」を検挙しようとしていると認知したので、有吉明を暗殺するつもりであった。しかし、暗殺に失敗して、同年 3 月 17 日に逮捕され、2 人は長崎刑務所に投獄され、1945 年 10 月に釈放されたのである¹²⁵。

反面、朴烈とのトラブルがあった人物も存在した。民団の初期団員であった「鄭・哲」の『在 日韓国人の民族運動』には、当時の建同外務部長である「全 斗 鉄 が 「朴烈体制を強化する よりは、建同内部に自分の勢力基盤を確立するため色々な無理をしたので、部内のトラブ ルが絶えなかった。時には建青の行動隊をそそのかして、内部を揺さぶっては反対派の去 勢を計るようなこともあって、組織活動は空転せざるを得なかったのである」と説明して いた¹²⁶。この記述が真相を明確に検証しているかは判断できないが、これが事実であるとす れば朴烈が団長であることに不満である団員が存在していたことになる。

一方、前述の通り、当時朴烈は「親日」系の在日コリアンを受け入れていた。民団員で

勳『민족해방운동과 나(訳:民族解放運動と私)』제삼계획、1994年、pp. 25~125。

¹²³李康勳は1903年、江原道金化で出生して、1919年の3・1運動に刺激を受けて独立運動家になった。1920年中国満州にある民族学校であった明東学校で、「朝鮮民族解放」と「独立」を求めるようになった。このような中国での活動によって、李康勳は臨時政府関係者と密接になり、無政府主義者らと共感していた。1925年独立運動を活発に実践するため、「新民府」の一員として活動した。しかし、「新民府」の内部ではロシア革命による刺激によって、共産主義思想を受け入れる者が現れ、共産主義思想に反感を持っていた李康勳は1928年に脱退した。 박중연[パク・ジョンヨン]「일제시기 李康勳의 민족운동과六三亭의거」[日帝時期李康勳の民族運動と六三亭義挙]『崇實史学(24)』、2014年、pp.117~121。李康

¹²⁴元心昌は、1906年京畿道平澤に出生した者であり、3・1運動に参加した経験を生かそうと、「日本大学」へ入学した。以後、日本でアナーキスト精神を学んで、朴烈がいた「黒友会」に加入して、独立運動を行ったが、「東京留学生学友会事件」に関わって上海へ脱出した。以後、元心昌は1931年4月に、上海へ着いてから、アナーキストである者らと「南華韓人青年聯盟」を結成後、この団体にある「黒色恐怖団」で活動を行ったが、これには当時、李康勳も加担していた。パク・ジョンヨン(2014)、pp. 122~124、原州元氏中央宗親会『義士元心昌』東光文化社、1979年、pp. 59~61。

¹²⁵パク・ジョンヨン(2014)、pp. 122~130、原州元氏中央宗親会(1979)、p. 61。

¹²⁶鄭哲『在日韓国人の民族運動』洋々社、1967 年、pp. 34~35。

あり、朝連から「親日」と呼ばれていた權逸¹²⁷と 曹寧柱¹²⁸がいる。權逸と曹寧柱は戦前に「東亜連盟論」に参じた経歴があるので、その頃の 2 人の活動を確認する。「東亜連盟論」は、1938 年日中戦争で日本陸軍参謀本部や関東軍の革新指揮官である石原莞爾が主張していた論理である。石原は当時、ソ連の共産主義の拡散を防ぐため、日本首相に対して他国の侵略を放棄して天皇の「内面的な指導」に基づいて「政治的な独立」を行い、東アジアの連帯を新たに構築せんとする論理として「東亜新秩序論」を主張した。それとともに石原は、日本の朝鮮に対する植民地支配には不平等な面があるとの問題意識を持っており、そのうえ「東亜連盟論」を主張していたのである¹²⁹。權逸と曹寧柱は石原との接触によって「東亜連盟論」を受け入れるようになった。松田利彦の研究によれば、1944 年、曹寧柱は小磯国昭内閣の発表した、朝鮮人、台湾人への限定的参政権付与などのいわゆる「処遇改善」の方針に対し、「民族処遇ニ就テハ非常ニ好感ガモテタ」という感想を漏らしてもいる。したがって、権逸と曹寧柱は1945年1月頃、日本政府による「処遇改善」実施に感謝すべく結成され、地下航空機工場建設のために朝鮮人動員に加担したとされる「在日朝鮮人一心会(以下、一心会)」でも活躍して名を連ねた¹³⁰。

植民地解放直後、權逸と曺寧柱は朝連との対立について、「共産主義者が内部を固めて」

¹²⁷權逸は、1911年慶尚北道醴泉の出生で、1931年に東京の明治大学へ留学し、日本の「高等文官試験」に合格した。以後、弁護士である角田幸吉の事務室で研修を受けていた。1938年、満州国司法部に就任して、そこで、權逸は石原莞爾の演説で「日本が東亜諸国の盟主にならなければならないという点では譲歩していなかったが、従来の植民地統治方式に反対し、各民族の民族主義を認めて、独立乃至は自治を認めることを強力に主張」したことについて、「強い印象を受けた」という。このような契機で、權逸は石原の「東亜連盟論」に影響を受けた。權逸(1987) pp. 24~70。

¹²⁸曺寧柱は、1913 年慶尚北道醴泉で出生して、1932 年日本に渡ってから京都の立命館大学の法経学部法律 学科に入学して、共産主義思想に接してこれを伝播する活動を行った。曺寧柱は卒業後、柔道友である福 島清三郎を通じて石原と接触して「東亜連盟論」の影響を受けた。松田利彦『東亜聯盟運動と朝鮮・朝鮮 人:日中戦争期における植民地帝国日本の断面—』有志舎、2015 年、pp. 106~114。

¹²⁹松田(2015)、pp. 1~20。 김희주(キム・ヒジュ)「중일전쟁기 在京都조선인의 東亜連盟運動과趙恩濟」 [中日戦争期在京都朝鮮人の東亜連盟運動と趙恩濟]『慶州史学』27 号、2008 年、pp. 70~71。

¹³⁰金太基(2014)、p. 95。松田利彦(2015) pp. 105~142。

おり、自分たちは「親日家だ、売国奴だといわれてつるしあげ叩かれ」たと述べている¹³¹。 当時の朝連の見解として、權逸と曺寧柱は在日コリアン社会における「売国奴」と位置付けられていた。一心会で日本の戦争に加担していた權逸や曺寧柱と、日本の植民地支配を否定していた朝連との摩擦は当然であった。加えて、權逸と曺寧柱は日本に対する認識が肯定的であったので、朴烈の親日関係路線であった建同に加担するのも当然であっただろう。「東亜連盟論」と日本政府が行った「処遇改善」による影響なのか、1979年曹寧柱のインタビュー内容を確認すると、日本の植民地支配には肯定的な側面があると、以下のように主張した。

日本の総督政治も考えてみれば肯定面もあってですね。(中略)イギリスのインド統治を みるとインド人にはなるべく教育などは受けさせないで、労働力だけはフルに利用した。 知るは憂うのもとなりで、なるべくなら牛か馬みたいに無知文盲にさせておこう、就学 には高税をかけるという、植民地経営の一つのパターンがあるわけです。そのくせ、国 民会議派の独立演説会などは見てみないふりをする。ところが日本はむしろ同化をやろ うとしてみたりする¹³²

曹寧柱は、日本の朝鮮植民地支配を他国家と比較して肯定的に評価していた。上の 2 人について尹健次は、朝連が曺寧柱や権逸を指して「かつての旧親日派、ある意味で民族反逆者的分子」と指摘したと説明しながら「こうした批判的言辞を真に受けていいのかどうかも問題になろう」と論じた¹³³。確かに尹健次が指摘するように、この 2 人に対して「親日」とみなす朝連の見解が一般化されるのはあまりも暴力的かもしれない。 曹寧柱と権逸をどのように語るべきであるかはこれからの課題として残すが、2 人の存在によって、民団が反

¹³¹曹寧柱、長坂覚「韓国人と日本人:曹寧柱氏に聞く」『中央公論』94券、8号、1979年、pp. 287~288。

¹³²同上、p. 285。

¹³³尹健次(2015)、1巻、p.140。

民族というより、日本との関係を密接にする影響を与えた存在とするのが近いのではない かと思われる。

1946年10月3日、建同員は民団を創設するために建同を発展的に解散させたが、民団に なった後には構成員も新しくなった134。民団として再結成すると、中心人物が変化したが、 その中で、前述した鄭哲が文教部長になった。鄭哲は植民地解放前、アナーキズムを通じ て抗日運動をしていたと回想していた135。当時、アナーキストとして有名であった朴烈や李 康勲、元心昌などの中心人物が結成した民団であったため、鄭哲が民団に加入した可能性 がある。地方部長である金載華は秋田県で朝連結成準備委員をしていたが、出獄した朴烈 の面倒をみる人物であった136。金載華が民団に所属した明確な理由はまだ発見できないが、 朴烈との密接な関係であったと考えられる。

次に民団の協力団体であった建青の団員の活動を確認する。1945 年 11 月 16 日に結成さ れた建青の政治イデオロギーに関して、資料と関係者とのインタビューを通じて確認した ュ.ヮ゚゙゙゙゙ 高祐二は以下のように説明している¹³⁷。

建青は、母国語も知らない、日本生まれの「皇国臣民化教育」を受け、「日本人」として 育った若者が多数集っていた。彼らが一○代後半から二○代前半にかけての最も多感な 時期は太平洋戦争の真っ只中で、共産主義や社会主義に触れることもなく、将来は帝国 軍人となって「お国」のために戦争で死を選ぶという決意をする者も少なくなかった。 必然的に彼らは反共的になり、軍人に憧れる軍国主義者になっていったのである。

つまり、建青員らの中には、国家とは日本であると教育を受けた日本の軍国主義青年も

135鄭哲『民団今昔:在日韓国人の民主化運動』啓衆新社、1982年、pp.5~6。

¹³⁴權逸(1987)、pp. 117~118。

¹³⁶鄭哲(1967)、p. 54。

¹³⁷高祐二『在日コリアンの戦後史』明石書店、2014年、p. 59。

存在していたというのである。そして、彼らは「母国語、母国の歴史をよく知らなかった」 し、「日本軍国主義から『新生独立祖国建設』という『民族的』感情のある意味『転換』」 を余儀なくされたので、共産主義的な要素を受け入れる余地は少なかったと説明している。 このような建青の政治イデオロギーが、朴烈が志向する日本との関係改善を支持すること につながった可能性が示唆されている。

以上、当時の建青・民団員らが持っていた経歴を確認した。結果、大きく分けてみると、 アナーキストらと親日系の在日コリアンらが混在して運営していたと言える。

第3項 李承晩政権と民団との関係形成

韓国内だけではなく、民団内部にも建同であった時期から、反信託統治を表明する動きがあった。鄭栄桓の研究によれば、「建同はモスクワ決定反対を掲げ、李承晩や大韓民国臨時政府の主席、金九が南朝鮮の反信託統治勢力と結びついたが、李康勲・朴烈は1945年12月28日に金九ら臨時政府勢力が結成した『信託統治反対国民総動員委員会』に中央委員として加わっており、李康勲は同委員会の東京への派遣代表も務めた」¹³⁸。つまり、李康勲は日本内で反信託統治を主張していたのである。

李康勳の回顧によれば、建同は「初期には無政府主義系統の反帝抗日闘志らがその中心勢力」であった¹³⁹。加えて、当時の金九は同年から 1947 年にかけてアメリカとの協力を模索しながら、アメリカとソ連の信託統治に反対する立場をとっていた¹⁴⁰。李康勳は金九との関係が密接であったし¹⁴¹、初期の建同は「白凡(金九-筆者)先生の路線」であったと認識し

139李康勳(1994)、p. 215。

140鄭秉峻「미국 자료를 통해 본 백범 김구 암살의 배경과 미국의평가」[米国資料を通じてみた金九暗殺の背景と米国の評価]『역사와현실』[歴史と現実]61 号、한국역사연구회[韓国歴史研究会]、2006年、p.317。

¹³⁸鄭栄桓(2013)、p. 162。

¹⁴¹李康勳(1994)、pp. 63、207~213。

ていた142。李康勳が建同の副団長になるなど、積極的に在日コリアン民族団体に加担した理 由は金九との関係が大きかったと言える。元心昌も李康勳と同様に、反信託統治を支持す る立場であり143、朝鮮半島の統一国家路線をとっていた。つまり、李康勳と元心昌は、民団 内部の代表的な反信託統治派であった。

一方、南朝鮮では、米軍政庁と李承晩を中心として、まずは南朝鮮だけの単独政府樹立 が進められていた。なぜ、李承晩はアメリカとの関係が密接になったか。李承晩は日米戦 争の時期に、独立運動家として「米情報調整局(Central Office of Information、COI)」 に情報提供など、戦争支援に協力した。1945年8月15日、日本がアメリカに敗けて、アメ リカで独立運動を行なった李承晩は 10 月 16 日に朝鮮に帰国した。当時、米軍が朝鮮を占 領した当時、当時の陸軍参謀部に所属したグッドフェロー(Preston M. Goodfellow)は、COI で働いた時期から、李承晩との接触があった。このような要因によって、グッドフェロー は李承晩が南朝鮮の政権を持たせるように支援した。そして、李承晩はグッドフェローを 通じて、GHQ の最高司令官であるマッカーサー(Douglas MacArthur)との接触があった。特 に、李承晩とマッカーサーは反共産主義的なコミュニティを通じて、2人は親密な関係が構 築された。加えて、李承晩は朝鮮への帰国前、10 月 13 日東京で米軍政庁の司令官であるホ ッジ(John Reed Hodge)との対面があり、2人は関係を構築するようになった。同月 16日、 李承晩は朝鮮半島に帰国した。帰国後、李承晩はマッカーサーとホッジとの関係とともに、 李承晩自身がもっていた経歴によって、アメリカの留学・活動家出身者、親米志向者、キ リスト教信者を中心に支持を受けるようになった。以上のように、李承晩はアメリカ側(特 に米軍の高位幹部ら-筆者)と親密な関係を持ちながら、権力の基盤を構築してきた。前述 のように、当時の朝鮮半島は南と北に分けられて信託統治を受けていたが、当時の李承晩 は南だけの単独政府を樹立し、武力を通じた南北統一を主張するようになった144。

¹⁴²李康勳(1994)、pp. 208~213、215。

¹⁴³原州元氏中央宗親会(1979)、p. 42。

¹⁴⁴鄭秉峻(2013)。

それでは、上のような李承晩の動きが在日コリアン社会にどのように関与してきたか。 1946 年 12 月 5 日、李承晩は戦後賠償問題と朝鮮半島の信託統治問題、南朝鮮の政府を中心にする統一政府問題などを扱うために国連の会談に行くとき、日本を経由してから、アメリカに行った。日本では、東京の帝国ホテルで李承晩と民団長である朴烈との会談が設けられた。その際、李承晩は朝鮮半島の情勢、特に当時推進していた南朝鮮の単独政府樹立について朴烈に説明した。そして李承晩は、自分は在日コリアンの実態に関心を持っており、「在日同胞の実情と意向が聞きたい」と伝え、在日コリアンへのメッセージを託した。このように李承晩は在日コリアンに関心を示していたのだが、当時の民団はこれを「博士(=李承晩一筆者)のメッセージ」として「共産主義を排撃する統一」を目指すものと解釈している145。李承晩がみせた在日コリアンへの関心は、当時の民団にとって、非常に信頼できるものとして受容されたので、民団は韓国単独樹立に積極的な意思を伝える活動を行った。

『民団新聞』によれば、同月 10 日の李承晩と朴烈の会見において、GHQ の司令官であるマッカーサーが李承晩を通じて在日コリアンの「意向を知りたい」としたのに対して朴烈は「朝鮮人法的地位及待遇を改善し、生活権を擁護し、朝鮮人帰国輸送荷物制限を一徹 廃すると共に、毎日定期船と同じ施設を十二月十五日後にも特別に考慮を願っ、等色々當面に切実な問題を博士を通じて要請した」と在日コリアンに対する便宜を李承晩に要求していた146。ここから、朴烈が李承晩を通せば GHQ 側に在日コリアンの様々な問題を伝えられると信じていたものと確認できる。

1947年4月、李承晩は国連会議で韓国の単独政府樹立を主張するために日本に来たとき、 再び朴烈と会って、韓国単独政府樹立の支持を得るために彼を説得した。そして朴烈はそれを受け入れた¹⁴⁷。しかし、前述の通り、当時の民団の内部では、これに反対意見を表明す

^{145 『50} 年史』、p49。鄭容郁(2003)、pp. 299~310。

¹⁴⁶民団新聞「朴烈団長李承晩博士と会見」1947年2月21日付。

¹⁴⁷金太基(2014)、p. 119。民団 30 年史編纂委員会『民団 30 年史』p. 59 再引用。

る者が多かった。權逸の記録には「民団は祖国の統一独立論が支配的で、多くの幹部はいかなる場合でも国土の分断は許すことが出来ないという立場」であり、「単独政府派とこれに反対する南北協商派とに分かれ、内部の分裂が始まった」と書かれている。当時、南北統一国家を主張する金九を支持していた李康勲は「南北協商論者」であった¹⁴⁸。したがって、李康勲は民団内部で韓国単独政府樹立に反対していた。

一方、南朝鮮の単独政府樹立の件が国連に移管され、1947 年 14 日 UN 総会は、韓国独立問題に関して、「人口比例による総選挙」を決意し、9 カ国(オーストラリア、カナダ、中国、エルサルバドル、フランス、インド、ピリピン、シリア、ウクライナ)代表として、国連韓国臨時委員団(以下、国連韓委)を構成して、具体的な朝鮮半島の問題を議論した。1948 年 1 月 8 日、オーストラリア、インド、シリア代表らがソウルにきて、本格的な活動を行っていたが、同月 24 日ソ連軍は北側の入国許可を拒否して、1 月末に国連韓委によって南側の単独総選挙を実施することが決まった¹⁴⁹。民団側は、朴烈と李承晩との対面の影響により、1947 年 12 月 6 日に第 4 回中央議事会を開き、国連監視下での総選挙を支持することを正式に決定した。前述の通り、李承晩はマッカーサーとホッジからの指示を預かっていることを含めて、地方巡回によって支持基盤を確保してきた。結果、1948 年 5 月 10 日に行なわれた選挙によって、1948 年 8 月 15 日、「大韓民国」が樹立されることになり、李承晩が大統領になった¹⁵⁰。

一方、朴烈は韓国の単独政府樹立式に参加して李承晩と対面した。李承晩は、朴烈との対面をきっかけに、民団を韓国政府が唯一認める日本の民族団体であるとし、名称も「在日本大韓民国居留民団」へと変更させた¹⁵¹。当時の民団員らの反対にも拘わらず、韓国政府

148權逸(1987)、p. 130。

¹⁴⁹金壽子『이승만의 집권초기 권력기반연구』[李承晩の執権初期権力基盤研究]景仁文化社、2005 年、pp. 22~33。

¹⁵⁰權逸(1987)、p. 130。

¹⁵¹金太基(1997)、pp. 442~445、pp. 475~476。

を支持する路線を民団が選択するようになっていったことからも、当時の朴烈の影響力の 強さが窺える。では、朴烈はなぜ韓国との関係を結んだのだろうか。それについては、朴 烈が持っている「国際的な見解」を考えなければならない。

朴烈が著した『新朝鮮革命論』から、彼の国際的情勢に対する見解を確認することができる。まず、朴烈が当時の国際関係をどのように認識していたかをみると「今日、世界いずれの国でも、米ソ両国いずれかの支援なしに、事を構えることなど思いも及ばぬというのが現実」であるという¹⁵²。つまり、朴烈は新国家にはアメリカかソ連、どちらかの支援が必要であると述べている。朴烈は、そのように世界情勢に対峙していたのであった。

既に説明したが、朴烈が選んだ路線は、アメリカとの関係を親密にしていいた李承晩と の手を組むものであった。そもそも、朴烈は共産主義の国家及び支持者に対して反感を持 っていたが、アメリカに対しては悪い印象を持っていなかったようである。

朴烈のアメリカに対する見解は「米国が資本主義を内包しつつも、あくまでも自由と平等の原則を守りながら民主主義を標榜し、そして物質文明の最も発達した国家の世界的代表であ」り、「ソ連も、米国から借款を求めたし、兵器の供給も受けた。中国もまた、しばしば米国、英国の借款を受けたし、兵器の供給、軍備、訓練に至るまで米国式を取り入れなければならなかったのである。この意味では世界第一の文明の謳歌者であ」るというものであった「153。つまり、朴烈の世界認識は、アメリカを中心としたものであった。ソ連も結局はアメリカの影響を受けている国として認識し、アメリカの民主主義を高く評価していた。

朴烈の国際認識は、世界はアメリカを中心に関係が結ばれているというものであった。 このような見解が、アメリカを支持していた李承晩政権との関係を結んだ要因として考え られる。それでは、朴烈の見解が民団員にどのような影響を与えたかを検討する。

-

¹⁵²朴烈『新朝鮮革命論』中外出版、1948、p. 9。

¹⁵³同上、p. 8。

朴烈が大韓民国を支持することによって、建青側には激しい分裂が起き¹⁵⁴、民団では李康 勲副団長が辞表を出したのを始めとして、韓国政府との関係が結ばれた後から、民団の構 成員が変わり始めた¹⁵⁵。李康勲は、民団が「初期に受け入れた白凡(=金九-筆者)先生の路 線を守っているようだったが、今 180 度転換して違う道を歩むようになった」と、親日系 の民団員が主導する団体になったことを批判したので¹⁵⁶、これが脱退原因であったと考えら れる。

一方、1948年8月15日に韓国政府樹立記念式に参加したマッカーサーに対する答礼として、李承晩は同年10月19日に日本を訪問することとなった。この日本訪問を通して李承晩と民団がいかにして接近していったかについて考察する。

当時の民団は、朝連と比較すると組織的に見ても財政的に見ても弱小団体であった。李承晩の訪日時、民団は厳しい財政状態ながらも大統領を迎えようと歓迎式の準備をした。しかし、李承晩は保安上の理由からこれに出席せず、韓国の初代大統領を見ようと集まった数千の在日コリアンは失意のうちに帰宅した。その翌日、李承晩は民団の関係者だけが集まった歓迎式に参加はしたものの、演説のなかでは在日コリアンの諸問題に対して関心を払う発言はほとんどせず、反日感情を刺激するような内容であった。このような日本における李承晩の言動に失望した者は少なくなく、このときに少なからぬ民団員が脱退することになった。これに加えて、以前から問題であった韓国政府の指示による内部抗争と、

¹⁵⁴韓国政府の樹立を支持する者らが建青のほとんどの幹部職を占めているのに対し、中立派は疎外された立場で、両派は時々衝突を繰りかえしていた。金光宣事件(坂本事件)は大きな事件であったので、その経緯を簡単に記しておくことにする。金光宣は韓国派と中立派が衝突するたびに登場して中立派の肩を持ち、韓国派役員に暴力を振るうこともあり、また日本当局から配給物資を受取る場所で、建青員たちを脅迫しては配給物資を奪って行くなど暴挙が絶えなかった。1947年3月、単独政府樹立案をめぐって両派の対立が極度に達したある日、金はこの日も配給物資を奪うため暴力を振るっていたが、その酷さに我慢出来なかった青年たちに集団で殴打され、病院に運ばれる途中死亡したのである。青年たちは懲らしめるつもりであったが、金が死んだので死体を秘密裡に埋葬してしまった。權逸(1987)、pp. 130~131。

¹⁵⁵同上、pp. 131~132。

¹⁵⁶李康勳(1994)、p. 215。

財政難問題の未解決という問題によって、朴烈は 1949 年 2 月に辞任するに至った¹⁵⁷。朴烈が辞任した明確な理由は今でも不透明であるが、彼の親友である李康勲の回想によると次のように説明されている。

(民団は一筆者) 朴烈という存在を建同の看板に掲げて好き勝手に利用する陰険な思考で作られた陰謀にすぎない。(中略) 朴烈を象徴に受け入れるのが、当時の日本で一番広範囲な組織体である朝鮮人連盟との対決ができる道であると考えていたろう。(中略) 居留民団と看板を変えてから朴烈を団長に私を副団長に再推戴したが、私は参与すらしておらず、可とか否とかの批判もしないままいたが、私が思った通りに民団を去る決心をした。その後朴烈も排斥されて、アメリカにいた鄭翰景158(書籍では「鄭漢卿」と書かれているが、元の漢字は「鄭翰景」である一筆者) という者が在日本居留民団団長に就任するようになった。ついに朴烈も彼らの正体を気付いたがもう過ぎたことである159。

李康勲の記録内容が正しいかは現時点では確認ができないが、彼は朴烈が辞任したため 民団員らにとって、朴烈の利用価値がなくなったし、韓国政府との関係が密接な者を民団 長に建てさせたと記憶していた。

¹⁵⁷權逸(1987)、pp. 145~149。金太基(1997)、p525。

¹⁵⁸鄭翰景は 1890 年に生まれ、アメリカ生活で、コロンビア大学 (The university of Columbia) の経済学専攻として学位をとり、1910 年李承晩と共にアメリカで「大韓人国民会」を組織して朝鮮の独立運動を行った。そして、植民地解放以前に在米コリアンらから募金を集めて、上海の大韓民国臨時政府に送る役割を行った。1944 年には臨時政府の国務会議で外務委員となり、アメリカで外務活動を行った。解放後、李承晩が韓国大統領になってから、駐日代表部の大使に任命された。李炫熙『대한민국임시정부사』 [大韓民国臨時政府研究] 헤안[ヘアン]、2001 年、pp. 533、571、575。 金太基(1997)。서울신문특별취재팀[ソウル新聞特別取材チーム]『韓国外交秘録』서울신문社[ソウル新聞社]、1984。東亜日報「美國서 받은學位韓國의 博士録」1966 年8月27日付。

¹⁵⁹李康勳(1994)、p. 215。

小結

本章を通じて、在日コリアン社会が分裂されてきた背景を確認した。そして、李承晩が在日コリアン社会に接近した過程を確認し、民団をどのように包摂してきたかも確認した。当時、様々な事情によって朝鮮半島に帰還ができない在日コリアンのために、朝連が結成された。そもそも、日本社会に存在していた朝鮮人労働者に対する不当な処遇差別によって、徴用された朝鮮人の中には、帝国主義批判のイデオロギーである、共産主義が受け入れてきた者も多かった。したがって、戦後の在日コリアン社会には、共産主義を志向する者らが多かったのである。このような影響もあった、在日コリアン団体で非常に規模が大きかった朝連には、共産主義を志向する者が多かった。

反面、朴烈を中心にアナキスト、反共主義者、親日派、経済人などの在日コリアンらが 集まって、民団を組織してから、朝連と対立してきた。そして、民団長になった朴烈は、 新たな祖国はアメリカ、またはソ連の支援がなければならないと感じながら、アメリカを 肯定的に考えていたので、米軍政庁が支持していた李承晩との関係が密接になった。これ によって、民団が韓国政府を支持する団体として位置付けられるようになった。李承晩政 権と民団との関係が密接になった要因は、反共だけではなく、当時の韓国政府がアメリカ との関係が密接であったこともあった。

しかし、朴烈のこのような対韓関係によって、民団員のなかでも朝鮮半島は 1 つの国家であるとして再建国を求めていた者や李承晩が民団員らに行なった講演に失望した者らは、民団をやめるようになった。結局、韓国政府樹立後の在日コリアンに対する接近は、韓国政府樹立を志向する在日コリアンが中心であった民団を李承晩政権が包摂することから始まった。しかしながら、韓国政府が在日コリアンの処遇問題にうまく接近できないまま、李承晩政権と在日コリアンとの関係が始まってしまったことには問題をはらんでいた。

第2章 南北分断体制下での韓国政府の在日コリアン政策 -1948 年~1950 年を中心に-

ここでは、南朝鮮に韓国政府が樹立した後に、李承晩政権が在日コリアンの包摂と管理 をどのように行っていたかを確認する。主に取り扱ったのは、以下の通りである。

第 1 は、在日コリアンを国民としてどのように管理していたかを確認した。登録機関であった「駐日本韓国代表部(以下、駐日代表部)」¹⁶⁰をどのように設置したか、そして、在日コリアンを韓国民としてどのように登録したかに注目した。これを加えて、韓国政府を支持した民団は、在日コリアンが韓国民になることをどのように認知したかも確認した。

第 2 は、在日コリアンの教育問題にどのように関与したかを確認した。これから説明するが、朝連を中心に在日コリアンは母国に関する歴史及び言語を教えていたが、日本政府と GHQ によって、運営できなくなる。これに対する韓国側の対応に注目した。

第 3 は、日本政府が行った在日コリアンの韓国送還がどのように行われていたかを確認 した。当時、反日感情を持っていた李承晩は、日本側が求めていた在日コリアン及び密航 者の送還を受け入れたが、これに対する要因を中心に検討した。

第 4 は、朝鮮戦争が勃発してから、これに対する韓国政府と民団との協力はどのように 行なわれていたかを確認した。主に確認したのは、韓国政府が在日コリアンを義勇軍とし て取り扱ったとき民団は朝鮮戦争でどのように韓国側に支援したかを確認した。

第1節 韓国外国民登録令による韓国民識別

第1項 駐日本韓国代表部の設置と外国民登録実施の準備過程

1948年8月15日に韓国政府が樹立した後、9月9日に北側には金日成と共産党を中心に「朝鮮民主主義人民共和国」が樹立された161。これによって、南北国家はイデオロギー対立

1.0

¹⁶⁰日韓基本条約(1965 年 6 月 22 日)が締結される前、「駐日本韓国代表部」と呼ぶようになった。

¹⁶¹和田春樹『北朝鮮現代史』岩波新書、2012年。

だけではなく、朝鮮民族の主体を持っている国家がどちらなのかに対して優劣を競うようになった。このような体制を踏まえて、当時の李承晩政権は在日コリアンを明確な韓国の 国民として管理するために、日本に行政的な機関を設置する動きがあった。

李承晩は、1948年10月の訪日時にマッカーサーと会談を行い、駐日代表部を日本に設置 することに合意し、初代駐日韓国大使には李承晩の側近である鄭翰景が任命された。鄭翰 景の経歴としては、アメリカとの関係が密接であった独立運動家であった。したがって、 アメリカと密接であった鄭翰景は韓国の親米エリート系と認知され、李承晩が大使に任命 した。駐日韓国大使になった鄭翰景本人としては喜んで大使の仕事を引き受けたわけでは なかったようで、東京に行くよりもアメリカへ帰って仕事がしたいと李承晩に訴えている¹⁶²。 いずれにせよ鄭翰景駐日大使は GHQ の斡旋により 10 月 24 日に東京の帝国ホテルに臨時 事務室を設置した。以後、鄭翰景は 12 月 23 日に日本に着き、翌日から大使としての仕事 を行った。鄭翰景は、まず GHQ と接触して「駐日韓国連絡代表部 (Korean Liaison Misson in Japan、以下、韓国連絡代表部)」の大使であると紹介し、彼の就任していた間には、その 名称になった。当時、駐日韓国代表部の職員として勤務したことのある姜聖九によれば、 李承晩は鄭翰景に対して、「旧朝鮮総督府東京出張所の建物を接収して韓国代表部の公館と して使用すること、SCAP(=GHQ-筆者)の力を借りて朝連を解散させること」などの訓令を 出したという。しかし、GHQ は韓国連絡代表部の事務所に関しては、「私的な契約で事務所 と宿舍を確保すべき」であると言って非協力であった。これによって、鄭翰景は李埌皇太 子が所有している家屋と土地に権利を有しているはずだとの考えから、李垠の家屋を事務 所として使いたいと GHQ に要請した。1907 年に李垠皇太子を人質として連れてきた日本政 府は、彼のために王邸を提供するなど歓心を買おうと努めたのであるが、そのとき与えら れた財産の所有権が戦後も引き続き残っていた。当時鄭大使が事務所に使おうと考えてい たのは、千代田区紀尾井町 1 番地の李皇太子の王邸と土地であった。金太基によれば、李

¹⁶²金太基(1997)、pp. 507~508。

承晩が「朝鮮総督府東京出張所の建物はもちろん、李垠の財産にしても韓国政府のもの」であると主張しながら、「財政的に貧弱な韓国連絡代表部が他の建物を借りることは無理だった」から、鄭翰景に支持したと確認した。結局、鄭翰景は GHQ を通じて、1949 年 1 月 17 日、臨時的に李垠に毎月 10 万円を支払うようとし、家屋を借りるようになった¹⁶³。

鄭翰景が就任したはいいものの、当時の彼は民団との関係はこじれており、当時の民団長である朴烈との関係もよくなかったようである。2人の関係がどのようなものかについてはっきりとは断定できないものの、金太基によれば、朴烈が鄭大使を非難する内容の書簡を李大統領に送ったと鄭大使が誤解していたことから推して、彼らの関係が決してよいものではなかったという。そして、アメリカで教育を受けた鄭翰景は当時、日本についての知識が不足しており、日本国内における情報提供者が必要な状態であった。結局、李承晩は鄭大使が民団との間に協調的な関係を構築できなかったとして、在日コリアンに対する彼の管理能力不足を詰責するかたちで、1949年2月14日召還通知をくだし、大使は辞任においこまれた164。初代駐日大使の選定はこのように失敗に終わったと評価される。

韓国における国籍法制定時(1948年12月20日、法律第16号)、在日コリアンの国籍問題に関する李承晩政権の基本的立場としては、日本で生活してきた歴史的特殊性を考慮し、大韓民国国籍保持者として日本で安心して暮らすことができる法的地位を付与するというものであった。日本においても民団が「大韓民国国民登録実施!」という宣伝文をうって、朝連に加入している在日コリアンを韓国民の登録へと誘導しようとした¹⁶⁵。

しかし、この在日コリアンの韓国民登録には、彼らを識別と監視を行うためにであった。 1948年に李承晩政権と米軍政庁による親日警察の民衆統制に不満を抱いた者は、済州・麗水・順天などで蜂起を起こした。以後、米軍政と韓国政府は、蜂起が起こった地域を中心に「戒厳令」を発令した。この過程で一般人も巻き込まれ、多数の人が虐殺されることに

¹⁶³金太基(1997)、pp. 508~517。

¹⁶⁴同上(2000)、pp. 64~65。

¹⁶⁵金奉燮(2010)、pp. 83~84。

なった¹⁶⁶。このような状況によって李承晩政権は、1949 年に済州島、麗水、順天を含む全国の討伐地域を中心に「国民証」あるいは「道民証」が使われるようになった¹⁶⁷。これは、

166日本の敗戦後、南朝鮮はアーノルド(Arnold. A. L)の米軍政庁長官就任にともない、米軍政庁によって各地方警察組織と警察庁とが改編されたが、その際朝鮮半島の領土が狭小であることと左右対立の問題を解決する必要から、結局既存の国家警察制度を採用するようになった。しかし、このような前日本側の朝鮮人警察を活用していたのが発展して、米軍政庁の態度に不満を抱いた者は、左翼勢力が主導していた反米行動に参加し、1948年3月1月を皮切りとして南側の各地域にデモが広がっていった。デモは済州島へと伝播してから、1948年4月3日ついに武装蜂起して、済州島の警察庁を占領するにいたった。この武装蜂起を制圧するために、米軍政庁は済州島に兵力を送りこみ鎮圧作戦を展開した。そして、全羅南道麗水郡駐屯の韓国国防警備隊第14連隊では、済州島の武装蜂起の制圧投入を拒否する立場を表明し、さらに同年10月19日船上反乱を起こした後に越北することを決定した。しかし、韓国内で彼らに逮捕の手が向けられているという情報が入り、もはや越北できるような状況ではないことが判明したため、むしろ麗水で蜂起したのである。蜂起軍は麗水に次いで順天も占領した後、住民にまで銃を持たせ武装させたりもしている。これによって、李承晩政府は、済州島、麗水、順天に戒厳をしいて米軍の協力のもとこれらの鎮圧にむかった。同年10月22日に麗水と順天に戒厳令が発布され、「焦土化作戦」が実施されたのである。次いで、11月17日済州島でも戒厳令が敷かれた。

167登録票の発行機関は、行政機関であったが、1949 年住民証の発行や検閲を主導したのは、警察機関であった。国民証と道民証の検認をみると、行政機関・国民会議の組織・警察機関の三つ組織の印章で構成されている。このなかで、警察組織と国民会議組織は、行政機関よりも、優位であった。国民証の場合は、「アンギル(金榮美よると、安吉は今の韓国の安東を間違えて標記したものであると推定した)警察署長」の職人が、最終的なものとなっていて、道民証は「アンギル警察署長」職人と「アンギル警察軍支部長」職印が共同で最終印章の位置に据わっている。これにより、国民証と道民証が分かれている。金榮美(2007)、p. 300。

いわば敵性分子の排除を目的としたものであった。そして、国民証・道民証制度の設置後に国民登録が行われたのだが、そもそも国民証・道民証制度の設置理由は「共匪討伐」と「匪民分離」という軍事的な目的を遂行するためのものであった。こうした証明証がないときには北朝鮮ならびに共産主義を支持する不純分子とみなされ処罰された¹⁶⁸。したがって、在日コリアンの韓国民登録は、上のような機能が目的であった。

一方、鄭翰景の後任として任命されたのが鄭 桓 範 169であった 170。李承晩は、鄭桓範が欧 米の留学経験があるので、GHQ と意見の疎通ができると判断して大使と任命したのである。 鄭桓範は 1949 年 3 月 1 日正式に大使に任命され、即日渡日し任に就いた。鄭桓範は大使に 就任して、韓国連絡代表部は「駐日韓国外交代表部」へと名称が変更された。

鄭桓範は大使としての最初の仕事は大阪に事務所を開設することであった。開設の理由としては関西地域には多くの在日コリアンが集住しており、在日コリアンの商業活動の中心地であることがあげられるが、大阪事務所が開設されるまで存続させることがとりきめられ、GHQの協力のもと大阪事務所が設置されることになったのである。大阪に次いで在日コリアンが多く居住している名古屋、神戸、福岡の各地域にも韓国代表部の事務所が開設されるようになったが、占領当局にとっても在日コリアン問題を扱ううえで大いに役立つので、GHQは基本的に協力的であったといってよい。

¹⁶⁸ 金榮美(2007)。同『동원과 저항: 해방 전후 서울의 주민사회사』[動員と抵抗:解放前後ソウルの住民社会史]푸른역사[青い歴史]、2009 年。

¹⁶⁹鄭桓範は 1903 年忠淸北道淸原で生まれ、16 歳に上海で 3・1 運動を目撃し、その現場の写真を臨時政府に渡した。以後、臨時政府で独立運動を行ってから、1921 年、ヨローパに転じた。1922 年、イギリスのロンドン大学(The University of London)で経済学を専攻してから、1934 年にはスイスのフリブール大学(The University of Fribourg)で経済学博士学位をとり、1938 年にはイギリスのケンブリッジ大学(The University of Cambridge)で経済学修士をとった。第 2 次世界大戦で、上海に戻るようになり、欧米系の学校で教員活動を行なったが、日本警察の厳しい観察によって、重慶に品なんした。以後、1940 年から 1942年には臨時政府で、外務次長として働いていた。金太基(2013)。「구두 밑창에 3・1 운동 사진필름 숨겨臨政에 전달」『月刊朝鮮(206)』 朝鮮日報社、1997。

¹⁷⁰金太基(1997)、p. 522。

こうした事務所の開設業務も韓国政府からの指示に基づいてなされたと考えられるが、 問題は韓国政府がそのための財政的な援助を行わなかったということである。建国してわずか数か月にしかならない韓国の国家財政事情は依然困窮しており、鄭大使は事務所の開設運営にあたって、日本で自ら資金を調達しなければならなかった。しかし彼にそれだけの資金があるわけでもなく、結局彼が頼りにしたのは在日コリアン事業家であった。

鄭桓範は民団には頼らず、地方の在日コリアン実業家と直接接触したが、当時極度に制限されていた韓国行き旅券の発給を約束することを引き換えに彼らの支援を受けることに成功した。韓国当局は事務所開設にたいする財政的援助はしなかったとはいえ、このように彼が実業家に接近したのは、朝鮮人企業が北朝鮮に協力していた朝連側に取り込まれるのを防止し、彼らが経済力をもって大韓民国に貢献するよう対策を立てることを政府が鄭桓範に指示したからだという見方もされている¹⁷¹。

第2項 韓国政府と民団との外国民登録協力

一方、李承晩の訪日後から深刻となった民団の財政問題は解決されず、また、それに影響されて朴烈の民団内における指導力は失墜してゆき、結局 1949 年 2 月に民団団長の職を辞任することとなった。鄭翰景前韓国代表部大使は、任を解かれてからしばらく日本に滞在していたが、彼は反朴烈勢力と組んで民団第 6 回大会で民団団長に選出された。副団長には民団から離れて反朴烈運動を展開していた元心昌が就任した。ちょうど朴烈辞任と反朴烈の民団組織が形成される過程で大使に就任した鄭桓範にとって、民団との関係を構築するのは容易なことではなかった。先にも触れたように鄭桓範は大阪事務所を維持する資金などを工面するために一部の実業家とだけ接触を持ち、民団とは一定の距離を置いたことで民団では鄭桓範に対する批判が自然に高まり、双方の関係はこじれる一方であった。もちろん、それだけの理由ではない。そもそも前団長であった朴烈以外の団員は韓国政府

_

¹⁷¹金太基(1997)、pp. 522~525。

樹立に反対していたし、李承晩が訪日したときの態度など様々な要因が重なり不満をつの らせていた民団員にとって鄭桓範の態度は怒りを呼び起こすスイッチになったのである。

こうした関係は、鄭翰景がアメリカに発ってしまい、民団団長も交代したことで修復されることになる。6月に開かれた民団内の会議で、鄭桓範を支持していた神戸の経済人曹圭訓が団長に選出され、それに与した朴烈も再び民団の指導力を握ることとなったのである¹⁷²。このような韓国当局と民団の関係修復は、韓国政府が在日同胞を在外「国民」として取り込む上で大きな推進力となった。

以後、8月1日大韓民国の外務部令第4号在外国民登録令によって、在外国民登録が実施されるにともない、11月から「韓国法律第70号」によって、2日には大韓民国登録のために民団が領事業務の一部を受けて登録事務が開始された¹⁷³。これに加えて、在日コリアンを韓国の国民として登録するために、鄭桓範は「在外国民登録令」の発令によって、12月に在日コリアン全員の国籍表記を朝鮮から大韓民国に改正するよう GHQ を通じて日本政府に要請した。これを受けて日本政府は、外国人登録時に「朝鮮」または「大韓民国」を分けて登録することに同意した¹⁷⁴。

一方、11 月鄭桓範大使は民団の協力を得て、国民登録の申請受付を開始した¹⁷⁵。以後、国民登録、戸籍、帰国事務などの行政事務における管理機関として駐日韓国代表部が民団の中央総本部、現本部、支部を通じて民団所属の在日コリアンを体系的に管理した¹⁷⁶。そして、民団は在日コリアンの「出生」、「死亡」など行政的な記録をまとめていた。このような把握を明確にするため「日本法務部」と交渉して、地方別に業務を行おうと準備していた。一方、民団は当時、GHQ を支持する立場を明白にすることを目標とした。それに関する

¹⁷²金太基(1997)、pp. 525~526。

¹⁷³ 盧琦霙(2010)、p. 90。東亜日報「在外国民登録法公布」1949年11月29日付。

¹⁷⁴金太基(1997年)、pp. 673~677。

¹⁷⁵同上、p.677。

 $^{^{176}}$ 「第 7 回中央議事会提案書 民団中央執行部(以下、第 7 回中央議事会提案書)」(1949 年 2 月 4 日)、『在日朝鮮人関係資料集 3』、pp. $56\sim57$ 。

活動内容はまず「マッカーサー最高司令官」に民団の立場を明確にする文書を提出した記録から確認できる。このような立場を明らかにした後、GHQから生活物品や支援の要請などを推進していた。そして、彼らの貧困問題を解決するために、工場運営申請を実施し、在日コリアンの技術育成実施する計画を立てていた¹⁷⁷。そして、民団は可能な限り、GHQの力を借りて、在日コリアンの日本社会での生存が可能となるようなシステムを作ることを目指した。このような活動は、民団が政治的な活動だけではなく、在日コリアンの生存も考えた活動であった¹⁷⁸。

しかし、在日コリアンが働ける場所を準備していた民団は「各種職業を大韓民国登録証明または、戸籍欄を持っている者」に限って、紹介する立場を表明した¹⁷⁹。これは、民団が在日コリアンの処遇よりも、韓国国籍を普及させることで、在日コリアンの政治イデオロギーを韓国政府支持へと誘導する1つの手段としての側面が表出したものであった。

このような登録政策が施行される中、鄭桓範が関心の対象にしていたのは成功者たる一部の企業家などにかぎられていたので、留学生を含めた一般の在日コリアンの中には彼の政策に不満を持つ者も少なくなかった。このような民団の批判勢力が同年12月12日の夜、大使官邸を包囲して鄭桓範を脅かす状況になった。韓国政府はこの事件をうけて、1950年に入って大使を呼び出し、最終的に1月15日鄭桓範は辞任した180。

鄭桓範の辞任後、その後任に大統領の義兄弟である。前興帝¹⁸¹が任命されたものの、3ヶ月をまたずして4月に急に辞表を出して帰国した。この辞任の背景としては、業務中、李承

¹⁷⁷「第7回中央議事会提案書 民団中央執行部(以下、第7回中央議事会提案書)」(1949年2月4日)、『在日朝鮮人関係資料集3』、p39。

¹⁷⁸「第7回中央議事会提案書」(1949年2月4日)、同上、p. 57。

¹⁷⁹「第8回全体大会報告民団中央執行部」(1949年10月18日)、同上、p. 61。

¹⁸⁰金太基(1997)、pp. 526~527。

¹⁸¹申興雨は 1883 年忠淸北道淸原で生まれ、1903 年アメリカの南カリフォルニア大学(The University of Southern California)に通い、アメリカの生活経験がある。以後、1919 年韓国で YMCM の総務として 1935 年まではキリストを通じて、独立運動を行っていた。しかし、1937 年から親日キリストの委員になり、1939 年は親日雑誌と呼ばれる「東洋之光社」の理事、1941 年「朝鮮臨戦報国団」の発起人、1944 年「国民動員

金龍周は国民登録のための政策には力を入れず、朝鮮戦争に際して民団員を兵力補充の ために動員し、日本内にいる共産主義者の強制退去に尽力するにとどまった¹⁸⁴。このように 大韓民国当局は登録事業を通じて在日コリアンを「大韓民国国民」へと統合しようとした わけであるが、繰り返される大使の交代劇や民団との不和など前途多難な状況であった。 こうしたなか韓国政府は国民登録事業の徹底のために在日コリアンへの働きかけだけでな く、日本政府に対しても在日コリアンを大韓民国国民と認識させるような法的措置をとる よう要請していた。

第3項 民団としての韓国籍

前述のように民団は在日コリアンの登録活動を行っていたが、民団がどのような認識を 持ってその業務を行っていたかをここで確認する。まず、1949年10月3日民団中央総本部 が作成した「国籍確定と退去及財産問題」から、韓国民としての意味がどのように表れて

総進会」理事、1945年「朝鮮言論報国会」に参与などを通じて、当時の朝鮮総督府の政策を支援していた。 親日人名辞書編纂委員会『친일인명사전』[親日人名辞典]2巻民族問題研究所、2009年、pp. 409~411。

182金龍周は 1905 年慶尚南道咸陽で生まれ、1936 年慶尚北道浦項邑会の議員になり、以後 1937 年から解放まで慶尚北道会の委員になった。 当時の金龍周は日米戦争時期に、日本政府側の植民地政策と、朝鮮人徴兵政策を擁護していた人物である。毎日申報「浦項邑議選舉戦에 榮冠獲得의 凱歌」1936 年 9 月 22 日付、「十一日開票區의 判明된 新道議 午后一時現在의 分」1937年5月12日付、「慶北道會 第三日 - 教育機關을 擴充하ぐ 人的資源을 確保 私設教育機關도 積極援用하라」1940年2月26日付、「各議員들의 熱論」1943年10月3日付。『親日人名辞典』1巻、p.519。

¹⁸³金太基(2000)、pp. 68~70。

¹⁸⁴同上、pp. 68~70。

いるかが確認できる。

我々の韓国が帝国主義日本の鉄蹄下からその軍事占領されるや、三六年間という□□ □奴隷生活をしていたが、日本の敗戦で、解放され、その間に停止された我国の主権が 回復され、世界各国が、これについて国家承認をしたので、我々は世界から純粋な民族 国家として再出発ができるようになった。

したがって、我国の国民であとの表示である国籍においても、民族の純粋性としてより、その規定が非常に簡単であり、その範囲が極めてわかりやすく確定された(□は判読不能)¹⁸⁵。

ここで、民団本部のいう「国家」とは、「世界各国」が承認している国家であると説明している。 つまり、当時の韓国が「世界」に認められたと認知していたので、韓国が在日コリアンとしての真の国家であると認識していた。

それでは、民団にとって韓国籍を持っている意味としてどのように説明すれば良いか。 これに関して、民団の高い地位を持っていた全斗銖が 1950 年 4 月に作成した「外国人登録 令第 11 条に於ける『当分の間』に就いて」を紹介する。

旧憲法下に於いて日本には国地と臣民の二つの階層を支配してゐた事実を忘れないであらふ。佛法の Sujet UBC 式委任統治地の原住民も、そして、日本帝政下の韓国民と共に、国籍なき隷民であつた外交保護權(嚴密に云つて外交監督下に置かれたのみであるが、)下にあった事のみで国籍を有する国民ではないのである。(中略)外国人登録令第11條における『朝鮮人』は當然解除さるべきものである。(中略)国家の要素が領土、國民、

57

¹⁸⁵「国籍確定と退去及財産問題(当面の緊急問題第6分冊)」(1949年10月3日)、『在日朝鮮人関係資料集3』、p. 185。

宗教の三者であると云ふ、公民常識よりしても韓国の獨立とは、韓国展民の地位確定を当然に包含するものでなければならない、只止むを得ず、臨時便法として、他図の国籍を取得してゐる、韓国人となるべき者はその手続上の諸問題が殘されるけれども、日本に在留する韓国々民たるべき者は、隷民資格から、解放民となって居り、昭和22年既に、連合軍司令部より、特殊地位国人(Special Status Nations) SCAPIN 1757 と規定し、日本人と区別してゐる者は、昭和23年8月15日の韓国独立と同時に韓国独立の籍を確定したのである。(中略)我々の国旗と国号が、既に国際的に承認されてゐる事実を知悉する日本当局が、わざ『朝鮮』と云ふ、旧支配地名を固執せんとする意図の理解に苦しむと同時に善良なる日本の為政者及國民は、日本國が日本人の人格に立脚して、更に永い間我房に大日本帝国なる呼称を强制した自責と反省の立場に於いて今の韓国の国号及び国籍の尊厳を、故意に抹殺しようとする行為を繰返さない事を要望する186。

上のような全斗鉄の主張は、韓国籍を取得する意味として、まず、日本の「旧憲法」下における国籍というのは「臣民の二つの階層を支配」というが、これは「日本人」と「朝鮮人」が区分されていたという点で意味である。特に「階層」についてはフランスの植民地制度の例をあげて、日本人と朝鮮人の関係がフランス本国人と植民地人との関係と一緒であると説明した。

そして、日本が指定している国籍はおそらく「朝鮮」を現しているのであり、全斗鉄にとって日本の支配を受けている者である。この意味で、全斗鉄は「外国人登録令第 11 条における『朝鮮人(表記-筆者)』は當然解除さるべきもの」と主張していたが、その意味は「朝鮮」という国籍が植民地支配の象徴であり、日本の臣民としての呼称であったと述べた。ここで韓国民になる意味は「隷民(=日本の臣民-筆者)資格から、解放民(=韓国民-

_

¹⁸⁶全斗銖「外国人登録令第 11 条に於ける『当分の間』に就いて」『朝鮮研究』朝鮮研究所、1950 年 4 月、pp. 20~22。

筆者)」であると論じた。

全斗銖の見解からすると、当時の民団にとって韓国民になるのは、理念の意味として植民地支配(=朝鮮籍を持つこと-筆者)からの解放民族になることであった。全斗銖の論理は単純に在日コリアンを「韓国民」として作り変えるために主張していたのであるか、本当にそのように考えていたのかは明確な確認ができないが、少なくとも民団員にこのような指導をしていたと考えられる。

第2節 朝連解散と朝鮮学校閉鎖に対する韓国政府の関与

第1項 朝連解散と朝鮮学校閉鎖

第1章にも説明したが、朝連は日本での差別的な環境への抗議行動をおこし、在日コリアンの子弟には朝鮮語教育をはじめとする民族教育を行い、また、朝連の人材育成のために各地域の支部が朝鮮学校を設立するようになった¹⁸⁷。1948 年、日本共産党が在日コリアンに対して同情を示し、連帯を掲げていたことで、共産主義活動に参加する在日コリアンが増えるようになった¹⁸⁸。

しかし、GHQ と日本政府は在日コリアンらの教育について、協力ではなかった。1947 年 12 月、GHQ は日本の法律に従わなければならない在日コリアンらは、日本政府の教育規定 に従わなければならないとした¹⁸⁹。同月、朝連は日本政府に朝鮮学校の教育に関して、これ を学校機関として認め、民族教育に関与しないことを要請した¹⁹⁰。しかし、1948 年 1 月 24

¹⁸⁷金太基(1997)、pp. 159、381~383。

¹⁸⁸同上、p. 543。

¹⁸⁹1947 年 10 月 GHQ は「朝鮮人の諸学校は、正規の教科の追加科目として朝鮮語を教えることを許されるとの例外を認められるほかは、日本(文部省)の全ての指令にしたがわしめるよう、日本政府に指令する」と発表した。「②占領軍民間情報教育局の指令」、金慶海(編)『在日朝鮮人民族教育擁護闘争資料集(以下、在日朝鮮人教育闘争)』(1)、明石書店、1988 年、p.449。

¹⁹⁰金仁徳(2007)、pp. 189~193。

日、日本の文部省の立場が示されている「学校教育局長通達『朝鮮人設立学校の取扱いについて』」をみると、その反対の立場が確認できる¹⁹¹。

一、現在日本に在留する朝鮮人は、昭和二十一年十一月二十日付総司令部発表により日本の法令に服しなければならない。(備考参照)従って朝鮮人子弟であっても、学令に該当する者は、日本人同様、市町村立又は私立の小学校又は中学校に就学させなければならない。

また私立の小学校又は中学校の設置は、学校教育法の定めるところによって、都道府 県監督庁(知事)の認可を受けなければならない。

学令児童又は学令生徒の教育については、各種学校の設置は認められない。

私立の小学校及び中学校には、教育基本法第八条(政治教育)のみならず設置廃止、教 科書、教科内容等については、学校教育法における総則並びに小学校及び中学校に関す る規定が適用される。なお、朝鮮語等の教育を課外に行ことは差支えない。

- 二、学令児童及び学令生徒以外の者の教育については、各種学校の設置が認められ、学 校教育法第八十三条及び第八十四条の規定が適用される。
- 三、前二項の趣意を実施するため適切な措置を講ぜられたい。

備考

朝鮮人送還計画に関する昭和二十一年十一月二十日付司令部発表、「送還を拒否して日本に在留することを選択する朝鮮人は爾後一切の日本の法令に服することを充分承知して右の選択を行うものである。」

日本の文部省は、民族教育を認めず、日本の教育規定に従うべきであると表明した。特

^{191「}③学校教育局長通達『朝鮮人設立学校の取扱いについて』」『在日朝鮮人教育闘争資料集』(1)、p. 450。

に、帰還を「拒否して日本に在留することを選択する朝鮮人」は「日本の法令」に従うべきであると指令した。1948年3月24日、日本政府は朝鮮学校が日本の教育規定に従わければこれを閉鎖すると通告した。加えて、GHQ側は、在日コリアンが日本政府の教育規律に従うべきであるとする立場を、1948年4月23日「朝鮮人学校に関する東京軍政部(GHQ側)発表」の中で表した¹⁹²。

最近日本全国で数回発生した秩序混乱は、日本に居住する朝鮮人の教育上の権利、特権及び責任について不幸な誤解があるために生じたものであって、この社会不安は朝鮮人社会内の非慎重且つ無責任な指導者の政治的動機から出た策動によって強化されている。

日本に居住する朝鮮人は、占領軍に附属していない他のすべての非日本人に与えられていると同一の、日本の学校で教育を受ける特権を与えられている。これらの居住者に対して教育を授け且つ平等の機会と平等の待遇を受ける彼らの基本権の絶対的尊重を期することは、日本政府の義務である。

私立学校の経営は日本の法律の中に規定されており、朝鮮人は、占領軍に附属していない他の非日本人と、私立教育施設を開設し、維持することを認められている。すべてのこれらの学校は、世界中で認められている教育慣習に従って一定の最低標準を維持しなければならない。学校の施設、教科書の必要条件及び教師の資格に関する標準は連合国総司令部の審査と承認を経て確定され、すべてのそのような私立学校に均しく適用されるのである。このような学校で朝鮮語又は他の外国語を教えることは、その科目を教える申請がしてあれば、差し支えない。

日本に残留するすべての朝鮮人は、彼らみずからの自由な選択により且つ日本に居住すれば連合国人以外のすべての日本在住者と同様にすべての適当な地方的の法律及び規

^{192「}朝鮮人学校に関する東京軍政部発表」昭和23年4月23日、篠崎平治(1955)、p. 28。

則に服しなければならないことを充分承知の上でそうするのであることを記憶しなければならない。

上の GHQ の方針に関する内容は、朝鮮人が日本にいるので、日本の法律に従うのは当然 であるので、教育も日本の規律に従うことであると主張した。

GHQ や日本の文部省に対する在日コリアンの教育闘争は、山口県で始まり、4月には広島、岡山、兵庫、大阪などに闘争が広がった。日本の警察は、民族教育を守るために闘争に参加した在日コリアンを鎮圧する過程で、大阪で銃を発砲したので、金太一という少年が死亡した。一方、神戸では、4月24日まで、激しい闘争が行われ、朝鮮学校の閉鎖を撤回するに至った。これは、阪神教育闘争として呼ばれるようになった。しかし、同日から日本政府とGHQ が全面的な弾圧を行い、結局、学校閉鎖の撤回は霧散した193。

一方、当時の代表部の鄭恒範大使は1949年1月17日付でGHQの外交局へ宛てて、「在日朝鮮人社会における共産主義活動を阻止するのが本代表部のもっとも重要な関心事」であり、「本代表部はこの連盟を追い払い、最終的には解散させるためのあらゆる措置についてSCAPと協力することを切望」するとの書簡を送った194。

以後、共産主義活動への接近によって朝連は GHQ と日本政府の取締り対象になってしまう。同年9月8日、GHQ と日本政府は、共産主義とのかかわりがあったことを理由に、朝連の解散を命じ、朝連は日本の警察によって武力鎮圧された。その結果、朝連は解散し朝鮮学校は閉校してしまった¹⁹⁵。小林によれば、当時の GHQ が「朝連の諸活動は共産主義活動と同一視され、以後、ソ連-北朝鮮と日本共産党とを結ぶ朝連といった視点が明確に表明される」ようになった。そして、GHQ は 1949 年には「在日朝鮮人をめぐるすべての問題は、極

62

¹⁹³金仁徳(2007)、pp. 194~200。

¹⁹⁴鄭栄桓(2013)、pp. 271~272。

¹⁹⁵同上、pp. 267~279。

東における共産主義との対峙の問題」だと認知しており¹⁹⁶、このような認識に基づいて朝連 を解散させた。

民団は朝連の解散の一報を聞いた日に、すぐに韓国駐日代表部福岡本部に電報を打ち、朝連の元メンバーが民団へ平和裏に加入できるよう準備してほしいと要請している。民団は、朝連解散について「日共の政争道具となって正常なる民族運動を妨害」したことに対する「適当なる措置と思う」と肯定的に評価した。韓国駐日代表部は9月17日、①在日朝鮮人は韓国政府を絶対に支持しなければならない、②朝連・民青(在日朝鮮民主青年同盟、朝連の協力団体)所管の全財産は「強制寄付強制負担、帰国委託金、公演、退職出戦慰安金」であって「在日全国民の心血の結晶」である、③「間違って朝連、民青に参加していた諸君」は韓国政府に在外国民登録をしなければならない、登録なき者は「生命財産の保護はもちろん諸種の権利は享受出来ず他国人に帰化するか国籍なき流浪民となるかである」との声明を出した197。加えて、10月民団は、解散した朝連の財産を「われわれの大韓民国々民にまわしてから活用ができる」と述べ、多数の在日コリアンを韓国民として登録宣伝してきた198。

第2項 韓国国会での在日コリアンの民族教育に関する議論

1949年10月29日に開催された韓国国会で、「在日同胞学校閉鎖に関する件」が議論された。この議論は、在日コリアンの民族学校の閉鎖に対する関与のあり方と、GHQと日本政府の方針に従うことの是非という2つの論点があった199。

まず、李榮俊200文教社会委員長は「朝連が閉鎖されたので、それに付属する全ての機関

¹⁹⁶小林(1994)、p. 170。

¹⁹⁷同上、p. 282。

¹⁹⁸「第8回全体大会報告民団中央執行部」1949年10月18日、『在日朝鮮人関係資料集3』、p. 74。

¹⁹⁹韓国国会事務處(以下、韓国国会)「第 5 回、国会臨時会議速記録、第 27 号」(1949 年 10 月 29 日)。

²⁰⁰李榮俊は1896年ソウル生まれ、セブランス医学専門学校を卒業後、東京帝国大学で医学博士号を取った。 植民地解放後、1948年韓国の政治界に進出して、1948年の制憲国会議員に当選し、文教社会分科委員長を

が閉鎖されたのであり、(中略)マッカーサー司令部(=GHQ-筆者)と日本政府との間の約束の中に、在日朝鮮人は日本の法令に従うべきであるという約束が1つあり、(中略)日本の教育法に従わなければならないという条件で閉鎖するのである。しかし、我が文教社会委員会の見解としては違う(と考える一筆者)法は、どこの国でも、その国の法に従うが、教育法においては、大韓民国政府が日本教育法を従う義務と責任がない」と言及し、「そうだ」という頷く議員もいた。続いて李榮俊は「朝連系統の学校は左翼教育を行う、したがって閉鎖するというところは一理あるが、可であれ不可であれ大韓民国政府が我が国家なので、在日朝鮮人学校問題において、こんなに騒いている時に、我が政府としては黙っているわけにはいかない」と主張した。朝鮮学校の閉鎖問題に関して、当時韓国の国会内では朝連が運営している学校の閉鎖には賛同していた。しかし、朝鮮学校の閉鎖問題について韓国政府が交渉できなかったという点で不満を持っていた。

これに加えて、權素義²⁰¹議員も在日コリアンの教育問題に関して8点を指摘している。その内容を簡略に整理して紹介する。①100万名の同胞の中で「国民学校(小学校)」以上の学歴者が10万人に近いが、閉鎖された学校の学生数は3万8829名である。②100万名の「同胞(在日コリアン)」を独立国家(韓国)の国民として取り扱うことができないのである。③在日同胞の教育問題について韓国政府ではなく朝連が日本政府と交渉していた。④派遣された鄭特使(=鄭桓範-筆者)の韓国政府または「在日同胞」への報告が不誠実であった(これに関して、鄭桓範を「呼び出せ」という議員らもいた)。⑤9つの民団系の学校も閉鎖された。⑥韓国文教部の予算と計画がない。⑦鄭特使は「在日同胞」の教育問題に関して「微温的な態度」である。⑧朝連の学校は共産主義教育を行い、民団系の学校は施設不足でこ

務めた。その後、大韓赤十字社事務総長を務め、第 4・5 台民議院に当選され、国会副議長を務めるなど、 政界の重鎮として活躍した。東亜日報「五代民議院副議長 李榮俊박사(博士)」1968 年 8 月 19 日。

[『]大韓民国歴代三府要人総鑑(以下、韓国要人総鑑)』内外新書、1985年。

²⁰¹權泰羲は、1907 年 4 月 2 日慶尚北道金泉生まれ、日本の京都の同志社大学神学を卒業した。以後、金泉公立中学校(現金泉中学校)校長を務めた。1948 年制憲国会議員選挙に無所属で出馬し金泉群で当選され、 文教社会分科委員長を務めた。『韓国要人総鑑』(1985)。

ちらを希望する人は、むしろ日本学校へ通っている。 權泰羲は、朝鮮学校問題が韓国政府 との交渉がないまま進んでいたことが問題であると指摘したが、当時の韓国代表部である 鄭桓範が積極的に関与していないことに注目している。特に他の議員らからも賛同する反 応があった。

これに対して、韓国政府の関与は必要でないとの見解もあった。まず、尹致暎²⁰²議員は次のように述べた。

(日本は一筆者)マッカーサー連合国司令官に支配されている国である。ここ(日本一筆者)で生活している我が同胞は100万名いるが、事実上マッカーサー指令部の命令と法規に従わなければならない。(中略)国際法上、我が国の同胞は日本に500万が住み、そのうち児童が50万いるので、(在日コリアンらは一筆者)日本で教育を受ける理由がある。言語、歴史、地理などを教えるのであれば、日本政府に事前に連絡して、国語教育によって夜学で我々の歴史、言語を教えるのである。

尹致暎は、朝鮮学校問題に関して、韓国政府としては、GHQ の方針に従わなければならないし、これから、日本政府との交渉によって、調整すればよいと述べた。第1章に、当時の韓国政権は、アメリカ側(=米軍政庁-筆者)の支援を受けていた親日派が中心になって

²⁰²尹致暎は 1898 年ソウルに出生し、日本とアメリカの留学経験を持っていた。1912 年、京成(ソウル)の YMCA で、李承晩に指導を受け、アメリカで学業を行っている間に、1923 年で李承晩をしたがってハワイ韓人会、大韓民国臨時政府歐米委員部などの幹部として活動していた。1935 年朝鮮半島へ帰国後、キリスト教と YMCA 系の独立運動家を中心に構成した「興業倶楽部」の幹事で働いた。しかし、1936 年 5 月、日本政府は「興業倶楽部」の関係者を検挙する過程で、尹致暎も逮捕した。以後、9 月 3 日から「轉向聲明書」を作成した、日本政府の植民地支配を従う路線を歩むようになった。これによって、尹致暎は日本の「臣民」になったことを賞賛し、日米戦争について日本が「大東亜聖戦のために正義の剣をだした帝国(日本)」であると述べるようになった。植民地解放後の尹致暎は、李承晩の秘書室長になり、1948 年制憲国会議員に当選され、外務委員会と国防委員会の委員長になり、1949 年 7 月から 1950 年 5 月まで国会副議長になっていた。『親日人名辞典』 2 巻、pp. 694~696。鄭秉峻(2013)、p. 92。

いたと述べた。尹致暎もその1人であり、GHQが行っていた対在日コリアン政策を批判する ことは難しい立場であったためである。一方、前翼熙²⁰³議員は異なる視点から尹致暎の立場 に同意して次のように発言した。

日本が万が一真の独立国家であれば、(在日コリアンは一筆者)日本の法律に従うのである。韓国が万が一独立国家であれば、韓国に来る外国人は例によって韓国の法律に従うべきである。(中略)我々は日本に行って住んでいる(我々の一筆者)同胞の数が 100 万になる、我々の学生児童というのは、10 万になる、したがって、我々は我々自身の各級の学校があるべきであるのはどう考えても理論的には成り立たない

申翼熙の場合、GHQ の方針ではないが、ある国家が指定する方針にそこに住んでいる人々が従うのは、当然であり、日本も例外ではないと主張した。これは、申翼熙が日本に生活しなければならなかった在日コリアンらの処遇を考察しなかった発言でもある。一方、趙 憲 泳 204 議員も、韓国政府が朝鮮学校閉鎖に関与することを反対する意見を以下のように述べた。

²⁰⁴趙憲泳は、1900 年慶尚北道英陽郡に生まれ、日本の早稲田大学へ留学をしている間に、1927 年「新幹会」 で独立運動した。解放後、趙憲泳は 1948 年の国会議員に選出された。『韓国要人総鑑』(1985)。

에 관한연구」[海公申翼煕の政治路線に関する研究]慶南大学大学院博士学位論文(政治外交学科)、2008

朝鮮人連盟が経営する学校が我が国である大韓民国の教育を行うのではなく、人民共和国(=北朝鮮-筆者)の教育をしていることが事実であり、または日本の国体からみれば、その教育は不当であり、またはマッカーサー司令部からみると、アメリカの方針にも不当である教育を行う学校である。

趙憲泳も、朝連が運営している学校なので、GHQの朝鮮学校の閉鎖方針に従うのは当然であるという立場であった。特に彼は GHQ を信頼していたので、その方針も信頼していた。 趙憲泳もアメリカの方針に従っていた韓国のエリートであった。

以上、朝鮮学校問題に関する意見を総合すると、在日コリアンらが日本に住むという選択をしたのであれば、彼らは日本政府の教育規定を守るべきであるというものである。そして、朝連が運営している学校は、北朝鮮側の教育を行うと考えていたので、むしろ日本の教育を受けるのであると、「不当」な教育と感じておらず、GHQの方針を信頼していた。

もちろん、上の 3 人の発言には、彼らが在日コリアンと距離感があったことが影響していた。上のような彼らの発言は、在日コリアンの実態を確認せずに、国益上として GHQ の 方針に従うことを優先した。

第3節 韓国からの密航者問題と在日コリアンの強制送還

第1項 在日コリアンと密航者の管理体制

まず、在日コリアンと密航者をどのように区分・管理していたかを確認し、外登令がど のようにしていたかを確認する。

前述の通り、密入国者の問題について、日本政府は GHQ に「日本への不法入国朝鮮人に 対する強制退去権」を要求し、GHQ はこれを認めた²⁰⁵。当時のアメリカの第8軍は「済州島 などで起こった叛乱が制圧された結果、南朝鮮各地から日本への密入国者が増えるのでは

-

²⁰⁵金太基(1997)、p. 265。

ないかと恐れ」で対策を求め、以下のような 7 項目を提案した。(1)「朝鮮人登録証明書」を再発行し、常時携帯義務を厳守させる。(2)「朝鮮人登録」の切替制度を導入する。(3)証明書不携帯などの罰則を強化する。(4)各地の港や大都市に日本警察の検問所を設置する。(5)不法入国審査所を設置する。(6)密入国者の写真を撮影し、彼らの指紋をとる。(7)韓国と綿密な連絡体制を確立する²⁰⁶。この提案は承認されたが、日本政府が在日コリアンの強制退去に、主導権を握るようになったとみることができる。

1949年3月に九州地方の米軍第24師団本部が不法入国者抑止に関する法案を提案したのを受けて、占領軍は5月と7月に会議を開いた。その結果、日本各地域の港や大都市に、不法入国審査所を設置してから、日本政府に移管し、密入国者の取締りを強化することになった²⁰⁷。

密航者が増加するなかで、出入国管理に関する権限が日本政府へ移譲され、同年 9 月 8 日、法務府刑政長官は各都道府県知事に対し、外登令違反については「原則として本邦外に退去せしめる」こと、退去命令違反者に対しては検察の請求を待たずに、法務総裁に退去強制の請訓をすることを指示した²⁰⁸。そして、11 月 1 日に出された法務府民事法務長官・刑政長官の「未登録外国人の新規登録申請に関する件」による指示では、「不法入国」でないことを証明できない外国人については、一端登録を受理し「仮証明書」を公布するという手続をとるものとしている。不法入国や登録令違反があった場合、すぐに退去令・退去強制を行うよう指示している²⁰⁹。

また、GHQ と日本政府だけではなく、韓国政府も密航者を統制した。まず、「旅行券」に 対する制限でっあった。1946 年夏韓国政府が樹立までに米軍政が管理している南朝鮮の「外 交處(外交部-筆者)」には外交官育成及び海外旅行、海外の貿易派遣などの目的で、発給

²⁰⁶ロバート・リケット(2006)、pp. 208~209。

²⁰⁷オーガスティン(2012)、pp. 52 ∼53。

²⁰⁸鄭栄桓(2013)、p. 293。

²⁰⁹同上、pp. 293~294。

を準備して来た²¹⁰。このような「旅行券」は 1946 年 2 月 19 日、米軍政庁の法令第 49 号「朝鮮に入国または出国者移動の管理および記録に関する件」が公布され、南朝鮮を出国する者に、軍政庁外事部での旅行証明書取得が義務づけられていたが²¹¹、そのような制度を基盤として作られた。最初の発給は 1947 年 3 月 7 日に 35 枚が発給されたものであり²¹²、当時、一般の人々にとって、これら必要書類の取得は非常に困難であり、事実上、出国の道は閉ざされていた²¹³。

韓国政府は樹立後にこの制度を受け入れたが、韓国政府の「旅行券」に対する問題意識が現れた事例がある。48 年 9 月の国会で、韓国国会議員である張洪琰よって「旅行券」を利用して、外国に逃げている事例について言及された²¹⁴。そして、49 年 1 月に行った韓国国会に言及された内容から確認してみると、「戒厳令」による問題が現れてから、「旅行券」を要求する件が増えている言及を次の内容から確認してみる。

軍部から軍人が来て暴行する事件が 6、7 件があります。「ガソリン」を(軍人に)与えなかったら無辜な人を殴りつけ、床屋で理髪してくれなかったら殴りつけ、店の中で物を出せと言いながら殴りつけ、料理屋で女を追いまわして、うまくいかなかいからと殴りつけ……これは露骨的な言葉でございます。

(「事実である」と言う者がいる)

軍部について、質を向上させるべきです。

参謀総長が教育を実施すると言いますが、もちろん突然に行っても、将来においては 施設(いい影響)があると思いますが、現在の人民たちが死んでしまいそうです。

212東亜日報「外務處의活動 人員移動만八十餘萬名」1947年3月7日付。

²¹⁰東亜日報「解放後첫살림設計 四十年만에外交復活美蘇英에 公使派遣費를計上

外務篇」1946 年 4 月 19 日付、同「大洋에 휘날리는우리 太極旗」1946 年 7 月 26 日付。

²¹¹小林(2007)、p. 59。

²¹³小林(2007)、pp. 59~60。

²¹⁴韓国国会「第1回、国会定期会議速記錄、第55号」1948年9月2日付。

(「本当に 死にそうです」と言う者がいる)

23~24歳の若い将校が何をするとわからないです。この 23~24歳の将校のせいで、郡 とか面では困りはてています。

(「戒厳令のせいです」と言う者がいる)

本当にあの戒厳令のせいです。

その次は警察の問題であります。警察は戒厳令のおかげで、最近警察がうまい汁を吸っています。

(笑声)

旅行券を得るために数百人が警察署の前に来て並ばなければなりません。

それで、彼ら(人民)は経済的に様々な苦痛を味じわっています。この旅行券の一枚を得るために飲み会を行ったり来たりしなければならないので、これは直さなければならないです²¹⁵。

前述にも説明したが、韓国政府が戒厳令を発令して、韓国側の住民は軍人が行っている 暴力を恐れていた状況なので、海外へ避難をしたい者が「旅行券」を求めていると認識していた。

実際に、9月の報道によれば「密航団(密航をサポートする団体と推定一筆者)は釜山ソウルなどの主要都市で活動」し、「密航団と契約時に2万圓乃至2万圓を支払をしてから、密航申請者から密航経費として2千圓乃至3千圓」を「増収」すると報道された²¹⁶。一方、1949年1月、韓国の特別調査委員会委員長である*金尚徳の記事会見で「反民者國外逃避断続」のために「反民族行為の巨物(=大物一筆者)」がその姿を隠した理由で「反民者国外逃避断続」が開始して海外の逃避を防ぐために、国外旅行券発給を禁止し、密航断続を徹底に

²¹⁵韓国国会「第2回、国会定期会議速記錄、第14号」1949年1月26日付。

²¹⁶東亜日報「韓人의日本密航 다섯가지理由있다」1949年9月13日付。

行うことを発表した²¹⁷。

1949 年 8 月、韓国外務部では日本から送還されて来る密航者の処罰は「最高罰金 5 千圓最下 3 千圓」であった²¹⁸。

そして、李承晩政権は、朝鮮戦争が勃発してから、日本へ密航する者を「厳罰に処する」と警告し、1950年7月12日、当時の韓国側の外務部情報局長柳泰夏²¹⁹は「密航者」が急増したので「発見されたら、関係当局と連絡して社会地位如何を問わず、厳重に処罰する」と発表した²²⁰。これによって、李承晩政権は韓国内に密航者が出ないように厳しく管理してきた。

それでは、日本内に密航した韓国の住民らはどのように取り扱ったのか。前述に説明したが、佐世保と大阪に密航者を管理する収容所を設置したが、1950年6月6日に日本政府は佐世保収容所をなくしてから、「針尾収容所」を設置するようになった。針尾収容所は以前の収容所より管理人数を増やし、国境及び地方警察に不法入国者を逮捕できる権限を与えるなどを通じて、GHQと協力してきた。これに加えた、「針尾収容所」は12月28日から「大村海軍航空廠本館」に移転した同時に、「大村収容所」に改名した221。

第2項 日本政府と韓国政府の強制送還協力

韓国政府は日本政府と密航者および在日コリアンの送還問題に関して、どのような背景

²¹⁷京鄉新聞「資料審查後拘束」1949年1月8日付。

²¹⁸同上 「日本密航者등斷乎處罰 當局從來의態度를 一新」1949年8月21日付。

²¹⁹柳泰夏は1910年慶尚北道安東出身であり、早稲田大学の専門部政経科を2年間在学中、日本治安維持法違反によって退学するようになった。韓国政府樹立後、国民会安東支部副委員長、国民会財政部次官、李承晩大統領の秘書、外務部人事課長、外務部総務課長などを努めていきた。1951年から駐日代表部の官僚として勤めながら、日韓会談に関与してきた。『大韓民国行政幹部全貌』国会公論社、1960年。東亜日報「駐日代表部参事官 柳泰夏氏号 任命」1951年7月6日付。京郷新聞「駐日大使에 金裕澤氏任命 金溶植氏는 駐佛公使로 轉任」1957年5月18日付。

²²⁰田甲生(2011)、p. 124。

²²¹同上(2009)、pp. 27~29。

のもとで、協力を行ったのか。1945 年 4 月からアメリカの大統領になったトルーマン(Harry S. Truman)は、中国を自由世界に脅威を与える存在として認知していた。1949 年 10 月に中国大陸が共産化すると、アジアにおいて、日本を民主的改革に重点をおくようになった²²²。以後、アメリカは冷戦体制下で工業製品輸出国として、日本の経済を復興させる傍ら、他のアジア諸国に日本製品を購買する国家として活用するつもりであった²²³。

一方、日本を信用していなかった李承晩は日本の復活に警戒心を持ち、アメリカの対日政策に疑問を持つことになる²²⁴。実際、李承晩が考えていた反共同盟は、日本を優先するものではなかった。NATO(North Atlantic Treaty Organization、北大西洋条約機構)が結成されたことに刺激を受けたフィリピン大統領が、1949年3月20日アメリカが主導する太平洋同盟を韓国へ提案し²²⁵、李承晩も南太平洋及び、オーストラリア・カナダ・アメリカ・中国(蔣介石が国共内戦に勝利した場合一筆者)、中南米なども含む必要があると提案した。しかし、日本は講和条約の締結までは、防衛同盟または国際協定に加入する資格がないとして排除しようとした²²⁶。

しかし、アメリカは太平洋同盟が反共軍事同盟の色が強く、中国の情勢の悪化によって、 対中政策と対日政策を含むアジア政策の包括的な再検討が必要であるとし、李承晩の意見 に反対した。また、ソ連の反発以外にもインドの反対とイギリス、フランスの腰弱なども あって、アチソン(Dean Gooderham Acheson)米国務長官もこの政策は時期尚早であると表 明するに至った²²⁷。

²²²李錫敏「トルーマン政権期における『冷戦戦略』の形成とアジア冷戦の始まり:対ソ脅威認識を中心に」 『戦略史としてのアジア冷戦』慶応義塾大学出版会、2013年。

²²³高瀬(2012)、pp104~105。

²²⁴李承晩はアメリカの「日本優先政策」「日本重視政策」を批判し、このような政策が「親日的」であると 非難した。朴鎭希「이승만의 대일인식과 태평양동맹 구상」[李承晩の対日認識と太平洋同盟構想]『역사 비평』[歴史批評] 通巻 76 号、역사비평사[歴史批評社]、2006 年、pp94~95。

²²⁵朴鎭希(2008)、p. 36。

²²⁶京鄕新聞「맥아더案實施」、1949 年 4 月 9 日付。

²²⁷朴鎭希(2008)、p. 38。

1949年10月中華人民共和国が樹立され、東アジアの勢力図が変化し始めた。李承晩は中国大陸での国民党の敗北に強いプレッシャーを感じるようになり、対日認識も以前とは異なるものに変化した²²⁸。1950年2月、マッカーサーの招請で日本を訪問し、東京に到着した後、吉田との会談で、過去の関係を忘れ日本と反共同盟を結びたいという意思を語って、反共同盟の形成を強調した²²⁹。

このような変化の理由として、1950年1月に発表した「アチソンライン」、すなわちアメリカの太平洋防衛区域線から、韓国が排除されていたことが考えられる²³⁰。これに加えて、1月20日、韓国国会でECA(Economic Cooperation Administration、経済協力局)からの支援削減が言及され²³¹、韓国政府は緊張している状況であった。したがって、韓国がアメリカから捨てられるかもしれないと判断したので、李承晩は日本との関係改善を推進していた。李承晩が2月に訪日を終え、帰国後に開いた記者会見の内容を確認すると、「日人(=日本側一筆者)に宣言した内容はなんだのか」との質問に対し、李承晩は日本に「怨望と疑心」があるが、「対共闘争」協力の話をした。その中で「同胞(=在日コリアン一筆者)の登録問題を話さなったが、漸次相互諒解が成立して、好転すると信じる」と語り、韓国の新聞に日本側と協力する意思をみせた²³²。

²²⁸朴鎭希(2008)、pp. 43~44。

²²⁹同上(2006)、p. 95。

²³⁰1950 年 2 月 6 日、衆議院予算委員長である上林山栄吉によると李承晩が「日韓通商関係の増進について、強い希望」を表明していたので、期待できるとし、在日コリアンの外国人登録問題について「両国間のこれらの問題をどういうふうに処理しようとされるのか、あるいはどういうふうに処理されつつあるのか。私ども両国間の通商関係の一日も早からんことを希望」すると言及して、韓国と協力する意思を見せた。吉田首相も李承晩が日本に対して好意を示したとの新聞報道を確認したうえで、「将来日本が独立を回復した場合においては、韓国との間に最も親しい善隣の関係が、打立てられるように希望」し、「経済的にもまた交通の上においても、最も親密な関係に入るということを私は切望」すると述べ、韓国との関係を密接にする意志を見せた。22 日、吉田と李承晩は日本と韓国を「親善関係」の求めていると言及して「大賛成」と言及し、再度韓国との関係改善の意志を見せた。朴鎭希(2006)、p95。日本衆議院事務局(以下、日本国会)「第7回、国会衆議院予算委員会議録、第7号、第1類、第18号」、1950年2月6日付。

²³¹韓国国会「第6回、国会定期会議速記錄、第10号」(1950年1月20日)。

²³²京鄉新聞「對共鬪爭에 協力 意外의成果!」1950年2月21日付。

日本は、韓国との関係改善のなかで、もちろん貿易関係を優先していたのであるが、韓国から在日コリアン管理の協力も得たいと考えていたようである。特に日本政府は在日コリアンの明確な分別を登録令で解決したかったので、韓国側との外交関係改善を通じて在日コリアンの問題を取り扱いたかった²³³。

在日コリアンの密入国者の送還問題をめぐって、日本の国会の中でも様々な論争が行われているが、その中で、1950年3月1日、民主党の衆議院議員が削半次と国務大臣殖田俊吉は、外国人登録をめぐる強制送還に焦点を当てた質疑を行った。殖田は密入国問題の要因として「登録」確認問題に言及した。そして、「不法に密入国」した者を「送還をしなければならない」と言うが、事情(日本政府の都合に合わせて在日コリアンを送還する目的であると思う一筆者)によって処理することは問題であると言った。しかし、小川は「密入国して来た者に対しては本国に帰還させることができる」と主張し、「登録」してない者などに、「何か本国に帰国を命ずるような方法がないものであるか」と言い、明確に帰国を命ずることを求めていた。殖田は「密入国者であるかどうかもはつきりわかりません」ので、「すぐ密入国と認めて、これを送還するというわけにも参りません」と述べ、登録していない者がいるかもしれないので、明確にする必要があると言及した²³⁴。このやりとりから、在日コリアンと密入国者の具体的な把握を企図していたことが確認できる。

以上のように、日本政府が苦慮していた在日コリアン送還問題を、韓国との関係改善によって、解決しようと考えていたようである。4月19日の衆議院外務委員会で、聽濤克已衆議院議員が「李承晩大統領か日本に来たときに吉田総理と会つて、日本がいろいろな点で韓国を援助するという代償として、在日朝鮮人を強制送還するについて韓国側も協力する」

²³³第3章で、日韓会談をめぐる在日コリアン問題を具体的に説明するが、1951年4月、吉田は日韓関係に関するアメリカ側と談話にも、在日コリアンの多数が「共産主義者」であると認知したので、全員を韓国に送還を求めていた。李元徳『한일 과거사 처리의 원점: 일본의 전후처리 외교와 한일회담』[韓日過去史処理の原点:日本の戦後処理の外交と日韓会談]서울대학교출판부[ソウル大学校出版部]、2000年、p.32。

²³⁴日本国会「第7回、国会衆議院外務委員会議録、第6号、第1類、第5号」(1950年3月1日)。

と約束したのではないかと追及している。殖田からも「李承晩政府が朝鮮人の強制送還を希望しておる。それで日本に対してそれに協力せいと言つておるんだといううわさは聞いてお」るという応答がなされている²³⁵。前述したように、アジアにおける共産勢力の拡大という圧力が李承晩に日本との親密な関係を結ぶことを強要し、日本側が求めていた在日コリアン送還問題に韓国側も協力することが言及されたのである。

一方、強制送還により韓国へ戻ってくる在日コリアンの処遇はどうなるのか。田甲生によると、1949 年、李承晩は韓国国民としての登録を行わなかった在日コリアンは国民として認めないと述べ、特に「在日朝鮮人は大部分パルゲンイ(=共産主義者-筆者)であり、入国時、徹底に調査」または思想検査が必要であると言及した²³⁶。これによって、在日コリアンらは韓国に着いてから、厳しい調査を受けいていたと推測する。

以後、韓国は親日派問題の未清算と両方の政治イデオロギーの摩擦によって、南北政府関係が激しくなってきてから、6月25日に朝鮮戦争が勃発するようになった²³⁷。1950年7月にGHQの記録によると、朝鮮戦争の勃発によって、舞鶴の収容所で朝鮮半島への引揚(=帰還一筆者)できなかった約530人の朝鮮人たちに対して駐日韓国代表部がGHQ側に次のように伝えた。「①もともと住んでいたところに戻れる者たちは全員収容所から出す、②韓国でなんらかの形で貢献できる健康で丈夫な男たちはすべて送還する(Repatriate all able bodies men who offer to serve in Korea in any capacity)」と言い、収容所の多くの者たちが韓国での兵役を志願(volunteer services in Korea)しているのであるから充分に考

²³⁵日本国会「第7回、国会衆議院外務委員会議録、第16号、第1類、第5号」(1950年4月19日)。

²³⁶田甲生(2011)、p. 108。

²³⁷1948 年、南朝鮮地域のみの総選挙と単独政府樹立に反対する左翼が武装闘争に発展して、祖国戦線の結成と南・北朝鮮労働党の合流によって左翼活動の中心が 38 度線以北に移転した。北朝鮮が戦争を起こした動機としては、前述に説明した済州島、麗水、順天などの弾圧によって、韓国を侵攻するように準備した。以後、軍・警・とこれら左翼武装力間の軍事的対決の延長線上で、1950 年 6 月 25 日、北朝鮮の全面的な先制攻撃がなされ、朝鮮戦争が始まった。金東椿(2008)。ブルース・カミングス(日本語訳: 鄭敬謨、林哲)『朝鮮戦争の起源 1947 年―1950 年 「革命的」内戦とアメリカの覇権』2 巻(下)、明石書店、2012 年、pp. 552~564。

慮してくれるよう要請した。以後、GHQ側も「①在韓の軍当局の反対がないこと、②駐日韓国代表部が収容所での人員選別に対し責任を持ち、健康で丈夫な志願兵(volunteers)のリストを準備すること、③韓国政府が現下の難民問題の増加を防ぐために引揚者たちを受け入れて活用する(utilization)準備を保証すること」という条件が整うのであれば行うと言及した。これに関して崔徳孝は「舞鶴引揚援護局の収容所で朝鮮への帰還を待っていた約530人の在日朝鮮人のうち、どれくらいの者たちが『兵役志願者』にさせられて李承晩政権の下に送還されたのかは定かでないが、韓国政府の提案どおりに実行されたとすれば」、「男性のほとんど全員が送還(=徴兵ー崔徳孝)の対象となったであろう」と指摘し²³⁸、このような可能性はあると筆者も同意する。

一方、1950 年 12 月 11 日から第 1 次送還が始まり²³⁹、日本側が送還経費を負担することになった²⁴⁰。このような李承晩の思惑というものは、田甲生の研究から確認ができる。12 月 16 日に金龍周へ送った李承晩の緊急文書を確認したところ、日本で「韓人(=在日コリアンー筆者)共産党の騒ぎ」で捕まった者を日本政府と交渉してから「日本にいるのも不安であり、我が韓国にも不利なので、我々に渡してもらったら、本国で捕まって処罰する」と書かれていた。21 日に送った文書にも「我々が船でも持って行って」在日コリアンを逮捕するべきであるとの内容であった。このように積極的に在日コリアンの送還に力を入れる理由として、1951 年から行われた日韓会談で、在日コリアンを「危険な要素」として認識していたからだと田甲生は論じた²⁴¹。もちろん、そのような要因もあるかもしれないが、李承晩本人の究極的な目的は、アメリカの支援を獲得することにあり、同時にアメリカが求めている同盟関係を構築するためであったので、在日コリアンの存在を悪質分子として

²³⁸崔徳孝(2005)、pp. 13~15。

²³⁹『大村入國者收容所 20 年史(以下、大村収容所史)』法務省大村入國者收容所、1970 年 p. 95。

²⁴⁰日本の国会で「外国人登録に関する事務、及び不法入国者の護送、収容、送還のため必要な経費」が言及されたことから、日本側が送還経費を負担することになっていたと確認できる。日本国会「第 10 回、国会衆議院外務委員会議録、第 4 号、第 1 類、第 5 号」(1951 年 2 月 14 日)。

²⁴¹田甲生(2011)、pp. 143~146。

扱ったこともある。

第3項 韓国政府の国家暴力から逃がれて密航した在日コリアン

本節第1項で述べた通り、分断体制によって、韓国の住民らは日本に密航するようになった。ここでは、密航した在日コリアンの経験を通じて韓国政府の国家暴力の実態を検討する。最初に取り上げるのは、済州島で起きた 4・3 事件によって密航した人である。当時、済州島では韓国政府による鎮圧過程において、西北青年団(以下、西青)²⁴²と共同した韓国の警察や軍などが、蜂起に関わってない多数の住民を共産主義者とみなして、射殺してしまう状況も発生した。こうした住民らは、生き残るために日本への密航を選択した。このように、当時の密航者は、済州島出身者が非常に多かったので、彼らが日本に多く定着するようになった。

したがって、本項では一般の済州島住民が 4・3 事件によって密航した体験を確認するために、藤永壯などが済州島出身の在日コリアンらに行なったインタビュー内容を確認した。まず、1937 年に大阪で生まれ、解放後、済州島に帰国した姜 京 子 は、4・3 事件をめぐる西青や警察などの行為を逃がれて、日本に密航した²⁴³。

ある時ほんまにね、西北青のやつらがやって来てね、チャキッとするよね。ほんだら、「おまえ、耳聞こえてるやんか、このばばあ」言うて、むっちゃ、あっちこち打撲するくらい、どつかれて。

ほんで晩なったら、帰ってきたら、お祖母ちゃん、こんなこんなして、ものすごい痛

²⁴²朝鮮北部地域の社会主義化・親日派処罰政策の進展にともない、南に逃れてきた右翼青年の反共団体。正式には「西北青年会」だが、済州島では「西北青年団」と呼ぶのが一般的である。4・3事件発生後、蜂起鎮圧のために西北青年団は追加派遣されたが、この段階では西青の団員活動だけでなく、警察や軍の構成員として赴いた者も多かった。

²⁴³藤永壯(外 4 名)「解放直後・在日済州島出身者の生活史調査(3)姜京子さんへのインタビュー記録」『大阪産業大学論集・人文科学編』105、大阪産業大学学会、2001年。

い言う

(中略)

出張所があるんですよ、警察の。ほんで「おまえ、嘘つくな、嘘つくな」言うてね、ものすごく打たれて。気を失うたら、水をまたかけられて。むくんでむくんで。ほんでやってるうちにお祖母さんも、息子もあうこともなく、嫁もあんなんして、毎日のように出張所に呼びでされてやるから、もうお祖母さんもあんまり辛いから「日本行き」言うて、「娘連れて日本行き」言うて。

このような状況によって、姜京子は母と共に釜山経由で、日本に密航し、大阪で生活するようになった。当時の西北青年団や警察の行為が、姜京子と彼女の母を密航するように追い込んだのである。

次は、高蘭姫の 4・3 事件の回想を紹介する。高蘭姫は 1923 年、日本の兵庫県で生まれ、解放後、済州島に戻っていた。高蘭姫は済州島で蜂起を起こした中心人物である李徳九と 並大珍に協力し、韓国の単独政権樹立に反対していた。しかし、4・3 事件によって、日本 に再度密航することになった。それでは、4・3 事件をめぐる高蘭姫の密航に関する回想を 見てみよう²⁴⁴。

私の家に入ったところにね、冬の間に食べるサツマイモあるやろ、サツマイモを埋めとくねんな。地下掘って、藁いっぱい入れて、その中にサツマイモを埋めて、食べるようになってるねんね。その中に、そのサツマイモを取り出して、私のお父さんが地下活動(インタビューの全内容から確認すると、「4・3 闘争」として説明できる一筆者)をやってる青年たち、私をはじめとして青年たちを隠してあげたの。隠してあげた一人が逮捕され

²⁴⁴藤永壯(外 8 名)「解放直後・在日済州島出身者の生活史調査(5・上):高蘭姫さんへのインタビュー記録」 『大阪産業大学論集・人文科学編』2、大阪産業大学、2008 年。

たわけや。で、おまえ、どこに隠れとった、いうことになって、うちの家を密告してし もて、その穴掘ってみたら、あと埋めても柔らかいから、すぐに分かるやん。それから、 うちのお父さんが逮捕されて、それで、新村の学校のマダンあるやろ、あそこに猫も杓 子も全部連れて行った、男は。男は一番初めに全部逮捕した。

(中略)

事件がまだ大げさになかった時やから、お母さんが行ってから頼んで、一回は釈放してもらった。その時にお父さんが私に、おまえは、とにかく、ここにおったら虐殺されるか、逮捕されて大変やから、とにかく日本に逃げ、と。

(中略)

ある日、新村のウェンダンオルム [元堂峰]いうとこから密航船が出るからってニュース間いてきて、船賃はちゃんとお父さんが出してあげるから、おまえは日本に逃げ、て言われてん。それが 16 か 17 歳ぐらいやったわ。そんな娘盛りをな、お父さんがお金をこしらえて、密航船に乗せて、出て行け、言うぐらいやから、よほどやと思う。

(中略)

「ウチは済州島から一足先に逃げとくから、お父さん、絶対に迎えに来てや」言うて。 ほんで私は船に乗った。乗ったら、どうしたと思う? ほんとに私はその時のことが今一番、胸が痛いのね。李徳九さんと大珍さんが来てた、船場に。密航で出る言うこと、分かってるねん。乗ってみたらね,ものすごい数や。日本に逃げに来てんねん。4・3 闘争に、その地下活動やってた人らが乗ってんねんな。私だけじゃないよ。ほんでね、李徳九先生が言うのにみんなな、良心があるかって。(中略)君たち、良心があったら今すぐ降りろ、こんな大事な仕事の途中で自分らだけ逃げて、どうするんやと。おまえらは逃避者やと、自分の国を捨てて、逃げた逃亡者やから、二度と、祖国の土を踏まれへんぞと、こういうことを言うねんや。

そやから私は、ちょうどハンカチみたいなタオル持ってて、後ろの方に座ってね。こ

うして [タオルで顔を]隠しながら、それを聞くねん。降りようか、座っとこか、降りようか、座っとこか、どれだけ葛藤した、自分の胸で(涙声)。でも、お父さんの言葉があんねん。お父さんがな、ない金で、あった金かも知らんけど、おまえはここにおったら死ぬから、早く日本に逃げとけ、言うて、日本に親戚が二人おったんや。いとこと、お母さんの弟の家があったから。そこを頼りにして、逃げえ、言うて、逃がしてくれた、その言葉が。 まあ、葛藤して。またね、徳九さんと大珍先生が来て言うてることも、納得する。でも降りた人は降りた。降りた人は降りたけど、私は降りなかった。

高蘭姫の回顧内容では、4・3事件による厳しい状況の中で、自分の父から日本に「逃げ」 と言われた。そのため、高蘭姫は父が準備した日本への密航路線に乗った。父も、日本に すぐ行くと言ったが、彼女の推測で、おそらく西青に殺されたとのことである。

1922 年に済州島左面中文里(現・済州特別自治道西帰浦市中文洞)で生まれた金春海は、7歳から渡日して、解放後、済州島に戻った。金春海は密航した理由を 4・3 事件と関連しているとは発言しなかったが、以下のような経験を述べている²⁴⁵。

4・3 事件起きて。罪ない人たち、みんな殺してしまって。

生活してたら、そんな世の中になって。ちょっと済州島が静かになるかと思ったら、 以北から、以北から、あんな服、青々しい服、あんな服来て、若いやつらがたくさん来て。 男は手当たりしだいみんな殺してしまった。うちの村の子どもが畑走ってんのに、走っ てんのに鉄砲打って殺してしもうて。北朝鮮から来た人は、応援隊、応援隊。

(質疑者が金春海に「西北青年団という」と発言した後)

2

²⁴⁵藤永壯(外 8 名)「解放直後・在日済州島出身者の生活史調査(8・上): 金春海さんへのインタビュー記録」『大阪産業大学論集、人文・社会科学編』8、大阪産業大学、2010年2月。同「解放直後・在日済州島出身者の生活史調査(8・下): 金春海さんへのインタビュー記録」『大阪産業大学論集、人文・社会科学編』9、大阪産業大学、2010年6月。

西北青年。あ、その言葉もあった。朝鮮語では、北朝鮮から来た人を見て応援隊と言っ た。なんで来たのか聞いたら、以北から済州島へ行って全員の男を、全員殺して来いと、 命令を受けて下りてきたと。アイゴ、恐ろしい。

(中略)

(4・3事件によって-筆者)山に行くと言って、山で捕まった人たちが下りてきたら、一人 残らず法で殺すから下りて来られず……。でも山で食べるものなければ下りてきて盗ん で行って。

金春海が、4・3事件での体験について説明した後、質問疑者が「陸地「朝鮮半島本土]へ行 くことは考えてみませんでしたか?」、「日本だけ?」という質問をした。金春海は、「ここ(済 州島)じゃなかったら、日本のどこか……」と言いながら、家族との密航の内容を述べた。 次に紹介するのは、金玉煥の回想である。金玉煥は1938年、大阪府三島郡吹田町(現・ 吹田市)に生まれたが、本籍が済州島朝天面大屹里(現・済州特別自治道済州市朝天邑大屹 里)であった。解放後、済州島に渡ったが、39歳のとき日本に密航した。ここでは金玉煥は 済州島にいる間に、自分の兄が4・3事件によって、どのような思いで密航したかを確認す る²⁴⁶。

済州島の人の半分は死んでしまった。漢拏山に上っていくと、漢拏山の暴徒たちと一度 はこちらについて、暴徒側に。そうして、そこで、ここで追われるから、自分たちどうし でまた喧嘩をしてしまった。器具[武器]もないから、器具も山の暴徒にやってしまい。こ こで見ると自分たちどうしでこのように戦って、みんなアリのように死んでしまった。

²⁴⁶藤永壯(外 8 名)「解放直後・在日済州島出身者の生活史調査(11・上):金玉煥さんへのインタビュー記 録」『大阪産業大学論集. 人文・社会科学編』15、大阪産業大学、2012 年 6 月。同(外 8 名)「解放直後・ 在日済州島出身者の生活史調査(11・下):金玉煥さんへのインタビュー記録」『大阪産業大学論集.人文・ 社会科学編』16、大阪産業大学、2012年10月。

その時、西北青年を船で何隻も積んできたということです。その時、北[西北青年団]がみんな捕まえていって。農業する人、先生をする人、病院にいる人、分け隔てなく、ある年齢の人たちをみんな撃ってしまうから、苦労して、みんな死んでしまった。

西北青年団として軍隊が入って来て、村に調べが入った。少し若い人がいれば、そのまま捕まえていって。そうしなければ、また山に来て捕まえて。その時は山の人も恐いし、ここ、下[平地]の人も。下の人はあっちこっちに、「あの上[漢拏山側]の人は暴徒」、そのように話している時だから。ニイサン[兄さん]が家にいるから、今[村の中の]調査が足りないと言うから、恐くなって「どうすればいいのか」と言って。よそへ行くから人がいない。みんなどこかへ行ってしまった。ニゲテ[逃げて]隠れてしまって。だから兄さんが「どうしたらいいか、どうしたらいいか」と言って。その時は草鞋を自分で作っている時だから、仕事が手につかず、草鞋を作るふりをして座ると言って。それと、弟もここに座って、これ兄さんて、私はここに座って。

[西北青年会の人間が]ワッサワッサ集まってきて、「お前のお父さんどこ行った?」と言って。「お父さんいないです」[と答えた]。すると剣を振りかざして。またあっちこっち戸をみんな開いて見た。「お父さん、山に行っただろう?」「いいえ、お父さんいません」[と答えると西北青年団の人が]、またこっちの頬を叩いた。だからニイサン[兄さん]が死にそうだった。私も恐くてそのままニイサン[の]手をこんなふうに握って。だけど、その人たちは出ていって、するといつの間にかうちの兄さんが逃げていなかった。それで、私たち姉弟だけでいると、夜中になると、兄さんが帰ってきて。私たちは「どこ行ってきたのですか?」と言うと、ウミ[海]、海に行って大きな丘に隠れてきたと。ただあまりに恐くて、びっくりしたから。「恐くて大きな石があるが、そこに行って隠れていて、今帰った」と。

だから、 [兄さんが]お母さんに「アイゴ。私を日本に送ってください。私ここにいる と気が狂って生きていけない。日本へ送ってくれ」 [と頼んだ]。そう言っている時に、ち ょうど叔母が来た。(中略)叔母も日本から来た、済州島に。「アイゴ、義姉さん家ちの チェワンを連れていって」。すると兄さんも「叔母さん、私を連れていって。ここで死に そうです」と言うと、「私がどうやって連れて行くの?私も密航で来たから。私がお前を どうやって連れて行けるの?」。「私を何とかして連れて行って下さい」。そうして、どうし ようもなく叔母が[兄を日本へ]連れて来た。

金玉煥の記憶にも、4・3事件に対する恐怖があった。金玉煥と同じように、4・3事件によって、恐怖を感じた金玉煥の兄は、先に日本へ密航を選択した。密航後、金玉煥の兄は、仙台に定着した。

それでは、4・3 事件とは違う経験を持っていた密航者も確認する。朝鮮戦争が勃発すると、李承晩政府は北朝鮮側に同調する可能性のある国内の敵性分子については早めに排除すべきだという論理のもと、保導連盟員を刑務所に拘束した後、ほぼ全員を処刑した。保導連盟員の虐殺は全国的にひろがり、その被害者数は30万人にものぼるとされている²⁴⁷。

このような虐殺現場から逃げるために、彼らのうち多数の韓国人は密航した。全員ではないが、多くの者が対馬経由の密航ルートを選択した。解放後の対馬行政機関は 1 日何十名の密航者で混雑している状況であった²⁴⁸。これに関して、田甲生によれば、当時の密航者である金興洙のインタビュー内容からは、当時の李承晩が対馬へ密航した者についてどのような認識を持っていたのか確認できる。金興洙は対馬上縣町へ行く途中、日本海上保安

²⁴⁸田甲生(2011)、p. 110。

²⁴⁷1950 年に朝鮮戦争が勃発すると李承晩政府は敵に同調する可能性がある敵性分子を事前に除去する方針を立てて、戦争初期から保導連盟員に対する予備検束を実施した。開戦直後、政府高官は、米大使館に保導連盟員が人民軍に協力していると言いながら、保導連盟員をそっとして置いたら、危険な敵になるかもしれないと暗示した。これにより、全員を早速拘束し、全国の刑務所の警備を強化するよう指示した。戦争が起こる前、地方の保導連盟は、しばしばサイレンを鳴らしてから、連盟員を集めた後、共同作業をさせ、思想教育を施した。戦争が起こった後も、保導連盟員を集合させてから統制したが、結局、集団的に虐殺した。保導連盟員の虐殺は、7月初旬、京畿道から済州島に至るまで、ソウルを除いた仁川、大田、丹陽、義城、金泉、蔚山、済州など、韓国のほぼすべての地域で実行された。金得中(2009)。

庁の監視船へ捕まり、厳原拘置所に収監された。その後、大村収容所に移監され、韓国へ強制送還されたが、再び、対馬を通じて福岡へ密航した。金興洙は韓国への送還の当時、密航者の取材をするために来た記者から、李承晩が「対馬へ密航する者はパルゲンイ」であると聞いたと述べた。彼は、強制送還時、釜山港の戒厳司令官から「祖国を捨てて逃げたパルゲンイ」と言いながら突っ掛かられたという。

以上、分断体制によって、在日コリアンの経験者が密航するしかなかった在日コリアン の経験を確認した。結果、彼らの密航のきっかけは分断体制の下で韓国政府による加害が あった。

第4節 朝鮮戦争期の韓国政府と在日コリアン

第1項 韓青の韓国志向イデオロギー

朝鮮戦争の勃発によって、民団は韓国政府とどのように協力してきたか。朝鮮戦争が勃発する前に、民団と韓国との関係が結ばれていたことによって、建青では複雑な様相を呈していた。韓国から蔡・秉徳²⁴⁹陸軍参謀総長が来日し、韓国にある大韓青年団と連携できる役割とその効果を建青に力説し、建青を応援した。以後、1950年5月14日、韓国の大韓青年団の2代団長である安浩相²⁵⁰と元内務部長官尹致暎が「在日同胞の青年運動」を指導して

²⁴⁹蔡秉徳は 1915 年に平安南道平壌で生まれ、平壌鍾路普通学校と平壌公立中学校を修了した。以後、1933 年 4 月、日本陸軍士官学校予科に入学して 1935 年 3 月に卒業した。九州、佐世保重砲連隊で士官候補生として 6 ヵ月服務した。以後、同年 9 月、陸軍士官学校に入学して 1937 年 12 月に第 49 期で卒業した。見習い士官を経て、日本軍少尉に任官して佐世保の軍港を守る中砲将校として服務した。1940 年、陸軍砲兵学校(1899 年 6 月に設立、1941 年 8 月、陸軍科学学校に改組)を修了した。日本陸軍兵器学校の教官、大阪陸軍造兵廠(造兵廠)工場長兼兵器行政部部員として勤めてから、日本の敗戦当時、陸軍砲兵少佐として、京畿道富平にある陸軍造兵工場長として勤めた。

解放後、1946年1月に軍事英語学校を第1期で終えて、陸軍、大尉に任官後、南朝鮮国防警備隊第1連隊創設、中隊長を皮切りに、統衛部兵器部長、統衛部特別部隊長を務めてから、1948年8月統衛部総参謀長、同月、国防部参謀総長に任命された。1948年12月、陸軍准将に、1949年2月、陸軍少将に進級した。1949年5月、陸軍総参謀長を務めた。『親日人名辞典』3巻、p. 672。

²⁵⁰安浩相は、1902年慶尚南道宜寧に生まれ、1920年から1921年までは東京で英語教育を受けた。以後、

いた²⁵¹。

以後、6月14日に安浩相は李承晩の指示を受け²⁵²、朝鮮戦争勃発後、同年8月28日及び29日、建青に東京都新宿にある民団本部の講堂で全体会議を開かせ、建青の解散と在日大韓青年団(以下、韓青)の結成を宣言した。韓青の初代団長には、前述した親日系の曺寧柱が就任した。以後、韓青は在日義勇軍(以下、義勇軍)の志願兵を募集し朝鮮半島へ送るなどの、活躍をすることになるが²⁵³、なぜこのような展開になったのか。

まず、蔡秉徳と尹致暎が抱いていた植民地期日本の軍国主義思想が大きく影響を与えていたのではないかと推論する。当時、アメリカは植民地期に日本を支持していた者を活用する政策を行っていたし、李承晩にとって親日派が政治的な権力基盤であった²⁵⁴。これによって、植民地解放前、蔡秉徳は日本軍中佐であり²⁵⁵、前述に説明した尹致暎は、日本の「臣民」になったことを賞賛し、日米戦争について日本が「大東亜聖戦のために正義の剣をだした帝国(=日本一筆者)」であると述べていた者らが²⁵⁶、韓国政府の官僚として活躍していた。この2人が韓国政府から要人として配置されることになった。建青もその構成員の多くは、「皇国臣民化教育」を受け「日本人」として育った若者であり、戦争(=アジア太平

1922年に上海に行って、獨逸國立同濟大学に在学中、金九・安昌浩・申采浩など民族指導者たちと会って、独立運動にも活動した。

祖国独立のためには、より長期的な計画と準備が必要さを痛感して、ドイツ留学を決定したから、1929年にはドイツ国立イエナ大学で哲学博士学位を取得した。以後、イギリスのオックスフォード大学(The University of Oxford)とドイツのフンボルト(Humboldt)学術財団の研究過程を経て帰国後、1931年には日本京都帝国大学で研究活動を行い、1933年には、京城帝国大学大学院を卒業後、普成専門学校の教員として赴任した。解放後、1945年にはソウル大学文理科学部教授を経て、1948年政府樹立の際、初代文教部長官を歴任した。京郷新聞「내가 召은 廿世紀[私が経験した廿世紀](17)」1972年4月28日。安浩相『민족사상과 전통종교의 연구』[民族思想と伝統宗教の研究] 민족문화출관사[民族文化出版社]、1996年。

²⁵¹權逸(1987)、pp. 156~158。

²⁵²崔徳孝(2005)、p. 7。

²⁵³權逸(1987)、pp. 156~158。

²⁵⁴徐仲錫(2002)、pp. 128~129。

²⁵⁵『親日人名辞典』3巻、p. 672。

²⁵⁶同上(2巻)、pp. 694~696。

洋戦争-筆者)に参加する予定であった軍国主義者も多かったので²⁵⁷、軍国主義というイデ オロギーによって共感する面があったであろう。

最後に付言すると、安浩相と尹致暎は、李承晩が共産主義に対抗するために「一民主義」 思想を韓国民に注入することに加担していた人物である²⁵⁸。一民主義とは、李承晩が韓国民 に内面化させようとした政治イデオロギーである。一民主義をより詳しく説明するならば、 共産主義は既存の階級を廃止し貧富の差を是正しようとするのだが、一民主義は既存の階 級や貧富の差を温存しながら社会全体としての豊かさを志向する考えであり、反共を唱え ながら、民族統一を行う理念である259。安浩相は、韓国の各地を回って一民主義の理念に対 する解説と講演を行った人物であった260。

これに関する研究を行った崔徳孝によると、安浩相が民団勢力に韓国でファシズムとし て親和性を有していた一民主義イデオロギーの注入を企図していたと述べた261。韓青が綱領 の第一に「我々は青年だ。一民主義で思想を統一しよう」と掲げ262、反共・反朝連の在日コ リアンを刺激する一方、安浩相は朝鮮戦争勃発直後に日本各地で巡回講演を行なうなどし て「義勇兵志願」を煽動した263。

第2項 民団の義勇軍としての参戦と韓国の戦災に対する支援活動

先に義勇軍募集に関して紹介したが、ここでは民団がどのように募集に関与したかと、

²⁵⁷高祐二(2014)、p. 59。

²⁵⁸金壽子(2005)、p. 38。徐仲錫(2005)。

²⁵⁹ 安浩相『일민주의의 본바탕』[一民主義の本質]一民主義研究院、1950 年。東亜日報「大統領會見談 一民主義로 民族單一體强調 對中態度는 從前과 同一」1949年1月29日付。

²⁶⁰金壽子(2005)、p. 39。

²⁶¹崔徳孝(2005)、p. 7。

²⁶²韓日新報「綱領」1950年9月9日付、『韓国新聞:縮刷版』在日本大韓民国居留民団中央機関紙、韓国新 聞社、1996年。民団が1945年から1974年まで発行した各種の機関紙を収録したものである。

²⁶³韓国国会「第 10 回、国会定期会議速記錄、第 52 号」(1951 年 3 月 27 日)。韓日新報「白頭山上に太極旗 を」、「安浩相博士地方遊説へ」1950年7月16日付、同上。

朝鮮戦争中に民団の支援がどのように行われたのかを確認する。1950年6月25日、朝鮮戦争が勃発してから、民団は27日から「在日義勇軍」を募集し始めた。そして7月4日までに797名がこれに応募し、9月になると3000名に達した²⁶⁴。そして、民団・建青・韓学同は7月5日、「在日本韓国民族総蹶起民衆大会」を東京の神田共立講堂で「共同主催」し、「義勇軍志願並に赤防基金及び戦災救欠恤金品募集、居留民自衛の為一致団結する事、日本の治安と秩序維持の為に協力する事、共産党の陰謀を天下に公開する事、38度以北へ侵略再発の憂い無からしむる事」を決議したという²⁶⁵。

1950年8月8日、民団中央本部は金光男を本部長とする「自願軍指導本部」を設置し、 全国の民団本部を通じ義勇軍を募った²⁶⁶。鄭哲によれば、当時の民団長である金載華の場合、

²⁶⁴6月25日、朝鮮半島での全面戦争勃発の知らせを受け、民団の中央総本部執行機関では東京にいる幹部が緊急会議を開催したが、この時点では義勇兵派遣については提起されなかった。同日、福岡民団でも緊急会議が開かれ、今後の対策が協議された。この会議では、義勇兵として従軍する特別青年隊の結成を早急に行なうことや、義勇兵は対馬を経由して韓国に送ることが話し合われた。6月27日、大阪と京都の民団が義勇兵派遣に向けた準備を進めるとともに、大阪民団では韓国軍に救援物資を送ることを決定した。大阪民団は6月27日から、近畿地方に住む18歳以上50歳以下の韓国籍の者を対象に義勇兵募集の受付を開始し、初日に50人、そして7月4日までに63人の志願を受け付けたのであるが、これは駐日韓国代表部や民団中央本部の指示とは別に独自に行なわれたものであった。また、6月30日には東京の韓学同が学徒義勇軍本部を設置して募集を開始した。

このように各地の民団で個別に始まった義勇兵派遣運動に対し、民団中央本部は7月2日の第2回全国 団長会議で義勇兵問題を正式に取り扱うことを決定し、7月4日付で下部組織に通達して正式指令とした。 以後、義勇兵派遣運動は民団中央本部の指揮下に本格的に展開されるようになった。

各地の民団で義勇兵の募集が行なわれるようになると、短期間に志願者が殺到した。在日朝鮮人運動の動向を監視占領当局に逐一報告していた特別審査局の調査によると、各地の志願者の総数は7月4日現在で797人、9月になると3000人に達した。各地での志願者数は、大阪民団が7月4日現在で63人(うち日本人の志願者が18人)、福岡民団が7月5日現在で670人(日本人は約70人)、北海道民団が7月8日現在で60人(日本人は20人)、そして鹿児島民団が7月3日現在で64人(日本人は63人)の志願者を受け付けた。崔徳孝(2005)、p.8。金太基(1997)、p.680。

²⁶⁵金太基(1997)、p. 680。

²⁶⁶『大阪韓国人百年史:民団大阪 60 年の歩み(以下、大阪民団史)』在日本大韓民国民団大阪府地方本部、

自分の息子を「志願兵として出陣させ」て、「指導者の気迫を誇示した」と説明した²⁶⁷。これは、民団員らに韓国政府を信用させるためだと思われる。

最初、GHQ は義勇軍の参戦に反対していたが、仁川上陸の時には韓国の地理的な情報を得るために、義勇軍を採用することになった²⁶⁸。 7月の時点においては、GHQ 側は在日コリアンの義勇兵派遣に否定的なので、民団の運動は、特審局が「今のところ韓国の勝利に対する在日朝鮮人のゆるぎない自信を奮起させることを意図して行なっているもの」という言及を確認して、崔徳孝は民団が「志願者を募るだけのデモンストレーションにとどまっていた」と説明した²⁶⁹。

仁川上陸作戦のさいに、民団は「本国戦災救援運動本部」を設置して、在日本大韓民国婦人会中央本部(以下、婦人会)や韓青の協力のもとに、戦災者を救援し、戦線兵士には慰問袋を送る運動を積極的に展開した²⁷⁰。3ヶ月間全組織を通じて募集し、現金、衣類、薬品、食料品を中心に支援していた²⁷¹。

そして、物品面だけではなく、「戦災復興建設隊本部」を設置して、日本の技術や建設の専門家を派遣させるため、推進していた。このような民団の活動意識に関する記録を紹介すると、韓国軍が「我々の居留民(=義勇軍-筆者)と温かい民族愛と愛国心」²⁷²を通じて、

2006年、p.111。

²⁶⁷鄭哲(1982)、p. 55。

²⁶⁸G3(=GHQ-筆者)のブラットン大佐はシーボルト局長に7月5日電話をかけ、民団が義勇軍を募集するための事務所を設けようとしているが、朝連系の在日朝鮮人が同じ募集運動を対抗して行うことが心配されるので、民団の義勇軍募集は非常にまずいと伝えた。シーボルト局長もそれに同意し、ヒューストン副局長に、韓国大使あるいは配下の職員を呼んで募集運動を中止させるよう指示した。1950年8月中旬、ウィロービ少将は在日朝鮮人の志願兵1000人を10日以内に斡旋するよう金龍周に要請した。上陸作戦に際して、朝鮮の地理に詳しい朝鮮人が必要であったわけである。金太基(1997)、pp. 680~682。

²⁶⁹崔徳孝(2005)、p. 10。

²⁷⁰当時は、裵正が執行部は民団中央本部の朴烈執行部のもとで社会部長、事務総長などを務めた。『大阪民団史』、pp. 112~113。

²⁷¹「〔第十二回中央議事会報告書〕」1951 年 2 月 10 日、『在日朝鮮人関係資料集 3』、p. 146。 ²⁷²同上、p. 145。

互いに共感することを求めていた。これについては、民団が戦争というカテゴリーで在日 義勇軍と韓国軍との密接な関係を結ぶことにより韓国民と民団とを緊密に繋ぐことができ ると考えていたのかもしれない。

第3項 朝鮮戦争期の金龍周公使と在日コリアンとの関係

1950 年 5 月初め、韓国代表部に就任した金龍周公使が行っていた主な業務は、GHQ との協力し、義勇軍を管理することであった²⁷³。金龍周は朝鮮戦争勃発直後、在日コリアンに向けて「愛国的な態度とは、平静を保ち、国連軍が戦争を終結させるのを支援することである」と、「軽率な行動」を控えるよう訴えた²⁷⁴。

では、金龍周は在日コリアンの社会をどのように認知していたか。1950年11月11日に作成された「国会臨時会議依属記録」の中から、金龍周の発言を紹介する。

在日同胞が解放後、約1年間連合軍国民として法律上の待遇を受けており、確実ではないが、SCAP は連合軍と同じ待遇をしてくれました。その時、日本人らはみんないじけていたその時期に、我々の機敏な同胞らはよく活躍し、日本警察の干渉を受けずに自由な行動を行っていたので、一面としては日本法を守らない様々な暗取引を行い、様々な方法の密船(=密貿易一筆者)で、1年の間にいっぺん噂を聞けば、数億圓(日本であると円)の財産ができ、または多くの各種企業を通じて、日本社会で戦後にすごくよい洋服を着て顔色が明るくなっているのは韓国人であり、各料理店に行けば、毎日宴会を開いて派手な遊興を行っている人の大部分が韓国人であると世論を聞いていました。一時に、そのぐらいになるのはとても派手であり、賑わう時期があったが、いつの間か非常に調子にのり、非常に数が多くなって、結局1年後には SCAP から、1946 年末か47年の初めで

_

²⁷³金太基(1997)、pp. 680~683。

²⁷⁴崔徳孝(2005)、p. 9。

あるか、いつまでも韓国に帰還しない人は、その期日が過ぎると、日本人と同じく全ての法律上の処罰を受けると、SCAP が法令を下しました。(中略)我が同胞たちが、今、金を稼いでいるので、その財産を持っている人々を収拾できなかったし、方法を知らなかったので今日に至るまで、ほとんど全部敗亡して、本時(=今-筆者)と同じようになってしまいました。そして、我が僑胞社会の状態を調べてみれば、正当で安全な生活をする人々が約5%、職業を持って安全な生活をすることがほとんどできない同胞が1.5割、そして81%は職業がない、生活のよりどころもない、ブサリ²⁷⁵、妄説を言うような同胞が約80%を占めています²⁷⁶。

前述のとおり、在日コリアンが闇市場で働いているのは、日本の企業が日本人を中心に雇用したためである。しかし、金龍周は「暗取引」を行ったので、在日コリアンの一部が豊かな生活を行っていると議会で報告した。そして、金龍周は「いつまでも韓国に帰還しない人」というニュアンスで、在日コリアンが自らの選択によって帰国しなかったという印象を与えた。しかし、当時の在日コリアンは生活基盤が日本にあるので、朝鮮半島に帰国できない人物が多かったし、財産を全部持って帰れなかったことから、金龍周の発言を適切と言うことは難しい。総合的に確認すると、金龍周の在日コリアンに対する認知は、否定的な印象が強かった。

一方、金龍周は韓国政府の協力団体である民団とはどのような関係であったか。權逸の 回顧によると、金龍周は当時の民団が「有力な幹部たちと実業家たちから疎外されていて、 同胞全体の意思を結集することが出来ず、そのうえ仕事をする能力も財政も欠乏していた のであった。(中略)金公使はこのような民団に失望し、現執行部は頼りに出来ないと判断

²⁷⁵原文で書いているのは「是外司」であるが、元は「早外司」である。「早外司」の意味は慣らされたが、いつでも暴れる牛を記している意味である。

²⁷⁶韓国国会「第8回、国会臨時会議速記録、第48号」(1950年11月11日)。

したようである」と述べている²⁷⁷。つまり金龍周は、当時の民団に不満を持っていたことが 確認できる。

駐日代表部にとっては本国政府に対する支援が急務になってきたが、当時の民団の構成 員は頼りないと判断して、「民団の重鎮級の人々」と「実業家を網羅」して構成する「韓国 代表部諮問委員会(以下、諮問委員会)」を作って、韓国への支援活動を行うことにした。 その過程で、親日系の權逸と曺寧柱が「政治部常任委員」として活躍した。しかし、当時 の団長である金載華は、民団の執行部を無視して別途に組織を作ることに不愉快な見解を 持つようになった。反面、金龍周は民団の構成員よりも諮問委員会を中心に動いていた。 これによって、金載華は金龍周に反発することになる²⁷⁸。

金龍周は民団の協力も必要であったのか、彼は權逸を含む民団員に「相当強い調子で民団は革新されるべきであると主張」した。これを受け入れ、1951年4月3日に革新が必要だと認識していた民団内部の革新派(權逸、首武、盧桑漢、曺寧柱、全斗銖、金定柱など)は、金載華側との対立を経て、勝利をした。その結果、新しい団長として元心昌が就任し、その過程で、盧榮漢と權逸が副団長になった²⁷⁹。元心昌の場合、北朝鮮の進攻によって朝鮮戦争が勃発したと認識して、民団長を努めていたが²⁸⁰、權逸の場合は金龍周の影響によって、民団の重要な構成員として位置つける力を得た。

一方、1951年1月12日、金龍周は「左右翼に構わずに」、「悪質分子に対して総司令部及び日本政府に要請して、本国(=韓国-筆者)へ強制送還する用意がある」と発表した。これに対して、民団は「左右翼に構わずに」との文言が在日コリアン(=民団-筆者)の意志を無視する言動であると反発した。このような反発は金龍周に対するデモに発展した。こ

²⁷⁷權逸(1987)、pp. 153~154。

²⁷⁸同上、pp. 155、158。

²⁷⁹同上、pp. 159~160。

²⁸⁰原州元氏中央宗親会(1979)、p. 62。

のような民団の反発によって、金龍周は4月中旬、辞表を提出して6月に韓国へ復帰した281。

小結

この章では、韓国政府の樹立直後から朝鮮戦争勃発までの時期に、李承晩政権が在日コリアン社会の中にも生まれた分断体制をどのように関与し、在日コリアンの処遇にどのように関与しながら、在日コリアンの包摂と管理をどのように認識してきたかを第 2 章で取り扱った。

まず、分担体制に刺激を与えたところから確認してみよう。第1は、在日コリアンの「韓国籍」と「朝鮮籍」が区別されたところである。韓国政府がGHQを通じて、日本内に韓国代表部を設置して、以降、在日コリアンを「外国民」として登録させるようになった。これだけではなく、日本内の戸籍に関与し、在日コリアンの戸籍を韓国籍と朝鮮籍に区別するようになった。以後、李承晩政権は外国民として登録した者を韓国民と認めることによって、一部の在日コリアンを包摂してきた。

韓国政府が「外国民登録令」を導入すると、民団側では韓国民論が出てきた。まず、民団会議録からは、韓国民になったことの意味について、民団は世界から認められた国家の国民になることであると認知していたことが分かった。また、民団の中心人物である全斗銖は、「隷民資格から、解放民」になったことであると主張した。韓国民にならない者は、植民地支配を受けることを諦めていないという主張である。このような韓国側の「外国民」の登場は、民団員の韓国民としての国家志向的なイデオロギーを刺激し、在日コリアン社会の分断体制に大きく影響を与えながら、韓国民なる意味を付与して政治的な包摂をしてきた。

第 2 は、韓国政府の暴力的な識別体制による密航者問題である。韓国政府は、韓国で北朝鮮を支持する者の識別過程で、激しい暴力を行使した。このような状況によって、生き

-

²⁸¹金太基(2000)、pp. 69~70。

残るために、韓国から日本に密航した者も存在してきた。第 4 章に確認できるが、北朝鮮を支持した者らは、このような韓国政府の暴力的な識別に対して問題意識を持ちながら決して韓国を祖国として認めなかった。このような韓国政府の内国民排除の側面が在日コリアン社会にも伝わるようになった。

第 3 は、朝鮮戦争による韓国側の反共扇動である。朝鮮戦争勃発期から、李承晩政権は在日コリアンに対し、愛国心を強調しながら、彼らを「義勇軍」として取り扱う動きをみせた。当時、李承晩を支持していた側近である安浩相が民団勢力に「一民主義」イデオロギーを注入し、徴兵に応じるように扇動した。これに加えて、安浩相だけではなく、蔡秉徳、尹致暎も、民団関係者らに韓国を支持するよう活動を行っていた。これに関して、既存の研究では、一民主義がファシズム的な性格を持ち、民団もこのような政治イデオロギーを持つようになったと論じられており、筆者もその立場に同意する。

ここでは、韓国政府が在日コリアンの処遇に以下のように関与したことを確認できる。 第1は、在日コリアンの民族学校問題に対する韓国側の対応が確認できる。GHQ は反共体制の下、北朝鮮を支持する朝連に対して、解散命令とともに各地域の朝鮮学校閉鎖命令をだしたが、韓国政府内部では、GHQ の方針に従う主張が現れてきた。もちろん、朝鮮学校閉鎖に関して、日本政府の手続が不当であるという意見も出てきたが、反共に基づいた GHQ の政策に従うべきであると主張する者が多かった。これは、当時の韓国政治エリートにとってアメリカの方針が優先的であったということである。これによって、当時の韓国政府にとって朝連系在日コリアンの民族教育問題を排除することが重要であったことがわかる。第2は、日本政府の韓国への強制送還に対する李承晩政権の対応である。中華人民共和国が樹立されてから、韓国側は日本との同盟を推進するようになった。このような過程で、日本側が前から求めていた在日コリアンの祖国送還を考察していたので、韓国側はこれに協力していた。したがって、ここで確認できるのは、2つである。第1は、李承晩政権としては在日コリアンは日本政府との外交関係を動かせる道具であった。第2は、韓国政府が 在日コリアンを韓国に送還させて、韓国内に包摂したのであるが、それは日本に生活基盤 があった彼らの立場を排除したことである。

それでは、当時の李承晩政権が持っていた在日コリアンに対する認識はどのようであったか。韓国政府は日本に駐日代表部を設置後、そこに任命された代表らと在日コリアンとの関係を通じて、当時の韓国政府が持っていた在日コリアンに対する処遇認識を検討した。駐日代表部の責任者らは、企業家である在日コリアンと協力して資金を確保してきた。一方、韓国代表部は民団と韓国民登録には協力的であったが、それ以外の在日コリアンに対しては消極的であった。この要因は、李承晩が在日コリアンらを信用しておらず、むしろ警戒する存在として認識していたことであるためである。

第3章 初期日韓会談における李承晩政権の在日コリアン政策 -1951 年~1953 年を中心に-

ここでは、日韓会談で韓国政府がどのように在日コリアンの処遇に関与していたかを確認する。主に、1950年代前半に行われた予備日韓会談から第3次日韓会談までを扱っている。日韓会談で韓国政府が在日コリアンをどのように包摂し、排除をしてきたかは以下のとおりである。

第1に、韓国側が在日コリアンの国籍をどのように扱ってきたか、また、国民としての 登録をどのようにしようとしていたかを確認する。

第2に、在日コリアンと密航者の韓国送還問題に注目した。特に日韓会談での韓国政府 が、大村収容所にいる在日コリアンと密航者の韓国送還に関してどのように対応したかを 確認する。

第3に、各在日コリアン団体が日韓会談に対してどのように対応したかに注目した。在 日コリアンらは、賛成派と反対派に分かれて活動しており、それぞれがどのように対応し ていたかを確認した。これらを確認してから、当時の在日コリアンの社会が韓国政府の対 日政策にどのような見解を持っていたかを確認する。

第1節 在日コリアン国籍・退去問題をめぐる韓国政府の対応:予備・第1次日韓会談 第1項 日韓会談以前の両国の在日コリアンの国籍の扱い

韓国の樹立をみて、1951年10月20日、GHQ占領下の日本との間で日韓会談がもたれた。 冷戦体制のもとでの「反共協力」と「日韓通商協定」を構築する必要があったからだが、 協定を結ぶためには、まずは日本の植民地支配が残した問題を解決する必要があった。そ の一つが在日コリアンの法的地位問題であった²⁸²。

²⁸²アメリカが日本と韓国の反共関係を構築する目的として、植民地問題をめぐる日韓関係の植民地生産を 取り扱ったことに対して、様々な研究から究明された。李元徳(2000)。太田修『日韓交渉:請求権問題の 研究』クレイン、2003年。朴鎭希(2008)。吉澤文寿『戦後日韓関係-国交正常化交渉をめぐって-』クレイ

1951 年 8 月、日本政府は日韓会談が開かれる前に在日コリアンの国籍処理問題について本格的な検討を行った。平和条約締結のための講和会議が 9 月にサンフランシスコで開かれる予定であり、日本の主権回復がすぐそこまで近づいてきた時期のことである。

国籍法を管轄する日本の法務部民事局は、8月6日「平和条約による国籍問題の処理要領」という通達 文書を作成して、「(1)在日朝鮮人は平和条約の効力発生と同時に日本の国籍を失う、(2)朝鮮戸籍の登録者を朝鮮人とする、(3)平和条約発効後、朝鮮人の日本国籍取得はもっぱら、国籍法の帰化規定による、といった三つの方針」を確認した²⁸³。

平和条約の発効と同時に日本国籍を失い、日本国籍取得は帰化を通してのみ可能であるという内容は、外務省中心に検討されてきた既存の方針をそのまま踏襲したものである。 新しい制度は、戸籍の差異を根拠として、朝鮮人の範囲を確定することである。

植民地時代の日本人と朝鮮人には違う戸籍制度が適用されていた。日本人は日本の戸籍 法に基づいて内地戸籍に登録されており、それに対して朝鮮人は朝鮮半島に住んでいよう が日本に住んでいようが朝鮮総督府が制定した朝鮮戸籍令に基づいて朝鮮戸籍に登録され ていた。そのため、在日コリアンを根こそぎ日本国籍から離脱させるためには、こうした 戸籍の差を利用するのが最も簡単な方法だった。このような民事局の方針について外務省 も同意の意思を表した²⁸⁴。日本側が主張している国籍に関する見解をまとめると、平和条約 に従う国籍問題等処理によって、朝鮮人は日本国在住者を含め全員が条約の効力発生とと もに日本国籍を喪失するというものであった。

韓国においては国家樹立直後に国籍法が制定され、日本にいる在日コリアンに対しても これが適用された。したがって、韓国籍を有する在日コリアンについては「日本国内の外

ン、2015年。劉義相『대일외교의 명분과 실리:대일청구권 교섭과정의 복원』[対日外交の名分と実利: 対日請求権交渉過程の復元]역사공간[歴史空間]、2016年。

²⁸³李誠(2013、6)、pp. 191~192。

²⁸⁴同上、pp. 191~192。

国人である」と主張したのである²⁸⁵。国籍法を定めた韓国法務部長官である李仁²⁸⁶は以下のような見解を表明している。

三・一独立精神²⁸⁷を継承する我々にとって、8月15日以前に国家が存在しなかったのかと言われれば、国家はあったと思う。(中略)大韓民国国民は、昔から精神的に法律的に国籍を持っていたのである²⁸⁸。

この見解をもとに張博陳は、韓国政府の考える国家とは三・一独立運動の精神を体現した「国体」を意味していたと指摘している。すなわち、「李仁長官の発言は単なる政府の見解を乗り越え、当時の韓国国民の心情を代弁した言葉であり、かつ、三・一運動を継承した大韓民国政府は1948年8月15日に樹立されたが、国家自体はそれ以前から存在していたと考えてよい。したがって、韓国国籍を持っている人もやはり国籍法が訂正される前から存在してきた」と主張しており、三・一運動の精神性をひきついでいるのは北朝鮮ではなく韓国であり、それゆえ韓国が国家としての正統性をもつというのが韓国政府の理論だとした。

この李仁の見解は、結局在日コリアンも三・一独立運動の精神を継承した存在であると

²⁸⁵「在日韓国人国籍と地位問題における韓国側の立場(原文:英語)」(1951年7月)『韓・日会談予備会談: 在日韓人の法的地位問題事前交渉、1951.5-9』登録番号78、分類番号723.1JA 법(法)1951(以下、『法的地位事前交渉』)。

²⁸⁶1896 年大邱に生まれ、1912 年に日本へ行って、明治大学の法学部を卒業した。1922 年日本で、弁護士試験を受かった。以後、ソウルで抗日闘争に関する事件に関与して、独立運動家を弁護した。解放後、初代法務長官になった。東亜日報「街人의 生涯」1964 年、1月14日付。京郷新聞「抗日闘争回顧①」1962 年8月1日付、「抗日闘争回顧②」1962 年8月2日付、「初代法務な관 李仁州 別世」1979 年4月6日付。

²⁸⁷3・1 独立運動とは 1919 年 3 月 1 日を期して展開された朝鮮民族の独立運動である。それを契機に国外では上海に大韓民国臨時政府がつくられ、間島地域を中心に独立運動抗争も活発化した。3・1 独立運動精神とはこの運動の精神を継承することを自称したものであり、大韓民国は上海臨時政府を継承する国家であるとしている。

²⁸⁸韓国国会「第1回、国会臨時議速記録、第118号」(1948年12月1日)。

いう意味でもともと「韓国人」なのであり、「日本国籍」保有者ではないという主張へつながっていった²⁸⁹。したがって国民登録をした者は大韓民国の国籍法が適用されているというのである。

第2項 民戦結成への韓国政府の対応

前述にも説明したが、朝連は在日コリアン社会で規模が大きかった団体であったが、GHQの反共政策によって解散してしまった。以後、1949年12月上旬頃、前朝連に影響力があったが、営むを中心に非公式の日本共産党傘下民族対策部の組織になった。1950年6月15日、初めての朝鮮人全国党員会議を開き、新たな民族団体である「在日朝鮮統一民主戦線」が1951年1月9日に結成された290。民戦は結成大会で、朝鮮戦争を「祖国解放戦争」であると規定し、「朝鮮民主主義人民共和国を死守する」と言うが、やがて日本共産党の軍事路線に追随し、尹健次は民戦の路線が「極左冒険主義の道を走ることにな」り、「少なからぬ軋轢が生まれ、在日の一般同胞から浮き上がっていくようにもなる」と説明した291。

当時の民戦の結成に関連して注目すべき点は、民戦には民団から脱退して統一同志会を 結成した民族主義者の李康勳らも参加したことである。民戦の基本的な組織として、中央 本部を中心に 7 地方に地方連絡協議会が、都道府県には地方委員会が各地域には地域委員 会が設置されることとなった²⁹²。

一方、吉澤の研究によれば、中国、ベトナム、朝鮮を中心とする東アジアにおける反帝 民族革命の高揚があったし、特に日本では、1950 年 6 月に朝鮮戦争が勃発した直後に、日 本共産党の民族対策部が全国各地に祖国防衛委員会を組織し、前述に説明した民戦結成と ともに、1951 年 2 月の日本共産党第 4 回全国協議会で「軍事方針」が正式に決定された。

²⁸⁹京鄉新聞「在日同胞登錄開始」1949年11月18日付。

²⁹⁰朴正鎮(2012)、pp. 53、63、152~153。

²⁹¹尹健次「民戦から朝鮮総連へ : 路線転換の歩み」『在日朝鮮人史研究』43 号、緑蔭書房、2013 年、p. 67。 ²⁹²金太基(1997)、pp. 689~690。

このような動きによって駐日代表部が GHQ に在日コリアンの韓国国籍と表記するように求めていた。しかし、GHQ 側は在日コリアンの国籍問題は日本政府との間で解決する問題であると主張した²⁹³。これは、韓国側は共産主義系の在日コリアンが拡散すると、日本での統制が難しくなるので、国籍を韓国籍として統一した後、同年 6 月 13 日、在日コリアンを「すべての在日韓国人を対象として」管理権限を求めていた。このことは以下の資料から確認できる。

悪質共産系列分子であろうと、1945 年 9 月 2 日以前から継続して居住している場合には 所謂在日韓国居留民の国籍に対する国際的確認が確立していない以上、韓国国民だと認 定できないので、強制的に追放することができないと解釈される。(中略)1945 年 9 月 2 日以前なのか、またはそれ以後に入国した者かを問わず、すべての在日韓国人を対象と して悪質共産分子の強制追放問題を考慮することを要請する²⁹⁴。

韓国政府は在日コリアンの国籍いかんにかかわらず「強制追放」行う必要があると要請した。前述にも説明していたが、当時の李承晩政権は在日コリアン・密航者を韓国への送還に積極的に協力していたが、韓国政府の在日コリアンの国籍問題意識が会談内容の変化を呼び起こした。それは、7月9日に開かれた会談で「韓日の間に、犯罪人引渡に関する条約を締結する為に、まず、在日韓国人の国籍を確定しなければその条約で締結が困難」である立場を持ち出すことになった²⁹⁵。日本との関係改善のために積極的に強制送還に協力していた韓国側は、明確な国籍が決まってない在日コリアンを受け入れるのは難しいと言及し始めた。これは、韓国側が在日コリアンの国籍を明確にするために、韓国送還問題を利

001

²⁹³吉澤(2011)、pp. 154~155。

^{294「}在日同胞強制帰還に関する件(原文:韓国語)」(1951年6月13日)『法的地位事前交渉』。

²⁹⁵「在日同胞中一部の悪質分子強制帰還問題及び在日韓国人の法的地位に関する件(原文:韓国語)」(1951年7月9日)同上。

用して、日本側に圧力を与えようとしたものと考えられる。

そして、もう1つの目的としては、朝鮮戦争勃発による在日コリアンの強制徴用である。 第2章でも言及したが、韓国側は強制送還を通じて徴兵しようとした。これに加えて、民 戦は、1951年10月4日付官報で発表された政令319号「出入国管理令」及び同320号「入 国管理庁設置令」と関連させ、この会談は在日コリアンを強制追放するということで「両 者(=日米-筆者)の意見が一致しており、李承晩側も在日青年を韓国軍に徴集することを 歓迎している」と主張した²⁹⁶。以上のような事例によって、韓国側は在日コリアンの韓国送 還の権限を求めたことである。

第3項 日韓会談における韓国政府の在日コリアン送還権要求

第 1 次会談に入り在日コリアンの処遇に関する問題が本格的に扱われるようになった。 その中で、当時行われていた強制送還をめぐる内容が出ていたが、韓国政府は次のような 要求をした。

居住権が授与された在日韓国人に対しては、日本政府は本協定発効日から一定の期間(… 中略…)退去強制をしないようにする。

- a) 日本の裁判所による無期または1年を超える懲役または禁固に処する者 (ただし、執行猶予の言い渡しを受けた者を除外する)
- b) 韓国政府から退去強制を命ずるよう要求がある者²⁹⁷

²⁹⁶金鉉洙(2012)、p. 37。

²⁹⁷「第 17 次在日韓僑法的地位委員会経過、別紙:在日韓国人の法的地位に関する韓日両国の協定基本要綱[韓国側の草案](原文:韓国語)」(1951 年 12 月 12 日) 『第 1 次韓・日会談:在日韓人の法的地位委員会会議録、第 1-36 次、1951. 10. 30-1952. 4. 1』登録番号 81 分類番号 723. 1JA 법(法) 1951-52、1-36 次(以下、『1 次会談法的地位』)。

この中で今まで見られなかったものとして注目すべきは、韓国政府が強制送還者を指定する権限を要求していることである。これに対する日本政府の回答としては、12月12日「この問題は日本としては強硬に扱いたい。特に(中略)(b)は非常に困難である」という立場をとった²⁹⁸。前述のように韓国政府は在日コリアンの統制権限を求める立場から、在日コリアンに対する統制権として、強制送還権限を要求していた。

以後、韓国側は会談で韓国へ送還する権限に対して要求を続け、日本側では「韓国側と『連絡』しながらするとどうなのか」と提案し、「追放該当者がいる時には事前に韓国代表部と連絡して、具体的に如何様にするかを決める」ので両国との協議下に送還することを要求した²⁹⁹。当時の韓国側の代表になった兪鎭午³⁰⁰と日本側は入国管理庁実施部長である哲中三男との議論が行われた。

我側兪代表は「退去強制問題において『我側の要求がある者』も退去強制するべきである」と意見を陳述したことについて、日本側代表は「結局実質的に韓国側から要求する者は日本側からも退去強制を希望する人になるのではないのか」と反問したことについて、兪代表は「必ずそうでもないので、我側の要求を聞いてほしい」と再要請し「その代わり『斯くの如き者に対する要求がある時には強制退去する』と条件を修正したらよ

²⁹⁸「第 16 次在日韓僑法的地位委員会経過(原文:韓国語)」(1951 年 12 月 12 日)『1 次会談法的地位』。

³⁰⁰兪鎭午は、1906年5月13日ソウルで生まれ、1929年3月京成帝国大学(京成帝大)、法文学部を卒業した。以後、4月から京成帝大の法文学部で助手として務めてから、1931年法哲学研究室の助手になってから、予科で講義をした。1939年から法学研究をやめて、創作(文学-筆者)活動を行ってから、1939年7月『삼천리』[サンチョンリ]という雑誌で、「『北支皇軍』慰問団」を励む「新秩序建設と文学」という文章の発表をはじめに、親日活動を加担してきた。以後、兪鎭午は植民地解放まで文学活動(朝鮮人徴兵にたいする感謝朗読、朝鮮人が日本国民として義務を果たさなければならないという強調など)として親日路線を行っていた。解放後、文学活動をやめて、教育者、韓国法学者、官僚、政治家としての活動を行うようになった。1948年「大韓民国憲法基礎委員」として韓国憲法の素案を作成した同時に、8月から初代韓国法制處長になった。朝鮮戦争の勃発後、日韓会談の代表として日本に行くようになった。『親日人名辞典』2巻、pp. 621~627。

²⁹⁹「第 17 次在日韓僑法的地位委員会経過(原文:韓国語)」(1951 年 12 月 15 日)同上。

いではないか」と言葉を続けて「これは登録をしなかった者に対しても牽制になるので、 そうしてほしい」と要請したら、日本側の田中代表は「技術的には結局可能な問題である」答弁した。兪代表は「それなら、もう一度この問題を全般的に討議しなければならないが、日本側には韓国側の今まで要請したことを再考慮して、韓国側の要求が充分に 反映されることを望む」と強調した³⁰¹

日本側は韓国側の強制退去権は、共産系の在日コリアンを中心に扱うつもりなので、必要ではないと反論したが、韓国側はそれ以外の問題を起こす者がいるかもしれないので、送還権を韓国政府に与えるよう要求した。以後、韓国側は在日コリアンの退去権限を韓国に付与する要求を続けた結果、日本側では松本俊一から同意を得ることになった302。しかし、日本政府機関の立場としての意見ではないので、許可をしたことにはならない。

韓国政府は日本側と「積極的な送還国」にして協力していたが、この会談によって、韓国側は、在日コリアンが韓国民ではなくても、韓国が退去権を持つことを求める立場に変わることになった。このような要因としては、朝連解散にも拘わらず、民戦が活発に活動する状況の下、在日コリアンの統制を強く求めていた韓国政府であったが、実質的に在日コリアンに対する統制権がなかったので、彼らを退去させる権限が必要であったと。

第4項 韓国政府の在日コリアン国民登録をめぐる法的地位の問題認識

1951 年に入ってからは、外国人の国籍変更申請は当該国の官憲が発給する国籍証明書さ えあれば、日本政府が行うということになった³⁰³。しかし、日本の行政において韓国の国号 が法的実効力をもつようになってから、外国人登録を行った在日コリアンは全国で 553,430

_

³⁰¹「第 18 次在日韓僑法的地位委員会経過(原文:韓国語)」(1951 年 12 月 18 日)『1 次会談法的地位』。

³⁰²「第 21 次在日韓僑法的地位委員会経過(原文:韓国語)」(1951 年 12 月 22 日)同上。

³⁰³鄭印燮(1995)、pp. 134~135。

名であり、そのうち朝鮮籍での登録者は 468,110 名、韓国籍は 85,320 人にとどまった³⁰⁴。 このように韓国籍への登録状況が低調であった理由は、次のようになる。1 つ目は、先に触れた訪日時における李承晩大統領の演説によるところもあると思われる。つまり、韓国政府としては、当時の在日コリアンの処遇を共感させる行為はなかった。2 つ目は、前述にも説明したが、当時の韓国政府が行なった反共政策で行なった国民統制によって、虐殺事件が当時の在日コリアンに認知されているので、韓国籍になるのは、否定的なイメージとして刺激させた。

上のような状況については、当時日本との外交関係を担当し、後に日韓会談代表に抜擢された兪鎭午が会談の準備のために1951年9月に渡日した際の記録、「日本出張報告書³⁰⁵」において「在日韓国人の登録問題」の項目の中に記述が残されている。この資料を見ると、在日コリアンの大韓民国国民登録数は韓国人としては「8万である」と書かれており、登録されている在日コリアンが「50余万である」と言われていることから、成績が良くないとの自覚と、国民登録がすなわち反共の防波堤としての役割を果たすであろうという認識が存在していたことがみてとれる。

韓国政府の立場としては未登録者の国籍を無国籍扱いにはせずに全在日コリアンを大韓 民国の国籍として扱おうとしていた。当時、李承晩はすでに韓国国籍を取得している者を 除いた多くの在日コリアンが、「北朝鮮国籍」あるいは日本国籍を選択するかもしれないと いう危惧をいだいており³⁰⁶、文書にも「未登録者も韓国国籍を有する者として処理しなけれ ばならない」という記述がのこされている。当時朝鮮戦争によって極めて激烈な南北関係

304金奉燮(2010)、p. 93。

^{305「}日本出張報告書(原文:韓国語)」(1951年9月10日)『韓・日会談予備会談:本会議の会議録、第1-10次、1951.10. 20-12-4』登録番号77、分類番号723.1JA 본(本)1951、1-10次。

³⁰⁶金奉燮(2010)、p. 96。

となっていた状況において、韓国政府による国民識別政策の面では、日本内の識別を「どのように処理するか」が重要な問題となっていたことがうかがえる³⁰⁷。

ところが 1951 年 9 月 26 日、韓国の外務大臣が駐日大使に送った「在日韓僑³⁰⁸の国籍及び居住権問題に関する件」³⁰⁹という起案文には「在日僑胞の國籍及び居住權問題に關しては、日本政府と交渉する案□□般指示しているが、本件問題に關しては、將来□対日本基本的な諸問題解決段階同時に解決爲計であり、緊急な問題ではないと思料されるため、日本政府との交渉は本部の別途の指示があるまで、中止することを敬望します」と記録されているのである(□は判読不能)。 兪鎮午によって在日コリアンの国民登録と反共政策との関連性が認識されていたにも拘らず、本国の外務大臣はこの段階では「緊急な問題ではない」として、あまり積極的でなかったことがわかる。

しかし10月8日付の「在日韓僑の国籍や居住権問題に関する審議件」³¹⁰をみると、韓国側が日本側に出した要請のなかに、在日コリアンの法的地位に対する韓国当局側の取り扱いに変化があったことが確認できる。ここにいたって韓国当局は「一定期間内に韓國の國籍を選擇ができる權利即ち國籍選擇權を賦與して韓國の國籍を選擇した韓國人を日本に永久に居住ができる權利」を在日コリアンに与えるように日本に働きかけようとしていることがわかる。これは、在日コリアンが日本の外国人出入国管理令のもとでは追放の対象に

.

³⁰⁷朝鮮戦争勃発後には、韓国国民を弁別するために、「避難民証明証」制度が 1950 年 10 月頃に設置され、これに基づいて「市民証」に交換する制度が始まった。市民証の発給過程に対しては警察官の審査と保証人 2 人が必ず必要となった。このような審査においては思想的に精密な検査がおこなわれたため、市民証がなければ即刻不純分子として処罰の対象となった。こうした国民管理制度を断行する李承晩政府の論理としては「善良な市民の身分保証を行い、悪質で破壊的な共産党すなわち北朝鮮を掃討するため」であると報道された。東亜日報「避難民證明書洞會서 發行」1950 年 10 月 6 日付、「市民의 身分保障市民證制度實施」1950 年 10 月 11 日付、「市民證交付事務廿日早日 各洞會서 開始」1950 年 10 月 19 日付、金榮美(2007)、pp. 302~308。

³⁰⁸在日韓僑とは、当時韓国政府が用いていた在日コリアンの総称である。

³⁰⁹ 「在日韓僑の国籍及び居住権問題に関する件(原文 : 韓国語)」(1951 年 9 月 26 日) 『法的地位事前交渉』。

^{310「}在日韓僑の国籍や居住権問題に関する審議件(原文:韓国語)」(1951年 10月8日)同上。

なってしまうとことから、これを避けるために考え出された案といえる。しかしながら、 他国の法に干渉をするような形をとることは望ましくないため、苦肉の策として「大韓民 國の國民は3年以内に日本の國籍を選擇できるようにし、歸化の手続きにおける日本の裁 量の餘地を無くすことで、追放されてしまうのではなく日本の國籍を選擇して日本に居住 權を得るというような方案も考慮できる」と言及している。このような発言によって、韓 国政府は日本国籍を取得することについて前と違う姿を見せた。以前は在日コリアンが韓 国籍をとることについて注目していたが、日本国籍を取ることについて考えていた。おそ らく、彼らを合法的に管理できないので、韓国政府としては、在日コリアンを国際的な責 任を取らない方向を考えているかもしれない。

第2節 在日コリアンの国籍・退去問題をめぐる韓国政府の対応:第2・3次日韓会談 第1項 日韓会談からみる韓国側の共産主義者識別の動き

ここでは、日韓会談中に韓国政府が在日コリアンの登録問題をどのような扱いをしたのかを注目する。

当時、1951年10月17日から日韓会談で韓国側の副首席代表として任命され、12月から駐日代表部公使として務めたのは金溶植³¹¹になった。金溶植は、日本の植民地時代の朝鮮人官僚であったが、米軍政庁が植民地支配体制を温存したことによって、韓国政府樹立に加担するようになり、韓国の親米系政治エリートとしてキャリアを重ねた。1951年10月30日から本格的に第1次日韓会談が開かれ、「在日韓国人の法的地位問題討議のための分科

³

³¹¹金溶植は1913年11月11日慶尚南道統營市に生まれ、日本に渡って、1937年3月に中央学校の法学部を卒業後、1940年10月日本の高等文官試験を受かった。1943年3月から植民地解放まで、京成(現在:ソウル)地方法院で働くようになった。解放後、1946年2月から弁護士になって、1948年9月「法典編纂委員会」の委員に任命され、1949年6月から12月まで、駐大韓民国香港領事として務めてから、1951年12月から、駐日本韓国代表部になった。金溶植『새벽의 약속: 김용식외교 33 년』[夜明けの約束:金溶植外交33年] 김영사[キムヨンサ]、1993年、p.77。『親日人名辞典』1巻、p.510。

委員会」がもたれた。「第一次在日韓僑の法的地位問題討議のための分科委員会経過」³¹²と 題された議事録を見ると、この委員会では日韓両国が在日コリアンの韓国国民登録の登録 率の低さについての議論を行っている。

韓国側はひとまず、日本における刊行物において在日コリアンを「朝鮮人」と表記していることを問題視しており、これに対する日本側の主張は、国籍欄にある「朝鮮」という表記は単に植民地出身者であるとの意味以上のものはなく、「朝鮮人」と書かれている在日コリアン全員が共産主義者というわけではないため、国籍を共産主義者か否かの識別基準にすることは難しいというものであった。しかし韓国政府からすると、このような日本側の制度について、国籍登録欄に「朝鮮人」と表記するのは共産系の在日コリアンの韓国政府に対するなんらかの意思表示となっていると指摘した。つまり在日コリアンを「朝鮮人」と表記するのは、韓国政府に反旗を翻す表現であると考えていたのである。韓国政府は日本と韓国がいわば同盟関係にあることを強調しつつ、この件については「今後会談を行って対処してほしいと注意」し、日本側は韓国政府が全在日コリアンの責任をとる意思があれば、そうしようと答えている。このような韓国側の発言を見ると、日本内の戸籍に「朝鮮」と登録された者を共産主義者として明確に扱ってほしいとする立場であった。

このように日韓会談で行われた在日コリアンの法的地位問題は、両方の意見がなかなかかみあわない状態で進行していたが、11月30日の法的地位分科委員会で若干の転機がおとずれる³¹³。このとき日本側は「韓国政府が在日韓人に登録証のようなものを発行する計画であるという話を聞いたが、事実であるか」と質問したのに対し、韓国側が「駐日代表部で登録をして証明書を発行し、次に基づき永住権を認めると、よいのではないか」と、むしろ永住権と繋がる登録策を提案したのである。

_

³¹²「第1次在日韓橋法的地位分科委員会に関する報告件、別紙:第1次在日韓僑法的地位委員会経過(原文:韓国語)」(1951年10月30日)『1次会談法的地位』。

^{313「}第 12 次在日韓橋法的地位分科委員会経過報告の件、別紙: 第 12 次在日韓橋法的地位分科委員会報告(原文:韓国語)」(1951 年 11 月 30 日)同上。

この件に関する日本側の反応は、登録を拒否する「共産系韓人に対する措置」についていかにすべきかというものであり、韓国側は「悪質共産分子追放には賛同」している。このように、もともと正反対のベクトルをもっているはずの韓国国民登録の問題と日本における永住許可の問題がリンクして語られるようになっていくのである。

このような話は、日韓会談が開かれた直後、1951 年 10 月 27 日の文書「出入国管理令を韓国人に適用する場合の諸問題」を検討した李誠の論文でも確認することができた。同文書には、「(1)韓国駐日代表部が発給する国籍証明書を提出する者にのみ永住権を与え、本人の申請を基礎として個別を審査する。(2)この文書の提出がない者は3年期限付きの在留権を与え、その期間の更新は認めない。(3)出入国管理令に規定された素行、すなわち善良で独立生計維持能力があれば永住許可要件は緩和すること」³¹⁴と書かれている。

これについて、韓国政府が認める善良な在日コリアンには永住権を簡単に与えるが、韓 国国民を否定する人には期限を定めて在留権を与えた後、最終的には韓国に送還させてか ら、厳密な識別しようと考えていたと李誠は指摘している。

12月3日に行われた会議の議事録を見ると、韓国側が在日コリアンの居住権問題についてどのような思惑があったのかについて知ることができる³¹⁵。そこに記録されているように韓国側の兪鎭午代表は、在日コリアンが韓国国民として登録されたら、「永住許可が出るようにしてほしい」と日本側に要請した。この要請の背景には、これまで思ったように国民登録数が伸びなかったのは、登録をしようがしまいが在日コリアンの生活にはなんら影響がなかったからで、韓国の外国民登録をすれば日本での永住権がえられるとなれば、国民登録をする者が増えるはずであるという韓国側の思惑が根底にある。つまり、国民登録をすることでなんらかのメリットがあれば、登録数も伸びるであろうと見込んでいたことと、

_

³¹⁴李誠(2013)、p80。

³¹⁵「第 13 次、14 次、15 次在日韓僑法的地位委員会経過報告の件、別紙:第 13 次在日韓僑法的地位委員会経過(原文:韓国語)」(1951 年 12 月 3 日)『1 次会談法的地位』。

現行の制度では在日コリアンが国民登録をするべき動機づけに欠けるという認識が韓国政 府側にはあったということである。

ここで興味深いのは国民登録という本来は内政上の問題であるはずの案件を日本の永住 権とからめて解決しようとしている点である。このことは在日コリアンの歴史的・政治的 特殊性に起因するものであるが、こうした韓国の要請に対して日本側は「日韓両国が協力 して好成績を上げたい」と歩み寄る姿勢を見せながらも、登録の徹底については経費や労 力の面から無理があると懐疑的な立場をとっており、「無登録者がたくさん出ないように研 究して欲しい」と述べている。その後、7日の会議では、こうした日本側の意見について韓 国側は、「居住権に関しては登録という重大な問題があるので、本国政府と具体案を妥結し なくてはならないだろうが、ともかく韓国が登録を行い、登録者に対し永住権が与えられ ればすべて解決する問題」316であるとして、日本側に永住権の付与について催促している。 12 日の会議では、協定が締結されたときの効力発生日時をいつにするかという日本側の質 問に対し、韓国側は「対日講和条約発効日」になるかも知れないと答え、日本側は国籍問 題については「国籍問題は国内法だけでは規定できない問題であり、処遇問題は国内法で 対処できる問題だと思う。したがって、国籍問題解決(すなわちこれは韓国人でこれは日 本人であると決めること) がなければ無意味であると思われる」と語っている317。つまり講 和条約の締結後、韓国の国籍法が適用されて韓国国民に登録されている在日コリアンには、 日韓会談の中で決定された法的地位の内容が適用されるというのである。

第2項 日韓の韓国国民登録をめぐる居住権申請の意見

当時、日本側は18日の日韓会談を通じて、韓国側の意見をまとめた上で、在日コリアンの法的地位について次のような意見を述べている。国籍については「在日韓国人の日本国

 $^{^{316}}$ 「第 13 次、 14 次、 15 次在日韓僑法的地位委員会経過報告の件、別紙:第 15 次在日韓僑法的地位委員会経過(原文:韓国語)」(1951 年 12 月 7 日)『 11 次会談法的地位』。

³¹⁷「第 16 次在日韓僑法的地位委員会経過(原文:韓国語)」(1951 年 12 月 12 日)同上。

籍喪失及び大韓民国国籍取得については、それぞれ当該国籍国の国内法によって決定する」と述べ³¹⁸、韓国側が国民として登録していた者については韓国国籍として認めるとした。居住権問題については「永住許可を得ようとする者は韓国側が発給する証明書を添付して、日本側の当局にその申請をするものとする」と言い、永住権の申請期間には 1 年の期間を与えるとした。

12月18日の会談において居住権の問題がある程度合意に達したので、申請期間についての計議が行われた。日本側は申請期限を1年とすると述べたが、韓国側は1年以上の長期にする必要があると答えている。日本側はこれについて「遅すぎると韓国代表部に登録するのが遅くなりやすい。(中略)申請を1年にして、許可は事後に行うことにする。また1年にしておいて、もし韓国側の都合で遅れる場合、韓国側の要求によって3、4ヶ月間延期すればよいと思うので、それにたいする用意もしてある」³¹⁹と述べている。12月21日の協議で日本政府は韓国側の要求に配慮して、永住権の申請期限を「1年を2年に延長」すると述べたものの³²⁰、期限についてははっきりと決定されたわけではなかった。この会議では韓国政府が韓国国民登録居住者に対する強制退去権限を持つことを要求したが、日本政府は「居住権を認める代わりに、追放は国内の問題であるため日本の主権を侵犯する協定は結べない」と答えている。このように国民登録をした日本居住者に対する強制退去の権限を求めた理由は、共産主義者をえり分けるという目的があったと考えられる。

生活保護を受けなくてはならない貧困な在日コリアンについて日本側が韓国側に責任を 任せる提案について、韓国側は「韓国は現在戦争中であるために貧困者の保護を望んでい るわけだが、韓国人はその他の外国人とは別個の特殊外国人であるために(その保護を一 筆者)我々が要求しているのだが、日本側の根本的思想が間違っているのである。日本の

³¹⁸「第 18 次在日韓僑法的地位分科委員会会議録、別紙:在日韓国人の国籍及び処遇に関する日本側の提案 (原文:韓国語)|(1951年12月18日)|『1 次会談法的地位』。

³¹⁹「第 18 次在日韓僑法的地位分科委員会会議録(原文:韓国語)」(1951 年 12 月 18 日)同上。

³²⁰「第 20 次在日韓僑法的地位分科委員会経過報告(原文:韓国語)」(1951 年 12 月 21 日)同上。

厚生省は戦争で困っている本国に貧困者を放逐するつもりなのか」と反論した。当時の韓 国政府予算の支出の中心は、国防と治安を重点として置かれ、貧困者の面倒を見られるよ うな状況ではなかったが、このような状況が文書にも記載されている³²¹。

12月30日の議事録を検討すると、日本側が提案した国籍の基準は「在日韓国人の国籍は 戸籍を基準に決定」³²²するとし、もし日本の国籍を取得したいときは、「日本国籍法によっ て行う」と言及している。韓国側の答えは、「韓国政府は日本に在留する韓国国民に対して 国際法上の保護権を持っており、日韓会談において日本における彼らの処遇と法的地位に ついて論議しなければならない」と主張しており、この会議では「国籍問題よりも、主に 在日韓国人の処遇及び法的地位に関して展開」したと記録されている。

日本側の国籍基準の提案に対して、予備会談での韓国側の対応は在日コリアンの居住権などの処遇問題よりも国民登録に重点を置いていたが、1951年12月末の段階においては登録された韓国国民に対する保護権のありかたへと重点がシフトしているのである。

1952年に入り、1月21日に行われた「第23次在日韓僑の法的地位分科委員会経過報告」 323では、国籍をめぐる問題が「国籍の問題原則論を討議する必要はないと一蹴拒否した」という記録が残されており、上述の韓国側の意図を再確認することができる。

韓国側は国籍問題よりも居住権と処遇問題の解決について議論すべきであるという方向 転換をおこなったのである。以後、両国は「在日韓国人の国籍及び処遇に関する韓日協定 案」³²⁴においてこれまでの会議内容を整理するなかで、第一次日韓会談は終結した。

このような大韓民国側の態度の変化は、これまで見てきたように国民登録率を上昇させるためにまずは在日コリアンに対してメリットになることを模索したという側面と、在日

 $^{^{321}}$ 「第 20 次在日韓僑法的地位分科委員会経過報告(原文:韓国語)」(1951 年 12 月 21 日) 『1 次会談法的地位』。

^{322「}韓日会談経過報告に関する件(原文:韓国語)」(1951年12月30日)同上。

^{323「}第23次在日韓僑法的地位分科委員会経過報告(原文:韓国語)」(1952年1月21日)同上。

^{324「}第 36 次在日韓僑法的地位分科委員会経過、別紙:在日韓国人の国籍及び処遇に関する韓日協提案(原文:韓国語)」(1952 年 4 月 1 日)同上。

コリアンの保護については一部日本に負担させようという思惑が隠れていた。経済的な補助は日本政府に頼ろうとしながらも、統括権だけは確保しようとしている韓国当局側の動きからみて、ここで討議された在日コリアンの法的地位の確保とは決して当事者である在日コリアンの処遇のために行われたのではなく、韓国側の国家としての利益追求が最優先されたことが見てとれる。また、韓国政府にとって在日コリアンを「国民」とする基準はきわめて曖昧なものであり、「共産分子」であるかどうかという点は重く見るものの、結局はどこまで信用すればいいのかわからないと考え、日本で大韓民国の国民登録はさせるものの、おいそれと帰国させようとしないという矛盾にみちた行動をとることになるのである。

第3項 韓国側の強制送還拒否問題

1952 年 4 月、サンフランシスコ講和条約の発効と同時に、在日コリアンは、法務府民事局長の一片の「通達」によって日本国籍を失い、法律 126 号によって在留資格をもつことなく日本に留まることはできたが、一般の外国人と同じように、新憲法の人権規定のおよばない出入国や外国人関連法規の適用を受けることになった³²⁵。これで、在日コリアンの明確な国籍が決まってないので、このような影響は日韓の強制送還問題にも現れてきた。

当時に日韓会談が行われるなかで、日本の大村収容所にいた在日コリアンと密航者が韓国に送還されていたが³²⁶、第1次日韓会談が終了した後、韓国政府は1952年3月、強制送還された「不法入国者」は受け入れたが、5月12日大村収容所から125名の引揚を拒否する事件が起こった³²⁷。韓国側が拒否した理由は、韓国代表部があげている内容から見ると、

³²⁵文京洙(2007)、p. 127。

^{326 『}大村収容所史』(1970)、p95。

³²⁷李定垠「'난민' 아닌 '난민수용소', 오무라수용소: 수용자, 송환자에 대한 한국정부의 대응을 중심으로」[「難民」ではなく「難民収容所」大村収容所: 収容者・送還者に対する韓国政府の対応を中心 に」『사회와 역사』[社会と歴史]103 集、韓国社会史学会、2014 年、p. 372。東亜日報「强制抑留韓人 日,釋放을 拒否」1952年5月31日付、京郷日報「不良者이라고 日側 괘辯」1952年5月17日付、読売

「日本に居住していた韓国人の国籍および処遇に関する協定が成立しなかった結果、韓国としてはこれら韓国人(=在日コリアン-筆者)が韓国籍を正式に取得したことを法的に確認していない」³²⁸ことをあげている。また、韓国政府が主張してた在日コリアンの多くが共産主義者である理由からも、「終戦前から日本へ居住していた」在日コリアンを韓国へ送還することを「非難」して、日韓の紛争が解決までは送還を拒否するという論理である³²⁹。講和条約によって、韓国側が在日コリアンの国籍が明確ではない理由を挙げて、強制送還の拒否をした。おそらく、ここでいう明確ではない在日コリアンは、韓国の在外国民登録をしてない者を現れているのである。

しかし、上のような理由だけではなく、もう1つの理由もあった。1951年12月21日の1次会談の記録によると、韓国側は生活保護をうけなくてはならない貧困な在日コリアンについて、韓国側に責任を任せる日本側の提案について「韓国は現在戦争中であるために貧困者の保護を望んでいるわけだが、韓国人はその他の外国人とは別個の特殊外国人であるために(その保護を一筆者)我々が要求しているのだが、日本側の根本的思想が間違っているのである。日本の厚生省は戦争で困っている本国に貧困者を放逐するつもりなのか」と主張した330。この論理は日本側が戦争によって混乱している韓国側に貧困者を預けるのは問題があるとして、日本にも責任を取るよう要求するものであった。

しかし、実際韓国政府が在日コリアンを受入拒否した理由について、3つの要因があげられる。1つ目は韓国政府の居住強制論である。張博珍によると朝鮮戦争による混乱と貧困によって、在日コリアンの受け入れは韓国の負担となる恐れがあり、彼らの「本国送還は絶対的に封鎖」しなければならなかった。これについて張博珍は、「在外国民保護のための純

新聞「逆送朝鮮人を強制収容」1952年5月15日朝刊付。

³²⁸朝日新聞「『強制送還者』の一部韓国で受入拒否 国籍不明確理由に 韓国」1952年5月14日朝刊付。 329京郷日報「在日同胞 送還은千不當 우리政府態度强硬!」1952年5月19日付。

 $^{^{330}}$ 「第 20 回在日韓僑法的地位分科委員会経過報告(原文:韓国語)」(1951 年 12 月 21 日)『1 次会談法的地位』。

粋な政策的意味ではなく、彼らの本国帰還を防ぐため、事実上日本居住『強制』政策の意味がより強かった」と論じた³³¹。

2つ目は、民団側の反発である。前述に紹介したが、1951年1月12日、当時の韓国公使である金龍周は「左右翼に構わずに」、「悪質分子に対して総司令部及び日本政府に要請して、本国(=韓国-筆者)へ強制送還する用意がある」と発表したので、民団側は反発した332。これに加えて、民団は「左右翼に構わずに」との文言が在日コリアン(民団-筆者)の意志を無視する言動であると反発していたのである333。このような状況の中で、1952年4月7日の『東亜日報』は、民団が「在日同胞貧困者の強制送還を絶対反対することを決意する」との記事を掲載しており334、韓国政府としては民団の立場を無視するのは難しかったと思う。以後、韓国側は5月に強制送還者の受け入れを拒否したので、時期的に考えてみると、民団側の反発が反映された可能性がある。

3つ目は、在日コリアンの強制送還権限の交渉において自らを有利な立場に誘導することであった。前述のように韓国政府は在日コリアンの強制送還の権限を要求していたが、日本側は肯定的な返答ではなかったので、政治的に強い立場をみせて、日本政府に要求を受け入れさせるつもりであった。このような、韓国政府の強制送還統制権要求は次の内容から確認ができる。

△ 日本側の意見(要旨)

強制退去該当者 460 名 (大村収容所の被拘束、その中逆送還者 125 名含む 4 月 28 日現在。 それ以癩病死亡者 3 名、若干名入院)の引受を要求

332金太基(2000)、p. 69。李大統領の金龍周公使への指示『居留民追放に関する件』1950 年 12 月 28 日(外交安保研究所長)から再引用。

³³¹張博珍(韓民族研究、2009)、p. 236。

³³³同上、p. 69。『民団 30 年史(東京)』在日本大韓民国居留民団、1977 年、p. 65 から再引用。

³³⁴東亜日報「在日居留民團任員改選 團長團에元心昌等三氏被任」1952年4月7日付。

理由 強制退去権は主権国家の当然な権利

△ 韓国側の意見(要旨)

該当者の引受を拒否

理由(A)該当者の国籍が未確定状態であること(B)該当者が次協定成立以前に発生したこと(C)その退去処分に関して事前協議がなかったこと³³⁵

日本政府の立場としては、強制退去権を韓国政府に与えるのは、主権国家の法に背くので、不可能であると反論した。一方、韓国側は彼らが韓国人として、韓国の国籍法が適用されないので、受け入れできないという立場を表明した。

以後、日本側は、過去には韓国側は送還を受け入れたにも拘わらず、「国籍未確定論」を理由に急に受け入れを拒否したことを批判し、「法律論」ではなく「政治的に扱って引受」してほしいと言った³³⁶。しかし、韓国政府は韓国民として登録された在日コリアンの「歴史的な事実を考慮」して「強制退去を保留して特別に扱い」をしなければならいと主張した³³⁷。これは国籍未画定論ではなく、植民地支配という歴史的経緯を考慮して退去強制をしないでほしいとことである。日本政府が送還者の処遇に対する問題提議をしたにも拘わらず、韓国政府は受け入れに消極的な反応であり、在日コリアンの未国籍論を焦点に当て反論した。

第 2 次会談では、強制送還拒否問題をめぐる日本側の反発と、韓国政府の在日コリアン に対する強制送還権限の要求が焦点であった。当時、韓国政府は民団を中心に在日コリア ンを統制していたが、民団は民戦と比較すると、統制力が貧弱であった。したがって、韓

^{335 「}国籍及び処遇分科委員会の問題点(原文:韓国語)」(1953 年 5 月)『第 2 次韓・日会談 (1953. 4. 157. 23): 国籍及び処遇分科委員会会議録、1953 政務 03 0771-0845 第 16 次、1953. 5. 136. 19』登録番号 461、分類番号 723. 1JA 국(国)1953(以下、『2 次会談国籍及び処遇』)。

³³⁶「第2次韓日会談国籍処遇分科会議経過報告書、別紙:第2次韓日会談国籍処分と会議経過報告書(原文:韓国語)」(1953年5月22日)同上。

^{337「}第3次韓日会談国籍処遇分科会議経過報告書(原文:韓国語)」(1953年5月28日)同上。

国政府は、在日コリアンの明確な国籍が決まってないので、韓国政府が求めている在日コ リアンを強制送還ができる権限で統制を求めっていた。

第4項 李承晩政権の強制送還中止をめぐる大村収容所の問題

1952 年 1 月 17 日、李承晩は 13 号「隣接海洋に対する主権に関する大統領宣言」を発表し、「平和線(日本では李承晩ライン、または李ラインと呼ばれる一筆者、以下、李ライン)」を宣言した。日本側はこれを韓国側の一方的な宣言であり、日本の領土を侵害するものであると反発した³³⁸。この問題で日韓関係は悪化したが、李ラインで拿捕される日本の漁船や漁民(以下、日漁民)が急増したので、日本側は漁業問題を焦点として日韓会談に積極的に応じるようになった。しかし、1953 年 7 月からの第 2 次日韓会談は朝鮮戦争による南北の休戦成立のために、一時的に中断した³³⁹。以後、7 月 28 日、国連軍代表と北朝鮮の代表が休戦条約を結んで、朝鮮戦争は停戦した³⁴⁰。

1953 年 10 月 10 日第 3 次日韓会談では³⁴¹、韓国側は日本に逆送還している者らについて「国籍が未確定な状態」なので、「退去処分」できないという主張した。その理由は講和条約によって、在日コリアンの明確な国籍が決まっていなかったからである。韓国政府は、在日コリアンが明確な国籍を取得したら、送還を受ける意見であった。そして、大村収容所にいる在日コリアンの処遇について、「大村収容所に拘束されている韓人 120 人の釈放を要請」し、収容所にいる在日コリアンの扱いについて「不当な措置を解消」するよう要請した。

これに対して、日本側は「過去韓国側から、在日韓人に対する保護措置において、事実

³³⁸朴鎭希(2008)、pp. 124、128、140。

³³⁹太田(2003)、pp. 101~104。金鉉洙(2012)、p. 41。

³⁴⁰東亜日報「休戰 昨朝十時七分完了 調印」1953年7月28日付。

^{341「}韓日会談第1次国籍及び処遇分課委員会に関する報告の件、別紙:国籍及び処遇分課委員会第1次会議経過報告(原文:韓国語)」(1953年10月10日)『第3次韓・日会談(1953.10.6-21):国籍及び処遇分科委員会会議録、第1次、1953.10.10』登録番号94、分類番号723.1JA 국(国)1953。

上大韓民国の国民として取扱」い、韓国側に「連合軍の占領時代に事実上、引き受け」られていると主張した。韓国側は「日本が独立した以後」、戦前からいる在日コリアンの国籍が確定されてないので、「引き受けるのは無理」である見解であった。

上のように、在日コリアンと大村収容所問題を日韓会談で扱っていたが、日本側の代表である久保田賞一郎の発言で会談は決裂した。当時、日本の朝鮮植民地問題の請求権と在韓日本人の財産問題に関する議論が行なわれていたが、1953年10月15日、久保田は韓国の植民地支配は正当なことであると発言した。この発言は、韓国政府に刺激を与え、21日の第3次日韓会談はすぐ終わってしまった³⁴²。したがって、韓国政府が日本政府を通じて、在日コリアンの問題を取り扱えない状況になった。

第3節 日韓会談に対する各在日コリアン団体の反応

第1項 日韓会談に対する民団の動態

1952 年 9 月に出た『公安調査月報』では、日本社会で反共活動を行っていた右翼団体である「救国青年連盟」が、「悪質朝鮮人強制送還市民大会」を開いて、強制送還に賛同することを表明した。これに加えて、強制送還を積極化するために、救国青年連盟は民団に対して、「悪質朝鮮人の強制退去」と「破壊暴力活動に対する制圧」を揚げ、送還運動の手段としては、「民団系朝鮮人をも陣頭に立てさせ、善良な朝鮮人の立場から強制退去の必要性を強調せしむる」と述べた³⁴³。このことからは、当時の日本の右翼団体が民団を好意的にとらえていた。当時、反共活動を行なった日本の右翼団体と民団とは、北朝鮮を支持する在日コリアンを韓国送還するべきだと思っていたところが、一致していた。

それでは、民団は日韓会談にどのような立場で向き合ったのか。第1次日韓会談が開か

³⁴³公安調査庁「公安調査月報:第1巻、第3号」1952年9月、pp.95~97、『初期「公安調査月報」[復刻版]』 第1巻、柏書房、2006年。

³⁴²太田(2003)、pp. 140~111、朴鎭希(2008)、p. 145。東亜日報「韓日會談又復决裂」、「韓日會談决裂」1953年 10月 25日付。

れている時期、東京の日比谷花壇に約900名が集まり、3・1記念の民衆大会を開いて、「日韓会談の円満解決、大韓民国の国籍獲得、日本の永住権取得権の確保などを決議」し、京都では「京都労働会館で居留民団京都府本部主催三・一節民衆大会が約一千名」が参加して大会が行われた³⁴⁴。しかし、このような民団の活動にも拘わらず、前述に説明した通りに両国は、植民地をめぐる意見の違いによって、日韓会談は中断された。

1952 年 10 月 4 日から始まった、民団第 15 回目の全体大会の執行機関報告によれば、日韓会談の決裂に対して「在日僑胞には大きな動揺を与え」て、「民団運動は財政問題解決の方途が杜絶えたまま、その可能策を発見できずまま、一歩も進まなかったのは、実に遺憾である」と立場を明らかにした345。そして民団の民生局では、「厚生問題、失業対策問題、商工業者金融問題などにおいて、韓日会談の中絶で、困る日政の悪感情によって困るようになって、我々の険路がもっと困るようになってきます」と報告されている346。大会議長である洪賢基の名義で、日本の法務大臣から送られた「外国人登録証切替に際しての要請事項」で、国籍は一律的に「大韓民国」にすることを要請して、「韓日会談が成立すれば必然的に又国籍欄は韓国に書きかへられるべきことのであります」と主張した。しかし、入国管理局総務課長の日本側の中村茂からの名義で出された「登録切替に際しての民団要望事項に対する回答の件」には「実質的に、旧登録証明書の内容の移し替えとして取扱う方針」であり、「朝鮮から韓国への移動は韓国政府」の「証明書のある者に対しては切替終了後何時でもその移動の者が認めます」とされたが、民団の要請が拒否された347。

上のような状況で、1952年10月20日民団側の民生局長である羅鍾郷は、各県本部の

344朝日新聞「国籍獲得など決議:韓国居留民団日比谷に九百名三・一記念日デモ」1952年3月1日付(夕刊)。

_

 $^{^{345}}$ 「第 16 回中央議事会・第 15 回全体大会執行機関報告書 民団中央総本部」(1952 年 10 月 $3\sim4$ 日)『在日朝鮮人関係資料集 3』、pp. $169\sim180$ 。

³⁴⁶同上、p. 176。

³⁴⁷「外国人登録証切替に際しての要請事項 洪賢基(民団第15回全体大会議長)、日本政府法務大臣宛」(1952年10月4日)、「登録切替に際しての民団要望事項に対する回答の件 中村茂(入国管理局総務課長)洪賢基宛」(1952年10月10日)『在日朝鮮人関係資料集3』、pp. 202~203。

団長に「韓日会談が締結する場合は、現在とおり行い、実質的には韓国として認めて、登録更新後、本人が希望すれば韓国に切替、現在の韓国人の国籍は法的としては曖昧で、韓日会談から解決するようになるので、韓日会談再開促進のために相互的に努力しよう。(中略)国籍に関しては韓日会談締結時にゆずって」、「速やかに韓日会談再開を促進」することを求めて、日韓会談の再開を強調した³⁴⁸。

また、1953 年 1 月 5 日、李承晩が日韓会談のために日本に訪問した時、民団は韓国政府に支援を要請した。これに対して、李承晩は「①韓国銀行から在日韓僑に 200 万ドルを融資させる。②韓日会談に民団代表 2 名を韓国側の正式代表として参加させる。民団の選出する 6 名の民団購買委員は代表部の商務官と一緒に韓国の政府貿易、民間貿易をとわず日本から買い付ける物資の一切の規格、価格、品質及び数量を調査して本国政府当局に報告」するなどと確約したにも拘らず、約束を守らなかった³⁴⁹。

1953年6月15日、民団で発行した『民主新聞』では、永住権問題について「駐日韓国代表部から証明書所持者には永久居住権を興えること」があり、日韓会談を通じて、日本政府が行った「『不法外国人の強制退去』の規定」について、「韓国は強制退去の理由中、貧困者の項目には適用を除外するよう要求している」と報道した³⁵⁰。ここで確認できるのは、当時の駐日代表部が民団系、または李承晩政権を支持する在日コリアンに韓国人としての国籍証明書を与えていたので、彼らは日本から強制退去させられないと認識していた。また『民主新聞』は、韓国政府が「貧困者」のために、強制送還の「適用を除外」することを日本政府に要求していることをアピールした。

同日、李ラインによって、日韓関係が悪化したが、これについて民団は、「そもそも『李 ライン』は自身の保護水域を明確に」するものであり、韓国を保護することであると認知

_

^{348「}外国人登録更新に関して第 2 次交渉経緯に関する件 羅鐘卿(民団中央総本部民生局長)」(1952 年 10月 20日)『在日朝鮮人関係資料集 3』、p. 205。

³⁴⁹金鉉洙(2012)pp. 35~36。

³⁵⁰民主新聞「国籍問題」1953 年 6 月 15 日付、『韓国新聞』(1996)。

していた³⁵¹。これは、民団は李ラインが不法ではなく、正当な保護レベルとして認識していたことを示している。

李ラインによって日韓関係が悪化しても、民団の立場は韓国と日本との国交の樹立を支持していた。同年9月17日「韓日両国間の健全な国交樹立」の意味について「亜細亜の集団安全保護の樹立と、経済的見地から両国間が互□(読不可)的原則下に繁栄を企画することが、真正な平和に寄与することを発見れるところにある」と書かれ、日韓会談によって両国が結ばれるのを望んでいた352。当時、日韓会談では国籍問題が取り扱われていた。韓国の駐日代表部に登録されている者には永住権が与えられていたが、これについて民団は次のように評価している。

一九五一年十月二日開始された第一回韓日会談では、在日韓国人の国籍及び処遇問題、船舶問題基本国交問題に関する三分科委員会設置の下に討議を進めたが在日僑胞の国籍処遇問題はのどもとすぐれば熱さを忘れる日本人独特の民族性そのままに、四十年間の残虐な歴史を忘れ去った日本側の理不盡な主張により、交渉は難航したが、一九五二年一月、次の諸点に於て双方の意見が一致した。

- 一. 終戦前からの在日韓国人は永住許可申請者に願ってその許可を與(与一筆者)える。
- 二. 在日韓国人の強制送還は両国合意の上行う。
- 三. 在日韓国人の既得権はその個人一代に限り認める。
- 四. 在日韓国人は日本の講和発効と同時に、日本の国籍を離脱して韓国の国籍を取得する。 (中略)

在日六十万僑胞全でがわれ等唯一の主権国家大韓民国々民としての国籍を習得する事により、本国政府の統制下に措かれる時、日本が受けるであろう所の利益を考えれば、日本

³⁵¹民主新聞「漁業区域問題」1953年6月15日付、『韓国新聞』。

³⁵²同上「健全な國交樹立」1953年9月17日付、同上。

は今回の会談に於て、われらの国籍処遇問題に関してより積極的な態度を示すべきであろう³⁵³。

民団は日韓会談で韓国籍を持っている在日コリアンに永住権が与えられたと認識していたので、日韓会談での一時的な結果(韓国籍者に与えた永住権の権限)に満足していた。そして、民団は改めて日韓会談が行われば、日本内で明確に国籍問題が改善すると期待していた。

第2項 民団の国会参加

1953 年 11 月 14 日の韓国の国会で、民団員のオブザーバー参加について議論された。そこで、当時の韓国法政司法委員会委員長である嚴詳燮³⁵⁵は、「民団から先日に大統領に建言

³⁵⁵嚴詳燮は、1908 年 5 月 23 日全羅南道光陽で生まれ、1933 年 3 月東京聾啞学校師範部甲種普通科を卒業した。以後、全羅南道で教職活動したが、1937 年 3 月に教職を辞任した。その後、高等文官試験を準備して、1938 年 11 月、日本の高等文官試験司法科に合格した。1939 年 5 月、光州地方裁判所や光州地方裁判所検事局司法官試補に任命された。同年 9 月、光州地方裁判所検事代理を務めており、1941 年 1 月、光州地方裁判所検事局予備検査を経て、3 月、光州地方裁判所検事局検事に任命された。1942 年 3 月、咸興地方裁判所検事局に勤務地を移して、終戦直前まで在職した。1942 年 3 月と 1945 年 3 月の 2 度にわたって 3 年任期の咸興予防拘禁委員会予備委員に委託された。

解放後、1945 年 12 月、ソウル地方検察庁検事に発令された。1948 年 9 月法典編纂委員会委員を、同年 11 月、釜山地方検察庁検事長を、1949 年 3 月に最高検察庁検事などを歴任した。1949 年 6 月退任し、2 ヵ 月後の8月にソウルで弁護士を開業した。1950 年 3 月、弘益大学学長に就任した。同年 5 月第 2 代の民議

³⁵³同上「六十万人僑胞は全て韓国籍」1953年10月10日付、同上。

³⁵⁴金太基(2000)、p. 70。

書がきたが、その中で第5項には、以下のような話が書かれていた。本国国会に在日僑胞6名を参加させて、発言権を付与するように要請する、その理由としては本国内に60万名以上の人口があり、これに相応する代議員を国会に選出すると、外地人(=在日コリアン一筆者)が日本に対する特殊事情で、60万名以上の少なくない同胞が在留していることから、その利害関係(=韓国政府と民団との関係一筆者)が非常に大きく左右されます」と述べた。そして、李承晩は嚴詳燮を通じて、民団の参与に関して「これは国会議員資格として要請することではなく、いつでも自分らの急な要件があると、発言権を求めていることなので、もし何か弊害になることがない限り、そのままできれば、国会議員の皆様が議論して施行して決定しなさい」356と伝えた。しかし、民団側が要求した4つの要求の中で、国会のオブザーバーしか許可されなかった。民団側の要求がどのようなルートで、伝えられたのかは未確定であるが、議員らは、オブザーバーの要求事項については言及されなかった。このような展開からは、おそらく李承晩が持っている在日コリアンの認識(=政治思想に対する疑い)が大きく反映されたと思われる。

その後、同月 24 日の国会で、「同代表 6 名を限度(韓国議事録には「6 名はちょっと多いので、3 名程度」と言及)に国会に特別オブザーバーとして参席して在日僑胞の実情と権益を擁護するように限って、発言権を付与」するようになった³⁵⁷。結果、民団員らは国会のオブザーバーとしては参加ができるが、日韓会談には関与できなくなった。このような韓国政府の冷淡な反応に拘らず、当時の民団は「在外国民登録」の業務協力と、基本的な関係を維持していた³⁵⁸。

以後、民団関係者は韓国の国会のオブザーバーとして参加するようになって、1953 年 3

院選挙の時、全羅南道光陽で当選された。1951 年 3 月から 12 月まで、国会法制司法委員会委員長を務めた。『親日人名辞典』 2 巻、pp. 495~496。

³⁵⁶韓国国会「第 14 回、国会臨時議速記録、第 21 号」(1952 年 11 月 14 日)。

³⁵⁷同上「第 14 回、国会臨時議速記録、第 28 号」(1952 年 11 月 24 日)。東亜日報「民議院」1952 年 11 月 25 日付。

³⁵⁸金太基(2000)、p. 71。

月にあった国会では、民団代表として参加した金光男は在日コリアン問題に関して次のように要求した。1つ目は、韓国政府の在日コリアン教育支援である。2つ目は、中小企業運営の支援である。3つ目は、在日コリアンが駐日代表部を通して、韓国への自由入国ができるようにする。4つ目は、在日コリアンが韓国へ入国する場合、財産を搬入ができるようにする。特に、当時の民団員が韓国に入国するとき、「我が国に我々が来るのに国内の保証人2人が要る」と言い、「公証人が必要なので、1000ウァン(日本であれば円一筆者)の経費がかかるので、公証があってから、やっと来るようになる」と金光男が国会で訴えた359。前述のとおり、李承晩が持っている在日コリアン社会に対する認識には、共産主義者が多いというものであった。したがって、民団関係者さえ、韓国に入国するためは厳しい手続が必須であった。

第3項 日韓会談に対する民戦の対応

当時の民戦側は、1952年1月25日に発表した日韓軍事同盟に対する立場として「韓・日会談なる名目の下に、吉田反動と李承晩売国徒輩の間で強制追放と関連して軍事同盟の殷方が公然と進められている」といい、「売国奴どもの本質をよく知っている在日同胞は断乎として韓・日軍事同盟の陰謀に反対し、その進行を監視している」し、「全同胞は、警戒心を一そう高め、反対斗争をさらに激化させねばならない」と主張した。また、「この会談は単独講和の発効とともに一そう気違いじみてすすめられることが予想される」ので、「われわれは強制追放反対斗争を強化し、祖国防衛斗争を前進させるために、この韓・日軍事同盟の陰謀と本質を徹底的にバクロしなければならない」と日韓の軍事同盟を批判した360。

同月30日にも民戦中央組織宣伝部は「日韓階段を断乎粉砕せよ」という題目で「日韓会談による強制追放陰謀の基礎たる出入国管理令破棄斗争と所謂治安立法反対斗争、総選挙

³⁵⁹韓国国会「第 15 回、国会臨時議速記録、第 40 号」(1953 年 3 月 24 日)。

³⁶⁰金鉉洙(2012)、p. 38。

カンパニア、平和戦線強化斗争、国際経済会議及び人権保護斗争」など、「現在斗つている 各階層の各種要求と斗争を吉田政府打倒、駐日代表部及び代表団とその周囲に結集してい る民団悪質間謀分子を掃蕩する斗争をそう集中せしめなければならない」と主張した³⁶¹。加 えて、民戦東京委員会は第 1 次日韓会談が開催されてから「日韓会談、強制送還反対斗争 月間」をして設定し、「署名運動、抗議運動、宣伝活動など」に関する闘争方針決定して、 反対運動を展開してきた³⁶²。

そして、3月1日、3・1革命の33周年行事には、「全国同胞大衆は共和国国民としての運営と自覚を高め、日帝の再軍備軍国主義復活のための収奪と支配体制と侵略政策、そのための日韓会談と韓国国籍強要と強制追放を暴露し、これ等一切の戦事政策を実力で抵抗マヒをさせ粉砕する祖防斗争を更に展開し、米帝と吉田打倒に集中」すると表明しながら³⁶³、日韓会談に反対していた。

日本側の『公安調査月報』によると、同年12月18、19日は、東京で開催された民戦第3回全国大会によってできた「日・朝親善平和月間」闘争が、1953年1月「在日朝鮮人に対する吉田政府の諸弾圧は、米帝の戦争政策の一璨からきているのであって、弾圧政策の狙いは日・朝人民の離間分裂を目的とする」と規定し、さらに「この米帝の戦争政策と植民地奴隷政策から離脱するための解放闘争は日・朝両民族にとって当面共通した課題」といい、これを「共通の闘争を通じ」てから、両国民の親善を図るべきであることが強調された。このような民戦の活動の展開は、1953年1月5日の李承晩の来日を契機として発展していった³⁶⁴。当時、李承晩の訪日を予知した民戦らは、1952年12月29日附緊急通達をもつて「李承晩の来日は在日朝鮮人の徴兵問題、強制送還の促進と日本の軍国主義を復活し、日

_

³⁶¹『在日朝鮮人団体重要資料集 1948 年~1952 年』東京:湖北社、1976 年、pp. 274、282。

³⁶²金鉉洙(2012)、p. 38。

³⁶³公安調査庁「公安調査月報:第1巻、第5号」1952年11月、p. 230、『初期「公安調査月報」[復刻版]』 第2巻、柏書房、2006年。

³⁶⁴同上(2巻、2号)、1953年2月、p.121、同上(3巻)。

本の軍事力を祖国侵略に導入する陰謀を目的とするものであるから、あらゆる宣伝方法をもってその陰謀を暴露粉砕せよ」との指令を発し、「大阪、滋賀等の地方では一月五日(1953年-筆者)民戦主催のもとに、『日・米・韓会談粉砕人民大会』を開催して気勢を挙げ、第一次、第二次抗議代表団を選出して直ちに上京させたが、その他の地方でも各地で会合をもち、代表を選出して続々と上京させる一方、京浜地区尖鋭分子によって、李大統領暗殺の情報も伝えられる」と記されている³⁶⁵。その後、民戦は1月7日に次のような声明書を発表した³⁶⁶。

民戦声明書

三千万朝鮮人民は全世界平和愛好人民たちに、最もその惨虐性と冷酷性と、詐欺性をもつて悪名高い売国奴李承晩が日本にきた。これは先般アイゼンハウアーに提出した、 七ヶ条の要求書に対する回答がクラークを通じて伝達されるために、その回答に対する 李承晩の答弁を求めるためにクラークが呼んだのである。

これはわれらが推測し、また平壌、モスクワ、北京の報道によっても明白のように、それは米帝の朝鮮戦争継続拡大と新らしい戦争に放火するための工作を推進している。

そして朝鮮にあっての新らしい軍事冒険実現に絶対必要な条件となっている再生日本 軍隊の朝鮮出動と在日朝鮮壮丁の強制徴用をする政治的交渉のために日本へきたものに 違いない。それは米帝の日本出先機関であるクラーク大将またはマーフィ大使の指導の もとに政治的、軍事的目的達成に支障となっている日・韓間の対立矛盾関係を調整し、 いわゆる反共戦線統一を達成し、米帝の朝鮮侵略野望達成に助力せんとするものである。 (中略)

われらの祖国にあっては、英雄的朝鮮人民と中国人民とそれからソ同盟を先頭とする

³⁶⁵公安調査庁「公安調査月報:第2巻、第2号」1953年2月、p. 129、『初期「公安調査月報」[復刻版]』 第3巻、柏書房、2006年。

³⁶⁶同上、p. 126。

偉大な全平和愛好人民は米帝の野獣的侵略意図を徹底的に粉砕した。われらは確信をも ってわれらの敵と対処し、日本国民ともっと固く結団し、朝・日民族の敵、米・日反動 どもを粉砕打倒に前進することを要望しこれを声明する。

一月七日

在日朝鮮統一民主戦線 中央委員会

上のように民戦は李承晩が「米帝の日本出先機関」とともに「政治的、軍事的目的達成 に支障となっている日・韓間の対立矛盾関係を調整しして、「再生日本軍隊の朝鮮出動と在 日朝鮮壮丁の強制徴用をする政治的交渉」をしていると批難した。つまり、民戦は、日本 からの支援に、在日コリアンも巻き込まれていると批判した。これに加えて、日米韓関係 が円満になると、日本と北朝鮮を含む共産国家らとの関係が悪化するので、反対している 立場であった。このような活動を踏まえて、民戦中央書記局では、同年2月26日の司令第 75 号によって、以下のような内容でを掲げて闘争した367。

一月以来強力に展開して来た、日朝親善平和月間闔争の成果と教訓を生かし、蓄積され た闘争力を来る三・一記念日に結集して、これを足場に全国から抗議団を選出し、波状 攻撃に訴えて地方権力機関を痲痺させ、挙揚された組幟力を三・一六に結集して敵の中 央権力に一大打撃を与え、これを更に四・二四一五・一闘争に発展させるために、日本 の平和愛好人民勢力と固く団結して、米帝とその手先吉田政権打倒のための、一大闘争 を展開せねばならぬと指示し、具体的闘争目標として、

- 1. 日本国民の朝鮮出兵を阻止する。
- 2. 強制送還に反対し国籍を死守する。

³⁶⁷公安調査庁『公安調査月報』第2巻、第4号、東京:柏書房、2006、p. 163。

- 3. 生活と民族・教育・文化等の凡有民族権利を擁護する。
- 4. 日本軍国主義復活に反対する。

東京、大阪、福岡の三ヶ所に設置される『在日韓国僑胞籍所』は強制徴兵徴用と強制 追放を結びつけるための陰謀の具であるからこれに反対する闘争を組織する。

5. 大村収容所に収容された同胞の解放と北鮮軍捕虜五名の釈放を要求する。

当時の民戦としては、日韓会談での軍事協定によって、在日コリアンらを合法的に強制 入隊させることができるようになると認識していた。したがって、当時の大村収容所にい る在日コリアンらの釈放とともに日韓会談の反対活動を行なった。

第2次日韓会談(前述にも説明したが、朝鮮戦争の停戦によって会談は一時的に休会した)の再開し、当日は民戦からは「約200名が外務省に追しかけ、折から開かれていた日韓会談に反対して両国代表に面会を要求」し、外務省の正門の前には「北鮮旗を揚げ在日朝鮮統一民主戦線中央委員会の名で同会談粉砕のビラをまき、また北鮮の歌など合唱、気勢をあげ」、正午頃に解散した³⁶⁸。

続いて、同年4月13日、民戦中央本部は「李政権は米国のカイライ(=傀儡-筆者)政権で現実に朝鮮人3千万を代表する資格がない。従つて日本と朝鮮の間の基本条約、在日朝鮮人の国籍と待遇のような問題が李政権と日本政府の間で論議されるのは意味がない。われれれば在日六十万朝鮮人唯一の代表期間である民戦の名で、会談再開を即時中止するよう要請する」と述べた³⁶⁹。これに加えて、同年4月18日には、「全ての朝鮮人と日本国民が反対する韓・日会談を即時中止することと朝鮮との国家的交渉は朝鮮の正当な政府である朝鮮民主主義人民共和国政府と行い、在日朝鮮人問題に関しては民戦と交渉せよ」と主張

³⁶⁸読売新聞「朝鮮人、外務省へ押かける 日韓会談に反対」1953年4月15日付(夕刊)。

³⁶⁹『日韓条約締結をめぐる内外の動向』(第4部)内閣官房内閣調査室、1966年、p.4。「公安調査月報:第2巻、第5号」pp.221、222、『初期「公安調査月報」[復刻版]』6巻、柏書房、2006年。

した³⁷⁰。つまり、民戦は韓国政府が日韓会談を通じて在日コリアンの処遇に関与することが 不適切であると考えて、反対していた。

第4項 李ラインに対する民戦の対応

一方、李ラインに対して、民戦はどのような立場を表明してきたか。1953 年 10 月に出た 『公安調査月報』によると、以下のように作成である。

解放新聞は 547 号の社説「李承晩ライン問題は戦争再発のための兇策だ」で李承晩徒党 は朝鮮侵略の海賊警戒線を停戦後も引続き主張して日本海業、独占資本との間に新しい 紛争を起こしているがこれは明らかに

- 1. 朝鮮戦争の再発陰謀
- 2. 失墜した、自己の威信を持続し緊張状況を持続せんとするもの371

前述の通りしたが、当時の民団の立場は李承晩ラインに賛同していたが、民戦はこれに強い反感を表明した。その要因は、同年 10 月 7 日の民戦中央本部で発表した「李承晩ラインの真相を知ろう」で確認できる。

この問題(李ラインー筆者)はダレス(John Foster Dulles、当時の米国務長官一筆者)・ 李承晩・吉田によって仕組まれた芝居で、東独における流血事件のアジア版である。吉田は、この事件を利用して再軍備熱を煽り、米帝の MSA(Mutual Defense Assistance Agreement between Japan and the United States of America一筆者)押売りを容易ならしめ、日朝両人民の離間策を企らんでいる。又李承晩は朝鮮人民の激しい反米感情を反

31

³⁷⁰金鉉洙(2012)、p. 41。

³⁷¹「公安調査月報:2巻、10号」1953年10月、pp.217~218、『初期「公安調査月報」[復刻版]』7巻、柏書房、2006年。

日感情にすりかえ、朝鮮人民の愛国的闘争によってくずれだした、自己の支配体制の危機から民衆の眼を外部にそらせようとしている。所謂李ラインそのものについては、われわれは李政権そのものが三千万朝鮮人の敵であるが故に、売国奴達によって勝手につくられたものを容認するはずがない。

われわれは日本との間の漁場や、通商、航海、貿易等の問題で協定がなされねばなら ぬごとを主張するものであるが、しかしそれは韓日会談復活の如きものではなく、あく までも売国奴李承晩徒党を打倒した後の、朝鮮民主主義人民共和国と日本政府の間で結 ばれねばならない³⁷²。

ここで、確認できるのは、当時の民戦としては、朝鮮半島と日本との問題を扱う主導権を李承晩政権が握ることに強く反感を持っていたということである。日韓関係で、李ラインが注目されることは、「漁場」問題を日韓会談で取り扱うことであり、日本と北朝鮮の海峡関係に影響を与えると認識していた。したがって、同日に民戦は、以下のようなスローガンを表明した。

- (イ)海に演習場と防潜網をとりのけ漁場を日本国民に返せ!
- (ロ) 日・米・加の不平等漁業条約を破棄し、すべての国と互恵平等の漁業条約を結べ!
- (ハ) 太平洋軍事同盟の地ならし、韓米条約、日韓会談を粉砕せよ!
- (二) 朝鮮から外国軍隊は撤退し、朝鮮の平和的統一独立は朝鮮人民にまかせよ!
- (ホ) 戦争再開のためのアメリカの軍事ライン、李承晩ラインを撤回せよ!
- (へ) インド及びアジア諸国を参加させ、話合いで解決できる円卓方式で政治会議をすぐ 開け!

³⁷²「公安調査月報:2巻、11号」1953年11月、p. 187、『初期「公安調査月報」[復刻版]』8巻、柏書房、2006年。

-

- (ト)朝日両民族は闘わない、再軍備を促進する両民族の離間策を粉砕せよ!
- (チ) 朝日両民族の敵李承晩徒党を打倒せよ!
- (リ) 反米、反吉田、反再軍備、統一政府の樹立!³⁷³

上のような民戦のスローガンは、当時の李ラインを踏まえ、米韓関係、日韓会談を批判 しながら、アメリカが朝鮮半島に関与することに対して批判してきた。そして、北朝鮮が 主導する統一を求めながら、日朝関係が進むように改めて主張した。

一方、李ラインに対する問題は、日韓会談をめぐる問題だけではなく、当時の在日コリアンの処遇にも影響を与えた。1954年1月に作成された民戦の12月の活動についての文書では、「李ライン問題をめぐる日本内における反鮮気運の高ま」りから、「在日朝鮮人の生活防衛、民族教育その他直面する多くの重要な問題に対処するために、年末から新年にかけて諸闘争を大きくもりあげ、反米、反李、反吉田、反再軍備統一戦線の強化と闘争の発展に、全力を集中」する動きがあると書かれていた374。これは、当時の民戦が李ラインによって、日本社会が持っている在日コリアンに対する印象がより悪くなったと思っていたことを表している。つまり、多数の在日コリアンらは、李ラインが日本社会の不満を呼び起こして、当時の在日コリアンの生活に悪影響を与えると認識したといえる。

小結

アメリカ側が主導した日韓会談において、在日コリアンの処遇問題も浮上した。この時期に、韓国政府が日韓会談を通じて、在日コリアンをどのように包摂し、排除してきたかは、以下のように確認できる。

^{373「}公安調査月報:2巻、11号」1953年11月、p. 187、『初期「公安調査月報」[復刻版]』8巻、柏書房、2006年、pp. 187~188。

³⁷⁴「公安調査月報:3巻、1号」1954年1月、p.119、『初期「公安調査月報」[復刻版]』9巻、柏書房、2006年。

第 1 は、李承晩政権が韓国籍を所有していた在日コリアンを中心に法的地位を改善しようとした。李承晩政権は、在日コリアンを韓国籍として登録させるために、韓国籍を中心として安定的な永住権を与えると登録率が伸びると考えていたのである。当時、韓国政府は在日コリアンを韓国の国民として登録したが、国民登録率は全人口に比べて 4 分の 1 以下にとどまっていた。韓国政府としては、韓国国民として登録されるメリットを在日コリアンが感じていなかったと認識していたので、日韓会談を通じて登録者の法的地位を改善してきた。しかし、韓国政府には在日コリアンを保護するという視点は欠如しており、日本に在住する彼らを数のうえで「国民」として大韓民国に統合することを求めていた。したがって、韓国政府の登録政策の性格を分析すると、単純に制度上の包摂であった。

第 2 は、韓国政府は在日コリアンの強制送還権限を求めていた。しかし、在日コリアン の強制送還権限が日本側は自分らの特権であるので拒否した。当時の韓国政府は強制送還 に対する権限さえあれば、在日コリアンらの統制ができると期待したと思われる。

一方、日韓会談をめぐる各在日コリアン団体の対応としては、まず、民戦として活動していた者らは、日韓会談による軍事同盟が、北朝鮮に悪影響を与えて、朝鮮半島の分断体制を激しくすると考え、猛烈に日韓会談に反対してきた。反面、民団は日韓会談が在日コリアンの処遇に良い影響を与えると期待していた。実際、日韓会談によって、韓国籍を取得すれば、永住権を得られるようになったと認知していたので、韓国政府を非常に信用するようになった。しかし、非常に重要であった在日コリアンの法的地位に対しては、民団が関与することができなかった。実際、民団が在日コリアンの処遇問題に関与できるような発言権を韓国政府側に要請したが、これを李承晩政権は認めなかった。そのため、民団さえ日韓会談で在日コリアンの立場を代弁することができなかった。結局、分断体制が要因になって、韓国政府は民団の意見さえ排除して、日韓会談で在日コリアン問題を取り扱ったのである。

第4章 日南北関係における韓国政府と在日コリアン -1954年~1958年を中心に-

この時期は、日本と北朝鮮との関係が密接になり、日韓関係が非常に悪くなった。ここでは分断問題に立脚して、韓国政府が在日コリアンをどのように取り扱ったかを明らかにする。したがって、以下のような部分を検討する。

第1に、日朝関係をめぐる韓国側の在日コリアン政策がどのようであったのかを確認する。特に注目したのは、大村収容所にいる在日コリアンの処遇に李承晩政権がどのように関与していたか、である。第2に、日朝関係によって、各在日コリアン団体はどのような状態であったかを確認する。当時、北朝鮮支持者と韓国支持者を中心にどのような対応をしてきたかに注目した。第3に、最初に北朝鮮に帰国した在日コリアンらをめぐる韓国政府の対応を確認した。当時、ICRCを通じて、帰還を求めた在日コリアンが北朝鮮に帰国した。これは、韓国政府の対在日コリアン包摂政策に大きく影響を与えたが、それがどのようなものであったのかを確認する。

第1節 日朝関係をめぐる韓国政府の在日コリアン政策

第1節 李承晩の不安定な対日外交と在日コリアンの韓国訪問禁止

1954年12月、日本の政権は社会党の支持を得て、吉田茂に代わって鳩山一郎が首相になったが、久保田発言によって、韓国政府は日本側に敏感な感情を持っていたままであった。 1955年2月25日、北朝鮮では「主体思想」に基づいて、ソ連への集中的な依存を避けるために、日本との関係を発展させる意思が表れた「南日声明」を出した³⁷⁵。日韓関係に関与した金東祚³⁷⁶の回顧によれば、「南日声明」の後、鳩山は共産主義国家を含めて「すべての国

³⁷⁵朴正鎮・高崎 宗司『帰国運動とはなんだったのか:封印された日朝関係史』平凡社、2005 年、pp. 54~92

³⁷⁶¹⁹¹⁸ 年釜山に生まれ、1943 年九州大学の法文学部を卒業した。在学中、高等文官試験行政科に合格後、 日本の厚生省と内務省に努めた。解放後、慶尚南道庁の理財課長などを務めた。韓国政府が樹立してから、

家・民族とできる限り友好関係を増進したい」と述べた。そして、55年の春に鳩山が「韓(=朝鮮)半島に2つの国家がある」と述べ、また、日本政府がソ連と中国を相手として、国交正常化及び通商関係の樹立を交渉しようとしていると述べた。実際、日本と北朝鮮とは民間レベルで交流があった。こうした状況に対して、韓国側の葛弘基377公報處長は日本側に、北朝鮮側も韓国の領土なので「日本が北韓(=北朝鮮)の領土を侵略することは容認できない」と言いながら批難した。一方、鳩山は7月6日の記者会見で、「対北朝鮮貿易が韓国を刺激するのではないか」という質問に「韓国と北朝鮮は仲がよくないらしい」と答えた。以後、韓国側は、鳩山が北朝鮮を国家として認めたような反応をしたことを受けて、同年8月17日に李承晩は対日関係について「在日韓国人の母国訪問禁止」と、「対日交易及び旅行禁止」を命じた378。こうして、韓国側は対日外交を中断した。

しかし、発令後も、民団関係者には国会のオブザーバーとして参加することを許していた³⁷⁹。そして 1951 年から 1957 年、民族教育の一環として、韓国の支援によって、韓国政府

李承晩政権の逓信部長官の秘書室長、1951 年は政務局長、外務部政務局長、1952 年は韓国の駐中大使館の参事官、外務部次官など、韓国側の外交業務(特に日韓会談に関する業務)を行っていた。金東祚『냉전시대의 우리외교: 김동조 전외무장관회고록』[冷戦時代の我々の外交:金東祚前外務部長官回顧録]문화일보[文化日報]、2000 年。

377 葛弘基は 1904 年 4 月 14 日京畿道江華に生まれた。1928 年 3 月延禧専門大学の卒業後、6 月アメリカに留学行って、ゲリット神学校(Garrett Theological Seminary)と、ノースウェスタン大学(The University of Northwestern)を卒業した。1934 年 6 月にシカゴ大学(The University of Chicago)の哲学博士学位を取ってから、1934 年 8 月に帰国してから、延禧専門大学の教授として務めた。1933 年 1 月、留学途中、興士団(安昌浩という人物を中心する独立運動団体)に加入して、帰国後にも会員として独立運動活動をしてきたが、1937 年 6 月日本の警察に逮捕されて大学の教授職を喪失した。しかし、親日団体と言われる「大東民友会」に入会する声明書を出して、教授職を復職するようになった。解放後、1951 年駐日代表部の参事官として、日韓会談の韓国代表を務め、1952 年 2 月から 10 月まで外務部次官、1953 年 3 月から 1955 年 2 月まで、韓国の公報處長になった。『親日人名辞書』1 巻、pp. 85~86。

³⁷⁸金東祚『回想 30 年韓日会談』中央日報社、1986 年、pp. 81~84。京郷新聞「韓・日間協商斷念交易、旅行當分間禁止」1955 年 8 月 19 日付。

³⁷⁹民団の金得鎔がオブザーバーとして、韓国の国会に参加していた。韓国国会「第 21 回、国会臨時会議速記録、第 47 号」(1955 年 12 月 9 日)。

を支持する在日コリアンの大学・中学生 80 名を対象として本国訪問を実施した³⁸⁰。それでは、李承晩は在日コリアン「入国禁止」をどのような理由で命じたのか。おそらく、北朝鮮を支持していた在日コリアンの規模が大きかったし、日本側もなるべく在日コリアンを朝鮮半島へ送還したかったため、韓国政府としては、在日コリアンを受け入れない意志を示し、日本側に圧力を与えることが目的であった。第3章にも説明したが、1953年1月、李承晩は日韓会談に関連する問題で来日していたが、これに対抗する民戦の活発な集会があった。おそらく、李承晩はこれを目撃し、在日コリアンらをいっそう警戒するようになり、彼らの「入国禁止」を発令して政府が区別して入国させるつもりであった。

第2項 李ラインをめぐる人質外交

前述したとおり、李ラインによる日漁民の拿捕問題で、日韓関係は悪化していた。このような日韓関係において、韓国政府は在日コリアンをどのように取り扱ったのかを確認したい。したがって、まず李ラインで拿捕されていた日漁民問題の背景を確認したうえで、これが韓国政府の在日コリアン政策とどのように関連していたかを考察する。

1953 年 2 月 21 日、韓国の済州島の周辺に近づいた日本の漁民船「大那丸」に乗っていた者らが射殺される事件が起きた。これに対して、日本政府の抗議があった。韓国側は日本の漁船が李ラインに「不法侵海(韓国政府の立場としての表現—筆者)」したために射撃した、と主張した³⁸¹。3 月、韓国の警備は日本の漁船 511 隻を「侵海」とみなし、91 隻を捕まえた³⁸²。その後、1954 年 1 月、捕まっていた日漁民は釜山から出発して日本に送還された³⁸³。

一方、韓国側は日漁民拿捕問題と関連づけて、大村収容所にいる在日コリアンの問題を 取り上げるようになった。同年、大村収容所にいる在日コリアンの釈放を要求していたが、

-

³⁸⁰松浦(2015)、p. 71。

³⁸¹東亜日報「自禍自得의所致」1953年2月25日付。

³⁸²京鄉新聞「나捕만二百餘隻侵犯實로五百餘回突破」1953年3月12日付。

³⁸³東亜日報「日漁夫二十九名昨十一日送還」1954年1月12日付。

日本政府は、韓国政府が在日コリアンを韓国に受け入れるのであれば釈放する、という立場であった。日本側の発言によって、韓国政府は7月19日から刑期が終わった日本人漁民を日本に送還せず、抑留した384。12月27日、当時の駐日代表部参事官である柳泰夏は日本法務省出入国管理局長の内田藤雄に会って、日韓会談の再開について議論し、来年1月4日から双方の抑留者(=大村収容所にいる在日コリアンおよび韓国からの密航者と、釜山収容所にいる日本人漁民一筆者)の釈放について話し合った。双方は「人員数と氏名等」の照会が完了すれば、抑留者の釈放を合意することになった385。これで、1955年2月から4月にかけて、日本政府が大村収容所の刑罰法令違反の在日コリアン232人の仮釈放を実施し、それと交換条件で韓国政府が707名の密航者を引き取った。しかし、6月に仮釈放された刑罰法令違反の在日コリアン33人を、韓国政府が「日本への不法入国者」としてその引取りを再び拒否した経緯がある386。明確な理由は確認できないが、おそらく韓国側が在日コリアン問題を日韓会談で解決しなければならないと認知していたためだと思われる。

一方、1955 年 8 月 3 日、日本外相の重光葵外務大臣は訪米中、「ナショナループレスクラブ (National Press Club)」の関係で、ワシントンで演説した。そこで韓国との関係を改善するために、「久保田発言」を徹底する考えがあり、日韓の問題を早期に解決する意思を表した³⁸⁷。おそらく、釜山に抑留されている日本人漁民問題を解決するためである。

同年 11 月 16 日に行われた駐日代表部公使金溶植と日本の法務大臣花村西郎との談話では、抑留者釈放で双方合意に至った。第 1 に、大村収容所に抑留されている収容者で、戦前から居住していた在日コリアン 400 名を釈放する、第 2 に、約 200 名の釜山収容所の刑期が終わった日本人漁民を釈放する、第 3 に、約 1500~1600 名の日本に不法入国した韓国人(=密航者)を韓国側が受け入れる、という内容であった。しかし、花村が日本の記者会

384金東祚(1986)、p. 86。

³⁸⁵東亜日報「抑留僑胞를釋放」1954年12月29日付。

³⁸⁶吉澤(2014)。P66。

³⁸⁷京郷新聞「韓・日會談의 再開機運」1955年9月11日付。

見で上のような合意内容を否認したため、無為になった。どのような理由であるかは不明だが、このような状況で、アメリカ駐日大使のアリソン(John Moore Allison)は、李ラインをめぐる日本人漁民などの拿捕中止、抑留者の相互釈放などを韓国に要求した³⁸⁸。当時、アメリカは日韓関係が李ラインと両国の抑留者の問題によって悪化していたと判断し、両国の関係を仲裁しようとした。

金東祚の回顧録によると、1956 年初頭、韓国側は日本側に「我が政府の大村収容所訪問要請さえ拒絶したまま不当な虐待と拷問行為」を行っていると批難した³⁸⁹。金東祚が述べていることが事実かは不明だが、韓国側は大村収容所にいる在日コリアンや密入国者に接触しようとしたが、当時の韓国政府と日本政府との不安定な外交関係のために困難であった。しかし、金東祚の回顧録の続きを見ると、同年「政治的な顧慮」の決定に従って、韓国側の参事官であった柳泰夏と中川融アジア局長との談話で、「抑留者(在日コリアン・日本人漁民一筆者)」の釈放問題を取り扱うことになり、3月中旬日本と韓国を訪問していたダレス米国務長官も関与して、相互釈放が合意に至ったという³⁹⁰。

第2節 日南北の関係をめぐる各在日コリアン団体の動態

第1項 民戦の反米・李承晩活動

先にも説明したが、当時の民戦の政治的な方針は、日朝関係の改善であり、アメリカ、吉田、李承晩に反対する活動であった。しかし、1954年2月中旬に開かれた「民戦中央G会議」では、「在日朝鮮人の敵は米、日反動であり、李承晩は連結性はあるが、直接権力機関はもつていない」ので、李承晩を除き、「反米、反吉田、反再軍備の三反運動」を行うようになった391。当時の民戦は、韓国がアメリカと日本に従う国家であると認識していた。以

32/1

³⁸⁸朴鎭希(2008)、p. 228。劉義相(2016)、p. 200。

³⁸⁹金東祚(1986)、p. 86。

³⁹⁰金東祚(1986)、p. 86。

³⁹¹「公安調査月報:3巻、3号」1954年3月、p. 104、『初期「公安調査月報」[復刻版]』10巻、柏書房、

後、同年4月の「公安調査月報」にある「民戦中央の動向」では、同年3月の民戦が李承 晩政権を除く「三反運動(反米、反吉田、反再軍備)」を行う理由として、以下のような内 容が作成された。

- (一) 第一項は、情勢の分析で、『ソ同盟を中心とした人民民主主義国家は平和擁護政策に献身しており、一方米帝を先頭とする帝国主義諸国家は、朝鮮侵略戦争の失敗により経済恐慌が深刻となつたため、ますます日本に対し再軍備と軍国主義復活を強要している情勢にあるから、世界の平和擁護勢力はより一層固く団結して、生活の安全、平和と民主主義を守り、世界人民の平和擁護運動との緊密な連帯性により、祖国の平和的統一独立のため、日本で米帝と吉田に反対し、再軍備に反対する闘争を強化しなければならない任務を負うている』と述べて、反米、反吉田、反再軍備の三反闘争の必要性を説いている。
- (二) 第二項は、東北地協議長徐万奎らの「朝鮮革命が先か、日本革命が後か、つまり 反米、反吉田、反再軍備闘争か、祖国の統一独立か、いずれが優先するのか」との質問 に対し、『朝鮮人民の最大の敵が米帝で、その手先が李承晩であるが、在日同胞と日本国 民の共同の敵が米帝と吉田反動政府である以上、在日六十万同胞のすべての闘争が、米帝と吉田との対決なくして自己の任務を遂行することはできない。米帝と吉田を弱化させる闘争は、米帝と李承晩を孤立させる闘争と緊密に結び付けられている。それ故、反 米、反吉田、反再軍備闘争は、権力に対決する闘争で朝鮮人民、日本人民の敵である米帝をまず弱化させ、孤立化させなければならない。』

と説明し、反李闘争は反米闘争と結び付けられているから在日朝鮮人は、三反闘争を強 化することによつて、日本革命が成功すると同時に朝鮮の統一独立が達成されると説い ている。 (三) 第三項は、民戦四全大会で決定した四反闘争を、三反闘争に切り替えた理由の回答で『現在、日本人民の前には、李承晩は直接打倒を要する権力の目標とはなつていない。それ故、日本人民に李承晩を加えた四反闘争を要求することは、権力問題を正しく見ないばかりでなく、反米、反吉田、反再軍備統一戦線を正しく発展させることはできない。』

と述べ、日本人民との共同の敵の打倒のためには、三反闘争でなければならないという 説明がなされている³⁹²

当時の民戦は、日本人との関係に基づいて、反米活動を求めていた。在日コリアンの特殊な立場によって、民戦が日本で反米活動をしていたので、日本との反米連帯を密接にしようとした。

一方、上でも確認したが、民戦は「反李闘争は反米闘争と結び付けられている」と説明しているが、アメリカと李承晩政権と敵として結びつき、北朝鮮を志向する活動を行っていた。そして、「日本では、李承晩勢力が直接権力をにぎつていない」と主張したが³⁹³、おそらく民団、または駐日韓国代表が在日コリアンを統制する能力がないことを意味していたので、民戦は反韓国活動より、反米活動に注目していた。

第2項 総連結成と初期帰国事業運動

1955年5月24日、韓徳銖を中心とする民戦は浅草公会堂で「民戦を解散し、新たな在日朝鮮人総連合会を組織する」ことを提議した。「新しい戦術方針を推進するに必要な組織形態する」ために李浩然によって民戦の解散が公式に宣言された後、翌日に「在日朝鮮人総

³⁹²「公安調査月報:3巻、4号」1954年4月、pp.110~112、『初期「公安調査月報」[復刻版]』10巻、柏書房、2006年。

³⁹³同上、p. 112。

連合会(以下、総連)」が結成された394。

以後、総連は創立大会で「帰国対策委員会」を設置し、同年 6 月から「帰国希望者の実態調査」の開始を決めた。そして、解放 10 周年記念の祖国訪問団の派遣要請を北朝鮮から受け、祖国訪問団派遣運動を展開する一方、北朝鮮への帰国運動を開始した³⁹⁵。総連の在日コリアンの北朝鮮帰国運動を行う趣旨は、同年 6 月 1 日に開かれた第 2 回歓談会で「北鮮の経済復旧発展と朝、日国交正常化に、直接関与することを目的」とすると説明していた³⁹⁶。総連は民戦の時期から、日本と北朝鮮が国交を結ぶことを求め続けたので、在日コリアンの北朝鮮への帰国が、両国の関係に発展すると期待したのである。

しかし、当時の在日コリアン社会の貧困問題を確認した外村は、帰国運動が展開されたことは上のような要因だけではなく、「日本社会では生きる展望を見出し得ないなかで、自分たちが本来いる米機場所は祖国朝鮮であり、その建設に寄与したいという思いを強めていたこと」であると説明した³⁹⁷。これに加えて、朴正鎮が聞いた東京大学工学部出身の在日コリアン2世の証言によれば、「日本が独立する前までは、外国人としての身分がまだはっきりしないために」ある程度研究費ももらったし、「本を借りたり一緒に勉強することができ」たが、「日本が独立してから、今ははっきり外国人として私は本も借りられない、一緒に勉強することもできない」状態になったと説明した。そして、「理工系の大学を出るとすぐ失業状態に入ってしま」ったと状況であった³⁹⁸。したがって、当時の在日コリアンの帰国運動の背景は、在日コリアンの生計問題もあった。

一方、北朝鮮への帰国を求める動きは、日本政府に届いていた。1955年6月18日の日本

³⁹⁴朴正鎮(2012)、pp. 53、63、152~153。「公安調査月報:4巻、6号」1955年6月、pp. 133~138、『初期「公安調査月報」[復刻版]』17巻、柏書房、2006年。

³⁹⁵李泳采(2010)、p. 42。

³⁹⁶「公安調査月報:4巻、7号」1955年7月、p. 137、『初期「公安調査月報」[復刻版]』18巻、柏書房、2006年。

³⁹⁷外村(2007)、p. 446。

³⁹⁸朴正鎮(2012)、p. 101。

の「法務委員会」で神近市子議員は、在日コリアンらが「韓国に帰る希望者はないかもしれません。しかし北鮮に故郷を持っている人たちの中で帰りたいという要望は、この 3、4 年強く出てきておる」と発言している³⁹⁹。

総連の李季白事務局長は、1955年10月の総連第2次中央委で「活動の総括と当面の任務」 について、「諸般問題、すなわち帰国問題、貿易問題、祖国との往来に対する問題、生活、 教育、人権問題などを中心に権力当局との協議活動を積極的に展開しながら、国交正常化 への方向に発展させなければならない」と述べている。総連結成直後の在日コリアン帰国 は、集団帰国運動ではなく、「少数の政治亡命者および生活貧困者」中心の帰国運動という 特徴が挙げられる。総連は同年9月28日、日本政府及び日赤との初の公式接触で、在日コ リアンの帰国問題に関する協力を要請している。そこで、総連側は「自分の家族が共和国 にいる人々、または大村収容所に不法に収容されている同胞たち」を近いうちに共和国へ 帰国させることを要求した。以後、総連が日本政府に在日コリアンの帰国を公式に要求し た1ヶ月後の 1955 年 10 月 9 日、北朝鮮当局は『朝鮮中央放送』を通じて、金日成首相に よる「帰国希望者の受け入れ」指示事項を伝達した。また、同年12月には北朝鮮外務省の 領事部長である許明学が総連中央に手紙を送り、「一部在日朝鮮同胞の帰国問題」に対して、 「総連がこの事業を統一的に執行すること」を指示すると同時に、総連に帰国事業の権限 を委任した。さらに、1956年6月、北朝鮮の内閣が「帰国する同胞たちのための共和国内 閣命令制 53 条」を発表し、帰国者に対する待遇を初めて具体化した。これを大歓迎した総 連は、『解放新聞』を通じて、帰国を希望する在日コリアンに「祖国が明るい展望と自信感 をもたらしてくれた」と発表した400。

一方、総連は北朝鮮から支援金を受け取るになったが、日本と北朝鮮との間では送金ができない中、どのような経路で支援金を受け取っていたのだろうか。1955 年、佐藤勝色に

³⁹⁹日本国会「第 22 回、外務委員会議録、第 53 号、第 1 類、第 3 号」(1955 年 6 月 18 日)。

⁴⁰⁰李泳采(2010)、p. 43。

よれば、北朝鮮との関係改善のために訪問していた古谷貞夫を通じて、総連に渡したという。ちなみに、古谷が金日成と接見した最後の日は1955年10月21日であった。総連側の資料を確認した松浦によれば、北朝鮮側は、3回に渡って、3億2千円(2015年の基準では17億7千万円に相当する)の教育援助金と新聞、雑誌、書籍、映画などを総連に送った。このような支援を基づいて、1956年4月東京での「朝鮮大学校」設立を含め、各地域に在日コリアンの民族学校が設立された401。結局、日本と北朝鮮との一時的な関係が、総連によい影響を与えた。

帰国希望者のうち、特に大村収容所に長期にわたって収容されておる帰国希望者(中略)、 祖国へ進学を希望する学生、青年等の帰国問題は、最も緊急かつすみやかな解決が要望される(中略)最近厚生省の発表によりますと、十三万近くの人が生活保護を受けておる、こういうような事実がいわれておるのであります。これにつきましては、われわれ将来においては朝鮮民主主義人民共和国に、生活困窮者に対しましてはできるだけ帰して、日本においては生活の安着できる者のみおらるような状態になるのじゃないか、ということになると思うのであります。というのは、共和国の方でも、南日声明が十二月二十九日に発表

⁴⁰¹松浦(2015)、pp. 69~71。

^{402「}公安調査月報:5巻、1号」1956年1月、p.96、『初期「公安調査月報」[復刻版]』21巻、柏書房、2006年。

⁴⁰³日本国会「第 24 回、外務委員会議録、第 53 号、第 1 類、第 5 号」(1956 年 2 月 14 日)。

されましたように、生活の困窮者に対しましては、いつでも引き取るだけの用意がある。 現在その数字は約千五、六百人くらいな、程度に出ておりますが、事実上に、おいてはも つとたくさん希望者がおるのであります。しかしながら数字的におきましては、現存の状態から見ると、なかなか帰る面が、非常に差し迫ってこの問題が解決できないのじゃない かというような懸念から、これがほんとうに帰れる状態になり得れば、もっと希望者が多くなるのじやないか、こういうように考えるのであります。

それから、焦点の、在日本朝鮮人総連合会は北の方か南の方かという問題でありますが、 大体存日本朝鮮人六十万の中に、外国人登録法に基いて登録が施行された内容について見ますと、韓国の登録をされておる者が一五%となっておるのであります。それからあとの方は全部朝鮮民主主義人民共和国、八五%が公民とされておるのであります。われわれといたしましては、李承晩政権は、李ラインとか、いろいろの形から見まして、朝鮮の国内的な問題から見ましても、これは非常に行き過ぎた政権であり、われわれ三千万の人民に対しては幸福を営む政策ではないということから、朝鮮民主主義人民兵和国のみが必ず将来において統一政権ができるのだというであり、朝鮮民主主義人民兵和国のみが必ず将来において統一政権ができるのだという確信のもとに、現在におけるところの八五%が朝鮮民主主義人民共和国の支持者であるということになるのであります404。

これは、総連が日本政府に韓国側ではなく、北朝鮮が唯一の朝鮮民族の国家であるというアピールである。特に、在日コリアンらの中で韓国籍を持っている者より、朝鮮籍を持っている者が多いから、北朝鮮を支持する者が多いことが在日コリアン社会にも現れていると述べた。さらに、大村収容所にいる者と貧困者が北朝鮮への帰国を希望しているとアピールした。最後に、「朝鮮民主主義人民兵和国のみが必ず将来において統一政権ができるのだという確信」という発言によると、総連は北朝鮮が主導する統一国家が成立するという確信を持っていた。これに関して、山本利壽議員は「あなたの方では85%は北朝鮮政府

404日本国会「第24回、外務委員会議録、第53号、第1類、第5号」(1956年2月14日)。

を支持するものと考えると言っておられますけれども、あるいはまた南の今の団体で聞く と、その逆になるかもわかりませんから」と反論したが、李起洙は以下のように答えた。

大村収容所の内容から見ましても、1600 人くらいあそこに入っておるのでありますが、1200 人ほどが全部南から密入国した人なんであります。それだけに、南は生活が非常に困っておる。こういうような事実からいたしまして、現在の李承晩政権から見ますれば、こちらから南の方に帰りたいという意思を持っている人は一人もおらないのであります。その点ははっきりしておるのであります。現在われわれがあちらに帰国を希望するのは、要するに朝鮮民主主義人民共和国に帰りたいという希望者のみを一応扱っておるのであります⁴⁰⁵。

上の発言によると、密航者の一部は大村収容所にいたが、総連が密航者を通じて、現韓国の体制を確認していた。つまり、密航者の存在が在日コリアン社会に大きな影響を与えたため、北朝鮮への帰国を希望する者がより多くなっていた。

第3項 日韓会談・抑留者問題をめぐる民団の動態

1954 年 3 月、民団は日本の外国人「登録令違反」をしている在日コリアンの釈放を新聞で要求した。民団の論点としては、日韓会談が行われても法的問題が「分明」ではないので、「拘束する自体が不法である」と主張している⁴⁰⁶。8 月の報道で民団側は、大村収容所にいる在日コリアンの釈放問題は日韓会談で解決するしかないという見解をもっていた⁴⁰⁷。つまり、民団側は日韓関係を通じて、在日コリアン問題の改善を求めていた。

日韓会談が決裂した時期に、日韓関係の改善が進んでなかったと感じていた民団は、1955

⁴⁰⁵日本国会「第24回、外務委員会議録、第53号、第1類、第5号」(1956年2月14日)。

⁴⁰⁶民主新聞「登録令違反者を釈放せよ」1954年3月1日付、『韓国新聞』(1996)。

⁴⁰⁷同上「不法拘置中の全員釈放せよ」1954年8月1日付、同上。

年2月5日にあった民団第21回中央議事会で「われわれは、韓・日両国家間に平等互恵の友好関係が樹立されるよう、その促進を期さねばならない。そのためには、鳩山首相の李大統領と会談する用意があるとの言及を歓迎し、その実行を日本政府に要求する」と立場を表明した⁴⁰⁸。

しかし、前述したが、当時の日本側の北朝鮮を含む共産主義国家との接触が多くなってから、日本と韓国との関係が不安になってきた。前述したが、韓国政府は在日コリアンの入国禁止を命じたので、当時の民団の「8・15 記念行事」で表明した内容を「公安調査月報」から確認できる。

韓国政府が八月十七日に発表した「当分日本在住韓国人の故国訪問、および韓国民が 商用または私的目的のため、日本に旅行することを禁ずる」旨の声明は、一般在留朝鮮 人に対してはもちろん、とくに民団に大きな影響を与えた。

すなわち、当面の問題として、去る七月の民団第二十三回中央議事会において、中央 財政の打解策として組織内に参与の制度を設け、参与には月額三万円以上を拠出させ、 その代償としてこれに祖国との自由往復の旅券を交付することを決定していたが、その 後全国から五十五人がこれに選任されて、献納金三〇〇万円が中央に納付されており、 今回の本国の強硬政策発表により、その一部の者からは、若し渡航の自由が得られない 場合は、参与を返上するから代金を返済せよと、迫っているといわれる。一方中央では、 上納金の一部一〇〇万円は、すでに消費しているといわれ、幹部はその説得と収拾に、 苦慮しているようである。

なお、この本国政府の対日強硬政策に対して、民団中総団長丁贊鎮は、二十二日 KP 通信記者の間に対して、「日本の対共接近から打ち出された、この政策を、民団はもちろ

-

⁴⁰⁸「公安調査月報:4巻、3号」1955年3月、pp. 142~143、『初期「公安調査月報」[復刻版]』16巻、柏書房、2006年。

ん支持する。日本政府に対しては共産主義の脅威を認識し、韓国に対する不当な主張を 撤回、韓日会談再開に努力することを希望し、また一方、本国政府にも、韓日国交正常 化への努力を期待する」と述べている⁴⁰⁹。

当時の民団としては、韓国に「自由往来」ができるように韓国政府と協約中であったので、期待していた。しかし、日朝関係による日韓関係の悪化によって、韓国政府は「日本在住韓国人の故国訪問」を声明発表したので、日韓関係を改善することを求めていた。以後、悪化した日韓関係を乗り越えるために、民団は日本政府に、「対共接触を夢想している容共的な日本政府当局が覚醒」することを求めると主張し、次のような声明を発表した410。

- (1)我々は日本と韓国北部に割拠している共産傀儡集団とのいかなる接触に反対する。 我々が日本の対共接近に反対するのは日本国民が不幸を招来することを心配するのである。
- (2)我々は日本政府が韓国にある財産請来権の主張を放棄することを要求する。
- (3) 我々は日本政府が久保田発言を撤回することを要求する。
- (4) 我々は日本当局が韓・日間の密輸を事実上助長していることに対して講義する。 そして、この密輸は共産集団に依る対韓破壊工作資金「ルート」となっている例が多い。 (中略)
- (5)我々は日本の公共言論機関が韓・日間の諸問題に対して、偏向にならない報道を要望する。
- (6)終わりで、我々は在日韓国人の権益に対して日本政府が正当な法的行政的保護を付与するのを要求する。

⁴⁰⁹「公安調査月報:4巻、9号」1955年9月、pp.124~126、『初期「公安調査月報」[復刻版]』19巻、柏書房、2006年。

⁴¹⁰京鄕新聞「在日僑胞、日政府에 警告 對共接觸버리라」1955年9月1日付。

民団は、日本側に北朝鮮ではなく、韓国との関係を密接にすることを要求した。そして、「久保田発言を撤回」することを要求したが、これは、日韓会談の再開を求める意味合いで要求したものと思われる。

そして、1956年6月25日、「六・二五動乱記念行事及び韓日会談促進民衆大会の準備を進めて」、「韓日会談会談を促進して韓日関係の好転を図るのがそのねらいである(中略)このためには在日僑胞の一致した積極行動が必要であり、われわれとしては韓日関係好転の糸口を見つけようと望んでいる」という意見も表明した411。つまり、民団の立場は、日韓会談が進むことを求めるというものであった。

それでは、抑留者について、民団はどのように認識していたのだろうか。1955 年 5 月 15 日、金溶植公使から大村収容所問題に関して「日政当局と屢次にわたって、折衷な結果、送還該当者は本国で彼らの身辺を引き取って、居住権を持っている者に対しては、強制送還は我々が終戦から反対主張したとおりに、大部分が釈放されたので、これからは如斯(このよう一筆者)な問題は再び」ないのであると民団に伝えた412。これは、韓国側が日韓会談を通じて在日コリアン問題を真剣に取り扱っていると認知させることであった。特に、「永住権」問題と、在日コリアンの強制送還問題、大村収容所問題について、金溶植が民団に強調した。

一方、民団は密入国者についてはどのような立場であったか。1955 年 6 月 10 日、民団系の新聞である「新世界新聞」では、次のような立場を表明した。

民団は密入国者及び犯罪者の保護機関ではないのである。したがって、密入国者は大韓 民国の諸法規違反する重大な犯人であり、これを保護するのは大韓民国政策に背反する

⁴¹¹韓陽新聞「韓日会談促進民衆大会-六・二五行事と共に挙行-」1956年6月16日付、『韓国新聞』(1996)。

⁴¹²民主新聞 「民団発展に協助確約-金公使 3 日代表部에서談話-」1955 年 8 月 1 日付、『韓国新聞』(19 96)。

非常に罪悪ではなかったらなんであろう? このような民団に於ける重大な保護を反する者らは、これに対する責任を取るべきであり、民族の良心で、これを自覚、反省するべきである⁴¹³。

民団は、密航者の事情を問わず、「大韓民国の諸法規違反する重大な犯人」と認識し、冷 淡な対応をとる意思を表した。当時の民団は、朝鮮戦争の影響だろうか、密航者の事情よ り国家の指針を重要視するようになった。

第4項 民団と韓国政府との摩擦

民団は韓国政府を支持していたが、両者の関係には摩擦も存在した。1954年6月にあった民団の全体大会で、李承晩の声明文に対して言及された。李承晩の声明文は「在日六十万人同胞を全部親日派呼ばわりした」という内容があり、これに対して民団が抗議文を出すように決定した内容である⁴¹⁴。明確にいつ出された声明文なのかは確認できないが、これが事実であるとすると、李承晩は在日コリアンを「親日派」と認識していた。おそらく、李承晩としては、久保田発言をめぐる日本と韓国との植民地問題をめぐる外交関係にも関わらず、当時の民団が日韓関係の改善を促したので、在日コリアンを親日派として非難したのではないかと思われる。

一方、同年9月29日の韓国国会に、民団代表の金載華はオブザーバーとして参加した。 そこで、在日コリアンに関する報告を行った。当時に報告した内容(教育支援、在日コリアンの中小企業支援に関する問題など)と重ね、在日コリアンの失業問題を述べた。前回も、 韓国政府が在日コリアンの中小企業を支援することを要求したが、支援がなかったので、

⁴¹³新世界新聞「密入国者の避難處」1955年6月10日付、同上。

⁴¹⁴「公安調査月報:3巻、7号」1954年7月、pp. 180~181、『初期「公安調査月報」[復刻版]』12巻、柏書房、2006年。

不満を持つようになった415。

1955 年 12 月 9 日の国会には、在日コリアンの代表として金 得溶が参加した。前回の支援要求を踏まえ、次のように発言した⁴¹⁶。

毎年国会に5~6名ずつ参席したが、今回においてはこの韓日関係があまりにも悪化したと言って、オブザーバーは韓国の在席であるから、日本からは許可することができないという理由により、私一人で来ました。(中略)

そして 2 次に及んだ日韓会談で今だ結末を見ることができず、在日韓国人の処遇問題は 日毎に悪化しているうえに、近頃において平和線問題をめぐる韓日感情の悪化によって 日本政府は我が韓国僑胞に対して露骨な圧迫を加えてあり、中小企業体に対しては信用 貸付が一切の禁止されている状況です。(中略)

本国では 6・25 動乱によって残酷な戦災を被ったが、今となっては、鉄のカーテンで 覆われた北韓傀儡との対峙して抱いた鬱憤と苦衷を感じているが、在日僑胞は直接的な 戦災がなかったといえども、共産主義者らからのカーテンがない直接的で、公開的な脅 威を受けながら、彼らと共に、簡単では絶え間のない血闘を続けているところ状況です。 左翼系に属している僑胞らは北韓傀儡集団の隠密な支援下でその活動を続けており、ま た日本政府の無定見な政策と結託して、経済界に浸透している。

教育界だけ見ても、左翼学校があり、東京都から8000万円という莫大な経費補助を受けており、その他の大阪、京都などの地域にも何か所かありますが、我が韓国側としては東京に私立として中学を兼ねた学院が1つある以外に、今は京都に中学校が1つあり、そして大阪に小学校がありますが、これもやはり施設が非常に維持しにくい状況であります。

-

⁴¹⁵韓国国会「第 19 回、国会臨時会議速記録、51 号」(1954 年 9 月 29 日)。

⁴¹⁶同上「第 21 回、国会臨時会議速記録、47 号」(1955 年 12 月 9 日)。

前述したが、当時の総連は北朝鮮から支援を受け、在日コリアンの民族教育を行う学校 を各地に運営できるようになっていた。しかし、民団は韓国政府からの支援がないので、 民団が総連と同等に対抗できるように、韓国政府の支援が必要であると主張している。

1957 年 12 月 13 日、民団側の 朴 玄 がオブザーバーとして、韓国国会に参加し、在日コリアン社会で総連と対立していること、民団が今でも韓国民登録管理をしていることを説明した。そして、在日コリアンらが日本で安心して生活するためには、日韓の国交が急務であることを強調した⁴¹⁷。民団としては、日韓会談を通じて両国が国交を結べば、在日コリアンらの生活に良い影響を与えると認識していたので、改めて日韓関係の改善を主張した。

第3節 最初の在日コリアンの北朝鮮帰国への韓国政府の対応

第1項 旅行証明書問題における ICRC と韓国政府との摩擦

1954年1月から、日本赤十字会(以下、日赤)が ICRC を経由して北朝鮮と朝鮮赤十字会(以下、朝赤)に接触し、帰国を求めている在日コリアンと北朝鮮にいる日本人(以下、在朝日本人)の問題を取り扱う動きがあった⁴¹⁸。1955年、日赤と朝赤は双方の帰国希望者(=在日コリアン・在朝日本人一筆者)に支援を行うことを合意した。その結果、ICRC の協力で、1956年4月には北朝鮮から36名の日本人が帰国し⁴¹⁹、帰国希望の在日コリアンも北朝鮮へ送還された。

⁴¹⁷韓国国会「第 26 回、国会臨時会議速記録、第 59 号」(1957 年 12 月 13 日)。

⁴¹⁸ 高津忠承日赤社長はソ連赤十字会との連絡を通じて、朝鮮赤十字会(朝赤)との連絡が実現しようとして、在朝日本人と北朝鮮に帰国を希望する者らの引揚げの問題を取り扱う動きがあった。そして、1954年1月、日本赤十字社の島津社長がICRCを経由して北朝鮮に打電した電文には「日本にいる貴国人で帰国を希望する者を帰すことを本社は援助したい」という意思を伝えていた。2月9日、北朝鮮は両国の引揚げ者を肯定的な回答が寄せられた。朝赤から回答があった当日、日赤はただちにジュネーブのド・ルージェ事務総長に対して感謝の言葉と共に、重ねて朝赤に、「残留日本人の数とその氏名、帰国希望者数とその氏名の通報、家族との通信などの許可を連絡して欲しい」と伝えた。朴正鎮(2012)、p. 117。

⁴¹⁹⁴月22日、北朝鮮残留日本人引揚者36名を乗せたコジマが舞鶴港に入港した。同上、p.138。

日赤外事部長である井上益太郎の記録によれば、日本政府から在日コリアンらの北朝鮮への帰国に関して「厄介な朝鮮人を日本から一掃することに利益をもつ」と断定している。なぜならば「日本の人口過剰の点からみて利益があるかどうかは暫く別として、将来長い目で見た場合、日本と朝鮮との間に起こるべき紛争の種子を予め除去したことになり、日本としては理想的なのである」⁴²⁰。そして、井上が注目したのは5・1%に達していた在日コリアンの「完全失業率」であった。この割合は日本人のそれに比べると約8倍にも上るものであったので⁴²¹、日本社会でも大きな問題になっていた。このような展開で、李承晩政権はどのような対応を行っていたのだろうか。

まず、1955 年 5 月から 8 月にかけて、在日コリアンの帰国希望者の件で、日赤の使節団が北朝鮮に訪問したが⁴²²、当時韓国政府の公報室長だった葛弘基は、1955 年 5 月 28 日に「北韓傀儡集団は侵略的な日本と結託し」、韓国を包囲することであると述べ、さらにアメリカ政府が行っていた対日政策を非難した⁴²³。そして、1956 年 2 月 9 日、金溶植は在日コリアンを北朝鮮へ送還したことについて、日本外相に抗議を行なった⁴²⁴。

当時、大村収容所にも北朝鮮への帰国を希望する者がいた。そのため、同年4月11日、日本政府と日赤側は大村収容所にいる在日コリアンの帰国のために準備をしていた。しかし、実行するために、韓国側に「安全権(Safe-Conduct:安全航行を保証-朴正鎮)」を確保する必要があると述べた。当時、日本側が北朝鮮との接触が密接であったため、韓国側は

⁴²⁰日本赤十字社『在日朝鮮人帰国問題の真相』東京 : 日本赤十字社、1956 年、pp. 8~12。

⁴²¹同上『在日朝鮮人の生活の実態』東京 : 日本赤十字社、1956 年、pp. 18~19。

⁴²²1955 年 5 月 8 日、日赤の使節団は帰国問題を取り扱うために平壌に行った。訪朝団は 8 月 12 日に平壌に到着し 21 日まで滞在した。平壌での彼らの活動が進展していた同月 18 日、韓国の李承晩政権は対日通商及び旅行の中断を断行した。訪朝団の帰国後には在日朝鮮人の「祖国訪問団」 がその後を継いだ。一方、北朝鮮側は同年 12 月 29 日に「在日朝鮮公民と関連した朝鮮民主主義人民共和国南日外務相の声明」を発し、そこで「在日公民と関連した諸般の問題を円満に解決するためわが側の代表を日本に派遣する用意がある」と伝えた。朴正鎮(2012)、pp. 117~118。

⁴²³朴正鎮(2012)、p. 119。

⁴²⁴東亜日報「在日僑胞北韓送還不當」1956 年 2 月 11 日付。

駐日代表部を通じて、3回にわたって抗議書を日本政府に送っていたが⁴²⁵、在日コリアンの 帰国船の安全に脅かす可能性もあった。

そして、テッサ・モーリス=スズキの研究によると、ICRC のミッチェル(William Mitchell)外1人は同年5月の訪韓時に、李承晩政権に在日コリアンの北朝鮮帰国についての見解を伝えていたが、韓国側は「北朝鮮は存在しない。自分たちこそ韓半島(=朝鮮半島 - 筆者)における唯一の合法政府である。朝鮮人はすべて自国公民であり、自国のなかの一時的に『敵の占領』下にある地域に自国公民を帰国させることなど、問題外としかいいようがない」と述べた426。

一方、同年7月6日、ジュネーブから李承晩に ICRC の電文を送ってきた。ICRC の社長であるボアシェ (Leopold Boissier)は「最近、国際赤十字委員会は日本と朝鮮半島⁴²⁷に住んでいる韓国人⁴²⁸らの中に、帰郷するコリアの土を選択したいと、提議した何人かによって、この問題を取り扱うようになった」と伝え、協力を李承晩に頼んできた⁴²⁹。これは ICRC が、在日韓国人が帰国したいところを選択できるように、韓国側に協力を求めるものであった。

一方、8月1日、朝赤の李柄南委員長は在日コリアンの帰国問題に対して ICRC が「助け

^{#25}日赤の島津社長は 1956 年 4 月 11 日に返電を出し、井上外事部長によって行われた大村収容所視察の結果を伝えた。それによると、「大村収容所内の朝鮮人の中で北朝鮮へ帰国を希望する者は現在のところ約九○名(その内、入院が一名)であり、(中略)これらの人々は他の収容所とは別棟に隔離され」ていた。島津は電文で「わが政府はこれらの人々を南朝鮮へ帰すような方針は絶対にとっておらないことを重ねて明らかに」したと知らせた。ただ、「今次帰国船に乗せることは(中略)韓国側から安導権(Safe-Conduct:安全航行を保証−朴正鎮)が得られないために、遺憾ながら実行できません」と述べた。これは日赤が座り込み中の在日朝鮮人に対する説得論理にもなった。実際韓国政府は平壌会談を前後して、駐日代表部を通じて、3回にわたって抗議書を日本政府に送っていた。朴正鎮(2012)、p. 139。

⁴²⁶テッサ・モリス=スズキ(2007)、pp. 165。

⁴²⁷原文の英語では「Korea」であるが、本稿ではこれを日本でよく使われる「朝鮮半島」に訳する。

⁴²⁸原文の英語では「Koreans」であるが、本稿では韓国側の文書なので、「韓国人」と訳する。

⁴²⁹「在日韓人送還問題に関する国際赤十字委員会の書簡(原文:英語)」(1956年7月6日)『在日韓人北韓 送還及び韓・日両国抑留者相互釈放関係綴、1955-60、全9巻: V.4 北送阻止をためのジュネーブ代表部の 活動、1956-60』登録番号 768、分類番号 723.1JA 号(北)1955-60V.4(以下、『V.4、ジュネーブ代表部の活動』)。

を表明したことに謝意を示す」と肯定的な反応を表した。以後、29 日にはついに 48 名の在日コリアン帰国希望者に ICRC の旅行ビザが発給された。これに関して、韓国政府の外務部は 1956 年 8 月 30 日に声明を発表し「在日朝鮮人は韓国民であり、48 名の追放はつまり 60 万在日朝鮮人を追放する先例になる」と非難した。また、同日に金溶植公使は日本側の中川融アジア局長との会談で「この問題が韓日会談のアジェンダである以上、ICRC が介入する余地は存在しない」とし、「純粋に両主権国家間の外交的な問題」であると非難した430。

金溶植の批判を踏まえて同年9月4日、韓国赤十字会(以下、韓赤)の孫 首 煥 431社長は、ICRC が発給した旅券に対して、次のような論点で反論した。

大韓赤十字社は次のような理由として、ICRC を含む、日本赤十字社及び北韓赤十字社との4者会談に関する ICRC の提案を拒否するのであります。

- (1)大韓民国は UN(=国連-筆者)によって承認された韓国としては、唯一な合法的な政府である。
- (2) 大韓民国政府は在日韓人に対する寛閣権があるので、彼らを保護する権利と義務がある。
- (3)1945 年 8 月 15 日、日本政府は彼らの願いによって、在日韓人らが続いて日本国内に 滞留するのを許可すると約束したのである。
- (4)日本は、相互釈放(抑留者の)交渉を機会として利用し、在日韓人の北送を画策しており、ICRC はこれに対して幇助している。
- (5)適切な補償金が支払われない限り、在日韓人の引き受けを拒否した韓国政府の確固な

⁴³⁰朴正鎮(2012)、pp. 146~147。

⁴³¹孫昌煥は、1906 年慶尙南道泗川市で生まれ、日本の慶応大学医学部を卒業した。解放後、韓国に帰国してから、1949 年、梨花女子大学の医学科の科長になった。1955 年、ソウル大学の医学博士学位をとって、1957 年に保険社会部の長官であり、韓国の赤十字社の総裁として務めた。京郷新聞「赤十字社總裁 孫昌 煥氏」1956 年 10 月 29 日。『大韓民国行政幹部全貌』(1960)。

態度を認知した日本政府は、北韓傀儡(=北朝鮮-筆者)に笑顔を投げかけて、彼らを追い出せようと計画している。

- (6) 在日韓人は、無国籍者がないのであり、これによって、彼らは、大韓民国政府から正 当に発行された旅行証明書がなければ、如何なる場所に移動することができない。
- (7)この問題について、事前に大韓民国赤十字及び関係当局と協議していなかったことであり、赤十字の精神に背馳される仕打ちである。
- (8) 在日韓人の北韓送還は人道主義の原則を反する仕打ちである432。

以上のような内容を提議し、孫昌煥が ICRC と日本側を批判した。まず、孫昌煥が強調したのは、韓国政府には在日コリアンを統制する権利があり、彼らの北朝鮮への送還も、韓国側が発行する旅行券がなければできない、ということである。加えて、在日コリアンの北朝鮮への帰国は、帰国する彼らの意思より、日本政府の意思によるものであったと強調した。そして、日本に滞在している在日コリアンを北朝鮮に帰国させることが、ICRC の人道主義的な意思に反することであると非難した。以上のような批判の後、ICRC と北朝鮮との関係について、以下のように強調した433。

在日韓人がどこに送還されても、まず次のような諸点を考慮する必要があるだろう。

- (1)韓国動乱(朝鮮戦争-筆者)中、200万の韓国人が共産分子らによって、拉致されて行って、共産分子は休戦協定締結時、彼らの拉致人事らを帰させると、厳として約束したにも拘らず、現在までに送還は、宗教界及び外国人などを含むごく少数に過ぎない。(2)ICRCは、北韓傀儡によって、彼らの拉致人事らを送還すると説伏に失敗した。
- (3)越南(北朝鮮から韓国に来ること-筆者)した多くの人々の中には、1人も北韓に戻り

^{432「}在日韓人送還問題に関する大韓赤十字総裁の答信、別紙:1956年9月4日大韓赤十字社が国際赤十字社に送った回答の要旨(原文:韓国語)」(1956年9月4日)『V.4、ジュネーブ代表部の活動』。 433同上。

たがる者はいなかった。

- (4) 人道主義に立脚して、休戦協定を遵守する立場として、ICRC は北韓傀儡がすべての拉 致人事らを南韓に送還させるように勧めなければならない。
- (5) ICRC は、北韓傀儡の誘いに乗ってしまった。

韓国側が主張している上の真相が事実であるかどうかは明らかになってないが、韓国政府は北朝鮮にいる韓国側の人事釈放交渉過程を紹介した。これに対して、韓国側の観点として、北朝鮮との釈放交渉に対する問題点を説明し、ICRC が在日コリアンより北朝鮮にいる内国民を先に釈放させるべきであると強調した。つまり、韓国政府としては、在日コリアンの送還問題より、北朝鮮にいる韓国側の国民を釈放させる問題を優先にしなければならないと説明した。もちろん、孫昌煥の発言が韓国政府の立場を代弁しているかは不明であるが、当時の韓国側が上のような認識を持っていると論じられている。

第2項 韓国政府の在日コリアン北朝鮮帰国阻止対応

1956年12月12日にICRC側は日本、北朝鮮、韓国の赤十字社に書簡を送り、在日コリアンの送還問題について次のような内容を伝えた。

このために(在日コリアンの帰国問題に関する解決-筆者)、現在の緊急懸案になっている業務を実質的に果たせるためには、関連当局(日本、韓国、北朝鮮の政府-筆者)、または委任された機構の間に必要な調整を促進させるためには、国際赤十字委員会は仲裁役をする準備できる。国際赤十字委員会は、大韓民国、日本、朝鮮民主主義人民共和国にある各国の赤十字機構に対する各国政府が必要な措置のために、認識を呼び起こせるように要請する⁴³⁴。

-

⁴³⁴「4 者会談に関する件(原文: 英語)」(1956 年 12 月 12 日)『V. 4、ジュネーブ代表部の活動』。

上のような内容を踏まえて、同月 13 日、ボアシェが韓国側に送った電文では、在日コリアン問題を「人道主義」的に解決できるように、彼らの北朝鮮への帰国事業を推進するために、ICRC・日赤・朝赤・韓赤の「4 者会談」に対する書簡を 1957 年 8 月 15 日に提案したが、韓国側は断った⁴³⁵。

以後、ICRC は 1957 年 2 月、釜山収容所にいる日本人漁民問題と関連づけて、韓国政府に政治的な問題で犠牲者が出ないように両国の抑留者問題が解決できるように促した⁴³⁶。しかし、孫昌煥韓赤社長は「在日韓国人と両国(=日本と韓国-筆者)の間に抑留者問題と関連して、我々は日韓両国の公式的な懸案になっている事案に対して、如何なる措置も取り扱えない」と伝えた⁴³⁷。

一方、韓国側の ICRC に対する抗議にも拘らず、1956 年 12 月 6 日に門司発のノルウェー船ハイリー号で、48 名の帰国希望者中 20 名が極秘裡に上海経由でついに北朝鮮への帰国に成功した。以後、残りの 28 名も日本の警戒下に 1957 年 3 月 31 日に博多出港の日本漁船で北朝鮮に向かった。韓国外務部はただちに抗議声明を発表し、金溶植公使にもノルウェー大使に抗議をするよう全権を与えた。これに関して朴正鎮は、「事実上、韓国政府の強硬姿勢は ICRC の旅行ビザ発給によって実効性を失っていた」と指摘した⁴³⁸。

このような展開によって、韓国政府はこれ以上の在日コリアンの北朝鮮帰国を防ぐために、ICRCと接触して在日コリアンに旅券を与えないように圧力を加えた。

当時の ICRC との接触したのは、金勳⁴³⁹と崔圭夏⁴⁴⁰であった。金勳と崔圭夏は英語が堪能

4

⁴³⁵朴正鎮(2012)、pp. 148~149。

⁴³⁶「韓日両国の抑留者問題に関する国際赤十字委員会の書簡、別紙:韓日両国の抑留者問題に関する備忘録(原文:英語)」(1957年2月)同上。

^{437「}韓日両国の抑留者問題に関する件(原文:英語)」(1957年3月19日)同上。

⁴³⁸朴正鎮(2012)、p. 148。

⁴³⁹金勳は、1901年京畿道富川に生まれ、1920年アメリカに行って、1929年シカゴ大学クレイン工大の経済 学科を卒業した。解放後、米軍政と協力と韓国政府の官僚(政府企画處長、商工部長官など)として働いた(東

で、アメリカとの接近できたので、李承晩政権の政治エリートとしてと偶された思われる。 1957年11月2日に作成された金勳の文書は、1956年7月に48名の在日コリアンに旅行券が発給されたことと、20名が北朝鮮に帰国したことに対して、次のような立場を表明した⁴⁴¹。

北朝鮮に帰郷を求めている 48 名の在日韓国人に対して、国際赤十字委員会が発給した旅行証明書問題に関連する参考事項。

この件と関連する国際赤十字委員会は、1956 年 7 月 1 日に発給した旅行証明書に対して、韓国赤十字会と韓国政府から強力な抗議を受けるようになった。国際赤十字委員会は、韓国の主権を無視したせいで、旅行証明書発給の中止要請を韓国から改めてもらった。しかし、この要請がまだ具体化されなかったので、韓国政府としては、甚だもって遺憾を表明しても、国際赤十字委員会が発行した旅行証明書によって、48 人の在日韓国人は、実質的に北朝鮮に帰還してしまった。

(中略)

したがって、韓国の政治問題に根本的な影響を与え、韓国の主権を傷つけるように引き起こしたので、国際赤十字委員会は通常の機能にふさわしい行動ではなかったと結論づけるしかない。上の内容に基づいて、国際赤十字委員会の本代表団は、国際赤十字委員会が 28 人の在日コリアンの旅行証明書を取り消すように、猶予なく要求し、どんな在日

亜日報「商工部長官에 金勳州 発令」1963年8月9日付)。当時の彼は、オーストラリアの総領事と(東亜日報「人事」1956年4月29日付)、フィリピンの公使として(東亜日報「駐比公使에 金勳氏内定」1957年6月7日付)、外交活動を務めていた。

440崔圭夏は1919年7月16日江原道原州に生まれ、日本の「東京高等師範学校」で英文学を専攻して、1941年に卒業してから、満州の 收拾官僚として働いた。解放後、ソウル大学の師範大学教授になったが、1946年から米軍政に協力する者になり、韓国政府樹立後、政府の官僚(農林部糧政課長、外務部通商局長など)として働いた。1952年から1957年は韓国の駐日本代表部総領事であった。東亜日報「崔圭夏外務長官」1967年6月28日付。毎日経済「崔圭夏大統領卒보 프로필」1979年12月3日付。

441「北送希望者に対する旅行証明証発給件、別紙:旅行証明証発給に関する備忘録(原文:英語)」(1957年 11月 2日)『V.4、ジュネーブ代表部の活動』。

コリアンでも旅行証明書の発給を慎んで、在日韓国人の送還と関連する政治的な敏感な 如何なる問題でも介入しないように確認する。

上のような内容では、ICRC が「韓国の主権を無視」し、「韓国の政治問題に根本的な影響を与え、韓国の主権を傷つけるように引き起こした」と主張した。これは、48名の在日コリアンに旅行券を与える権限が韓国政府にあるのに、これをICRC が独断で発給したことに対する反発である。したがって、韓国政府はICRC に対して「甚だもって遺憾」だと表明し、まだ北朝鮮に行っていない28名の在日コリアンの送還を止めようとした。韓国側の反対表明に対するICRC の返事としては、48名の「旅行証明書」を取り消すのは無理であると表明した。しかし、在日コリアンにまた旅行証明書を発給する場合は、韓国政府に通報すると返答した⁴⁴²。韓国側としては、ICRC との交渉が進まないので、在日コリアンの帰国に関する情報だけ受けられるようにした。当時の金勳と崔圭夏にとっては、在日コリアンが北朝鮮に帰還する要因に接近することより、彼らが北朝鮮に帰還すること自体が問題であった。

第4節 第4次日韓予備会談における李承晩政権の在日コリアン政策

第1項 非公式日韓会談をめぐる韓国政府の人質外交

前述したが、1956 年アメリカ側の介入によって日韓会談が非公式に開かれた。この日韓会談の大きな議題は、日韓外交関係、久保田発言問題、李ライン問題、両方の抑留者問題などであった。それでは、韓国側は在日コリアン問題をどのように取り扱ったのだろうか。

同年3月30日、金溶植は重光葵外務大臣と会談を行った。重光はまず両方の「抑留者」 の送還を迅速に解決することを求めた⁴⁴³。4月2日、李承晩は「1945年以後、日本へ行った 韓国人が違反した理由があって、韓国へ送れば受け入れるが、(中略)韓日間に犯科を持っ

⁴⁴²「国際赤十字委員会の旅行証明書発給に関する件(原文: 英語)」(1957 年 12 月 3 日) 『V. 4、ジュネーブ 代表部の活動』。

⁴⁴³京郷新聞「送還問題을提案日外務省、韓・日再国交에言及」1956年3月30日付。

て日本にいる韓人何人かを我々が呼ぶので、我々に渡し、または罪がないまま日本に閉じ込めた人ら(=在日コリアン一筆者)に日本政府から補償するべきである」と金溶植に命じた⁴⁴⁴。つまり、韓国側は密航者を韓国へ送還することには協力するが、在日コリアンの送還については、韓国政府が指定する者に限定した。そして、韓国側は在日コリアンが強制動員されて日本にきたと論じた。従って、在日コリアンに「補償」を与えることを要求した。これに加えて、同月4日、李承晩は金溶植に次のように伝えた⁴⁴⁵。

韓国人抑留者の釈放問題に関して、日本側は韓国人抑留者問題が解決されなければならない点については、同意したと思われる。貴方(=金溶植-筆者)は韓国側の名分をある程度まで進展させた。貴方は、日本に密入国したコリアンを収容することを同意した後、彼ら(=日本側-筆者)との会談を開催したことを覚えている。実際、1945年の以前、日本に渡った韓国人たちまで含めて、日本が我々を欺瞞した時にも、何度にわたって、彼らの送還船を我々は受け入れた。韓日両国の関係において、肯定的ではないことであり、非常に悪影響を与える残留在日韓国人を受け入れる用意がある。

前述したが、李承晩は大村収容所から送る在日コリアンらを 1952 年以降受け入れなかった。しかし、ここでは、日韓関係の改善によって、受け入れる用意があると金溶植に伝えた。翌日、李承晩は韓国側が在日コリアンを受け入れるようになると、どのように行うかを以下のように指令を送った446。

_

⁴⁴⁴「大統領が金溶植公使に渡した指令(原文:韓国語)」(1956 年 4 月 2 日)『第 4 次韓・日会談(1956.4.15-1960.4.19)予備交渉全 3 巻: V.1 景武臺と駐日代表部間の交換公文』登録番号 99、分類番号723.1JA 예(予)1956-58V.1 (以下、『V.1、第 4 次予備交渉』)。

^{445「}大統領が金溶植公使に送った書簡(原文:英語)」(1956年4月4日)同上。

^{446「}大統領が金溶植公使に送った書簡(原文:英語)」(1956年4月5日)同上。

日本側は在日韓国人の中で、誰を残留させ、誰を送るかに対する決定の権限を自分らが 持ちたがっている。我々は、我当局(=韓国政府-筆者)が誰かを韓国(内-筆者)から追 放させる権限を持っているように、在日韓国人の追放も、我々が持たせるように主張し 続かなければならない。もし、犯罪容疑が推定される者と、問題の素地がある者らを無 理に送れば、これは我々の(不-筆者)利益に大きな影響を与えられる。

以前の日韓会談でも、在日コリアンの韓国に送還する権限を韓国側が求めていたが、李 承晩は金溶植を通じて改めてそのことを伝えた。そして、送還対象として韓国に悪影響を 与えないような者を韓国側が選別した後、送還するように伝えた。

一方、金溶植は同月 2 日にあった重光葵との会談で、在日コリアンと日漁民との交換する合意があった。しかし、金溶植は釈放する在日コリアンを韓国側が「今、日本側が大村収容所にいる韓国人抑留者を釈放すると、韓国側は、その韓国人らが韓国籍であるかを確認できるか?」という質問で、重光は公式的な日韓会談を通じて解決を求めていた⁴⁴⁷。これは、韓国政府が大村収容所に送る在日コリアンらが韓国籍であるかを問い、日本政府は彼らの国籍は日韓会談の合意がないと、明確ではないので、彼らが韓国籍ではないと表明した。

以後、同月22日、日本側と韓国側は双方の「抑留者に関する『データ』を交換すると合意」し⁴⁴⁸、この件に関する議論は25日に引き続き行なったが、「日本に抑留されている韓国人(大村収容所にいる在日コリアンー筆者)」に関して、韓国側の会談代表柳泰夏は日本外務省と司法省との意見が「一致(大村収容所にいる在日コリアンの釈放できない問題である一筆者)」していないので、韓国側はこのままでは日韓会談を再開しないと発表した⁴⁴⁹。

_

 $^{^{447}}$ 「抑留者問題に関する 4 月 2 日協定に関する説明(原文: 英語)」(1956 年 4 月 19 日) 『V. 1、第 4 次予備 75 法』

⁴⁴⁸東亜日報「抑留者의 名簿交換에 合意」1956年4月22日付。

⁴⁴⁹同上「韓日會談을中止」1956年4月27日付。

李承晩が5月1日に作成して金溶植に送った「大統領が金溶植公使に送る書簡」には、 李承晩は「日本政府が我国民を釈放しないと、我々は日漁民の刑が終わっても、拘禁させ る」と述べた⁴⁵⁰。これは、李承晩が日本人漁民を利用して、大村収容所にいる在日コリアン を釈放する目的でもあるが、韓国側が日本側との外交的関係の主導権を取ろうとした。

第2項 非公式日韓会談をめぐる韓国政府の大村収容所と在日コリアン処遇取扱

先に述べたが、大村収容所にいる在日コリアンに対する韓国政府の基本的な立場は、日本政府がアジア太平洋戦争に彼らを動員した責任として、在日コリアンを釈放し、日本の国民と同等な地位を求めるというものであった。そして、在日コリアンが抱えている国際法に基づく国籍問題が解決できなければ、韓国への送還は不可能である、というのが李承晩政権の立場である。日本政府としては、大村収容所にいる在日コリアンを送還したがっていたので、これに関しては、韓国政府の協力が必要であった。

しかし、第4次予備日韓会談の中で、1956年10月11日に李承晩が金溶植に送った文書には、李承晩の在日コリアンに対する認識が現れていた⁴⁵¹。

在日韓国人の送還問題に関連して、日本は在日韓国人が90万人であるというが、貴方(=金溶植-筆者)は2百万人である彼らが補償をもらうように、日本側に認められるように言及する必要がある。我々は彼ら(=在日コリアン-筆者)の数と明確に是正して、日本側は500ドールを支払うように要求するところだ。日本側がこの金額ほどを払えば、この問題に関しては再論しない。これによって、韓国政府は忠直な全在日韓国人らを韓国に戻らなければならなくなって、各人(=在日コリアン-筆者)が日本政府から500ドールをもらえると在日韓国人に発表するが、帰還を拒絶する人らは、韓国籍がなくなり、

⁴⁵⁰「大統領が金溶植公使に送る書簡(原文:英語)」(1956 年 5 月 1 日)『V. 1、第 4 次予備交渉』。

^{451「}大統領が金溶植公使に送る書簡(原文:英語)」(1956年10月11日)同上。

再び韓国の土を踏めないようになる。

ここに書かれているが、李承晩は日本政府に在日コリアンを韓国へ送還する条件として、「補償」金を要求した。しかし、補償を受ける場合、韓国に帰国しないと、「韓国籍がなくなり、再び韓国の土を踏めない」と表明した。これは、自国民と認識している民団、または韓国籍の在日コリアンさえ含まれる発言でもある。そして、日本に生活基盤がある者としては、帰国が不可能な立場にある者を無視した発言でもあった。

1956年12月に石橋湛山内閣が成立し、岸信介が外相となった。岸は1957年2月4日の衆議院本会議における外交演説において、「アジア地域の中でも最も近い隣邦である韓国との国交が、いまだ正常化していないことは遺憾でありますが、特に800名に上る同胞が引き続き韓国に抑留されている事態は、人道上の問題として、他の諸懸案と切り離して、早急に解決されるべきであると考え、昨年来これが釈放に努力しております。政府としては、この問題が解決すれば、引き続き他の諸懸案の討議に入る用意がある」と述べ、日本人漁民の釈放及び日韓会談の再開に向けて意欲を示した。2月25日に岸信介内閣が成立すると、日韓予備会談は妥結の方向に動きだした452。

第3項 日韓予備会談をめぐる在日コリアン・日漁民釈放

日韓予備会談は、1957 年 2 月下旬から中川融と金溶植によって進められた。その結果、 日韓双方は覚書の文案について、次のような構想を持って議論したという⁴⁵³。

(1)韓国政府は刑期を了して、釜山外国人収容所に収容中の日本人漁夫を日本に送還し、朝鮮人密入国者の送還を受入れる。

.

⁴⁵²吉澤(2015)、pp. 75~76。

⁴⁵³中川融『日韓問題(アルプスシリーズ第 35 号)』商工財務研究会、1957 年、p. 52。

- (2)日本政府は終戦前から日本に居住している朝鮮人で強制退去処分に付せられ、入国者 収容所に収容中の者を釈放する。
- (3)日韓全面会談が近く再開され、右会談では退去強制者引取りの基準を含め、在日朝鮮人の処遇の問題がすみやかに協議決定されることが期待されるので、その期待の下にそれ迄の間日本政府は朝鮮人刑罰法令違反者を強制退去のために収容することを自制する。
- (4) いわゆる「久保田声明」は日本政府の正式見解を反映するものではなく、その意味で 日本政府は右発言を撤回する。また、財産請求権問題については、日本政府は今後米国政 府の解釈を基礎として韓国政府と交渉する用意がある。
- (5)右に伴い、約1ヶ月後に日韓の全面会談を再開する。

上の内容に基づいて、1957年3月18日、日本政府と韓国政府が作成した「抑留者」に関する「草案」は、大村収容所にいる在日コリアン(植民地解放以前から残留していた者)の 釈放を実行し、韓国の釜山収容所にいる日本人漁民を日本へ送還する内容であった⁴⁵⁴。12月31日、駐日大使金裕澤⁴⁵⁵と日本の外務大臣藤山愛一郎との会談における共同声明書は次のとおりである⁴⁵⁶。

_

⁴⁵⁴「韓国に抑留された日本漁夫と日本に抑留された韓国人らに対する措置に関する日韓の了解各所草案(原文:英語)」(1958年3月18日)『第4次韓・日会談(1956.4.15-1960.4.19)予備交渉、1956-58、全3巻: V.2 1957』登録番号100、分類番号723.1JA 예(予)1956-58V.2(以下、『V.2、第4次予備交渉』)。

⁴⁵⁵金裕澤は、1911年黄海道載寧に生まれ、1938年九州帝国大学法文学部を卒業後、朝鮮銀行海州支店の支配人として務めた。解放後、朝鮮相互銀行(1946年)、朝鮮換金銀行(1947年)、朝鮮銀行(1948年)、1949年から財務部理財局長、以後次官になり、韓国銀行首席副総裁(1950年~1955年)を務めながら、韓国が国際通貨基金(International Monetary Fund)と国際復興開発銀行(International Bank for Reconstruction and Development)に加入することについて寄与した。1957年から駐日大使として日韓会談にも関与してきた。東亜日報「駐日特命全權大使 金裕澤氏發令」1957年5月18日付、「金裕澤氏任命 駐英大使」1958年10月12日付、「金裕澤院長略歷」1961年7月11日付。

⁴⁵⁶「(共同声明書)発表(原文:韓国語)」(1957年 12月 31日)『V. 2、第 4 次予備交渉』。

共同声明書

1957 年 12 月 31 日付駐日大韓民国代表部首席「金裕澤」大使と日本国外務大臣「藤山愛一郎」との開催された会談に日本政府は第 2 次世界大戦終結以前から日本に居住してきた韓国人として、日本外国人収容所に抑留されている者を釈放するのであり、また大韓民国政府は韓国内外国人収容所に抑留されている漁夫を送還して、また、第 2 次世界大戦終結後の韓国人不法入国者の送還を受け入れようと合意した。同時に日本政府は 1953 年 10月 15 日日本首席代表「久保田貫一郎」が行った発言を撤回するのを大韓民国政府に通告した。その結果、大韓民国と日本の全面的な会談を 1958 年 3 月 1 日東京で再会するように合意した。

1957年12月31日

署名 大韓民国代表部主席

大使 金裕澤

署名 日本国外務大臣

藤山愛一郎

うえの合意によって、大村収容所にいる在日コリアンと密航者が釈放することになる。 当時、岸の対韓関係に関してアメリカ国務長官、国務次官、ダウリング(Walter Cecil Dowling)駐韓米大使が岸総理に感謝の意を伝え、「抑留漁夫(=日本人漁民一筆者)」が日本に戻ってきたら、次の選挙に大きな影響を与えると評価した。これに関して、朴鎭希は「日本漁民抑留問題は国内(=日本内一筆者)政治の最大イシューなので、選挙に好材になるとのが明確であった。日本政府が抑留者問題に関心を集中したのは、このような理由である」 と説明した⁴⁵⁷。したがって、日本側の政治的な目的として在日コリアンの処遇問題を取り扱った。

以後、1958年1月7日、韓国側は柳泰夏、崔圭夏、陳弼植⁴⁵⁸外3名、日本側は外務部アジア局長の板垣修外7名で会談が行われた。この会談では、大村収容所にいる在日コリアン釈放について、柳泰夏は日本と韓国との間に名簿交換することを要求した⁴⁵⁹。

実際、合意内容が実行されているかを確認すると、1958年1月14日の報道によれば、「外務部高位当局者は13日、韓・日両国間に抑留者相互釈放及び送還は互いの抑留者名簿を交換した後に2月15日(未確定)まで実施される」予定であった⁴⁶⁰。大村収容所の在日コリアンの中で南を支持する者と北を支持する者との摩擦があったので⁴⁶¹、おそらく韓国政府の名簿確認においては、在日コリアンを南を支持する者だけ識別して釈放させた可能性があると思う。

一方、1月19日から2月10日まで、5回にわたって大村収容所にいる在日コリアン473 名が釈放された⁴⁶²。韓国からきた密航者は2月21日に249名、3月5日には252名が韓国

-

⁴⁵⁷朴鎭希(2008)、p. 252。

⁴⁵⁸陳弼植は、1924年忠淸南道燕岐に生まれ、1948年ソウル大学校の文理科大學卒後、12月には外務部の調査局に努め、1949年5月通商局政策課(政策係長)、8月政務局第2課(欧米係長)、1950年6月政務局(政策係長)、1952年7月駐サンフランシスコ総領事館(副領事館代表)、1954年7月駐ロサンゼルス総領事館(領事館代表代理)、1955年10月邦交局典禮課長、11月政務局(第3課長)、1956年3月政務局(亞洲課長)、1957年駐日代表部(一等書記官、政務参事官)であった。『韓国歴代總鑑』(1985)。陳弼植『외교관의회고: 진필식 대사 회고록』[外交官の回顧:陳弼植大使の回顧録]外交通商部、外交安保研究員、1999年。

⁴⁵⁹「韓日正式会談再開準備及び予備会談で合意した請求権を行うための第1次韓日連絡会議要録(原文:韓国語)」(1958年1月7日)『第4次韓・日会談(1956.4.15-1960.4.19)、予備交渉、1956-58、全3巻: V.3 1958.1-4.』登録番号101、分類番号723.1JA 예(予)1956-58V.3(『V.3、第4次予備交渉』)。

⁴⁶⁰京郷新聞「抑留者釋放은 名單交換後」1958年1月14日付。

⁴⁶¹朴正鎮(2012)、pp. 99~101。

⁴⁶²京郷新聞「抑留僑胞 19 日早日釋放」1958年1月16日付、「一次로釋放된 僑胞 69名」1958年1月21日付、「抑留僑胞 76名五次釋放」1958年2月11日付、東亜日報「마지막96名을釋放」1958年2月12日付。

へ送還された⁴⁶³。一方、1月31日は日本から「平澤号」が釜山港に来て、韓国に抑留されている日本人漁民922名のうち300名が日本に戻れるようになり⁴⁶⁴、2月27日は200名が日本へ送還された⁴⁶⁵。

しかし、2月28日の外交文書によれば、422名の日本人漁民の刑期がまだ終わっていないため、釈放日が明確に決まっていなかった。これによって、日本政府は合意した内容に違反していると批判したが、1957年12月31日の日韓合意書では、刑期が終わった漁民だけを送還することになった⁴⁶⁶。李承晩政権が誠実に日韓関係の改善を求めていたら、刑期が終わらなくても、日本人漁民を送還することは難しくなかっただろう。日本人漁民問題によって、3月1日に行われる予定であった第4次日韓会談は延期になった。

1958年3月20日、当時の駐日代表部公使の柳泰夏と板垣アジア国局長との談話で4月1日第4次日韓会談を再開するという提案がなされ、422名の抑留日本人漁民に関して、4月10日と4月末に釈放発表を要求した。しかし、柳泰夏は会談再開に対しては同意したが、日本人漁民問題は「4月末に解決ができるように努力」すると主張した。3月27日、岸は柳泰夏を通じて、李承晩の83回目の誕生日メッセージを伝えた。以後、李承晩は岸に対する信頼を持つようなり、4月初期に会談意志を伝えた。そして、刑期が終わっていない日本人漁民らの釈放問題について、柳泰夏は4月10日に300名を、4月末には残りの122名を送還すると発表した。4月15日に第4次日韓会談が始まってから、大村収容所にいる251

_

⁴⁶³「本国送還密航渡日韓人に対する教導審問実施に関する件(原文:韓国語)」(1958年3月25日)『在日韓人北韓送還及び韓・日両国抑留者相互釈放関係綴、1955年、全9巻: V.9 大村収容所に収容中である日本密入国韓国人の強制送還及び拿捕日漁船追放に関する件、1955-60』登録番号773、分類番号723.1JA号(北)1956-58V.9(以下、『V.9、大村収容所に関する件』)。

⁴⁶⁴京郷新聞「日人漁夫 300 名一次送還」1958 年 1 月 31 日付、東亜日報「日本漁夫送還外務部서正式發表」1958 年 2 月 1 日付。

⁴⁶⁵朴鎭希(2008)、p. 253。

⁴⁶⁶同上、p. 253。日韓会談文書では、「釜山にいる外国人收容所に、現在抑留されている日本人漁民は刑期 を満了した者を日本国へ送還するのを各各(日本と韓国)同意したのであります」と作成された。「韓日予備 会談終結のため調印に関する件(原文:韓国語)」(1958年1月9日)『V. 3、第4次予備交渉』。

名の密航者を乗せた船が釜山に到着し、その船で日本人漁民 300 名が日本へ送還された⁴⁶⁷。 李ラインは、韓国政府の立場として、日本との外交的な立場を同等に作れるようになった。朴鎭希は、「韓日間に協定過程での平和線(=李ライン-筆者)は韓国の協定手段として 有効」であると論じた⁴⁶⁸。実際、李ラインに侵海した日本人漁民の問題が現れ、韓国に抑留 されている日本人漁民問題と在日コリアンの問題は、同等な問題になった。結果、韓国側 は大村収容所にいる在日コリアンらと密航者を利用して、日本側との外交的な関係の主導 権を取る手段と見なした。

小結

この時期には、日韓関係の重要な観点が、抑留者の問題が注目され、日本と北朝鮮との関係が密接になった。

韓国政府は、日朝関係改善の動きによって、公式的には、在日コリアンの韓国入国禁止 したた。そもそも、自由入国が制限されていた体制であったが、韓国政府としては、在日 コリアンの入国禁止を改めて強調した。これによって、李承晩としては、在日コリアンに 対する警戒心がより高くなったので、入国禁止を発令した。

一方、北朝鮮を支持した民戦は総連になり、日朝関係によって、民間レベルの往来が増えてきた。このような民間往来によって、北朝鮮が総連の援助を受けるようになった。そのため総連は、以前より北朝鮮を支持するようになった。これに加えて、北朝鮮への帰国を求めている在日コリアンを対象として、帰国事業活動を展開(日本政府の協力を要求)するようになった。日赤も北朝鮮に残留している日本人を帰国させる動きを見せた。これによって、日赤は ICRC を通じて、朝赤と接触した後、一時的に在日コリアン(48名)と在朝日本人(36名)の帰国希望者を帰国させるようになった。これによって、北朝鮮に帰国しよう

-

⁴⁶⁷朴鎭希(2008)、pp. 255~256、266。

⁴⁶⁸同上、pp. 256~257。

とする在日コリアンを止めるために、ICRC・日本政府・日赤に中止要請を行った。しかし、 在日コリアンたちが帰国を希望する要因を確認しようとしなかった。

一方、李承晩政権は、ICRC・日本政府・日赤を非難するようになり、日韓関係が悪化した。しかし、日韓関係の悪化によって、韓国政府と民団との関係も悪化した。当時、民団の政治的な立場としては、反北体制でありながら、日韓関係の改善を求める活動を行っていたので、韓国政府の対応に不満を持つようになった。

ところが、韓国政府と民団は、日韓関係をめぐって立場が異なり、両方の摩擦が存在した。当時、李承晩は日本との関係が親密ではなかった。しかし、民団は日韓関係の改善を促し、日韓会談に通じて韓国籍の在日コリアンの処遇が改善してきた民団の立場としては、日韓関係の改善を求めていた。したがって、韓国政府と民団の異なる認識によって、双方の意見の対立があった。

在日コリアンの帰国問題だけではなく、抑留者問題もこの時期の日韓関係において重要であった。日本側と韓国側は、双方の抑留者問題を解決することを求めていたが、関係改善が進まずに停滞していた。しかし、アメリカの主導によって、抑留者をめぐる日韓会談の再開が進むようになった。

以後、1956 年の予備日韓会談では、抑留者問題とともに、在日コリアン処遇に対する問題も出てきた。その中で、韓国政府が在日コリアンを、日本政府から「補償」を受けるという前提で韓国への送還させる、という意見を出した。以前の李承晩政権は、在日コリアンを韓国へ送還させることを拒否する立場であったが、北朝鮮への帰国した在日コリアンらによって、態度の変動が現れたのではないかと思われる。。

一方、両国は大村収容所にいる在日コリアン・密航者と、李ラインによって韓国に拿捕された日漁民を釈放することに対する議論を行った。その結果、日本社会で日本人漁民問題が深刻な状況に陥り、アメリカの関与によって、両方の抑留者は釈放されるようになった。しかし、大村収容所の釈放基準がどのようであったかは明らかになっていない。韓国

側を支持する在日コリアンらが存在していたので、おそらく、彼らを中心に識別して釈放 したのではないかと推測される。

また、この時期の李承晩政権が在日コリアンについてどのような発言をしたかに注目した。第3章でも説明したが、李承晩政権側は、全在日コリアンが韓国の国民であり、彼らが日本の「特殊外国人」なので、送還を受け入れることを否定していた。もちろん、朝鮮戦争のために拒否したという理由もあったが、少数の在日コリアンらが北朝鮮への帰国したあと、急に韓国への送還を受け入れるようとした。そして、日韓国交が結ばれたら、李承晩政府は在日コリアンを韓国に帰還させるように模索した。

韓国政府としては、在日コリアンらが北朝鮮への帰国することを統制できないので、韓国送還を通じて、韓国に送還させてから、在日コリアンを確保することを模索してきた。これは、韓国政府が日本に定着するしかない在日コリアンの処遇を考えずに、北朝鮮への送還だけを止めようとすることであった。つまり、在日コリアンの韓国送還の準備は、在日コリアンのためではなく、反共主義的な対応であった。

第5章 帰国事業実行過程における韓国政府の対応

-1958 年~1960 年を中心に-

ここでは帰国事業の実行過程を中心に、李承晩政権の在日コリアンの包摂およびまたは 北朝鮮行帰国阻止政策がどのように行っていたかは、以下のような点に注目した。

第 1 に、帰国事業過程をめぐって、韓国政府がどのように対応したかを確認した。すなわち、日韓会談で李承晩政権が在日コリアンの法的地位をどのように取り扱い、彼らの管理に韓国政府が関与するためにどのように努力したかを確認し、帰国事業が実行されてからは、韓国政府がそれにどのような外交的な対応をしてきたかを検討した。

第 2 に、在日コリアンが北朝鮮に帰還することに対して、韓国社会と民団はどのように 関与したかを確認した。とりわけ、韓国社会がどのような対応をしたかを確認し、民団が 帰国事業に対して、どのような反対活動をしてきたかを確認した。

第3に、帰国事業の締結後、韓国政府が北朝鮮に帰還する在日コリアンに関して、ICRC とどのような外交的交渉を行ったかを確認した。交渉内容としては、ICRC が北朝鮮への帰還を求める在日コリアンに対する検証を韓国政府がどのように強調してきたかを確認した。第4に、帰国事業の実行によって、韓国政府と在日コリアンらがどのように対応してきたかを確認した。総連がどのように帰国事業を関与するようになったかを確認し、民団がどのように反対活動をしてきたかを確認した。またその一方で、帰国事業が実行される中で、韓国政府がどのような対応を行ったかに注目した。

第1節 韓国政府の帰国事業対応政策

第1項 第4次日韓会談における韓国政府の在日コリアン処遇関与

第 4 次日韓会談が開かれてから、在日コリアンの処遇問題について、日本と韓国の両方 政府は、会談を行うようになった。1958 年 6 月 4 日にあった「法的地位委員会第 3 次会議」 は、日本側の法務省出入国管理局長の勝野康助は「我々が言及している韓国人は、第 2 次 世界大戦以前から日本に居住している人々に限る」と再確認し、韓国側の柳泰夏は「原則的には異義がない」と答えた⁴⁶⁹。

6月12日の会議で、日本側は「在日韓国人はサンフランシスコ平和条約(=講和条約-筆者)の発効によって、日本国籍から離脱した」と言及したが、韓国側は「貴方(=勝野-筆者)はサンフランシスコ条約に発効してから、在日韓国人が日本の国籍を損失したと言及した。この問題に対する我々の意見は、貴方の側と非常に違う」と反論した⁴⁷⁰。前述したが、韓国政府としては植民地解放前にも韓国が存在していたので在日コリアンは韓国籍であるとの立場であった。

7月1日の会議では、在日コリアンの韓国送還の基準について、日本側の勝野、平賀健太 と韓国側の柳泰夏との議論は以下のように交された⁴⁷¹。

勝野:

一般的に言うと、我々は日本内の地位、追放、入国などを管理する出入国管理令⁴⁷²がある。日本に居住する全外国人はこの法条項の対象になる。第 2 次世界大戦前、在日韓国人に関する部分は特殊な環境に伴う対象になって、もし韓国側が在日韓国人の追放に関する提案があると、日本側は日本の出入国管理令で規定した内容に当てはめることを肯定的に考慮できる。日本側の要請として、日本の出入国管理令に対する見解を韓国側が表明することであり、これによって日本側は考慮できる。

(中略)

柳:

⁴⁶⁹「法的地位委員会第 3 次会議要録(原文:英語)」(1958 年 6 月 4 日)『第 4 次韓・日会談:在日韓人の法的地位委員会会議禄、第 1 −22 次、1958. 19−59. 11. 2』登録番号 107、分類番号 723. 1JA 법(法)1958−59、1−22次(以下、『第 4 次在日韓人の法的地位委員会会議録』)。

^{470「}法的地位委員会第4次会議要録(原文:英語)」(1958年6月12日)同上。

⁴⁷¹「法的地位委員会第 5 次会議要緑(原文:英語)」(1958 年 7 月 1 日)同上。

⁴⁷²原文では、「immigration law」になっているが、ここでは「出入国管理令」と訳する。

もし、日本側が在日韓国人の追放に関連して、日本の出入国管理令執行に固執すると、 私は両国政府間が行う会談で論ずる理由がないと思う。

勝野:

日本側はこの問題と関連して、日本の出入国管理令を執行しなければならない。しかし、在日韓国人問題と関連しては、いくぶん幅を持たせて、出入国管理令の運営と適用に余地があると思う。

平賀:

我々は、日本に居住する外国人の追放を管轄する出入国管理令がある。本人は出入国 管理令が規定する如何なる条項も国際法と慣行に触れると思わない。したがって、在日 韓国人の追放に関するいかなる問題に対しても、日本の出入国管理令を根拠として取り 扱わなければならない。

(中略)

勝野:

日本政府は、出入国管理令と様々な関連規定による条項に即して、外国人を管轄する 裁判権がある。違う側面として、在日韓国人らが特別な状況であるところを考慮しなけ ればならない。一方、この状況で日本は日本の主権を基づいて、日本法を執行する立場 であり、違う側面として、在日韓国人の特別地位に対して考慮する。このような脈略か ら、我々が持っている難しさが、いくつかの行政的な手段を通じて処理できると思う。 したがって、日本側は日本内の関連法について、在日韓国人らが要求するかもしれない ある程度の行政措置に対する韓国側の提案が必要だ。この提案(韓国側の提案する場合一 筆者)は、現在の会談、またはそれ以外にも喜んで受ける⁴⁷³。

-

⁴⁷³「法的地位委員会第5次会議要禄(原文:英語)」(1958年7月1日) 『第4次在日韓人の法的地位委員会会議録』。

日本側は在日コリアンに関して「日本内の地位、追放、入国などを管理」することに対して、日本の「出入国管理令」でこれを処理すると主張した。しかし、韓国側は在日コリアンが持っている特殊的な事例を考慮せず、日本の出入国管理令で行うのは問題があると指摘した。しかし、日本側としては在日コリアンが外国人であるので、日本の出入国管理令に基づかなければならないと強調した。ただし、在日コリアンの特殊的な立場を考慮して、彼らの地位改善は、韓国側の意見を受け入れてから改善すると提案した。そこで、在日コリアンの法的位置に対して、どのような法的基準で執行するかを中心に、両国の代表は議論を行なった。

一方、同年10月7日の会談では、大村収容所にいる850名の密航者処遇に言及がなされ⁴⁷⁴、15日の会議で日本側が密航者の処遇に韓国政府はどう対応するかを質疑すると、韓国側は「適切な時期に本委員会で討論議題にならなければならない」と主張した⁴⁷⁵。これは、北朝鮮への帰国事業が行われるに先んじて、韓国側が在日コリアンに関する問題を優先的に取り扱うようになったことを示している。

1958 年 6 月 11 日、日韓会談の韓国側に「大統領閣下の諭旨」が届いた⁴⁷⁶。その内容は以下の通りである。

在日韓人の追放問題に関連して、もし韓国政府が正当な範囲内で、彼ら(日本政府-筆者)が補償を支払う用意があれば、韓人全部を本国に受け入れるのができる。この場合は、そのような補償を我政府が一旦もらうのではなく、直接に彼ら(在日コリアン-筆者)に払い

⁴⁷⁴「法的地位委員会第7次会議要緑(原文:英語)」(1958年10月7日)『第4次在日韓人の法的地位委員会会議録』。

⁴⁷⁵ 「法的地位委員会第 8 次会議要禄(原文:英語)」(1958 年 10 月 15 日)同上。

^{476「}大統領閣下の論旨(原文:韓国語)」(1958年6月11日)『在日韓人北韓送還及び韓・日両国抑留者相互 釈放関係綴、全9巻:V.1大村収容所に収容中である北送希望者の釈放問題、1958』登録番号765、分類 番号723.1JA 号(北)1955-60V.1(以下、『V.1、北送希望者の釈放問題』)。

与えて欲しい477。

前述の通り、1957年には李承晩は、日本政府に在日コリアンに補償金を払うよう要求する立場であった。ここでは、在日コリアンの強制送還まで許容する条件について言及した。 上のような李承晩の言及からか、10月10日、韓国政府が作成した「在日韓人の法的地位及び待遇に関する我側協定案」は、以下のように示された478。

(1)現在、協定が発行された後、韓国に帰還した在日韓国人の場合、彼らが保持し搬出できる流動財産に対して、いかなる関税義務や責任は加えられない。流動財産の類型と規模に関しては、別途に交渉する。

(2)以前の節で規定された帰還者は、適切な手続を通じて、保有財産を韓国に送金することに関しては、別途に論議する。

これは、韓国側が在日コリアンを韓国に送還する場合、彼らの財産を韓国でも所有できるように要求しようとしていたことを示している。特に流動財産には「いかなる関税義務と責任を加えない」と主張した。これは、北朝鮮に帰還させないように、韓国側が、在日コリアンを受け入れる意思を改めて表明したものである。以後、11月24日の会談でも、崔圭夏は在日コリアンの財産問題について、韓国に帰国する場合、在日コリアンが持っている財産所有を持続させる必要があると言及した。韓国側は、在日コリアンが韓国に帰還した場合、彼らの送金の額に制限を設けないようにし、財産を所有したまま帰還を許容させるよう要求した。もし、制限した場合には、それは在日コリアンの財産権を侵害すること

^{477「}大統領閣下の諭旨(原文:韓国語)」(1958年6月11日)『V.1、北送希望者の釈放問題』。

^{478「}第 4 次韓日会談在日韓人の法的地位及び待遇に関する我側協定案、別紙:在日韓人の法的地位及び待遇に関する我側の協定案(原文:英語)」(1958 年 10 月 10 日)同上。

であると主張した⁴⁷⁹。以後、年末年始が重ねったため、日韓会談は 12 月 20 日から 1959 年 1 月 25 日まで、休会をするようになった⁴⁸⁰。

当時の日韓会談で、韓国側が日本政府に求める在日コリアンへの処遇は、日本側の積極的な支援によって、子孫にも永住権を付与することであった。しかし、北朝鮮への帰還を希望する在日コリアンらを北朝鮮に送還した事例があったので、韓国側はそれを阻止するため、韓国に送還する方案を模索した。もう 1 つの要求は、韓国政府が在日コリアンの送還を受け入れる時、日本政府が彼らに補償金を支給することと、彼らが財産を持参し韓国に送金することを認めることであった。韓国政府としては、韓国に送還するのであれば、彼らの財産と支給される補償金を吸収することも、重要であった。一方、日韓会談の時期に在日コリアンを北朝鮮へ送る帰国事業が本格化するなか、日韓関係は悪化することとなる。そこで、以下では帰国事業の展開に、韓国政府がどのような対応を行っていたかを確認する。

第2項 帰国事業実行前の韓国政府の対応

1958年6月26日、大村収容所にいる在日コリアンのうち94名が北朝鮮へ帰国を希望し、無期限ハンストに突入した。以後、ハンストをしていた94名から、自殺者及び生命に危険の及ぶ者が続出して、日本法務省は7月7日に病弱者26名を仮釈放すると口頭で約束した。これに対して481、韓国政府は1957年12月31日の「日韓合意書」に違反するとして、抗議口上書を発表した482。そして、8月20日に開催予定の漁業及び李ライン委員会への参加を

⁴⁷⁹「法的地位委員会第 13 次会議要禄(原文:英語)」(1958 年 11 月 28 日)『第 4 次在日韓人の法的地位委員会会議録』。

481朴正鎮(2012)、p. 229。

⁴⁸²「北韓行を希望する韓人日本国内釈放報道に対する日程外務省に発送した抗議文に関する件(原文:韓国語)」(1958 年 7 月 7 日)『V. 1、北送希望者の釈放問題』。

⁴⁸⁰金東祚(1986)、p. 136。

全面拒否した483。

一方、北朝鮮の南日外相は7月8日に、日本政府に責任があると非難し、金日成は7月14日、ソ連大使館参事官ペリシェンコ(V. I. Pelishenko)に在日コリアンを帰国させる方針を宣言した。以後、9月8日の北朝鮮の創建10周年記念慶祝大会で、金日成は「在日朝鮮人の帰国願望を熱烈に歓迎する」と公言し、16日には南日外相が帰国するすべての在日朝鮮人の「生活の安着と子女の教育を全面的に保証する」との公式声明を発表した484。これで、帰国事業の動きが本格化された。1959年1月、日本政府は帰国事業を推進するため、帰国事業に関する具体的な調査(帰国希望者、ICRCと総連との協力など)は日赤を通じて実施され485、29日藤山は北朝鮮への帰国を希望する在日コリアンに帰国を許可すると宣言した486。

一方、韓国側の金東祚は、総連が中心になって在日コリアンたちを対象として、1958 年12 月末、11 万 7 千名の署名を集めており、1959 年 1 月には 30 万名が帰国を希望しているという噂があるとを認知していた487。韓国政府は帰国事業を推進している勢力が総連であると認識していた。1 月に作成された文章では総連が「『大村』収容所内の抑留者僑胞らまで扇動」させたので、ハンストしたとされ、「北韓(北朝鮮)から送金されたお金で、貧困な僑胞らに分配しながら、在日僑胞の歓心を買って、街頭で北韓帰国希望者の署名を受ける」という内容が記されていた。加えて、韓国政府が認識している総連の目的を次のように説明している。「①終局的には韓国全領域の共産化、せめて現在において南韓(=韓国一筆者)と同様な国際的な地位に併存して、これを終局的な目標であり、短期的には、②韓日会談の妨害及び挫折、③北韓の軍事力及び労働力の補充及び、④在日僑胞の共産化などを目的」としていたと認識している488。つまり、北朝鮮から受け取った支給金によって、総連が在日

⁴⁸³朴正鎮(2012)、p. 229。

⁴⁸⁴同上、pp. 230~232、276。

⁴⁸⁵朴鎭希(2008)、p. 294。

⁴⁸⁶金東祚(1986)、p. 138。

⁴⁸⁷同上、p. 138。

⁴⁸⁸「朝総連による在日僑胞の北韓送還運動とその背後に掲載された陰謀(原文:韓国語)」(1959 年 1 月 21

コリアンを扇動させたという。

韓国政府にとって、北朝鮮の支援は、扇動として認識された。そして、帰国事業の目的は、労働力を活用する法案であると認知していた。実際、当時の北朝鮮は朝鮮戦争によって、多くの若者や人力を失ったため、労働力を必要としており⁴⁸⁹、1958 年初期、金日成は中国側に在中コリアンの労働者支援を要求していた事例から確認すると、在日コリアンの労働力が必要であった⁴⁹⁰。

また、当時の在日コリアン社会は貧困な状況である上、日本の社会では民族差別を受けたため、北朝鮮からの支援は非常に大きな意味があった。そして、北朝鮮側が在日コリアンを積極的に受け入れる姿勢は、彼らの生活問題に理解を持っているという印象を在日コリアンに与えた。前述したように、北朝鮮が総連を通じて在日コリアンに宣伝した結果であっても、貧困な在日コリアンにとっては救援のメッセージであった。

一方、1959 年に韓国政府が帰国事業に反対した理由を紹介すると、「①北送実現の場合、 我々の国際的な威信が大きく失墜となる。②南韓の共産主義者らが休戦線を経ず、日本を 経て北韓(=北朝鮮ー筆者)に帰還する道が開ける危険性がある。③民団と朝総連に属して いない浮動僑胞(=在日コリアンー筆者)らが求めれば、帰国(韓国への帰国ー筆者)を許容 するので、彼らの朝総連加入を防ぐ安全弁になっていたが、北送を許容するとなると、そ の安全弁を失う。④北送された僑民ら(=在日コリアンー筆者)が北韓でスパイ教育を受け て、日本へひそかに派遣され、対韓諜報活動をする恐れがある」と主張した⁴⁹¹。このような 問題意識を持ちながら、同年2月3日、韓国側は日本政府に「在日韓国人の北送を取り消 さなければ、韓国は韓日会談再開に応じない」と言及した⁴⁹²。これは、韓国政府にとっての

日)『在日韓人北韓送還及び韓・日両国抑留者相互釈放関係綴、1955-60、全9巻: V.7 北送関係参考資料、1955-60』登録番号771、分類番号723.1JA 号(北)1955-60V.7(以下、『V.7 北送関係参考資料』)。

⁴⁸⁹松浦(2015)、pp. 11~12。

⁴⁹⁰テッサ・モーリス=スズキ(2007)、p. 227。

⁴⁹¹金東祚(1986)、p. 143。

⁴⁹²同上、p. 145。

在日コリアン問題の観点が、以前の植民地問題ではなく、分断体制の問題として模索されるようになったことを示す。

第3項 帰国事業をめぐる韓国政府の外交的対応の限界

帰国事業を阻止するため、韓国政府は日本政府のみならず、アメリカ側と ICRC に接触していたが、外交的な接触から、韓国側が求めるような結果は得られなかった。まず、1959年2月13日、韓国側とパーソンズ(J Graham Parsons)米国務部北東アジア課長との対談において、パーソンズは在日コリアンの帰国事業に関して、未解決問題として取り扱うより帰国事業を行うのが「自然」な結果であると強調した。そして、日本の決定は政治的なことではなく人道主義的なレベルであり、日本政府が日韓会談を決裂するために行ったことではないので、日韓会談を決裂しないように要請した。また、米国務次官補であったロバートソン(Walter S. Robertson)は、帰国事業に反対する韓国政府を支持しないとの立場を表明した。その理由は、第1に、なぜ共産主義者(北朝鮮を支持する在日コリアン)を入国させるのかに疑問を持ち、第2に、朝鮮戦争の休戦会談で「捕虜ら(大村収容所にいる在日コリアンを含めた収容者ら一筆者)」の「自発送還原則」を支持したからである493。

加えて、同年3月2日、ジュネーブで日本と北朝鮮との在日コリアンの北朝鮮への帰国に関する交渉が始まろうとしているとき、アメリカ総領事で在ジュネーブ国際機関常任代表が、ICRCの委員長ボワシエ(Leopold Bossier)に電話をかけて、この問題に対するアメリカの態度を説明した。当時、米国務省は「個人が自国に帰ることについては、その帰国に先だって徹底的な審査がおこなわれることを条件に、反対しない」という立場であった。当時、アメリカは北朝鮮を国家として認めていないが、北朝鮮に帰国を求めている在日コリアンの帰国を承知していた。実際、ボワシエは全体として「合衆国はこの件に関与した

.

⁴⁹³朴鎭希(2008)、pp. 296~7。

くない」という印象をうけたと説明した494。

しかし、アメリカ側が帰国事業を擁護したのはそれだけではなかった。アメリカ関連文 書を検討したテッサ・モーリス=スズキの研究では、アメリカ側の政治機関関係者が持っ ていた北朝鮮を支持する在日コリアンに対する認識が紹介されている。まず、同年7月10 日、日本と北朝鮮のあいだで協定草案がまとまった直後、極東担当次官補であるパーソン ズと国務長官ハーター(Christian Archibald Herter)のレポートには「日本の朝鮮少数民 族はつねに対応のむずかしい、厄介な問題だった。朝鮮人は日本社会に決してとけこもう としない。大都市圏のなかで孤立した共同体をつくって暮らす、不遇をかこち、経済的に 貧しい集団である。結果として、犯罪面での主要問題であり、国と地方自治体の社会福祉 にも大きな負担をかけてきた。日本人は自らの失業問題で苦慮しており、この余分な負担 を歓迎してこなかった」と記されていた。そして、同月15日アメリカの駐日大使マッカー サー2 世と対談したオーストラリア駐日大使であったワット(Alan Watt)は「マッカーサー 駐日大使は、私にこう言った。アメリカ大使館が日本の世論を調査したところ、ほとんど の人が一致して、『朝鮮人を追いだすこと』において積極的であることがわかった。(中略) マッカーサーは、自分もその点について日本人をあまり批判できない、と言う。なぜなら、 (マッカーサー2 世によると=テッサ)日本に残っている朝鮮人は程度が低く、多くの共産主 義者および多くの犯罪者が含まれているからだ。今もって、日本政府がなんの帰還計画も 実施しないのはきわめて非現実的なことだ」という記録があった。これは、当時のアメリ カ側が在日コリアンを不愉快な存在とみなしていたことを示す。

そして、同月アメリカ側の文献には「帰国問題に包含される広い政治的意味を考慮して、 われわれは、日本政府にこのような帰国の実施を思いとどまらせようと、さらには、すく なくとも帰国が完全に自発的に、赤十字国際委員会の効果的な監督下でおこなわれるよう に促そうと、努力をしてきた。しかし、日本政府は政治的にも帰国に完全にコミットして

⁴⁹⁴テッサ・モーリス=スズキ(2007)、p. 259。

おり、たとえ両赤十字の合意を国際委員会が承認しなくても、北朝鮮への帰国を阻止するチャンスはほんの短時間しかないだろう。こうした状況で、日本政府は、韓国との相違の全面解決が保証される場合にのみ、帰国を遅らせる用意があると表明」したと記されていた。これに関して、テッサ・モーリス=スズキは「アメリカとしては日韓関係へのダメージを最小限にとどめることに専念すべきである、とレポートは提案していた」と言いながら、「赤十字国際委員会を促して帰国の監督に積極的に関与させ、それと並行して韓国には、帰還計画を黙認し、自らの扉も開いて在日朝鮮人を受け容れるように迫るのである」と指摘した495。

一方、3月2日、藤山外相と坂田道太厚生相は、島津日赤社長に日赤代表をジュネーブに派遣させる「要請文」を伝達した。同日、島津はボワシエ ICRC 委員長にあらかじめ報告する他に、井上外事部長を日本代表として選出した。これに対して、韓国では日本政府に対して「韓日会談打ち切り」と李ライン監視強化を通告したほか、政府与党のみならず、野党の各代表まで参加する会議が設けられ、「北送」反対の「総力戦」が決議された。国防部からは海軍と陸軍が「北送船」を阻止するため出動準備が完了したという報告が続いた。また、梁裕燦496駐米韓国大使が対米対策のため緊急帰国し、柳泰夏駐日公使も一時召還され対策協議に合流した。同日パゴダホテルで国民的「反北送」運動推進の合意が行われたほか、15日には韓国の国会で満場一致で「北送反対決議案」が承認された497。

 $^{^{495}}$ テッサ・モーリス=スズキ(2007)、pp. 261~265。

⁴⁹⁶梁裕燦は 1897 年に生まれ、ハワイのマクキムリ高校(McKinley Highschool)を卒業後、ハワイ大学(The University of Hawaii)を通ったが、1923 年ボストン大学(The University of Boston)を入学した。卒業後、医学博士の学位を取ってから、ハワイに戻って、病院を開業した。以後、ハワイで社会産業を通じて、韓人大学俱樂部を結成し、ホノルルの YMCA 理事を勤めながら、在米コリアンの団結と親睦に力を注いでいた。解放後、朝鮮戦争に関係によるアメリカ側官僚との接触など、韓国側の外交官として努めた。以後、1951 年 4 月から、駐米大使として任命され、1952 年から日韓会談の主席代表として任された。01iver R. Avison(著)、朴日泳(訳)『大韓民国建国の内幕(上、下)』啓明社、1998。『韓国外交秘録』(1984)。『大韓民国行政幹部全貌』(1960)。東亜日報「在布哇同胞에게 朝鮮意識宣傳」1934 年 2 月 12 日付。

同年2月13日、日本政府はついに「在日朝鮮人中北鮮帰還希望者の取扱いに関する閣議 了解(以下、閣議了解)」を決定した。その内容を見ると「意思確認と(中略)帰還の実現に 必要な仲介とを赤十字国際委員会に依頼する。(中略)帰還に関する諸般の事項の処理につ いては、日本赤十字をして赤十字国際委員会と協議せしめる。ただし、日本側においては、 配船は行わない」としている⁴⁹⁸。

同年5月5日、アメリカのダウリング(Walter C. Dowling)駐韓大使は李承晩に帰国事業問題は日韓会談を通じて模索することを提案したが、李承晩はICRCの帰国事業が中止されなかったら、日本との関係改善は無理であると言及した。以後、李承晩は訪韓中のパーソンズと会ってアメリカに帰国事業問題に関して、「ソロモンの役割」を頼んでいたが、パーソンズはアメリカには両国の問題に関与する資格がないと言及した。これを検討した朴鎭希は、帰国事業問題に関して、アメリカ側は韓国のために何もできることはないと説明した499。これに加えて、同年7月17日、ダウリング駐韓大使は韓国側に帰国事業をめぐる問題に関して、以下のように伝達した。

アメリカの立場からみると、ICRC の全面的な関与が、共産国家である北朝鮮に「送還」 される人々の数をできるだけ最小化することが保証できるように最善を尽くすが、特に、 今議論されている韓国送還を求める人々と、日本に居住し続けたい韓国人の法的地位に 関する問題に対して、共に提案できることになる。しかし、このような事案に関する対 案のためには、ICRC の全面的な審査ができるように、韓日両政府の間に合意が調わなければならない。もし、日韓両国の間で「送還」に合意する可能性があれば、アメリカは「補償」のための支援を提供する。アメリカは、韓日両国間の会談再開のため、満足に 値する事務局を増やす準備ができており、そして、韓国に帰還したい在日韓国人の「送

_

⁴⁹⁸朴鎭希(2008)、p. 239。

⁴⁹⁹同上、pp. 300~301。

還」のためには、遅滞なく提供することに対する合意が行わなければならない。アメリカは一定の在日韓国人を対象として、一括支給する形式の補償および ICRC の全面的な参加を原則として、韓国政府と「送還」の合意を含んだ後者(残留を希望する韓国人一筆者)の問題を、日本政府側と議論する意向があれば、日本の意思を打診する準備ができている500。

ダウリング駐韓大使は韓国側に、ICRC が帰国事業を実行する場合、少数の送還に収めることができるように日韓会談の再開に言及した。日韓会談が再開すると、ICRC の送還審査基準に韓国側が関与できるようになり、在日コリアン問題を解決するためには日韓会談を行う必要があるとダウリングが言及した。韓国側としても、日韓会談を通じて帰国事業に関与するしかなかった。

以後、同年7月31日に兪鎭午が藤山外務大臣に日韓会談の再開を要請して、日本側も日韓会談を再開することにし、「釜山に収容されている日本人漁夫と大村に収容されている韓国人(=在日コリアン-筆者)の相互送還」が実施されるよう要望した後⁵⁰¹、8月1日の韓国側と日本側との協議によって、日韓会談に再開をすることになった⁵⁰²。日韓会談は同月12日に再開された⁵⁰³。

第2節 帰国事業への反対

第1項 韓国内の帰国事業反対運動の展開

韓国国内では自由党議員らと政府閣僚らは 1959 年 2 月 13 日「国務会議室で連席会議を

^{500「}韓日関係-ダウリング大使との会合に関する報告と意見(原文:英語)」(1959年7月21日) 『在日韓人 北韓送還及び韓・日両国抑留者相互釈放関係綴、1955-60、全9巻:V.2 在日韓人北韓送還、1959.1-8』登 録番号766、分類番号723.1JA 号(北)1955-60V.2 (以下、『V.2、在日韓人北韓送還』)。

^{501「}山田との会談報告(原文:韓国語)」(1959年8月2日)、同上。

⁵⁰²東亜日報「韓日會談受諾回答」1959年8月1日付。

^{503「}韓日会談再開日程に関する件(原文:英語)」(1959年8月7日)『V.2、在日韓人北韓送還』。

開いて在日僑胞を北送する日本政府の仕打ちを糾弾反対する全国的な国民運動展開問題に 関して協議をする」動きがあった⁵⁰⁴。この日、外務部会議室では韓国側の自由党、民主党、 無所属の議員らが集まった。彼らは、当時の外務部長官である曺正煥と外務次官である金 東祚から帰国事業に関する政府の「措置」の説明を聞いた⁵⁰⁵。

同月 15 日、国会議長室で「在日韓人北送反対全国委員会(以下、北送反対会)」の発起委員会が召集されて、組織化が開始された⁵⁰⁶。16 日、北送反対会はソウル大学講堂で 400 名程度の人らが集まって李起鵬⁵⁰⁷・趙 炳玉⁵⁰⁸・張 澤 相 ⁵⁰⁹を指導委員として選定し、「日本

解放後、李承晩を補佐官として活動後、李承晩が大統領になってから、秘書室長を担当した。1949 年 6 月第 2 代ソウル特別市長、1951 年 5 月第 3 代国防部長官、翌年大韓少年団副会長などに勤めていた。当時は韓国国会議長であった。韓撤永『李起鵬先生演說集』(発行所不明)1959 年。東亜日報「李起鵬氏의人生航路」1960 年 4 月 29 日付。

⁵⁰⁸趙炳玉は 1894 年忠清南道天安に生まれ、公州永明学校を経て、1911 年平壌崇実学校を卒業した。延禧専 門学校を 1914 年に卒業後、アメリカのコロンビア大学で政治経済学を専攻した。帰国後、延禧専門学校専 任講師となったが、教育方針の対立で辞職した。1927 年、新幹会の創立委員と財政総務を務め、1929 年、 解放学生運動を背後として逮捕され、3 年間服役した。1937 年には「修養同友会事件」で再び逮捕され、2 年間服役することとなった。

解放後、韓国民主党の結成に参加し、米軍政庁の警務部長に就任後、韓国警察の創立に関与するとともに当時の南共産党に関与していた者らを制圧した。特に、南共産党制圧の過程で、親日警察を利用し、彼らに関して「親日ではなく、生存のため」にしかたなく携わった人が多かったと発言した。1948年、大統領特使、国連韓国代表を務め、1950年に勃発した朝鮮戦争では内務部長官として大邱死守の先頭に立った。その後、李承晩大統領との意見の衝突で、反李承晩勢力の主要人物となった。1954年の第3代総選挙、1958年の第4代総選挙に当選された。趙炳玉『나의(私の)回顧錄』서울: 해동、1986年。カン・ヘギョン(2006)、p. 132。尹景徹『分断後の韓国政治』東京: 木鐸社、1986年。韓国史編纂委員会『朝鮮韓国近現代史事典』東京:日本評論社、2015年、p. 346。

500張澤相は慶尚北道漆谷で 1893 年に生まれた。1907 年日本へ行って、1908 年早稲田大学を入学するようになった。1910 年、「日韓合併(韓国では「韓日併合」と呼ぶ)」が結ばれ、これに反感を持っていた張澤

⁵⁰⁴京鄉新聞「國民運動展開協議」1959年2月13日付。

⁵⁰⁵東亜日報「僑胞送北 擧族的으로 反對」1959年2月14日付。

⁵⁰⁶同上「16 日 發會式 僑胞送北反對全國委」1959 年 2 月 15 日付。京鄉新聞「僑胞北送은 自由에 對한背信이다」1959 年 2 月 16 日付。

⁵⁰⁷李起鵬は1896年、忠淸北道槐山で生まれ、1915年ソウルの普成学校を卒業後、2年後祖国のためにアメリカに行った。1923年、アイオワ州立大学(The University of Iowa State)の文学科を卒業後、アメリカで『三・一新聞』発行など、日本の敗戦まで独立運動を行っていた。

の僑胞北韓強送陰謀を粉砕するために与・野を超越して、国内的に国民を指導・闘争して 国際的には友邦の支持を得るために、外交活動を強力に展開すると決議する」と宣言した⁵¹⁰。 以後、21 日ソウル運動場で「全国大会」が挙行され、指導委員らの演説や李承晩が北送反 対委員会に送ったメッセージの外務長官による朗読するなどがあった⁵¹¹。

同月 13 日から各地域でも帰国事業に対する反対運動が行われていたが、北送反対会が結成されてから、19 日にはデモが全国規模で行われ、新聞によれば「学生・除隊軍人・商人・会社員・芸能人など」が参加した⁵¹²。全国で行われたデモの参加人数は 2 月 13 日から 4 月 10 日まで、のべ 1087 万 7527 名に達していた⁵¹³。以後、帰国事業反対運動は一旦中止となったが、6 月 11 日に日本と北朝鮮が帰国事業の妥結に接近すると認知していた北送反対会は、6 月 12 日からデモを再開し⁵¹⁴、18 日にソウル運動場で、帰国事業の反対運動が行なわれた⁵¹⁵。

相は同年11月中国の上海に行くようになった。以後、上海からロシアを経由して、イギリスに留学するようになった。おそらく、張澤相は全帝国国家の中で、イギリスについて好感を持っていたのは要因であった。ロンドンで英語勉強後、1913年春にエディンバラ大学(The university of Edinburgh)を入学した。しかし、張澤相は自分に国家がないまま、大学の卒業証書の意味はないと感じて、大学を中退してから、1921年に帰国した。以後、青邱会の会長として、抗日運動を行なった。

解放後、米軍政庁から京畿道の勧進で、警察部長になって、南共産党の関係者らを制圧した。韓国政府の樹立後、外交長官として勤めた。以後 1950 年には、第 2 次韓国国会議員の投票で、漆谷の議員になってから国会副議長になり、以後朝鮮戦争の問題をめぐって国連総会で韓国代表として外交関係を取り扱った。1952 年は国務総理になり、1954 年は無所属として、漆谷の国会議員になった。張炳惠『常線の自由魂』嶺南大学博物館、1973 年。

510東亜日報 「僑胞送北反對全國委發足」1959年2月17日付。

511同上「僑胞送北 反對데모 坊坊曲曲에 壁報」1959年3月1日付。

512東亜日報「坊坊曲曲서『데모』」1959年2月14日、京郷新聞「在日僑胞 强制北送을 糾彈」1959年2月14日付、「釜山・仁川・水原서도」、「熾烈한糾彈데모」、「市内 接客業者 15日上午 데모」、「清州 서도示威 萬六千名이参加」1959年2月15日付、「各地方서도國民大會」1959年2月16日、「百萬名突破日糾彈데모 356個地域서」1959年2月17日。「265萬名을突破 北送反對全國 데모」1959年2月20日。513京郷新聞「北送反對 데모 千87萬名 参加」1959年4月11日付。

⁵¹⁴東亜日報「政府와 全國民結束」1959年6月13日付。

515東亜日報「送北反對全國大會開催」1959年6月18日付。

第2項 帰国事業実行前の民団の動態

1958 年、日本と北朝鮮との帰国事業の動きに応じて、民団は7月27日に臨時中央議事会を開いて、「北送反対の決議」をしてから、反対運動を展開し⁵¹⁶、1959年2月2日「北送反対闘争委員会」を結成した⁵¹⁷。以後、民団は、1959年2月12日に日本外務省の前でデモを行ない、帰国事業「反対抗議文」を外務省に提出し⁵¹⁸、15日、東京を含めて18か所の都市で帰国事業の反対デモが行われた⁵¹⁹。

3月3日、青森から大阪まで走った23名の自転車抗議団が、約500名のデモ隊を率いて外務省に殺到した。彼らは警察の制止を突破し、4メートルの高い鉄門を越えて中に入り、山田外務次官に抗議文を手渡した。そして、日本の全国45か所で10万名を動員してデモ行進をし、「伝単7万枚、趣旨文31万枚、日本人に対する啓蒙伝単30万枚、同胞に29万枚」を配布した。このとき、警察がデモ隊員の一部を逮捕する事件まで発生した520。

しかし、民団の内部では、帰国事業による意識は単なる反対だけではなく、韓国側に対する不満が現れていた。6月15日、民団中央機関では次のような決議書を発表した。

- ①在日同胞北送反対運動を最後まで継続闘争する。
- ②日本政府に対して、在日同胞の基本的な人権と生活権確保闘争を大衆的に展開する。
- ③本国政府に対する在日同胞の保護施策に対して 10 餘年にかけて請願をしたが、現在に至ってまで誠意がある施策が全無なので、我々は、これ以上の忍耐ができない。自由党政権に対する不信を表明する⁵²¹。

⁵¹⁷『50 年史』(1999)、p. 82。

⁵¹⁶權逸(1987)、p. 233。

⁵¹⁸權逸(1987)、p. 234、京鄉新聞「北送計劃 反對 在日僑胞들『데모』」1959年2月13日付。

⁵¹⁹京鄉新聞「東京서 僑胞데모 北送反對를 絕叫」1959年3月8日付。

⁵²⁰權逸(1987)、p. 234、『50 年史』(1999)、p84。

⁵²¹金太基(2000)、p. 75。

民団は韓国側が行っていた在日コリアン政策に不満を示していた。これに加えて、当時の民団団長である金載華は「北送問題に反対するためには我々が北韓に行かなくてもいい方途を見つける必要があります。北送に反対するのは勿論であり、日本政府に対して僑胞らが生活の安定を保障してほしいと要求をすることと、我々の政府に対しては過去10余年間にわたり、僑胞問題について請願したが、何も誠意の表示がない点」について言及した。以後、上のような決議書によって、韓国との関係を重要だと考えたグループとの摩擦から、民団内部の分裂が起こった。これに関して、金太基は、北朝鮮が総連に1957年4月から1959年2月まで6億円の教育援助を行っていたことと比べて、韓国側の目立つ支援がなかったので、民団内部では不満を持っていたと説明した522。つまり、帰国事業は韓国政府内部だけではなく、民団内の韓国政府に対する不満を現わす契機になった。

第3節 帰国事業妥結に対する韓国政府の在日コリアン政策

第1項 帰国事業問題による在日コリアンの韓国への送還

1959 年 8 月、韓国側は新聞報道を通じて朝赤の副会長である李一景が在日コリアンらを 北朝鮮の労働力として吸収しようとしていることを確認した⁵²³。同月 7 日 ICRC は、韓国側 に在日コリアンが居住地を自由に選択するために帰国事業の支援を行うと通報し⁵²⁴、8 日に 次のような立場を発表したと韓国側が作成した資料に記録されている。

a. ICRC は本来生まれたところ(南北両方-筆者)を選択して帰還を求めている在日韓国人の送還に対して、必要とする様々な措置を提供すると決めた。

-

⁵²²金太基(2000)、pp. 75~76。

⁵²³「北韓の労働力不足に関する外臣報道内容送付の件(原文:韓国語)」(1958年8月5日)『V.2、在日韓人 北韓送還』。

⁵²⁴「国際赤十字委員会の決定に関する件(原文:英語)」(1959 年 8 月 7 日) 『V. 4、ジュネーブ代表部の活動』。

- b. ICRC は日本から承認要求を受けたが、日本と傀儡(=北朝鮮-筆者)の間の合意承認を ICRC は拒否しない。
- c. 日本政府は最近 ICRC の関与がなくても、いわゆる送還すると ICRC に通報してきた。
- d. 送還問題を実行する当事者は日本政府であり、ICRC ではない。
- e. ICRC が日本に行ったのは、自分の意思に反して送還する人々を防止するためである。
- f. ICRC はすぐ日本に代表団を派遣するが、この条件を日本側が実行しないと、ICRC は日本から代表団を撤退させる。
- g. ICRC は、韓国に帰還を求める韓国人の送還機構のために、韓赤も協議するように提案 する 525 。

ICRC は、日本政府が合理的な送還を行うのかを監視するし、在日コリアンを自由意思で本国への送還させるために、北朝鮮だけではなく、韓国側も受け入れるように提案した。 同月 11 日、韓国側は上のような内容を認知しながら、帰国事業問題に関して韓国側の内部では次のような議論が行われた526。

長官(=曹正煥527外務部長官-筆者)

……我々が会談の無条件再開を提議したのは我々の浅知恵かもしれないが、米国の周旋要請、または ICRC の交渉も我々の意志通りにできなかったので、何とかして解決を模索するために会談の無条件再開を提議したし、日本がこれに応じたのである。

⁵²⁵「国際赤十字委員会の立場発表に関する件(原文:英語)」(1959年8月8日)『V.4、ジュネーブ代表部の活動』。

^{526「4} 次韓日会談代表団事前協議会(原文:韓国語)」(1959 年 8 月 11 日)『V. 2、在日韓人北韓送還』。

⁵²⁷曺正煥外務部長官は、1875 年慶尚南道金海に生まれ、植民地時期にはアメリカのミチガン大学(The university of Michigan)の大学院を卒業して、帰国後順天梅山学校の副校長、梨花女子専門大学(現:梨花女子大学)の教授などを勤めた。解放後、1949 年外務部次官をはじめ、韓国の外務業務を務めていた。『韓国要人總鑑』(1985)。

許 政⁵²⁸代表

……今までの韓日会談は韓国側の態度も強硬で、今まで大した成果がないのまま今日まで来た。無条件会談提議は両方が無条件で(会談を一筆者)行うので、日本は会談とは別途で既定方針とおり、続いて北送を推進するので、我々がこのまま何も措置を施さなかったら、我々が北送を譲る印象を与えるのであろう。北送は我々の立場としては、絶対譲れないことであるが、だからと言って、これに絶対反対だけすれば会談がうまく進まないので、これをどうすればよいなのかわからない。

柳泰夏大使

……無条件会談再開と同時に抑留者相互釈放も提議したので、日本は日漁夫(=日漁民) 問題があるので、割り切れない点がありながら、我々の提議に応じたのである。

長官

……抑留者相互釈放提議は事実上我々がだしに使った。

許政代表

……北送還問題を優先として討議すると日本がどのように出るのか。

長官

……北送還問題だけを先にすると会談が進まないのである。全議題を一緒に模擬するしかないのであろう。そうしながら時間を稼ぐのがよい。

⁵²⁸許政は、1896年釜山に生まれ、普成専門学校で法律を専攻として卒業した。以後、3・1 運動に参加して から、上海で臨時政府の独立運動をした。解放後、李承晩が大統領になって、その内閣で働いた。 京郷新聞「歴代閣僚面貌」1949年8月15日付。同「許政前 과도정부首班 別世」1988年9月19日付。

(中略)

イム・チョルホ 任哲鎬⁵²⁹議員

……韓日関係は年一年と我々が不利になり、また李博士(=李承晩-筆者)がいる間に解決するのが我々に有利なので、何とかして早速解決するのが正しいのであろう。既定方針とおりにして、会談がとても進めない場合には李博士に建議しても、違う段取りを行っても早速解決するのが正しいのであろう。いまの様子であると、本当に北送を求める者らを防ぐ仕様がないだろう。

許政代表

……北送は避けられないと思うが、我々が譲れる限界はどこまで備えるのか。

兪鎭午代表

……この問題においては、妥協を模索すれば、我々が最大限度に譲れるの線がどこまでなのか。1957年ニューデリー赤十字会でReunion of dispersed families(離散家族の再結合)に関する決議が採択されたが、北韓に家族がいる人、または会ったことがある人が北韓に行く件についてこの決議に照らしてみるなら、譲るのも悪くないと思う。しかし、共産党なので、北韓に行きたい人の問題は政治的なことであり、したがって、赤十字とは関連がない問題なので、これを譲ったらいけない。補償を与えたら在日韓人を帰して(韓国へ一筆者)もらうが、最近政府の立場が、それが事実であるなら、賛成できない。

チャン・ギョングン 張 暻 根 ⁵³⁰

-

⁵²⁹任哲鎬は1905年6月12日、忠淸南道扶餘に生まれ、1933年日本明治大学の法学部を卒業後、日本高等 文官試験に合格後、弁護士になった。解放後、李承晩の初代秘書になってから、日韓会談の代表として勤 めた。『韓国要人總鑑』(1985)。東亜日報「前 국회부의장 任哲鎬州」1990年9月15日付。

⁵³⁰張暻根の場合、1911 年 5 月 18 日朝鮮半島の平安北道龍川で生まれ、1929 年 4 月に日本の京都で学校を

……同感だ。あの人たちをすべて受け入れ、その中にはいろいろな人らがいるので、その 成分を我々が知るはずがないし、来年の選挙にも邪魔になるはずた。

許政代表

……実はパルゲンイらを南韓へ連れて来たら我々の損害となるであろう。第1次韓日会談の時にも、私は日本に聞いてもらえないと思うが、在日韓人らに国籍選択の自由を与えるようにすれば良いではないかと思ったが、今でも我々ができるなら国籍選択の自由を与えるのが良いだろう。

兪鎭午代表

ィ・ホ 李澔⁵³¹代表

通い、1932年4月東京帝国大学入学して1936年3月に卒業した。大学の在学中、1935年11月日本高等文官試験に合格して、1936年5月1936年5月京成地方法院及び京成地方法院検事局司法官試補に任命して、1937年4月から8月まで、京成地方法院検事代理を兼ねた。高等官の地位が高くなり、1941年3月から植民地解放まで京成覆審法院の判事として働いた。『親日人名辞書』3巻、民族問題研究所、2009年、pp. 309~310。

⁵³¹李澔は 1914 年 2 月 7 日、慶尚北道永川で生まれ、1940 年 3 月東京帝国大学法学部を卒業した。以後、1939 年、日本高等文官試験に合格してから、1940 年から 1942 年まで、京成地方法院で働いた。以後、1943 年 から植民地解放まで光州地方法院の順天支庁で、検事として働いた。光州地方法院で働いている当時に、天皇と皇族に対する不敬の行為と、政治的な言及が不穏であると容疑を受けた文京浩(日本名:文平京浩)の裁判も参与した。

……在日韓人に我々がどうにかして、日本国籍を持たせるか、そうでなければ、永住権を 持たせるか、ここに連れてくるのはありえない。この話を在日韓人が知ると日本へ追い立 てられると認知して、困ることになる。

以上の議論の内容によると、韓国側は基本的に在日コリアンの思想的な識別ができないので、韓国への送還を避けたがっていた。そして、一部の代表は韓国への送還より、日本国籍をとっても良いので日本での生活を優先に考えていた。しかし、上の議論では、李承晩の側近である者らの議論には、在日コリアンの処遇を考察した言及はなかった。これに加えて、1959年8月8日、韓国政府は国会会議室で帰国事業問題に関して会議を行ったが、そこで張澤相は民団について「挾雜君ら(=いかさま師一筆者)」と言いながら、民団より韓国の民間使節団を構築してから、日本側の「実業界、政界、言論界」と接触する必要があると言及した532。張澤相の見解を韓国側の一般的な民団認識とは難しいが、韓国内部で民団が信頼できない存在として位置付けられていたことは推論できる。

第2項 帰国事業締結後の韓国政府の対応

日韓会談の再開後、1959 年 8 月 12 日、フランスのパリから韓国の外交部に ICRC の電文がきた。内容は、ICRC は帰国事業に介入することに決定し、在日コリアンの自由意志によ

解放後、1945 年 11 月の光州地方法院、1946 年は京城控訴院(1947 年 1 月からソウル高等検察庁として 改名)の検事として働いた。以後 1948 年 9 月は「法典編纂委員会」の委員になり、11 月からソウル高等検 察庁の次長検事になった。

1949年1月からは内務省理事官に任命され、治安局長を務め、1950年3月までに在任し、同月、最高検察庁検査に任命された。大検察庁検査に在職中、朝鮮戦争が勃発して軍に入隊し、1950年6月から陸軍准将として陸軍本部民事部長兼戒厳司令部副司令官になり、1951年には陸軍本部法務官になった。1952年には、停戦委員会韓国代表になり、1953年11月に陸軍准将に除隊した。1953年11月からは国防次官に任用されて働いて、1955年9月から1958年2月までに、法務部長官を務めた。1958年2月には、日韓会談の代表になった。『親日人名辞典』3巻、pp.233~234。

532「国会議員科の会議録(原文:韓国語)」(1959年8月8日)『V.2、在日韓人北韓送還』。

って、送還を求めている者らに送還を行うと言った⁵³³。以後、13 日、インドのカルカッタで、朝赤と日赤との帰国事業の協定が結ばれた⁵³⁴。このような展開によって、韓国側は大きく態度を変化させた。まず同月 19 日、以下のような態度をとった⁵³⁵。

第一の方案は、日本側が在日韓国人らに適切な補償をすれば、すべての韓国人らの韓国 送還を受け入れるが、韓国送還を望まない人々はもはや韓国の国民ではないと見なす。 ただし、すべての在日韓国人の本国送還は不可能である。この方案により、10万人以下 が帰還すると予想される。その時、日本政府は可能な限り多くの在日韓国人を北方(=北 朝鮮-筆者)に追放することができる。そして多数の在日韓国人が日本に帰化する場合も、 しない場合もある。民族感情とは別として、在日韓国人の問題は、最終的に解決するよ うになり、私たちの政府は、この問題についてこれ以上の責任はないだろう。

当時、韓国側の外務部次官である金東祚は日本側が在日コリアンに補償すれば在日コリアンの韓国への送還を受け入れると言った。しかし、韓国送還に応じない者は韓国の国民ではない(「在外国民登録」を登録した在日コリアンも含めて)と言及した。おそらく、韓国側は韓国送還に応じない在日コリアンは北方に追放(北朝鮮に帰還一筆者)する者と「日本に帰化」する者だけが残ると判断していた。

一方、韓国送還に応じない在日コリアンを「韓国の国民ではない」と発言した金東祚であるが、これは李承晩から命じられたものであった⁵³⁶。これを命じた李承晩に対して金太基は韓国への送還に応じない在日コリアンが多いはずなのに「一国の大統領として、極めて

190

⁵³³「国際赤十字委員会の介入決定に関する件(原文:英語)」(1959年8月12日)『V.2、在日韓人北韓送還』。

^{534「1959}月8月13日インドカルカッタで日本と北韓の間に調印された在日韓人強送協定文(原文:韓国語)」 (1953年8月13日)、「在日本韓人(北韓系)北送に関する協定文(原文:韓国語)」(1953年8月14日)『V.2、 在日韓人北韓送還』。毎日新聞「北朝鮮帰還の日朝協定に調印」1959年8月14日、東京、朝刊。

^{535「}在日韓人問題(原文:英語)」(1959年8月19日)『V.2、在日韓人北韓送還』。

⁵³⁶金東祚(1986)、pp. 193~194。

無責任な発想である」と指摘して、李承晩の対応は「棄民政策」であると論じた537。

同月 21 日、帰国事業問題に関して、韓国側の柳泰夏と許政はアメリカの駐日代表部のマッカーサー2 世大使と面談した。そこで、マッカーサー2 世は、在日コリアンの日本における法的地位がより改善されば、北朝鮮への送還を求める者らが減るだろうと言及した⁵³⁸。ここには、韓国側が日韓会談に積極的な態度をとる大義名分を立てるためのアメリカ側の意図がうかがえる。加えて、韓国に送還する場合、アメリカからの支援を要請すれば、アメリカは韓国への送還者に財政的な支援すると韓国政府と約束した⁵³⁹。

当時、韓国政府が主張していた在日コリアンの法的位置は「1. 両政府は在日韓国人が自由に韓国に帰還ができるようにして、彼らの搬出財産に対する制限を賦課しないようにする。2. 過去、在日韓国人を日本に強制移住させたことに対して日本政府が補償措置を行い、その資金は韓国人が帰還後の再定着のために使われる。3. 在日韓国人の集団送還を実行後、両国の政府は韓国送還を求めていない韓国人の法的地位に関して追加的な議論を行う」との立場であった⁵⁴⁰。

9月7日、半年ぶりに行った「第17次在日韓人法的地位委員会」で、韓国側の代表である る兪鎭午は、居住権問題に関して戦前から居住していた在日コリアンの「第2世または第3世」の居住権を付与する必要があるという見解から、次のように述べている⁵⁴¹。

もし、日本に生まれた韓国人に属地の原則を適用すれば、彼らが日本国籍を得るのである。

5

⁵³⁷金太基(2000)、pp. 70~75。

⁵³⁸「マッカーサーとの面談内容報告(原文:英語)」(1959 年 8 月 21 日)『V. 2、在日韓人北韓送還』。

^{539「}北送問題に対する米国の手助け要請に関する件(原文:英語)」(1959年8月27日)同上。

⁵⁴⁰「在日韓人法的地位問題に関する我側の立場に関する件、別紙:在日韓人法的地位に関する韓国側の立場(原文:英語)」(1959年9月)『在日韓人北韓送還及び韓・日両国抑留者相互釈放関係綴、1955-60、全9巻:V.3 在日韓人北韓送還、1959.9-60.2』登録番号767、分類番号723.1JA 号(北)1956-58V.3(以下、『V.3、在日韓人北韓送還』)。

⁵⁴¹「法的地位委員会第 17 次会議要録(原文:英語)」(1959 年 9 月 10 日)『第 4 次在日韓人の法的地位委員会会議録』。

したがって、日本で生まれた韓国人の永住権を与えるのが至急であり、彼らは母国(=朝 鮮半島-筆者)と関係ない。彼らが本国に帰還しても、外国として感じるかもしれない。

兪鎭午は在日コリアンが日本の生活が長かったので、日本人としての感覚が強いと認知 していた。したがって、在日コリアンが「日本国籍」であってもおかしくないので、永住 権を与えなければならないと表明した。

同年9月11日の会談では、在日コリアンの送還問題が再び議論された⁵⁴²。 兪鎭午は、在日コリアンが帰還する時、財産の全額を韓国に送金できるように要求した。前述の通り、在日コリアンが財産を所有しながら帰国ができるように提案したのであるが、改めて強調しながら言及した。これに加えて、在日コリアンが韓国に帰国できるように、彼らに対して「補償金」を受け取ることができるなら、韓国政府は大規模の在日コリアンを受け入れると提案した。特に、補償金に関する韓国側の見解は、貧困な在日コリアンが豊かに生活できるための資金ではなく、定着に必要な財産の提供を求めていた。これに関して、日本側は真剣に工夫をすると答えた。

一方、10月10日にあった韓国側の兪鎭午と日本側の勝野・平賀との非公式会談では、在日コリアン送還問題を中心に会議が進められた⁵⁴³。まず、韓国側は「できるかぎり多くの在日韓国人を韓国に帰還させるための方針を採択した。韓国人の帰還を促進するため、日本政府が適切な補償を行うことが必要だと思う。我々の調査によると、15万から20万人程度の在日韓国人が帰還するものであるが、共産政権が支配する北方に帰還を求める大部分の貧困な者らは、送還状況が良くなると韓国に帰還する」との立場を表明した。以後、日本側が在日コリアンに対してどの程度の「生活補助」を支給するかについて、日本政府が日本人を対象として「7~8万人」に18億円の生活保護金を払っているので、これを参考とし

⁵⁴² 「法的地位委員会第 18 次会議要録(原文:英語)」(1959 年 9 月 15 日)『第 4 次在日韓人の法的地位委員会会議録』。

⁵⁴³「日本側代表団と非公式会合に関する報告(原文:英語)」(1959 年 10 月 15 日)『V. 3、在日韓人北韓送還』。

て取り扱うように言及した。

第3項 ICRC に対する韓国政府の反発

それでは、韓国側は ICRC とどのような議論を行っていたのであろうか。1959 年 10 月 29 日、当時の韓国側の駐ジュネーブ代表部公使である金溶植は ICRC と接触した内容を李承晩に報告した。その報告によれば、ICRC 側は送還対象者として「家族」との関係に基づいた帰還は ICRC の原則に外れていないと主張した。これに関して、金溶植は ICRC に家族との関係の原則を認知していたが、「各個人が再会したい意思を明確に表明すると、うまく対面が行われる。したがって、質問は個人単位として行わなければならない。そして、ある家族の構成員のうち 1 人が共産主義者であっても、他の家族はそうではない場合もあることを本人(=金溶植ー筆者)の日本での経験から確認できる。したがって、質問は個人単位で行われなければならない」と要求した544。以前は、帰国事業の実行が問題であると反発する韓国側であったが、今回は、北朝鮮に帰還を求める在日コリアンの識別を厳しく行うように要求した。

以後、1959 年 10 月 30 日のジュネーブ代表部の報告書には、ICRC が帰国事業に関して、 帰還を求める在日コリアンの意思を各個人ごとに確認したうえで、日赤との協力により、 以下の特定事案を決定した⁵⁴⁵。

- 1. 在日コリアンの送還は飽く迄も個人的であり、自発的な原則下に行わなければならない。
- 2. 自由的な決定ができるように、全在日コリアンが自由意志に対する通報を受けなければならない。 ー つまり、日本に残るか、または、北と南のどちらに行くか。

⁵⁴⁴「国際赤十字委員会人事らとの会合報告(原文: 英語)」(1959 年 10 月 29 日)『V. 4、ジュネーブ代表部の 活動』。

^{545「}在日韓人送還手続きに関する国際赤十字委員会報告書(原文:英語)」(1959 年 10 月 30 日)同上。

- 3. 登録及び登録手続期の間は、韓国人らにどんなことがあっても圧力を与えるのはいけないし、個人らの安全は絶対保証しなければならない。
- 4. 日本赤十字社、または国際赤十字社代表は、在日コリアンが求めると(帰国事業に関する相談-筆者)、自由な相談を受けなければならない。

帰国事業を実行する場合、ICRC も介入して在日コリアンの相談を受けるようになった。 そして、前述のように韓国側が在日コリアンの韓国への送還を受け入れるので、在日コリアンの帰国事業は北朝鮮だけではなく、韓国への送還も行うことになった。

しかし、韓国側は上のように帰国希望者の登録事業が行われていないと判断して 11 月 11 日、ICRC 側の関係者との対面で以下のような不満を表明した⁵⁴⁶。

- 1) 最近、日本と共産主義者が登録(=帰国希望に関する登録-筆者)に対して圧力をかけであり、日本に居住する我々の国民は、日本側から圧力を受けている:彼らは強制的に登録された。
- 2) ICRC は、個人及び自由意思によって、自発的な表現という原則を擁護してきたが、登録事務所の登録は、集団的に行われた。これは、ICRC が打ち出した原則とあまりにもかけ離れている。
- 3) したがって、ICRC は日本から撤退しなければならない時点に至った。

帰国事業に関して、帰国に関する登録が「日本と共産主義」によって、「個人的」ではなく「集団」として行っているので、ICRC は原則を守っていないので「日本から撤退しなければならない」と言及した。しかし、ICRC としては、登録が圧力によって行われたものことではなく、申請書は個人に渡したので、集団的に行われたのではないと反発した。これ

-

⁵⁴⁶「モヌアとの対談(原文:英語)」(1959年11月12日)『V.4、ジュネーブ代表部の活動』。

に対して、ICRC 側は韓国側が証拠を提出するなら「ありがたい」ことであると言及した。 もちろん、韓国側が主張している在日コリアンの集団的な登録が強制的な性格であるかは、 確認できないが、帰国事業に対する不満を表明したことは理解できたことは確認できた。

第4節 帰国事業実行をめぐる韓国政府と在日コリアン社会の対応

第1項 総連の帰国運動活動

前述の通り、総連は各地域に民族学校を設立したが、北朝鮮は民族学校における民族教育に支援金を送った。これに応じて、当時の総連は、民族学校のコミュニティを通じて、北朝鮮に対して好意的な教育を行ったため、帰国事業の宣伝が広がるようになった⁵⁴⁷。

1958 年 7 月 29 日付の「在日本朝鮮人総連合会第四回全体大会から金日成首相宛の手紙」には「共和国の対外政策に厳格に基づき日本人民との連帯性を強化し、朝日両国間の正常的関係を促進するためにさらなる力を注ぐことを誓う」と記されていた。以後、指令を受けた総連中央が 8 月 11 日に「集団的帰国決議」をした。そして、12 日に開催された同大会で、「集団帰国問題に関する要請書」が採択され、日本政府に伝えられた。一方、同日に第4回原水爆禁止世界大会が 20 日までの日程で行われていた。同大会には総連中央の李季白副議長、外務部長の事前が在日朝鮮人代表として参加し、「集団的帰国決議」を協力団体に伝えた548。このように、総連はいつでも帰国事業によって在日コリアンらが帰国できるよう準備をしていた。

1959 年 8 月 23 日にジュノー(Marcel Junod)副委員長以下、ICRC 代表団の東京への派遣後、間もなくして帰国事業が日本社会に表面化した。日赤は ICRC 代表団と帰国業務処理に関する細則を協議した上で、9 月 3 日にいわゆる「帰還案内」を公表した⁵⁴⁹。「帰還案内」の内容には「日本にとどまることを希望する朝鮮人の場合、在日朝鮮人は、もちろん日本

⁵⁴⁷テッサ・モリス=スズキ(2007)、p. 211。

⁵⁴⁸朴正鎮(2012)、p. 274。

⁵⁴⁹同上、p. 259。

に引き続きとどまっていることができる」という「原則」が掲げられていた。これについて、当時の総連中央帰国対策委員長の李季白や尹相哲らは同月7日に日赤本社を訪問して日赤社会部長である高木に「帰還案内」の「原則」自体が「帰国と直接的な関係を持たない」という内容で撤回を要請した。そして、「帰国案内」項目については「帰国協定とは無関係である」とみなした。これに加えて、総連は「帰還案内」の撤回のために、9月21日に日赤が強行した帰国申請の受付に対して、総連は全国各地域で申請拒否を行ない、同月18日に「第1次帰還案内撤回要求統一行動」を起こし、引き続き10月11日に「第2次帰還案内撤回要求統一行動」は全国的に15万以上の在日コリアンが動員され、集会を行なった。こうした活動によって、10月27日外務省及び日赤側は総連に「帰還案内」を撤回することを伝え、帰国希望者申請受付開始への協力を求めた550。結果、総連は帰国事業に対して深く関与するようになった。

第2項 帰国事業決定後の民団の対応

日赤と朝赤との協定で帰国事業が実行するようになり、民団は光復節記念行事日(1959年8月15日)を「北送反対の民衆大会」として開催する決定し、ここに参加した団員は約5千名であった。この日に大阪ではバス50台と自家用車10台に約6千人名を動員して、街頭(明確な場所は知らない)でデモを行い、全国のデモ規模は10万名に達したと記録されていた551。一方、1959年8月「民団の2、3千名」が羽田空港へきてICRC関係者に対してデモを行なった552。そして、韓国側が作成した文書では、同年9月21日から「民団系」の在日コリアン約2000名は「日比谷公園」の野外音楽党で、「北送反対決起大会」を開かれてから、「市街行進」を行ない、曹寧柱以下40名は帰国事業の反対ハンストを日赤本社の横にある芝公

_

⁵⁵⁰朴正鎮(2012)、pp. 291~293。

⁵⁵¹『50年史』(1999)、pp. 84~85。

^{552「}ジュノ国際赤十字委員会代表、明日のために日本赤十字社の動向(原文:韓国語)」(1959年8月21日) 『V.4、ジュネーブ代表部の活動』。

園で行なった。以後、帰国事業反対のハンストは25日になってから52名に増えた。同日、400名の民団員とハンスト行っている20名は、午前に日赤の会社を囲む警察を突破して、内部で帰国事業の反対意思を日赤の葛西嘉資副社長とICRCの団長に伝えた。このようなデモに対して、26日葛西は民団長を通じて回答すると伝え、彼らは一旦退去し、ハンストを行っている者らは状態が悪化していたので、当時の韓国代表部の大使である柳泰夏は中止を要請した。柳泰夏の要請によってハンストをしていた者らは引き下げたが、その中で6名が入院した553。

12月5日、日本の警察は民団が北朝鮮への帰国希望者がいる宿所を爆発する計画がある情報を入手してから厳探を行なった。日本の警察が厳探していた時、共犯者と指定している事進以外1人を捕まった。この2人が掴まれた時、ダイナマイト12個とガソリン4ガロンを持っていた。車進は「韓国の時事通信社東京通信員」として、大村収容所の抑留者の身分調査と通訳を行って行った人物であった⁵⁵⁴。これに関して、日本側は車進が韓国代表部から「嘱託」があったと言われて、韓国側に事実関係を質問した。柳泰夏は、韓国政府と関係ない人物であると不認した⁵⁵⁵。この事件に関しては、明確な真相が明らかになっていないが、このような事件によって、韓国新聞記者が新潟港の帰国希望者の宿所に出入禁止するようになった⁵⁵⁶。これで、韓国関係者が帰国希望者の宿所に接近することが厳しくなった。同月10日、民団は帰国事業によって、新潟港へ集まっていた在日コリアンらを説得するために、民団は約1000名を動員して、北朝鮮への帰国希望者が品川から出発するので、「北送反対」を叫びながら、デモを行なった⁵⁵⁷。一方、民団は金今石を中心に1959年10月19

-

⁵⁵³「在日韓人北送計画及び韓日会談の最近の進展状況に関する資料送付の件、別紙:日本政府の在日韓人 北送計画の最近の進展状況に関して(原文:韓国語)」(1959年9月30日)『V.3、在日韓人北韓送還』。『50 年史』(1999)、pp.84~85。

⁵⁵⁴東亜日報「日本警察僑胞二名逮捕」1959年12月6日付。

⁵⁵⁵同上「故意的引捏造事件」1959年12月9日付。

⁵⁵⁶同上「新潟市一帶서 記者活動禁止 日赤서示唆」1959年12月10日付。

⁵⁵⁷同上「民團送北沮止에 蹶起」1959年 12月 10日付、「僑胞들反對示威」1959年 12月 11日付。

日に「北韓強制労働者募集防止対策委員会」が構成され、12月11日に日赤の「北送基地」に 450 余名は帰国事業が行っていた新潟港口まで行く列車を停止させ、その過程で日本の警察と乱闘があった⁵⁵⁸。これにも拘らず、12月14日、第1次の帰国事業が行い、975名の在日コリアンが新潟港から出発した⁵⁵⁹。

第3項 帰国事業実行後の韓国政府

12月7日にマッカーサー2世は、日本側の藤山と韓国に送還する在日コリアンの問題について談話した内容を柳泰夏に伝えた。その内容としては、日本側が日漁民の釈放を要求したものであり、明確な数字が書かれてなかったが在日コリアンに提供する金額に関して述べられていた。日本側が提案した金額に満足していなかった柳泰夏によって、マッカーサー2世は金額が増えるように努力すると言及した⁵⁶⁰。日本側から在日コリアンを送還する場合、彼らに提供するお金を与えるよう「口頭確約書」を受け取ったが、その内容は下のようである⁵⁶¹。

日本政府は在日韓国人の送還と、韓国の新たな定着に必要とする適用な資金を一括的な方法として、韓国政府に支払う準備ができていた。日本政府は上に言及した資金の類型と支給方法、そして、支給に必要とする他の追加措置に関して、韓国との直接的な協定を行う準備が整っている⁵⁶²。

以前、韓国送還を行う場合、日本政府によると資金を払う対象は各在日コリアンであっ

⁵⁵⁸東亜日報「民團系責任者檢舉?」1959年12月13日付。

^{559『50}年史』(1999)、p. 85。

^{560「}伊關佑局長及びマッカーサー駐日大使との面談内容報告(原文:英語)」(1959年12月7日)『V.3、在日韓人北韓送還』。

^{561「}日本政府の補償金に対する口頭確約書(原文:英語)」(1959年12月)同上。

⁵⁶²同上。

たが、韓国政府に払う展開になってきた。これが事実であるならば、韓国帰還を選択した 在日コリアンらに支給される資金は、韓国政府が管理するようになる。

12 月、梁裕燦駐米大使館と当時のアメリカ国務部次官であるパーソンズとの談話内容では、日本側が払う金額を確認することができる。パーソンズは日本政府が、家族当たり 1500 ドルまで支払う用意があり、日本の円で払うつもりであると言及した⁵⁶³。おそらく、このような金額は韓国政府にも認知していたと思う。

1960年1月の日韓共同声明草案によれば、日本側は在日コリアンが韓国へ帰国する場合、「定着金」として支払い、送還が行えるように施設提供、所有財産を両方政府の協定によって韓国への送金ができるようにすると表明した。韓国側は政治的な所属(総連や民団など一筆者)とは関係なく、在日コリアンを韓国への帰国を受け入れ、韓国側も帰国者が定着できるように措置を講ずると表明した⁵⁶⁴。しかし、2月23日、日本側はこの金額が日韓の外交関係が回復した後に行うことであると主張した⁵⁶⁵。

一方、1960年1月9日から、帰国事業で複雑になった日韓関係には、両国の抑留者問題と関連づけて、日本への韓国米輸出の件で議論が始まった。日本側は韓国側から米3万トンを購入するが、これは両国の抑留者問題が解決した後で行うようになった⁵⁶⁶。これに関連づけて、日本側も日漁民問題が未解決であったので、韓国側に抑留者問題解決を改めて提案した。以後、抑留者問題解決と、日本側の韓国産米購入増加が日韓会談の観点から注目され⁵⁶⁷、2月に作成されていた文書によれば、韓国側は抑留者問題と韓国の経済問題解決のために利用されている印象を与えないように注意しなければならないことを認識し⁵⁶⁸、日本

⁵⁶³「在日韓人補償問題に関する件(原文:英語)」(1959 年 12 月)『V. 3、在日韓人北韓送還』。

^{564「}在日韓人問題に関する韓日共同声明草案(原文:英語)」(1960年1月)同上。

^{565「}在日韓人に対する補償金支払いに関する件(原文:韓国語)」(1960年2月23日)同上。

^{566「}山田次官との面談内容報告(原文:英語)」(1960年1月9日)同上。

^{567「}伊關佑局長との面談内容報告(原文:英語)」(1960年1月11日)同上。

^{568「}相互抑留者に関する日本側の提案に関する件(原文:英語)」(1960年2月11日)同上。

側にも注意を頼んでいた569。

しかし、2月23日の会談文書によれば、日本では、日漁民釈放ために日本側が韓国から 米を購入する報道が出た⁵⁷⁰。以後、韓国側は抗議したが、日本外務省は日本政府とは関係な いと否定した⁵⁷¹。同月25日、柳泰夏は藤山外相に米購入と日本漁夫との関連がない立場を 表明する報道を要求し⁵⁷²、26日藤山は韓国の米購入に関する件は日漁夫との関係がないと 報道された⁵⁷³。

一方、2月21日に抑留者の相互釈放のために、両国は抑留者名簿交換を行う準備を整えてから、3月19日名簿交換を行った⁵⁷⁴。大村収容所から送還される者は344名になり⁵⁷⁵、その過程で、北朝鮮へ帰国を希望する者は2人確認できた⁵⁷⁶。これに関して、韓国側はこの2人が「思想が良くないので留意」する必要があると認知していた⁵⁷⁷。以後、同月29日、密航者344名(送還確認後は343名に記録されている一筆者)を乗せた船は釜山に到着してから、30日、刑期が満了した日漁夫167名を日本に送った⁵⁷⁸。そして、4月7日に韓国送還対象である密航者を韓国政府が日本側を通じて調査を行ってから、8日309名の韓国への送

-

⁵⁶⁹「日本との協定に関する留意事項伝達(原文:英語)」(1960 年 2 月 21 日)『V. 3、在日韓人北韓送還』。

^{570「}日本人漁夫釈放に関する日本新聞報道に関する件(原文:英語)」(1960年2月23日)同上。

^{571「}日本漁夫釈放と関連する報道に対す対応措置に関する件(原文:英語)」(1960年2月)同上。

^{572 「}藤山との対談内容報告(原文:英語)」(1960年2月26日)同上。

^{573 「}藤山の発言に関する件(原文:英語)」(1960年2月29日)同上。

^{574「}大村収容所韓人釈放に関する件(原文:英語)」(1960年2月21日)同上、「相互抑留者送還に関する2番目の連絡会議報告(原文:英語)」(1960年3月19日)『V.9、大村収容所に関する件』。

⁵⁷⁵「第 2 次韓人送還者に関する件(原文:韓国語)」(1960 年 3 月 27 日)、「第 2 次韓人送還者人員変更報告(原文:韓国語)」(1960 年 3 月 28 日)同上。

^{576「}第1次送還韓人乗船報告(原文:韓国語)」(1960年3月28日)同上。

^{577「}第1次韓人送還者中思想不穏な者に関する件(原文:英語)」(1960年3月28日)同上。

⁵⁷⁸東亜日報「日漁夫百 67 名送還」1960 年 3 月 31 日付、「在日抑留者韓国人第 1 次送還者引受状況報告の件、別紙:送還韓国人人数確認証(原文:英語)」(1960 年 3 月 29 日)、「送還日本人漁夫人道及び禍胎帰還同胞本国帰還措置に関する件、別紙:証明書(原文:英語)」(1960 年 3 月 31 日)、「在日抑留僑胞第 2 次送還状況報告、別紙:送還韓国人人数確認書(原文:韓国語、英語)」(1960 年 4 月 2 日)同上。

還が行われた579。

しかし、密航者の送還に関して積極的ではなかった韓国側が、急に日本側から在日コリアンの送還を受けるようになったのは、どのような理由があったのか。これに関しては、2つの理由がある。第 1 は、当時の李承晩政権のおかれた真核な経済状況の下で密航者を受け入れることは日韓関係改善のためにも急務であった。1950 年代の後半の韓国の産業発展の課題は、工業発展であった。鄭眞阿によれば、李承晩政権は農業物の輸出から得た外貨を工業発展投資金として構想した⁵⁸⁰。このために、韓国政府としては、米輸出を日本側と行う必要があった。したがって、韓国政府としては、日韓関係を改善のため、日本側が求めていた密航者の韓国送還と、日漁民の日本送還を受けなければならなかった。

第 2 は、密航者が帰国事業によって北朝鮮へ行った事例があったので、韓国側が問題意識も持っていた。この事例として、1959 年、12 月 22 日に作成された文書によれば、韓国側は北朝鮮へ送還した者には「不法入国者 42 名」が含まれていた。これに関して日本側に大村収容所の密入国者 42 名は、韓国への送還対象であったが、北朝鮮へ送還したことについて問題提議を述べた⁵⁸¹。これによって、韓国側としては、密航者を北朝鮮に送還させないような対応として、送還を受け入れるようになった。

一方、1960年4月19日、李承晩は、不正選挙が国民に知られたことで、韓国の学生と一般市民が協力して、李承晩の大統領職を辞職させる大規模集会を行った(以後、李承晩に対する革命集会であると記念して、「4・19」革命日と呼ぶようになった)。これに対して李承晩政権は、警備戒厳を命じて制圧しようとした。これで、李承晩政権が打ち出した警察と、

-

^{579「}第3次(4293年度)大村収容所被収容韓人送還に関する件(原文:韓国語)」、「第3次送還者の陳述書提出関係事務」(1960年4月5日)、「在日抑留僑胞第3次送還状況報告の件、別紙:送還韓国人人数確認書(原文:韓国語)」(1960年4月8日) 『V.9、大村収容所に関する件』。

⁵⁸⁰鄭眞阿「이숭만정권기 경제개발3개년계획의 내용과 성격」 [李承晩政権期の経済開発3個年計画の内容と性格] 『한국학연구』 [韓国学研究]3巻、高麗大学校韓国学研究所、2009年、pp.373~381。

⁵⁸¹「在日韓人北送問題関する件、別紙:構想書(原文:英語)」(1959 年 12 月 22 日)『V. 3、在日韓人北韓送還』。

デモ隊との摩擦が生じた。反面、アメリカ側は、韓国の民主化を支持する声明書を出して、 李承晩に対する集会について、肯定的な反応を示した。このような展開の結果、李承晩は 「国民が求めるなら大統領職を辞任する」と言い下野を決めた⁵⁸²。これによって、李承晩政 権の在日コリアン政策も終焉を迎えた。

小結

大村収容所における在日コリアンらによる北朝鮮への帰国希望ハンストをきっかけに、ICRC・日本政府・日赤が協力して、帰国事業が進むようになった。本章ではこれに対する韓国政府の対応に着目した。当時の韓国政府が在日コリアンに対してどのように包摂と排除をしてきたかを確認した。

まず、当時の韓国政府としては、帰国事業を止める方法としては、日韓会談で解決するしかなかった。前述した通り、在日コリアンを韓国に送還させるために韓国政府は彼らの補償を提案したが、第 4 次日韓会談でも改めて提案した。しかし、日本政府としては、補償ではなく、定着費として支援すると主張した。李承晩政権の立場としては、在日コリアンの補償金を植民地精算として取り扱う意図であった。韓国側の要求には、これだけではなく、在日コリアンの財産送金も要求してきた。韓国政府としては、韓国に送還するならば、彼らの財産を吸収することも重要であった。これに対して、日本政府は定着費として提供とともに財産送金に関しては、好意的に検討すると発言した。

以後、在日コリアンを韓国に送還する場合は、日本政府が定着費として一定の金額を負担することになった。しかし、第 4 次日韓会談でも確認したとおり、在日コリアンの処遇よりも帰国事業阻止のための対応が中心となった。したがって、帰国事業をめぐる日韓の政治的な問題が優先され、在日コリアンの問題はあまり注目されなかった。これに加えて、李承晩はこのような定着費がもらえるにも拘わらず韓国に帰還しない在日コリアンに対し

_

⁵⁸²徐仲錫『한국현대사 60 년』[韓国現代史 60 年]역사비평사[歴史批評史]、2010 年、pp. 57~71。

て国民として責任をとらないとまで宣言した。当時の韓国政府は在日コリアンの意思を確認せずに、韓国に帰国しない者に対しては排除の対象として取り扱ったのである。

反面、在日コリアンの韓国送還問題を取り扱う韓国側の官僚らの発言も注目しなければならない。当時、韓国側の官僚らは、在日コリアンの韓国送還問題に対して、彼らの処遇より、李承晩政権に与える政治的な影響を気にしていた。つまり、在日コリアンが韓国に帰還すれば、選挙に与える影響があることを認知していた。これは、在日コリアンの送還問題を国益問題としてではなく、李承晩政権の存続を第1次的に考えていたことを示す。

前述したが、李承晩の自国民として責任をとらないという宣言について、既存の研究は、「棄民政策」であると論じた。確かに、李承晩政権としては在日コリアンらを外国民としても取り扱いながら、彼らの法的地位や生活などに関心を示さず、彼らに対する責任を放棄したことは、明白な「棄民政策」であるといえよう。

結論

以上、李承晩政権の在日コリアン政策を総合的に検討してきたが、ここから当時の韓国政府について、以下のような結論を導き出すことがで出来た。

韓国のエリート系の政治的な限界

本研究では、在日コリアンの処遇に関与してきた韓国政府の官僚らが韓国のエリート系であったことを確認した。当時の韓国エリートの中心は、アメリカとの関係が密接だった者たちであったが、韓国政府樹立後に李承晩との関係が密接になった者も含まれた。このような、エリート系が取り扱った在日コリアン処遇は、在日コリアンの処遇よりも、北朝鮮との競争体制における課題の1つであると認識されていた。つまり、在日コリアンが韓国の国民であることを明確にして、在日コリアンを統制する主導権を北朝鮮から奪いたがっていたのである。代表的な局面として、在日コリアンを韓国民として登録させること措置に踏み切ったことや、在日コリアンの北朝鮮への帰国を阻止しようとしたことなどがあった。

一方、李承晩政権の時期、韓国政府を支持する在日コリアンは少数派であり、北朝鮮に帰国を希望する者も多かったので、帰国事業が実施されるようになった。これは総連の扇動であるとも言われるが、当時の在日コリアンが貧困にあえいでおり、過酷な民族差別も受けていた状況を考えると、在日コリアンらから歓迎され、北朝鮮への帰還を望むものが多く現れたのは当然であった。それにも拘らず、韓国政府は全在日コリアンが韓国民であると主張しながら、外交的手段を通じて北朝鮮への帰国事業を止めようとしたが、思い通りにはならなかった。この経験から、韓国政府は在日コリアンの統制は不可能と判断して、自国内に受け入れることを決定した。これに加えて、第 4 次日韓会談では、在日コリアンが北朝鮮に帰還することを阻止しながら、在日コリアンの韓国送還を受け入れる場合に、

在日コリアンの韓国への財産送金と補償金も要求した。

しかし、韓国送還を行うことに対して、韓国側の官僚らは帰還した在日コリアンが韓国側の選挙に悪影響を与えると判断したので、在日コリアンの国籍を日本に選択できないか検討もした。結局は、当時の李承晩政権は在日コリアンの韓国送還が自分らの利益にならないと判断したのである。これについては、国家の普遍的な利益ではなく、個別、李承晩政権の利益の観点から、在日コリアンの送還問題を取り扱ったのであると考えられる。当時の李承晩政権は在日コリアンが置かれた境遇を理解できないままに、彼らの処遇を取り扱うようになったのだと言える。

これに関して、金太基、金鉉洙など既存の研究においては、北朝鮮が行なった民族教育支援や帰国事業などの在日コリアン支援政策と比べて、李承晩政権の在日コリアンに対する対応が「無関心」さを示していると論じていることを確認した。しかし、本稿ではそうではないと主張したい。当時、李承晩大統領が駐日代表部の担当者として任命した人びとや日韓会談で在日コリアンの処遇問題に関与していた担当者らの経歴を確認すると、彼らは韓国のエリートであった。したがって、当時の韓国内の政治的なパラダイムから考察すると、韓国政府が在日コリアンに対して、無関心だったのではなく、当然な対応であったと見るべきである。

もちろん、韓国側が当然な対応を行ったと主張するからといって、李承晩政権の在日コリアン政策に問題がなかったとは言いたいわけではない。日韓会談を通じて、韓国政府は在日コリアンが韓国民であると主張しながら、政治的な包摂を試みたが、在日コリアンの特殊的な境遇を考察しないまま、彼らの処遇に関与していた点に問題があった。日韓会談においても、在日コリアンの立場が、日本の他の外国人と違うことを認知しても、韓国側は国家の運営に利益を与えるかどうかに注目して在日コリアンを把握した。また、自分らが持っている権力を失うことも憂慮した。したがって、韓国側の在日コリアンに対する対応に在日コリアンの処遇問題が欠落していたのは、当時の韓国側のエリートが持っている

限界を現わすものである。当時の韓国政治は、アメリカとの密接な関係が優先されており、アメリカとの関係が密接である李承晩との関係が、韓国エリートらの政治生命にも繋がっていた。これによって、当時の韓国政治体制としては、在日コリアンの処遇問題が排除されるのは当然であり、官僚の政治的な思想によって、李承晩とアメリカの方針が在日こり案もんだいより優先されたのであった。

李承晩政権の「国民像」

当時の李承晩政権は、日韓会談を通じて在日コリアンは自国民であると主張した。一方、韓国政府にとって在日コリアンは直接な統制することができない「潜在的な敵」と認知して対応した。それにも拘わらず、韓国政府は、第1次日韓会談から第4次日韓会談前半までは在日コリアンの国籍が韓国であること強調した。しかし、帰国事業が実施されるようになると、韓国政府は第4次日韓会談後半で、在日コリアンの日本への帰化も模索するようになった。これに加えて、韓国政府は在日コリアンが韓国に帰国する場合日本政府から支援金がうけられるようになると、韓国に帰還しないと彼らを国民として保護することができないと発言するようになった。

ここで、確認できるのは、韓国政府が在日コリアンらを自国民であると宣言した後になって、李承晩が責任を回避したことである。日韓会談の当初から在日コリアンの統制を求めていた韓国政府であったが、帰国事業の実施を契機として、韓国政府は自らの手で在日コリアンを統制することはが不可能であると判断したため、結果的に韓国政府は在日コリアンに対して「棄民政策」をとることになった。

そこで、以上の検討を通じて、李承晩政権が求める国民とはどのような存在であったのかが、むしろここで明確に確認できるようになったと言える。李承晩政権にとってのあるべき国民とは、第1に、李承晩政権に利益を与える存在でなければならなかった。第2に、李承晩政権を支持する政治イデオロギーを持っていることが明確に検証しうる者に限られ

た。第3に、李承晩政権の統制を受ける体制の内部に入っている者に限定された。

李承晩政権はこの 3 つを在日コリアンに適用しようとしたが、それは不可能であると判断し、韓国に来る者だけを受け入れて、在日コリアンに対しては責任を取らないようにした。「棄民政策」であると評価できるゆえんである。その結果、当時の韓国政府が行った在日コリアン管理政策を通じて、李承晩政権が国民の基準をどのように構想してきたかを逆照射できたと思う。

また、上のような基準を通じて、包摂と排除の両面を確認できるところがある。まず、 韓国政府を支持する在日コリアンは必ず韓国に帰国するものと認知した。このような過程 で帰国する者を包摂して、帰国しない者らは排除するつもりであった。

在日コリアン社会の分断体制を構築した韓国政府

本稿では、在日コリアンが持っている祖国に対する見解も確認してきた。当時の在日コリアン社会には、北朝鮮を祖国と認知する者も多かった。北朝鮮政府は、在日コリアン社会が求めている問題に接近したが、韓国政府はそうではなかった。むしろ、日本内の戸籍に韓国籍を導入して、明確に反共イデオロギーを基準として、在日コリアンを行政的に識別するようになった。

韓国政府は国内の韓国民を激しい暴力で統制したので、彼らは日本への密航を選択するようになった。このような韓国政府が国内で行なった行為は、在日コリアン社会にも広まるようになり、在日コリアンは韓国という国家が自国民をどのように扱うのか思い知らさせた。以後、韓国政府の国民に対する激しい統制に反発して、北朝鮮を支持する在日コリアンが多くなったのである。

一方で在日コリアンは、日韓会談で自分たちの法的地位に関する議題が扱われることに 対して、非常に強い不満を持っていた。当時、李承晩政権が起こした分断体制をめぐる住 民虐殺の実態を知っていた在日コリアンとしては、自分たちに韓国政府が関与することに は不安があった。したがって、在日コリアンとしては、日韓会談に対する反対活動を展開することは自分たちの処遇に大きく関与することと同じことであった。これによって、日韓会談は北朝鮮を支持する在日コリアンに、よりいっそうの反韓感情を持つような状態を作った。

その反面、総連は南北関係より日朝関係を重んじて在日コリアンの処遇改善を求める活動を行った。一方、小規模ではあったが、韓国政府を支持する民団も、北朝鮮との関係よりは、韓国と日本との関係を接近させようとする活動を行なった。これは、総連も民団も、自らが支持する国家が日本との経済協力関係を緊密にすることが国益になると認知していたことを示している。

一方、帰国事業を取り扱った松浦の研究では、外村が論じる「生存による自然的な帰国」という論点を批判して、「総連の扇動によって、帰国事業が進むようになった」と論じている。しかし、当時の韓国政府が行った在日コリアンの処遇への関与と、韓国内で行っていた内国民に対する厳しい管理体制とによって、帰国を求める在日コリアンが北朝鮮を祖国として信用するようになったため総連の扇動に影響されるようになったというのが実態である。原因と結果が逆さまなのである

このような状況によって、在日コリアン社会では、分断された南北関係の改善よりも、 植民地責任問題を残したまま日本との関係が密接になるという皮肉な結果を招いた。その ため、当時の在日コリアン社会の中にも内包された南北分断体制が、在日コリアンに植民 地経験の記憶を相対的に鈍感にさせる面があった。

本研究では、脱植民地問題と分断問題という特殊的な課題を抱いていた韓国政府が行なった在日コリアン管理政策の全体像を描き出したが、これによって他の国家の外国民政策研究に新たな視座を提供したつもりである。

まず、韓国政府の在日コリアン政策には、植民地問題を踏まえて取り扱うことができな かった。当時の韓国政府にとっては、分断体制の下で、自国民に編入する人びとと、北朝 鮮支持者とを明確に識別する必要があったので、在日コリアンの処遇問題に取り組むことより、彼らを包摂することが重要になった。しかし、在日コリアンが抱いていた日本内における問題は、植民地解放後も続く植民地体制の連続性に起因する問題であった。韓国側はそれを目を背けたままで彼らを包摂しようとした。そして、在日コリアンが日本による植民地支配の影響によって日本に定着するしかない状況にあり、韓国内では厳しい識別統制があったのであるが、そのことが在日コリアン社会にも知らされていたのにも拘らず、李承晩政権は韓国に帰還しなければ、韓国民として認めないと宣言した。このような宣言の背景として、李承晩政権が仮に在日コリアンを自国民と見なしたところで、多数の在日コリアンが北朝鮮を祖国として認知し、韓国政府の反共的な方針に従わないであろうと理解していたことがうかがわれる。これは、李承晩政権にとっては、植民地問題によって非常に厳しい立場にある在日コリアンの処遇よりは、北朝鮮との競争体制の下で、国民を識別するために、韓国に来ない在日コリアンを排除することの方が重要であった。

結局のところ、韓国政府の外国民政策は分断問題が焦点となった。したがって、在日コリアンの処遇問題は韓国政府の目には入らなかった。本研究では韓国政府の在日コリアン政策を子細に検討してきたが、このような研究は在外国民統制政策を対象とする歴史政策科学のアプローチであったと自己評価できる。この研究は今後、比較政策研究にも展開しうるものであると思う。ささやかではあるが、政策科学という学問分野の発展に多少なりとも貢献できていれば幸いである。

本研究の残された課題

李承晩政権の在日コリアン政策に関して、本研究で解明できなかった残された課題は次の通りである。第 1 に、民団または総連の視点ではなく、一般の在日コリアンが持っていた韓国籍の意味はどのようなものであったかを明らかにしなければならない。韓国政府を支持する民団は国民登録を実施する行政機関としての役割を担っていたが、一般の在日コ

リアンがなぜ積極的に国民登録に応じなかったのか、はいまだ明確なになっていない。したがって、当時の在日コリアンらが抱いていた国籍の意味を明らかにしなければならない。第2は、1957年に大村収容所から釈放された在日コリアンが帰国後にどのような立場をとったかを明らかにできなかったことである。韓国政府が大村収容所にいる在日コリアンを釈放させるよう求め、日本政府との名簿交換を行なったことは確認した。しかし、その名簿によって韓国政府が釈放を求めている在日コリアンだけが釈放されたのかどうかは、背景としては推測ができても、事実として明らかになっていない。もし、釈放された在日コリアンがすべて韓国政府を支持する立場をとったのであれば、この措置は人道的見地からの釈放ではなく、政治的な釈放であると論じうる。

第3は、韓国政府が帰国事業を阻止するために、在日コリアンを受け入れる対応をとったことについて、事実に迫れなかった点である。本研究では、日韓会談に現れた韓国政府側の発言から、在日コリアンに対する補償金の支払いと、彼らが所持する財産を韓国に送金できるように模索したことを確認した。しかし、その目的が在日コリアンの処遇の観点ではなく、彼らの財産と日本政府から支給される「定着費(韓国側は「補償金」と認知している)」に注目したのかどうかについては、おそらくは韓国政府がこの資金を吸収しようと模索したのだろうと思うが、まだ明確な証拠が不十分である。したがって、これについての事実を明らかにしなければならない。

第 4 は、李承晩政権期以後の韓国政府の在日コリアン政策がどのように継承されてきたかを確認しなければならない。つまり、李承晩政権に形成された韓国政府の在日コリアン政策が、その後現在在日コリアン管理政策に、どのように継承されているのか、どのように変化し、あるいは再生されているのかを確認できる研究を進めることが今後の重要な課題であると思う。

第 5 に、帰国事業に対抗して一時的に韓国送還を行う予定であった李承晩政権は、受け 入れた在日コリアンにどのような生活支援を行うつもりであったかを確認することができ なかった。北朝鮮の場合は帰国事業で受け入れた在日コリアンを経済発展の人力として活用したのであるが、李承晩政権が韓国送還後の在日コリアンをいかに処遇しようとしたかは、いまだ明らかになっていない。

参考文献

1次資料

[日本政府の関連資料](発行年月日順)

日本国会議事録

「第7回、国会衆議院予算委員会議録、第7号、第1類、第18号」(1950年2月6日)。 「第7回、国会衆議院外務委員会議録、第6号、第1類、第5号」(1950年3月1日)。 「第7回、国会衆議院外務委員会議録、第16号、第1類、第5号」(1950年4月19日)。 「第10回、国会衆議院外務委員会議録、第4号、第1類、第5号」(1951年2月14日)。 「第22回、国会衆議院外務委員会議録、第53号、第1類、第3号」(1955年6月18日)。 「第24回、国会衆議院外務委員会議録、第53号、第1類、第5号」(1956年2月14日)。

日本政府の記録刊行物

『初期「公安調査月報」[復刻版]』1、2、3、6、7、8、9、10、12、16、17、18、19、21 巻、 柏書房、2006 年。

『日韓条約締結をめぐる内外の動向』内閣官房内閣調査室、1966年。

[韓国政府の関連資料](発行年月日順)

韓国国会議事録

「第1回、国会定期会議速記錄、第55号」(1948年9月2日)。

「第1回、国会臨時議速記録、第118号」(1948年12月1日)。

「第2回、国会定期会議速記錄、第14号」(1949年1月26日)。

「第5回、国会臨時会議速記録、第27号」(1949年10月29日)。

「第6回、国会定期会議速記錄、第10号」(1950年1月20日)。

「第8回、国会臨時会議速記録、第48号」(1950年11月11日)。

「第10回、国会定期会議速記錄、第52号」(1951年3月27日)。

「第14回、国会臨時議速記録、第21号」(1952年11月14日)。

「第14回、国会臨時議速記録、第28号」(1952年11月24日)。

「第 15 回、国会臨時議速記録、第 40 号」(1953 年 3 月 24 日)。

「第19回、国会臨時会議速記録、第51号」(1954年9月29日)。

「第21回、国会臨時会議速記録、第47号」(1955年12月9日)。

「第26回、国会臨時会議速記録、第59号」(1957年12月13日)。

韓国政府の刊行物

『大韓民国行政幹部全貌』国会公論社、1960。

『大韓民国歴代三府要人總鑑』内外新書、1985年。

[在日コリアン関連資料] (五十音読順)

『韓国新聞:縮刷版』1~3巻、在日本大韓民国居留民団中央機関紙、韓国新聞社、1996年。金慶海(編)『在日朝鮮人民族教育擁護闘争資料集』(1)、明石書店、1988年。

『在日朝鮮人管理重要文書集:1945年~1950年』東京:湖北社、1978年。

朴慶植(編)、宮本正明(解題)『在日朝鮮人関係資料集成-戦後編-Ⅲ』不二出版、2000年。

[日韓会談外交文書](発行年月日順)

『韓・日会談予備会談:本会議の会議録、第 1-10 次、1951.10. 20-12-4』登録番号 77、分類番号 723.1JA 본 1951、1-10 次。

『韓・日会談予備会談:在日韓人の法的地位問題事前交渉、1951.5-9』登録番号 78、分類番号 723.1JA 법 1951。

『第1次韓・日会談:在日韓人の法的地位委員会会議録、第1-36次、1951.10.30-1952.4.1』

登録番号 81 分類番号 723.1JA 법 1951-52、1-36 次。

『第 4 次韓・日会談(1956. 4. 15-1960. 4. 19)予備交渉全 3 巻: V. 1 景武臺と駐日代表部間の交換公文』登録番号 99、分類番号 723. 1JA 예 1956-58V. 1。

『第 4 次韓・日会談(1956. 4. 15-1960. 4. 19)予備交渉、1956-58、全 3 巻: V. 2 1957』登録番号 100、分類番号 723. 1JA 예 1956-58V. 2。

『第 4 次韓・日会談(1956. 4. 15-1960. 4. 19)、予備交渉、1956-58、全 3 巻: V. 3 1958. 1-4.』 登録番号 101、分類番号 723. 1JA 예 1956-58V. 3。

『在日韓人北韓送還及び韓・日両国抑留者相互釈放関係綴、全 9 巻:V.1 大村収容所に収容中である北送希望者の釈放問題、1958』登録番号 765、分類番号 723.1 JA 号 1955-60V.1。

『在日韓人北韓送還及び韓・日両国抑留者相互釈放関係綴、1955-60、全9巻: V.2 在日韓 人北韓送還、1959.1-8』 登録番号 766、分類番号 723.1JA 号 1955-60V.2。

『在日韓人北韓送還及び韓・日両国抑留者相互釈放関係綴、1955-60、全 9 巻:V.3 在日韓人北韓送還、1959.9-60.2』登録番号 767、分類番号 723.1JA 북 1956-58V.3。

『在日韓人北韓送還及び韓・日両国抑留者相互釈放関係綴、1955-60、全9巻: V.4 北送阻止をためのジュネーブ代表部の活動、1956-60』登録番号 768、分類番号 723.1JA 号 1955-60V.4。

『在日韓人北韓送還及び韓・日両国抑留者相互釈放関係綴、1955-60、全9巻: V.7 北送関係参考資料、1955-60』登録番号771、分類番号723.1JA 号(北)1955-60V.7。

『在日韓人北韓送還及び韓・日両国抑留者相互釈放関係綴、1955 年、全9巻: V.9 大村収容所に収容中である日本密入国韓国人の強制送還及び拿捕日漁船追放に関する件、1955-60』 登録番号773、分類番号723.1JA 号(北)1956-58V.9。

『第 4 次韓・日会談:在日韓人の法的地位委員会会議緑、第 1 −22 次、1958. 19−59. 11. 2』 登録番号 107、分類番号 723. 1 JA 법(法) 1958−59、1−22 次。

[回顧録及びインタビュー記録]

日本語(五十音読順)

權逸『權逸回顧録』權逸回顧録刊行委員会、育英出版社、1987年。

藤永壯(外4名)「解放直後・在日済州島出身者の生活史調査(3)姜京子さんへのインタビュー記録」『大阪産業大学論集・人文科学編』105、大阪産業大学学会、2001年。

―――(外8名)「解放直後・在日済州島出身者の生活史調査(5・上):高蘭姫さんへのインタビュー記録」『大阪産業大学論集・人文科学編』2、大阪産業大学、2008年。

―――(外 8 名)「解放直後・在日済州島出身者の生活史調査(8・上): 金春海さんへのインタビュー記録」『大阪産業大学論集、人文・社会科学編』8、大阪産業大学、2010年2月。

―――(外 8 名)「解放直後・在日済州島出身者の生活史調査(8・下): 金春海さんへのインタビュー記録」『大阪産業大学論集、人文・社会科学編』9、大阪産業大学、2010年6月。

―――(外8名)「解放直後・在日済州島出身者の生活史調査(11・上):金玉煥さんへのインタビュー記録」『大阪産業大学論集.人文・社会科学編』15、大阪産業大学、2012年6月。

----(外 8 名)「解放直後・在日済州島出身者の生活史調査(11・下):金玉煥さんへのインタビュー記録」『大阪産業大学論集.人文・社会科学編』16、大阪産業大学、2012 年 10 月。

韓国語(ハングル字音順)

金東祚『回想30年韓日会談』中央日報社、1986年。

金東祚『냉전시대의 우리외교: 김동조 전외무장관회고록』문화일보、2000年。

金溶植『새벽의 약속 : 김용식외교 33 년』김영사、1993 年。

原州元氏中央宗親会『義士元心昌』東光文化社、1979年。

李康勳『민족해방운동과 나』제삼계획、1994年。

張炳惠『常線の自由魂』嶺南大学博物館、1973年。

趙炳玉『나의 回顧錄』서울: 해동、1986年。

陳弼植『외교관의 회고: 진필식 대사 회고록』外交通商部、外交安保研究員、1999年。 韓撤永『李起鵬先生演說集』(発行所不明)1959年。

[在日コリアン団体の記事及び雑誌](五十音読順)

『解放新聞』。

『民団新聞』。

[日本の記事及び政府機関雑誌文献](五十音読順)

『朝日新聞』。

『アルプスシリーズ』。

『公安調査月報』。

『時事新報』。

『中央公論』。

『読売新聞』。

[韓国の記事文献及び雑誌](ハングル字音順)

『京鄉新聞』。

『東亜日報』。

『毎日経済』

『每日申報』。

『月間朝鮮』。

[その他](五十音読順)

『大村入國者收容所 20 年史』法務省大村入國者收容所、1970 年。

日本赤十字社『在日朝鮮人帰国問題の真相』東京 : 日本赤十字社、1956年。

----『在日朝鮮人の生活の実態』東京: 日本赤十字社、1956年。

2次資料

[単行本]

日本語(五十音読順)

楠綾子『占領から独立へ:1945~1952』吉川弘文館、2013年。

エドワード・W. ワグナー『日本における朝鮮少数民族: 1904 年~1950 年』湖北社、1975 年。 遠藤正敬『戸籍と国籍の近現代史:民族・血統・日本人』明石書店、2013 年。

『大阪韓国人百年史 - 民団大阪 60 年の歩み - 』在日本大韓民国民団大阪府地方本部、200 6 年。

太田修『日韓交渉:請求権問題の研究』クレイン、2003年。

大沼保昭『単一民族社会の神話を超えて:在日韓国・朝鮮人と出入国管理体制』東信堂、 1986 年。

韓国史編纂委員会『朝鮮韓国近現代史事典』東京:日本評論社、2015年。

金東椿(日本語訳者:金美恵、崔真碩、崔徳孝、趙慶喜、鄭栄桓)『朝鮮戦争の社会史 避難・ 占領・虐殺』平凡社、2008 年。

金太基『戦後日本政治と在日朝鮮人問題(SCAP の対在日朝鮮人政策 1945~1952 年)』勁草書 房、1997 年。

高祐二『在日コリアンの戦後史』明石書店、2014年。

古庄正『足尾銅山・朝鮮人強制連行と戦後処理』東京:八月書館、2013年。

篠崎平治『在日朝鮮人運動』1955年。

崔永鎬「戦後の在日朝鮮人コミュニティにおける民族主義運動研究:終戦直後南朝鮮の建 国運動との運動を中心に」東京大学大学院博士学位論文、東京大学大学院総合文化研究科 国際関係論専攻、1992年。

鄭栄桓『朝鮮人独立への 隘路:在日朝鮮人の解放五年史』法政大学出版局、2013年。 鄭哲『在日韓国人の民族運動』洋々社、1967年。

---『民団今昔:在日韓国人の民主化運動』啓衆新社、1982年。

テッサ・モリス=スズキ『北朝鮮へのエクソダス:「帰国事業」の影をたどる』朝日新聞社、 2007 年。

遠山茂樹、藤原彰、今井清一『昭和史』岩波新書、2002年。

外村大『在日朝鮮人社会の歴史学的研究』緑蔭書房、2007年。

長田彰文『日本の朝鮮統治と国際関係:朝鮮独立運動とアメリカ 1910~1922』平凡社、2005年。

原田泰『日米関係の経済史』ちくま新書、1995年。

朴正鎮・高崎宗司『帰国運動とはなんだったのか:封印された日朝関係史』平凡社、2005 年。

朴正鎮『日朝冷戦構造の誕生―1945~1965:封印された外交史』平凡社、2012年。

樋口雄一『金天海 在日朝鮮人社会運動家の生涯』社会評論社、2014年。

朴慶植『解放後 在日朝鮮人運動史』三一書房、1989年。

朴烈『新朝鮮革命論』中外出版、1948。

ブルース・カミングス(日本語訳: 鄭敬謨、林哲)『朝鮮戦争の起源 1945年―1947年 解放と南北分断体制の出現』 1巻、シアレヒム、1989年。

松田利彦『東亜聯盟運動と朝鮮・朝鮮人:日中戦争期における植民地帝国日本の断面ー』 有志舎、2015 年。

文京洙 『在日朝鮮人問題の起源』クレイン、2007年。

-----『済州島四·三事件:「島のくに」の死と再生の物語』平凡社、2008年。

梁永厚『戦後・大阪の朝鮮人運動:1945~1965』未来社、1994年。

吉澤文寿『戦後日韓関係-国交正常化交渉をめぐって-』クレイン、2015年、

尹健次『「在日」の 精神史 - 渡日・解放・分断の記憶 - (1、2、3巻)』岩波書店、2015年。 尹景徹『分断後の韓国政治』東京:木鐸社、1986年。

和田春樹『北朝鮮現代史』岩波新書、2012年。

韓国語(ハングル字音順)

金得中『'빨갱이'의 탄생: 여수·순천사건과 반공국가의 탄생』先人、2009年。 金榮美『동원과 저항: 해방 전후 서울의 주민사회사』푸른역사、2009年。 金仁徳『재일본조선인연맹 전체대회 연구』先人、2009年。

-----『박열: 극일에서 분단을 넘은 박애주의자』역사의 공간、2013年。

金壽子『이승만의 집권초기 권력기반연구』景仁文化社、2005年。

朴美娥「해방 직후 재일조선인의 경제활동 : 1945~1950 년 암시장을 중심으로」西江 大学校大学院、史学科韓国史専攻、2015 年。

朴鎭希『한일회담:제1공화국의 대일정책과 한일회담 전개과정』先人、2008年。 卞恩眞『파시즘적 근대체험과 조선민중의 현실인식』先人、2013年。

-Bernd Stoever(著)、최승완(韓国語役)『냉전이란 무엇인가: 1945-1991』역사비평사、2008 年。

安浩相『일민주의의 본바탕』—民主義研究院、1950年。

-----『민족사상과 전통종교의 연구』민족문화출판사、1996年。

Oliver R. Avison(著)、朴日泳(訳)『大韓民国建国の内幕(上、下)』啓明社、1998。

劉義相『대일외교의 명분과 실리:대일청구권 교섭과정의 복원』역사공간、2016年。

李元徳『한일 과거사 처리의 원점:일본의 전후처리 외교와 한일회담』서울대학교출

판부、2000年。

李炫熙『대한민국임시정부사』혜안、2001年。

서울신문특별취재팀『韓国外交秘録』서울신문社、1984。

徐仲錫『현대한국민족운동연구』역사비평사、1991年。

—— 『비극의 현대지도자 : 그들은 민족주의자인가 반민족주의자인가』성균관대학교 출판부、2002 年。

- ———『이승만의 정치 이데올로기』역사비평사、2005年。
- -----『한국현대사 60 년』역사비평사、2010年。

沈之淵『한국현대정당론』창작과비평사、1984年。

兪光浩外 5 名『現代韓国経済史』韓国精神文化研究院 、1987年。

田甲生『한국전쟁과 분단의 트라우마: 새로운 자료、다른시각』先人、2011年。

鄭秉峻『우남 이승만연구』역사비평사、2013 年。

鄭容郁『해방 전후 미국의 대한정책』서울대학교출판부、2003 年。

鄭印燮『재일교포의 법적지위』서울대학교출판부、1995年。

鄭熙鐥『재일조선인의 민족교육운동』先人、2014年。

済州 4・3 事件真相報告書企画団『제주 4・3 사건진상조사보고서』제주 4・3 사건진상 규명및희생자명예회복위원회、2003 年。

在日本大韓民国民団『民団 50 年史』在日本大韓民国民団中央本部、1999 年。

親日人名辞書編纂委員会『친일인명사전』(1~3 권)民族問題研究所、2009 年。

崔永鎬『재일한국인과 조국광복』글모인、1995年。

[論文]

日本語(五十音読順)

荒敬「占領支配の構造とその変容」『継続する植民地主義:ジェンダー/民族/人種/階級』

青弓社、2005年。

李泳采「戦後日朝関係の初期形成過程の分析:在日朝鮮人帰国運動の展開過程を中心に」『立命館法学』5・6号、立命館大学法学会、2010年。

李錫敏「トルーマン政権期における『冷戦戦略』の形成とアジア冷戦の始まり:対ソ脅威 認識を中心に」『戦略史としてのアジア冷戦』慶応義塾大学出版会、2013年。

太田修「第 1 次日韓国交正常化交渉における在日朝鮮人の法的地位と処遇:植民地主義、 分断、冷戦の交錯」『社会科学』44 巻 2 号、同支社大学人文科学研究所、2014 年。

韓国史編纂委員会『朝鮮韓国近現代史事典』東京:日本評論社、2015年。

金鉉洙「日本における日韓会談反対運動:在日朝鮮人運動を中心に」明治大学大学院博士 学位論文(史学)、2012 年。

古庄正「在日朝鮮人労働者の賠償要求と政府および資本家団体の対応」『社会科学討究』31 巻 2 号、早稻田大學社會科學研究所、1986 年。

----「朝鮮人戦時労働動員における民族差別」『在日朝鮮人史研究』36 号、緑蔭書房、2006年。

----「供託をめぐる国家責任と企業責任」『在日朝鮮人史研究』37 号、緑蔭書房、2007年。

-----「足尾銅山・朝鮮人戦時動員の企業責任 : 村上安正氏の批判に答える」『在日朝鮮人史研究』41 号、緑蔭書房、2011 年。

小林聡明「帰還・密航・送還: GHQ 占領下における在日朝鮮人の移動とメディア」『東アジア近代史』10号 2007年。

小林玲子「GHQ の在日朝鮮人認識に関する一の考察: G-2 民間諜報局定期報告書を中心に」 『朝鮮史研究会論文集』32 集、1994 年。

-----「戦後における在日朝鮮人と『祖国』: 朝鮮戦争期を中心に」『朝鮮史研究会論文集』34集、1996年。

-----「日韓会談と『在日』の法的地位問題─-退去強制を中心に」『歴史としての日韓国 交正常化II』法政大学出版局、2011 年。

高瀬弘文「東北アジアにおける戦後日本の経済外交の端緒:日韓通商協定の締結を手掛かりに」『国際政治、国際政治研究の先端』9、日本国際政治学会、2012年。

鶴本幸子「所謂『寺内総督暗殺未遂事件』について」『朝鮮史研究会論文集』10 集、緑蔭書 房、1973 年。

テッサ・モーリス=スズキ(著)、幸島理人(訳)「占領軍への有害な行動: 敗戦後日本における移民管理と在日朝鮮人」『継続する植民地主義』青弓社、2005年。

崔徳孝「朝鮮戦争と在日朝鮮人―義勇兵派遣の問題を中心に一」『朝鮮半島と日本の同時代 史-東アジア地域共生を展望して―』評論社、2005 年。

崔永鎬「戦後の在日朝鮮人コミュニティにおける民族主義運動研究:終戦直後南朝鮮の建 国運動との運動を中心に」東京大学大学院博士学位論文、東京大学大学院総合文化研究科 国際関係論専攻、1992 年。

外村大「戦後における在日朝鮮人と日本社会」『アジアの激変と戦後日本:日本現代史』4 号、現代史料出版社、1998年。

福本拓「『密航』に見る在日朝鮮人のポスト植民地性」『アジア遊学:帝国崩壊とひとの再 移動』勉誠出版、2011 年。

マシュー・オーガスティン「戦後占領期日朝間における人流と国境管理」『朝鮮史研究会論文集』50集、2012年。

松本邦彦「在日朝鮮人の日本国籍剝奪:日本政府による平和条約対策の検討」『東北大学法学部:法学』52巻4号、東北大学法学会、1988年。

水野直樹「在日朝鮮人・台湾人参政権「停止」条項の成立:在日朝鮮人参政権問題の歴史 的検討(一)|『研究紀要』1号、財団法人・世界人権問題研究センター、1996年。

-----「在日朝鮮人・台湾人参政権「停止」条項の成立:在日朝鮮人参政権問題の歴史

的検討(二)」『研究紀要』2号、財団法人・世界人権問題研究センター 、1997年。 宮崎章「占領初期における米国の在日朝鮮人政策」『思想』734号、岩波書店、1985年。 吉澤文寿「日韓会談における『在日韓国人』法的地位交渉-国籍・永住許可・退去強制問題 を中心に-」『朝鮮史研究会論文集』49集、2011年。

尹健次「民戦から朝鮮総連へ: 路線転換の歩み」『在日朝鮮人史研究』43 号、緑蔭書房、 2013 年。

ロバート・リケット「GHQ の在日朝鮮人政策」『アジア研究』和光大学アジア研究・交流グループ、1994年。

-----「在日朝鮮人の民族自主権の破壊過程」『青丘学術論文集』6 号、1995年。

-----「朝鮮戦争前後における在日朝鮮人政策:戦後単一民族国家の起点」『朝 鮮戦争と日本』新幹社、2006 年。

韓国語(ハングル字音順)

강혜경「조병옥, 반공전선에 앞장선 '구국경찰'」『내일을 여는 역사』25호、先人、2006 年、。

金奉燮「이승만정부시기의 재외동포정책」博士学位論文、韓国学中央研究院、2010年。 金榮美「해방 이후 주민등록제도의 변천과 그 성격」『韓国史研究』136호、韓国史研究会、2007年。

김진혁「한국경찰 60 년、평가와 전망」『법학연구』28 호、한국법학회、2007 年。 金太基「한국정부와 민단의 협력과 갈등관계」『아시아태평양지역연구』3 권 1 호、全 南大学아시아太平洋地域研究会、2000 年。

一一「韓国政府 수립 직후 駐日韓国外交代表部外 在日韓人」『韓日民族問題研究』 25 호、韓日民族問題学会、2013 年。 —— 「아나키스트 박열과 해방 후 재일한인 보수단체」『韓日民族問題研究』27 권 0 호、韓日民族問題学会、2014 年。

金鉉洙「韓日會談에있어 韓國政府의 在日朝鮮人認識」『韓日民族問題研究』19 호、韓日民族問題学会、2010年。

김희주「중일전쟁기 在京都조선인의 東亜連盟運動과趙恩濟」『慶州史学』27 号、2008 年。

盧琦霙「민단의 본국지향과 한일교섭」『의제로 본 한일회담』국민대학교일본학연 구소편、先人、2010年。

松浦正伸「냉전기 재일한인 북송사업의 규모변용 과정에 관한 분석: 조총련과 북한로비의 역할을 중심으로」서울대학교: 외교학박사논문、2015年。

村上尚子「4·3 당시 일본 에히메(愛媛)에 건너간 사람들에 관한 영연방 일본점령군 자료」『4·3과 역사』7호、제주4·3연구소、2007年。

朴沙羅「조선인을 식별하다: 점령기 '조선인'과 '불법 입국'의 정의에 관하여」 『주권의 야만: 밀항, 수용소, 재일조선인』성공회대학교 동아시아연구소、한울아카 데미、2017年。

박종연「일제시기 李康勳의 민족운동과 六三亭의거」『崇實史学』32 号、2014 年。 朴鎭希「이승만의 대일인식과 태평양동맹 구상」『역사비평』通巻 76 号、역사비평사、 2006 年。

呂聖九「해방 후 재일 한인의 미귀환 사례와 성격」『한국근현대사연구』38 호、韓国 近現代史学会、2006 年。

李誠「한일회담의 재일조선인의 법적지위 1951~1965 년」[韓日会談の在日朝鮮人の法的地位:1951~1965 年]成均館大學校博士学位論文、2013 年。

--- 「한일회담(1951~65)과 재일조선인의 국적 문제: 국적선택론에서 귀화론으로」『사림』45 호、수선사학회、2013年6月。

이용곤「해공 신익희의 정치노선에 관한 연구」慶南大学大学院博士学位論文(政治外交 学科)、2008 年。

李定垠「'난민' 아닌 '난민수용소', 오무라수용소 : 수용자, 송환자에 대한 한국 정부의 대응을 중심으로」『사회와 역사』103集、韓国社会史学会、2014年。

張博珍「한일회담 개시 전 한국정부의 재일한국인 문제에 대한 대응 분석: 대한민국의 국가정체성과 '재일성'의 기원」『아세아연구』52 권 1 호、고려대학교아시아문제연구소、2009 年 3 月。

—— 「한일회담에서의 재일한국인 법적지위 교섭의 문제점 검토:한국정부의 인식과 대응을 중심으로」『한민족연구』8호、韓民族研究会、2009年12月。

田甲生「한국전쟁기 오무라수용소(大村收容所)의 재일조선인 강제추방에 관한 연구」 『제노사이드연구』5호、釜慶歴史研究所、2009年。

—— 「오무라수용소와 재일조선인의 강제추방법제화」 『주권의 야만 : 밀항, 수용소, 재일조선인』 성공회대학교 동아시아연구소、한울아카데미、2017年。

鄭秉峻「미국 자료를 통해 본 백범 김구 암살의 배경과 미국의평가」『역사와현실』 61 호、한국역사연구회、2006 年。

鄭印燮「재일한인의 국적과 남북한의 국적법 개정」『근·현대 한일관계와 재일동포』 서울대학교출판부、1999 年。

鄭眞阿「이승만정권기 경제개발 3 개년계획의 내용과 성격」『한국학연구』 3 권、高麗大学校韓国学研究所、2009 年。

崔永鎬「해방직후 한일관계와 박열의 정치적 위상」『광복이후 박열의 사상과 활동』 朴烈義士記念館開館 2 周年記念学術会議、2014 年。

韓敬九「한일법적지위협정과 재일한인 문제」『의제로 본 한일회담』先人、2010年。 黃善翌「연합군총사령부의 해외한인 귀환정책 연구」国民大学大学院、国史学科、20 12年。 洪仁淑「第2次世界大戦直後、GHQ의 在日朝鮮人政策」『韓日民族問題研究』創刊號、韓日民族問題学会、2001年。